

ねやがわ

市 政 概 要

令和3年度版

寝屋川市議会事務局

市 の 木 及 び 市 の 花 昭 和 43 年 4 月 選 定



市 の 木 (さくら)



市 の 花 (ばら)

寝屋川市歌

作詞 市教育委員会
作曲 高木 和夫

一、

生駒嶺は 紫匂い
寝屋川の 流れ静かに
遠き代の 夢呼ぶところ
新らしき いらかは並び
千町田の 稲もみのりて
澁らつと 生命のびゆく
寝屋川市 おお
寝屋川 さかえあれ

二、

河内野に 地の利を占めて
街空は 年にひろがり
商工の 脈うつところ
エンジン 高らかに唸り
店の灯は 明るくゆれて
澁らつと 生命のびゆく
寝屋川市 おお
寝屋川 光あれ

三、

家々の 窓にさし来る
朝あけの 光さやかに
人の和の 花さくところ
文教の 息吹豊かに
すこやけき 自治の歩みに
澁らつと 生命のびゆく
寝屋川市 おお
寝屋川 ほまれあれ

新寝屋川音頭

作詞 南口 繁信
作曲 斉藤 正雄
歌 金田 たつえ

一、

生駒山から ほのぼの明けて
みどりゆたかな 寝屋川市
まつりばやしで 昔も今も
町は絵になる 歌になる
寝屋川音頭で 笑顔がふえて
人の心も丸くなる ホントネ

ソレー

二、

人にきかれりや 日本一と
胸を張ります 寝屋川市
淀の流れに お化粧はいらぬ
あの娘かわいや 豆しぼり
寝屋川音頭で 笑顔がふえて
人の心も丸くなる ホントネ

ソレー

三、

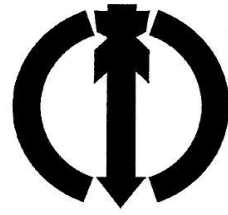
ここがいいねと お隣さんと
住めば都の 寝屋川市
街のネオンと 人情の花が
咲いて明日へ 伸びる町
寝屋川音頭で 笑顔がふえて
人の心も丸くなる ホントネ

ソレー

四、

街を横切る 一号線に
今日もにぎわう 寝屋川市
いくら積んでもお金じゃ 買えぬ
まつり広場の あで姿
寝屋川音頭で 笑顔がふえて
人の心も丸くなる ホントネ

ソレー



市 章

↑ はネと矢、すなわち寝屋を示し、(I)は川を表しており、市名文字を図案化して収めたもので、寝屋川市が矢のように早く円滑に発展する意味を象徴したものです。

昭和26年5月3日制定

寝 屋 川 市 民 憲 章

昭和 48 年 5 月 3 日制定

(前文)

わたくしたちは、河内平野にひろがり歴史と伝統をもつ寝屋川市の市民です。

わたくしたちは、明るく豊かに生きがいのあるまちをつくるために、日本国憲法の精神にしたがい、その崇高な理想のもとにこの憲章を定めます。

これによつて、わたくしたち市民の自治精神が強化され、お互いの連帯意識が高められ、寝屋川市が急激な市街化による弊害から守られて、さらに繁栄することを、わたくしたちは期待します。

(本文)

- 1 わたくしたちは、誇りと責任をもつて恒久の平和を愛し、寝屋川市を愛します。
- 1 わたくしたちは、教養をふかめ、教育と文化との香り高いまちづくりにつとめます。
- 1 わたくしたちは、お互いの人権を尊重し、よく話しあい、理解しあい、譲りあつてうるおいのあるまちづくりにつとめます。
- 1 わたくしたちは、老人を敬愛し、子どもを大切に、青少年がすこやかに夢と希望をのばしうる暖かいまちづくりにつとめます。
- 1 わたくしたちは、お互いに公共心をやしない、美しい緑と水を取りもどし、公害のない清潔なまちづくりにつとめます。

都 市 宣 言

Neyagawa city's Declaration

交 通 安 全 都 市 宣 言

Declaration as “Traffic Safety City”

近年我が国産業経済界の急速な発展と国民生活の目覚ましい向上は、誠によろこばしいことであるが、その一面これに伴う災害の発生は年とともに激増の段階をたどり、なかでも交通事故の発生は極度に甚だしく民心を恐怖と不安のどん底に陥れている現状である。当寝屋川市においても国道一号線、国道大阪四日市線、府道八尾枚方線等を帶し、近時脅威的な死傷事故発生を醸し、尊い人命の数々が路上の露と消え去つて、恰も交通地獄を思わせるものがあり、まことに憂慮に堪えないところである。

よつて、我々は交通事故の大半が人の作為に基因するものであることに鑑み、人命尊重と交通平和の精神に則り交通災害の絶滅と安全意識の高揚をはかるため、寝屋川市各界各層そろつて一丸とする市民運動の強力な推進が必要と確信する。

ここにおいて、道路施設並びに環境良化を推進するほか、市民また取締機関のみに委ねることなく個々の自覚と努力によつて交通道德を涵養し市における各種組織体との連携いをはかり交通事故絶滅を期して市民及び通行者の安全を確保し、もつて都市建設に邁進すべく寝屋川市を交通安全都市と銘を打ち市民の総意を結集して強力な運動を展開するものである。

以上宣言する。

(昭和37年3月10日)

緑 化 推 進 都 市 宣 言

Declaration as “Tree-Loving City”

本市は、急激な人口増加にともなう土地開発により、緑地は破壊され、生活環境は、いちじるしく悪化している。

自然の保護、緑地の確保など緑のまちづくりは、市民の強い願望であり、市民生活にとり欠くことのできない重要な課題である。

ここにおいて、本市を自然の潤いのあるまちにするため、自然環境の保全と公園、緑地の整備、植樹、花壇など市民と市が一体となり、緑と花の美しい環境づくりに、あらゆる施策、方途を講じ、その実現を期し、ここに全市民とともに、寝屋川を「緑化推進都市」とすることを宣言する。

(昭和48年3月29日)

暴 力 排 除 都 市 宣 言

Declaration as “City That Excludes Violence”

法秩序を無視した最近の一連の暴力事件は平穏な市民生活を脅かしており、これを断じて容認することはできません。

私達市民は、このような事態に直面し、今こそ警察の暴力団取締り活動に呼応し、正に民警一体の体制により暴力団追放に強力に取組み、もつて本市を明るく平和な街にするため、恒久的に次のことを実践し、暴力排除都市宣言をする。

- 1 小さな暴力を見逃さず、勇気をもつて積極的に警察に申告する。
- 2 暴力団の資金源となる行為に加わつたり協力をしない。
- 3 暴力団追放に地域ぐるみで立ちあがる。
- 4 青少年を暴力団から守る。

(昭和52年9月30日)

非核平和都市宣言

Declaration as “Peaceful, Non-Nuclear City”

全世界の恒久平和は、人類共通の願望であり、市民の誇りと願いをこめた「寝屋川市民憲章」では日本国憲法の精神にしたがい、その崇高な理想のもとに恒久の平和を念願している。

我が国は、世界唯一の核被爆国として、核兵器廃絶と全面軍縮に積極的な役割を果たすべきであり、平和なくしては、自治の精神の下、明るく豊かに生きがいのあるまちづくりは保障されない。

よつて、寝屋川市は市民憲章の誇りと責任をもつて恒久の平和を愛する人びとの住むまちとして、あらゆる国の戦争と核兵器廃絶を求め、ここに「非核平和都市」を宣言する。

(昭和58年3月25日)

人権擁護都市宣言

Declaration as “City That Protects Human Rights”

我々は、基本的人権の尊重を柱とし、恒久の平和と民主的な社会の建設を目指して制定された日本国憲法において、基本的人権の享有を侵すことのできない永久の権利として保障されている。

そこで、本市は、基本的人権尊重を実現するため、寝屋川市民憲章を制定し、お互いの人権を尊重する精神を強調してきたところである。

しかし、近代文明の急激な進展は、一方においても、人権疎外と社会意識や道徳心の欠如をもたらし、基本的人権を侵害するという事象を生みだしている。

よつて、本市は、世界人権宣言35周年を契機に改めて基本的人権の大切さを認識し、それを擁護していく活動を進めることを確認し、人権尊重と自由・平和を守り、明るく住みよい寝屋川市を実現するため、ここに「人権擁護都市」とすることを宣言する。

(昭和58年10月5日)

長寿社会づくり都市宣言

Declaration as “Longevity City”

人類の夢である長寿がわが国では現実のものとなり、寝屋川市においても明るい長寿社会づくりが重要な課題となっています。

寝屋川市は、日本国憲法の精神にのっとり、国民の権利がすべての市民に等しく行きわたり、高齢者の社会参加と自立した生活が可能となるために、高齢者を敬愛し、世代間の連帯によって、よりよい市民社会をつくっていきます。

また、高齢者の高齢にともなう身体的、精神的、社会的な諸課題に対しては、健康で文化的な生活を営むことができるよう配慮を行っていくことが、市民の幸せと寝屋川市の発展に必要であることを確認します。

よつて、高齢者が生きがいをもって暮らし、活躍できるまちづくりと、すべての市民が健やかな高齢期にそなえるための取り組みを、市政の重要な目標に掲げ、市民と共同して推進することを決意して、寝屋川市は、ここに「長寿社会づくり都市」を宣言します。

(平成5年9月15日)

市 ロ ゴ マ ー ク

一級河川・寝屋川の川の流れをモチーフにしたワンポイントをアクセントに取り入れ、丸みのある書体は信頼・安定を表しています。

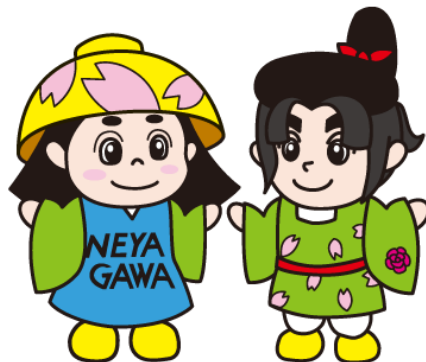


ワガヤネヤガワロゴマーク

「ワガヤネヤガワ」のネーミングをいかすデザインとして、親しみ・温かみを込め、丸い輪と文字は家の中でちゃぶ台を囲む家族を表現しています。



マスコット・キャラクター



はちかづきちゃん・ねや丸くん

はちかづきちゃん

「はちかづきちゃん」は、平成2年の「国際花と緑の博覧会」で、会期中の7月30日を「寝屋川市の日」とし、この日を盛り上げるためにキャラクターを市民の皆さんから募集したものです。市の民話「鉢かづき姫」をモチーフにしている、市の木「サクラ」の花びらがデザインされた鉢を被っています。

ねや丸くん

「ねや丸くん」は、マスコット・キャラクター「はちかづきちゃん」のお友だちとして、平成29年に誕生しました。「はちかづきちゃん」と同じく、民話「鉢かづき姫」に登場する山陰三位中将の四男（宰相）をモチーフにしています。

目 次

市 勢

市の沿革	1
------	---

市の位置・地勢	2
---------	---

人口

1 人口・世帯数の推移	3
-------------	---

2 年齢別人口	3
---------	---

3 人口動態	4
--------	---

4 産業別就業人口（国勢調査）	5
-----------------	---

市議会

1 議員数	6
-------	---

2 組織	6
------	---

3 会議の開催状況	6
-----------	---

4 議員名簿（議席順）	7
-------------	---

5 会派別議員数	7
----------	---

6 議会構成一覧表	8
-----------	---

7 歴代正・副議長	8
-----------	---

8 議会運営	10
--------	----

9 議員報酬	11
--------	----

10 政務活動費	11
----------	----

11 議会図書室	11
----------	----

12 議会広報誌	11
----------	----

寝屋川市行政機構図	12
-----------	----

歴代三役

1 市長	14
------	----

2 助役・副市長	14
----------	----

3 収入役	14
-------	----

第六次総合計画の概要

1 計画の位置付け	15
-----------	----

2 計画の構成と期間	15
------------	----

3 将来像	15
-------	----

4 計画推進の基本姿勢	15
-------------	----

5 まちづくりの方向性	16
-------------	----

6 計画の進捗管理	16
-----------	----

行財政改革

1 経過	17
------	----

2 行財政改革大綱（改訂版）	17
----------------	----

広報・広聴

1 広報活動	19
--------	----

2 広聴活動	21
--------	----

自治体D X

1 寝屋川市デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進計画	22
----------------------------------	----

2 ビジネスチャット	22
------------	----

3 統合型内部事務システム	22
---------------	----

4	行政手続申請（電子申請）システム	22
5	公共施設予約システム	22
6	オンライン会議・相談	23
7	A I ・ R P A等活用	23
8	オープンデータ	23
9	メールねやがわ	23
財政		
1	当初予算推移	24
2	一般会計予算対前年度比較	24
3	一般会計歳出予算性質別比較	25
4	令和3年度一般会計当初予算款別構成図	26
5	一般会計決算の推移	27
6	市債の目的別償還状況及び現在高（一般会計）	28
7	健全化判断比率及び資金不足比率の状況	28
8	普通会計財政指数等の推移	28
9	地方交付税の状況	28
市庁舎		
1	概要	29
2	市庁舎管理経費	30
公有財産		
1	土地及び建物	31
2	保有車両一覧	31
3	公共施設等総合管理計画	32
市税		
1	市税収入状況	33
2	市税収納状況	34
3	市民1人当たり市税負担額等年度別比較	34
4	納税義務者の推移	35
5	個人市民税の納税義務者及び調定額の構成	35
非核平和		
1	非核平和の推進	36
人権文化		
1	人権啓発の推進	36
2	人権擁護の推進	36
男女共同参画		
1	概要	37
2	第5期ねやがわ男女共同参画プラン	37
3	事業等	37
都市提携		
1	国内友好都市提携	39
2	海外姉妹・友好都市提携	39
地域協働の推進		
1	概要	40
2	地域協働の取組	40
住民自治		
1	住民組織	42

2	集会所施設整備及び維持促進補助	42
3	集会所建設資金融資あっせん事業	43
4	市民公益活動災害補償制度	43
コミュニティ施設等		
1	西北コミュニティセンター	44
2	南コミュニティセンター	44
3	東北コミュニティセンター	45
4	西コミュニティセンター	45
5	西南コミュニティセンター	46
6	東コミュニティセンター	46
7	南コミュニティセンター分館	47
8	市民活動センター	47
9	市民会館	48
社会を明るくする運動		
1	概要	49
2	事業内容	49
3	社会を明るくする運動推進委員会	49
4	具体的活動	50
消防		
1	管内の概況	51
2	市予算と消防予算との比較	51
3	市民1人当たり等の消防予算	51
4	組織	51
5	消防職員	53
6	現有車両	54
7	消防水利状況	54
8	消防団	55
防災		
1	地域防災計画	56
2	防災体制の確立	57
3	寝屋川市防災行政無線局	60
4	自主防災組織の育成	61
5	災害用物資の備蓄	61
6	耐震性貯水槽の設置	61
いじめ防止対策のアプローチ		
1	アプローチ導入の経緯	63
2	アプローチ内容	63
3	「行政的アプローチ」の流れ	63
4	攻めの情報収集	63
5	寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例	63
6	いじめ事案への対応実績	64
情報提供		
1	市民情報コーナー	65
2	情報公開制度	65
3	個人情報保護制度	66
契約		

1	登録業者	67
2	契約状況	67
3	契約事務の審査	67
人事・研修		
1	職員数	68
2	組織別職員数	68
3	職員採用実績（新規採用）	69
4	職員退職実績	69
5	研修体系	70
6	研修実績	71
福利・厚生		
1	職員の福利厚生	73
給与		
1	給料・報酬	74
2	旅費・費用弁償	76
選挙管理委員会		
1	選挙人名簿定時登録者数	77
2	有権者の推移	79
3	各種選挙の記録（寝屋川市分）	79
4	選挙党派別得票数（寝屋川市分）	80
戸籍・住民		
1	各種登録数	81
2	各種届出受理件数	81
3	手数料	82
4	各種証明書の取扱枚数	83
旅券（パスポート）		
1	概要	84
2	旅券申請・交付件数	84
住居表示		
1	住居表示整備事業	85
葬儀・墓地		
1	市民葬儀	86
2	火葬場	87
3	公園墓地	88
国民年金		
1	被保険者数	90
2	支給年金額	90
3	国民年金給付状況	90
4	基礎年金給付状況	91
5	福祉年金給付状況	91
シティ・ステーション		
1	概要	92
2	業務内容	93
3	業務統計	94
農業振興		
1	現況	96

2 農業施策	96
農業委員会	
1 農業委員の構成	99
2 部会の構成	99
3 農地調整委員会活動	99
4 農政企画委員会活動	100
商工業振興	
1 現況	101
2 寝屋川市産業別事業所数及び従業者数	101
3 商工業振興施策	102
4 大規模小売店舗数	103
5 産業振興センター	104
6 令和2年度地域産業緊急支援対策	104
消費生活	
1 概要	105
2 消費生活センター	105
ごみ減量推進	
1 概要	107
2 基本方針	107
3 主な事業	107
4 ごみ処理事業の沿革	110
環境政策	
1 公害苦情・陳情処理状況	111
2 用途地域別公害発生状況	111
3 対策	112
4 環境保全事業	113
5 環境衛生事業	114
清掃	
1 ごみ処理	115
2 北河内4市リサイクルプラザ	118
3 し尿処理	118
健康増進	
1 予防接種事業	120
2 母子保健事業	121
3 成人保健事業	126
4 市立保健福祉センター診療所	130
5 北河内こども夜間救急センター	131
保健衛生	
1 概要	132
2 施設概要	132
3 企画関係事務	132
4 医事薬事	133
5 食品衛生	134
6 環境衛生	135
7 動物衛生	136
8 感染症対策	136

9	難病対策	137
10	精神保健福祉対策	138
11	新型コロナウイルス感染症対策	139
国民健康保険		
1	国民健康保険特別会計予算の状況	141
2	国民健康保険特別会計決算の状況	141
3	保険料賦課方法	141
4	保険料の軽減措置	142
5	徴収方法	144
6	収納状況	144
7	国民健康保険運営協議会	144
8	被保険者の推移（年間平均）	145
9	給付内容	145
10	療養給付費の給付状況	145
11	その他の保険給付費	145
12	人間ドック・脳ドック助成事業	146
13	出産育児一時金	146
14	特定健診・特定保健指導事業	147
医療費の助成制度		
1	ひとり親家庭医療費助成制度	148
2	老人医療費助成制度	148
3	障害者医療費助成制度	149
4	子ども医療費助成制度	149
5	小児慢性特定疾病医療費助成	150
後期高齢者医療		
1	後期高齢者医療特別会計予算の状況	151
2	後期高齢者医療特別会計決算の状況	151
3	保険料賦課方法	151
4	保険料の軽減措置	152
5	収納状況	152
6	徴収方法別収納割合	153
7	被保険者の推移	153
8	給付内容	153
生活保護		
1	概要	154
2	生活保護状況	154
3	扶助別保護状況	155
4	保護世帯類型別構成比	155
5	民生委員・児童委員	156
貸付制度		
1	生活つなぎ資金貸付制度	158
生活困窮者自立支援		
1	概要	159
高齢者福祉		
1	概要	160
2	高齢者人口の推移	160

3	老人クラブ	160
4	在宅福祉サービス	160
5	生きがい対策	165
6	施設福祉対策	167
介護保険		
1	概要	168
2	居宅サービス	168
3	施設サービス	170
4	介護予防・日常生活支援総合事業	171
障害者(児)福祉		
1	障害者自立支援制度	172
2	障害者施策に係る計画	172
3	障害者手帳交付状況	173
4	特別障害者手当等支給状況	174
5	自立支援給付事業	174
6	地域生活支援事業	178
7	在宅障害者施策事業	179
8	療育・自立センター	180
9	東障害福祉センター	183
10	身体障害者福祉センター（保健福祉センター内）	183
11	児童デイサービスセンター（どんぐり教室）	183
シルバー人材センター		
1	概要	184
2	事業実績	184
社会福祉協議会		
		185
児童・母子福祉		
1	保育の必要性の認定	196
2	保育所・認定こども園	196
3	保育料	198
4	幼児教育・保育の無償化	200
5	各種手当制度等	201
6	こども相談	201
7	市立子育てリフレッシュ館・リラット（RELATTO）	202
8	こどもセンター	203
9	その他の地域子育て支援拠点	203
10	ねやがわ子育て☆スタート応援クーポン交付事業	204
都市計画		
1	用途地域等の指定状況	205
2	地区計画の指定状況	206
3	都市計画道路の計画決定状況	206
4	都市計画公園等の計画決定状況	206
5	市街地開発事業	207
開発指導		
1	開発に関する指導要綱	208
2	開発許可等の申請件数	208
3	開発審査会	208

4 寝屋川市景観条例	209
建築指導	
1 建築確認	210
2 建築審査会	210
3 違反建築	211
4 耐震診断・耐震改修	211
5 長期優良住宅	212
6 建設リサイクル法	212
密集住宅地区整備	
1 密集住宅地区整備事業	213
公的賃貸住宅	
1 市営住宅	216
2 府営住宅	216
3 大阪府住宅供給公社	217
4 独立行政法人 都市再生機構	217
道路	
1 市道	218
2 道路掘削占用件数	218
3 寝屋川市道路線認定基準（内規）	219
4 寝屋川市私道舗装規則（抜粋）	219
5 私道舗装実績	220
6 道路明示	220
7 都市計画道路事業	220
8 地籍調査事業	221
公園緑地	
1 都市計画公園・開設	222
2 その他の都市公園	223
3 暫定使用公園	223
4 公園整備計画	224
5 緑道整備計画	224
6 緑化推進事業	224
7 ちびっこ老人憩いの広場	224
8 テニスコート	224
9 市民グラウンド	225
交通安全対策	
1 交通事故の推移	226
2 交通安全対策主要施策	226
3 放置自転車対策	226
4 自転車駐車場整備状況（公営）	227
5 自転車の駅	229
6 交通安全施設	229
公共下水道	
1 公共下水道事業の経過	230
2 計画	230
3 水洗便所改造資金融資あっせん制度及び助成金制度	230
4 受益者負担金	231

5	下水道使用料	232
6	下水道事業会計決算	232
7	河川の一覧	233
	寝屋川北部流域下水道	234
	水道	
1	沿革	235
2	水道事業会計決算	235
3	施設位置図	236
4	給配水の状況	237
5	配水量の内訳	237
6	給配水量	238
7	用途別給水量及び料金収入	239
8	加入金	239
9	水道料金	240
	学校教育	
1	学校数	241
2	児童・生徒数等の推移	241
3	教育費児童生徒1人当たりの市負担経費	241
4	中学校卒業者の進路	242
5	高等学校進学状況（全日制）	242
6	学校施設一覧	243
7	学校給食	245
8	学校保健	245
9	就学奨励	246
	人権教育	247
	総合教育研修センター	
1	施設概要	248
2	事業概要	248
	社会教育	
	《地域のネットワークづくり》	
1	地域教育	250
	《家庭教育力の向上》	
1	家庭教育推進事業	251
2	CAP（子どもへの暴力防止）プログラム	251
	《青少年リーダー組織の強化》	
1	青少年リーダー育成事業	251
	《放課後の居場所の充実》	
1	子どもの居場所づくり（放課後子供教室）への支援	252
	《青少年の健全育成団体との体制づくり》	
1	青少年指導員会	252
2	青少年の健全育成を推進する事業	252
	《留守家庭児童会の運営》	
1	留守家庭児童会	252
	《学習活動の充実》	
1	社会教育委員会議	254
2	各種事業	254

3 学び館	255
4 エスポアール	256
《図書館の充実》	
1 図書館	257
《関係機関・団体との協働》	
1 社会教育関係団体	260
《文化・芸術活動の促進》	
1 文化振興条例と文化振興会議	261
2 文化事業	261
《文化の鑑賞などの機会の充実》	
1 地域交流センター（アルカスホール）	262
2 池の里市民交流センター	263
《文化財の収集・保存及び公開・活用》	
1 文化財	264
2 寝屋川市立埋蔵文化財資料館	266
3 太秦高塚古墳公園	266
《地域文化資源の活用》	
1 ネットワークサイン・ルート環境整備	266
2 新寝屋川八景の周知・活用	266
《スポーツ指導者の養成・活用》	
1 スポーツ指導者の育成と活用	267
2 社会体育団体	267
《施設の整備・充実》	
1 市民体育館	268
2 野外活動センター	269
3 淀川河川グランド	269
《スポーツ・レクリエーション活動の充実》	
1 大会及び行事	270
2 スポーツ教室	270
《学校体育施設などの開放》	
1 一般開放スポーツ施設	270
官公署と施設一覧表	271

市 の 沿 革

寝屋川市は、昭和26年5月3日、大阪府内で16番目の市として誕生しました。昭和36年には水本村と合併し、昭和41年に一部が大東市に編入されて、現在の寝屋川市域となりました。

戦後の経済復興が始まると、市域では昭和30年代後半から人口の増加が始まり、高度経済成長期には、大阪都心部へ勤務する人たちの住居地として、また、整備されてきた道路交通網を利用した企業の工業用地として利用され、昭和50年には人口25万人を突破するなど住宅都市として大きく変貌を遂げました。その後、人口は、少子高齢化の進展、人口減少の到来などにより、平成7年の26万人をピークに減少に転じ、現在は約23万人となっています。また、老年人口が増加するなど高齢化は急速に進んでいます。

このように本市を取り巻く社会環境が大きく変化する中、平成12年度には、地方分権一括法が施行され、平成13年4月から特例市（平成27年4月からは施行時特例市）に移行し、地域特性をいかした個性あふれるまちづくりを進めてきました。また、平成31年4月に中核市へ移行し、保健所の運営を始めとした中核市の権限をいかし、市民ニーズを反映したきめ細かな行政サービスの提供と特色あるまちづくりを推進しています。

本市では、自治の基本的な理念や原則を定めた「寝屋川市みんなのまち基本条例」を平成20年4月に施行し、市民の方がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政がそれぞれの役割と責務を果たしながら、市政の様々な分野で協働のまちづくりを推進しています。

また、令和3年度から第六次寝屋川市総合計画がスタートし、市民が未来に希望を持ち、本市に愛着と誇りをもって暮らし、働き、学ぶことを基本として、市内外から本市に住みたい、住み続けたいと感じてもらえる「選ばれるまち」の実現に向け、取組を進めています。

市の位置・地勢

寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心から約 15 km、京都市域の中心から約 35 km の距離にあります。

寝屋川市の東部は交野市、西部は淀川を境として高槻市・摂津市に接し、南部は守口市・門真市・大東市及び四條畷市に、北部は枚方市に隣接し、北河内地域の中心部に位置しています。

寝屋川市の地勢は、東部丘陵地帯と西部平坦地帯の二つに大別されます。

東部丘陵地帯は、生駒山系の一部を成し、海拔 50m 前後で、最高点は石宝殿古墳^{いしのほうでんこふん}周辺で約 109.6m であります。一方、西部平坦部は、主として沖積層から成る海拔 2～3 m の平地となっています。

寝屋川市の中心位置

(市役所庁舎位置)

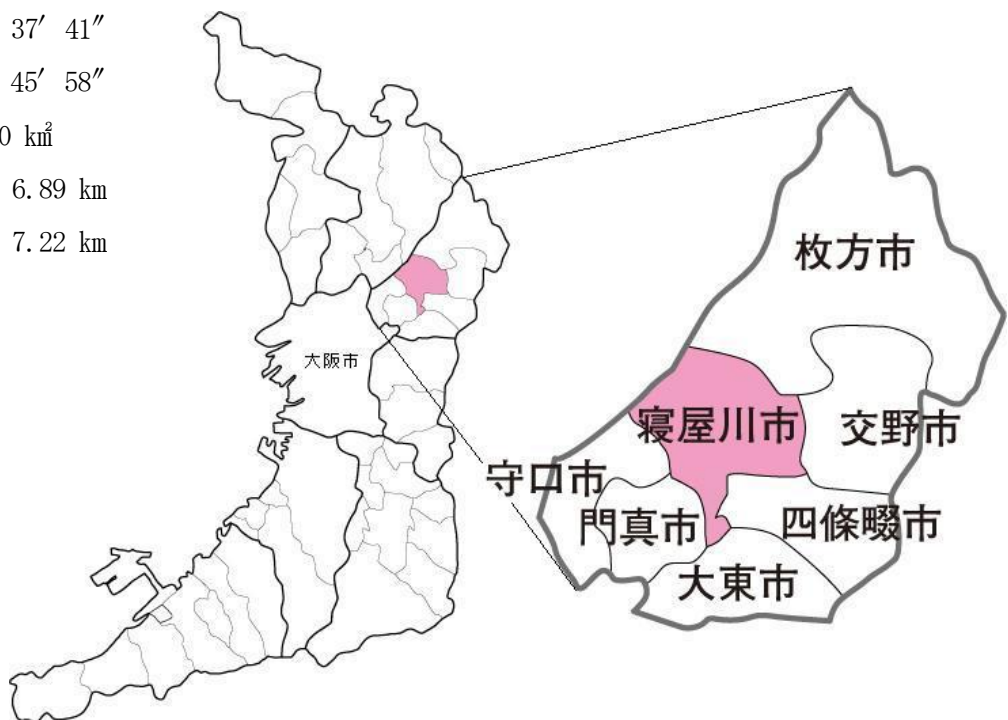
東 経 135 ° 37' 41"

北 緯 34 ° 45' 58"

面 積 24.70 km²

広ぼう 東西 6.89 km

南北 7.22 km



人 口

1 人口・世帯数の推移

年 次	面 積 (km ²)	世 帯 数	人 口 (人)			人 口 密 度 (1 km ² 当たり)	摘 要
			総 数	男	女		
昭和35年	20.72	10,980	45,633	22,714	22,919	2,202	第9回国勢調査
40	24.01	31,810	113,576	59,068	54,508	4,730	第10回国勢調査
45	24.00	62,336	206,961	106,430	100,531	8,623	第11回国勢調査
50	24.00	79,835	254,311	129,285	125,026	10,596	第12回国勢調査
55	24.00	83,701	255,859	129,369	126,490	10,661	第13回国勢調査
60	24.00	85,369	258,228	130,254	127,974	10,760	第14回国勢調査
平成2年	24.73	88,396	256,524	128,553	127,971	10,373	第15回国勢調査
7	24.73	94,345	258,443	129,136	129,307	10,451	第16回国勢調査
12	24.73	95,313	250,806	123,918	126,888	10,142	第17回国勢調査
17	24.73	95,896	241,816	118,593	123,223	9,778	第18回国勢調査
22	24.73	99,178	238,204	116,132	122,072	9,632	第19回国勢調査
27	24.70	101,549	237,518	115,131	122,387	9,616	第20回国勢調査
令和2年	24.70	101,538	229,733	110,807	118,926	9,301	第21回国勢調査
3	24.70	111,291	229,138	110,705	118,433	9,277	令和3年10月1日現在

2 年齢別人口

(令和3年10月1日現在)

区分 年齢	男	女	計	構 成	区分 年齢	男	女	計	構 成
0～4	3,927	3,631	7,558	3.30%	55～59	7,326	7,290	14,616	6.38%
5～9	4,416	4,271	8,687	3.79%	60～64	5,996	6,023	12,019	5.25%
10～14	4,943	4,683	9,626	4.20%	65～69	6,315	6,790	13,105	5.72%
15～19	5,313	4,999	10,312	4.50%	70～74	8,648	10,839	19,487	8.50%
20～24	5,946	5,701	11,647	5.08%	75～79	6,443	8,653	15,096	6.59%
25～29	5,547	5,356	10,903	4.76%	80～84	4,911	6,768	11,679	5.10%
30～34	5,297	5,122	10,419	4.55%	85～89	2,383	4,095	6,478	2.83%
35～39	5,899	5,783	11,682	5.10%	90～94	675	1,684	2,359	1.03%
40～44	7,066	7,019	14,085	6.15%	95～99	114	512	626	0.27%
45～49	9,887	9,613	19,500	8.51%	100～	7	96	103	0.04%
50～54	9,646	9,505	19,151	8.36%	計	110,705	118,433	229,138	100%

平均年齢 48.59歳

※ 数字の単位未満は原則として四捨五入したため、総数とその内訳の合計とは必ずしも一致しません。

3 人口動態

(人)

年 次	自 然 動 態			社 会 動 態			合 計
	出生数	死亡数	増 減	転入数	転出数	増 減	
平成元年	2,553	1,212	1,341	13,880	16,071	△ 2,191	△ 850
2	2,606	1,266	1,340	13,842	15,258	△ 1,416	△ 76
3	2,531	1,297	1,234	14,374	14,906	△ 532	702
4	2,688	1,358	1,330	13,658	14,538	△ 880	450
5	2,564	1,375	1,189	13,256	15,101	△ 1,845	△ 656
6	2,739	1,303	1,436	14,639	15,832	△ 1,193	243
7	2,662	1,444	1,218	15,706	15,902	△ 196	1,022
8	2,763	1,374	1,389	13,703	15,737	△ 2,034	△ 645
9	2,763	1,411	1,352	12,884	15,129	△ 2,245	△ 893
10	2,725	1,588	1,137	11,474	14,846	△ 3,372	△ 2,235
11	2,702	1,597	1,105	11,756	14,465	△ 2,709	△ 1,604
12	2,642	1,577	1,065	12,017	14,019	△ 2,002	△ 937
13	2,516	1,559	957	11,106	13,695	△ 2,589	△ 1,632
14	2,402	1,638	764	11,233	12,976	△ 1,743	△ 979
15	2,310	1,667	643	10,167	12,652	△ 2,485	△ 1,842
16	2,145	1,731	414	9,636	11,550	△ 1,914	△ 1,500
17	1,974	1,785	189	8,803	11,178	△ 2,375	△ 2,186
18	2,046	1,825	221	7,906	9,413	△ 1,507	△ 1,286
19	1,930	1,845	85	9,114	9,761	△ 647	△ 562
20	2,027	1,918	109	9,235	9,642	△ 407	△ 298
21	1,982	1,969	13	9,183	9,411	△ 228	△ 215
22	1,964	2,069	△ 105	8,847	9,084	△ 237	△ 342
23	2,049	2,093	△ 44	9,063	8,552	511	467
24	2,059	2,120	△ 61	8,358	8,211	147	86
25	1,908	2,061	△153	7,488	8,640	△ 1,152	△ 1,305
26	1,871	2,162	△291	7,949	8,320	△371	△662
27	1,889	2,184	△295	7,520	8,732	△1,212	△1,507
28	1,806	2,227	△421	7,129	8,340	△1,211	△1,632
29	1,647	2,358	△711	7,252	8,254	△1,002	△1,713
30	1,619	2,419	△800	6,972	8,355	△1,383	△2,183
令和元年	1,451	2,450	△999	7,409	8,135	△726	△1,725
2	1,539	2,385	△846	7,261	7,546	△285	△1,131

4 産業別就業人口（国勢調査）

（注）数字の単位未満は四捨五入

区分		年別	平成 27 年度		平成 22 年度	
			就業人口 (人)	構成比 (%)	就業人口 (人)	構成比 (%)
第一次産業	農業・林業		302	0.3	276	0.3
	漁業		－	－	2	0.0
	小計		302	0.3	278	0.3
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業		2	0	2	0.0
	建設業		8,398	8.3	9,476	9.0
	製造業		15,067	15.0	16,639	15.9
	小計		23,467	23.3	26,117	24.9
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業		400	0.4	439	0.4
	情報通信業		2,447	2.4	2,616	2.5
	運輸、郵便業		6,565	6.5	7,216	6.9
	卸売、小売業		15,764	15.6	17,756	16.9
	金融、保険業		2,258	2.2	2,540	2.4
	不動産業、物品賃貸業		2,442	2.4	2,384	2.3
	学術研究、専門・技術サービス業		2,661	2.6	2,791	2.7
	宿泊、飲食サービス業		5,586	5.5	6,079	5.8
	生活関連サービス業、娯楽業		3,535	3.5	3,906	3.7
	教育、学習支援業		3,721	3.7	3,855	3.7
	医療、福祉		11,957	11.9	10,608	10.1
	複合サービス事業		396	0.4	342	0.3
	サービス業(ほか)に分類されないもの		6,862	6.8	7,001	6.7
	公務(他に分類されるものを除く)		3,077	3.1	3,322	3.2
	小計		67,671	67.2	70,855	67.6
分類不能の産業			9,295	9.2	7,570	7.2
総計			100,735	100.0	104,820	100.0

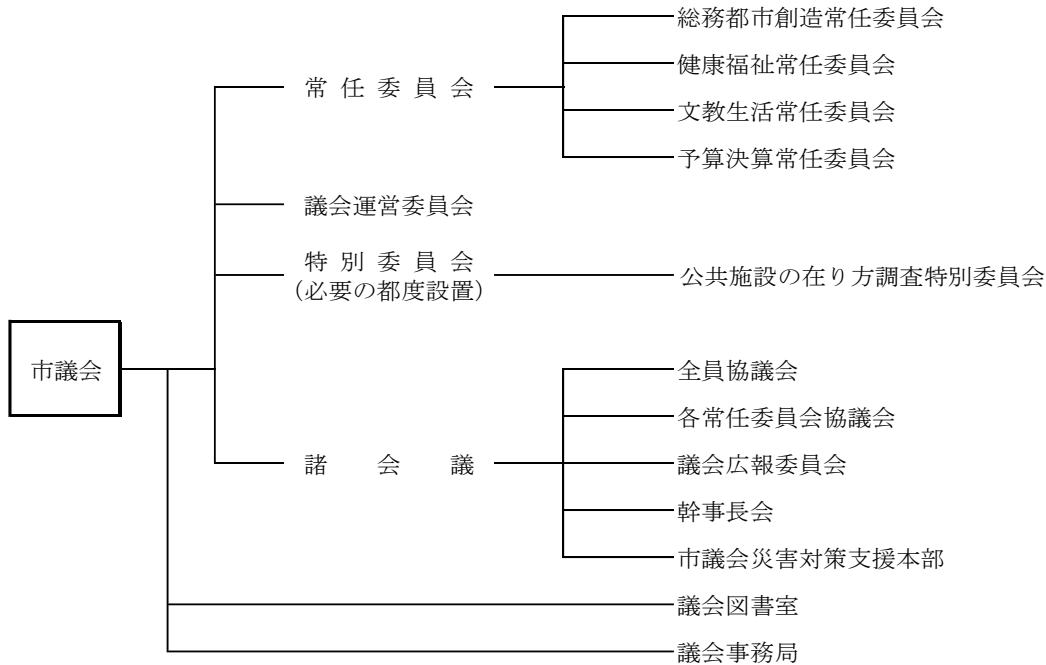
市 議 会

1 議員数

定数 24人 現員数 24人 (令和3年12月28日現在)

2 組織

(令和3年12月28日現在)



3 会議の開催状況 (令和2年度)

会議名		回数	実会議時間	会議時間
本会議		25	66:14	111:06
常任委員会	総務都市創造	6	3:44	3:45
	健康福祉	5	2:51	2:51
	文教生活	5	4:37	4:37
	予算決算	13	6:21	7:19
分科会	総務都市創造	9	29:09	34:25
	健康福祉	12	28:02	33:58
	文教生活	10	24:48	31:03
委員会協議会	総務都市創造	2	1:52	1:52
	健康福祉	2	2:48	2:48
	文教生活	2	3:08	3:09
議会運営委員会		22	6:42	6:42
公共施設の在り方調査特別委員会		5	9:41	9:41
第六次総合計画特別委員会		2	5:48	7:01
全員協議会		9	—	—
議会広報委員会		9	—	—
幹事長会		11	—	—
市議会災害対策支援本部役員会		3	—	—

※幹事長会は役員改選時を除く

4 議員名簿（議席順）

（令和3年12月28日現在）

議席 番号	氏 名	住 所	電 話	生年月日	党派等	当 選
1	奥 大輔	池田新町3番11-102号	090-9622-9461	S50. 9. 10	大阪維新の会	1
2	中谷 剣将	香里新町24番4-103号	070-3865-6411	H 3. 10. 10	大阪維新の会	1
3	福田 篤志	香里北之町7番13号	080-2532-4113	S59. 1. 18	大阪維新の会	1
4	西尾 勝成	三井南町1番1号（101号）	080-4244-7728	S52. 11. 20	立憲民主党	1
5	久野須賀子	御幸西町25番14号（301号）	090-2554-3185	S40. 9. 8	無所属	1
6	辻谷 恵一	寿町45番20号	090-1482-3053	S47. 5. 23	公明党	1
7	森本雄一郎	清水町32番18-204号	(888)3085	S48. 11. 3	自由民主党	2
8	元橋 理浩	中神田町9番11号	090-3350-7015	S44. 8. 2	無所属	2
9	中川 健	三井が丘一丁目4番8-206号	080-5305-3479	S63. 6. 15	大阪維新の会	2
10	金子 英生	太秦桜が丘1番18号	(821)5774	S46. 1. 22	自由民主党	2
11	馬場 才	美井元町15番11号	(837)7222	S46. 1. 18	無所属	2
12	井川 晃一	成田東町6番7号	(842)3500	S57. 8. 30	自由民主党	3
13	吉羽 美華	香里南之町28番6号	(834)0917	S55. 7. 26	無所属	3
14	高見 雄介	上神田一丁目44番27号	(828)0814	S46. 10. 3	公明党	2
15	岡 由美	成田南町13番14-1号	(831)8700	S42. 5. 5	公明党	3
16	村上 順一	南水苑町5番12号	(811)0205	S42. 2. 2	公明党	3
17	太田 徹	高柳二丁目49番2号	090-2015-9293	S43. 6. 20	日本共産党	4
18	中林 和江	宝町4番33号	090-3944-8385	S31. 5. 28	日本共産党	7
19	山崎 菊雄	若葉町34番10号	(829)1900	S24. 5. 12	無所属	5
20	北川 健治	仁和寺本町二丁目4番8号	(827)6820	S23. 9. 26	自由民主党	5
21	板東 敬治	大利元町16番7号	(826)6822	S40. 10. 22	無所属	5
22	北川 光昭	対馬江東町6番1号	(838)5811	S31. 12. 15	自由民主党	5
23	池添 義春	高柳五丁目3番1号	(839)4171	S33. 7. 11	公明党	4
24	野々下重夫	豊野町15番33号	(823)5988	S28. 12. 9	公明党	7

5 会派別議員数

（令和3年12月28日現在）

会派名	ねやがわ未来 議 員 団	公 明 党 市 会 議 員 団	大阪維新の会 議 員 団	日 本 共 産 党 市 会 議 員 団	無所属
議員数	10	6	4	2	2

6 議会構成一覧表

(令和3年12月28日現在)

議 長	池添 義春
副 議 長	井川 晃一
監 査 委 員	板東 敬治

委 員 会 名	委 員 長	副委員長	委 員
総務都市創造 常任委員会	高見 雄介	久野須賀子	井川 晃一・西尾 勝成・村上 順一・中川 健 中谷 剣将・森本雄一郎
健康福祉 常任委員会	金子 英生	福田 篤志	北川 健治・板東 敬治・池添 義春・野々下重夫 中林 和江・元橋 理浩
文教生活 常任委員会	吉羽 美華	岡 由美	北川 光昭・馬場 才・山崎 菊雄・辻谷 恵一 奥 大輔・太田 徹
予算決算 常任委員会	井川 晃一	北川 光昭	金子 英生・北川 健治・西尾 勝成・馬場 才 板東 敬治・久野須賀子・山崎 菊雄・吉羽 美華 池添 義春・岡 由美・高見 雄介・辻谷 恵一 野々下重夫・村上 順一・奥 大輔・中川 健 中谷 剣将・福田 篤志・太田 徹・中林 和江 元橋 理浩・森本雄一郎
議会運営委員会	北川 光昭	高見 雄介	金子 英生・馬場 才・吉羽 美華・村上 順一 中川 健
公共施設の在り方 調査特別委員会	馬場 才	高見 雄介	板東 敬治・久野須賀子・山崎 菊雄・辻谷 恵一 村上 順一・奥 大輔・中川 健・中林 和江
議会広報委員会	池添 義春	井川 晃一	金子 英生・辻谷 恵一・奥 大輔・中林 和江

7 歴代正・副議長

代	議長	就任年月日	退任年月日	代	副議長	就任年月日	退任年月日
1	角樋 民一	S26. 5. 14	S29. 3. 1	1	北川 義男	S26. 5. 14	S27. 3. 22
				2	樋口 宗次郎	27. 3. 23	28. 3. 10
				3	宮本 徳松	28. 3. 10	29. 3. 1
2	北川 義男	29. 3. 1	30. 4. 30	4	稲木 時次	29. 3. 1	30. 4. 30
3	中東 眞治	30. 5. 20	32. 3. 8	5	松井 谷五郎	30. 5. 20	33. 3. 8
4	小野 清十郎	32. 3. 8	33. 3. 10				
5	松井 谷五郎	33. 3. 10	34. 4. 30	6	宮本 徳松	33. 3. 8	34. 4. 30
6	吉川 正造	34. 5. 20	36. 3. 12	7	白川 檣松	34. 5. 20	36. 3. 12
7	吉川 和一郎	36. 3. 12	37. 3. 10	8	平田 清太郎	36. 3. 12	37. 3. 10
8	平田 清太郎	37. 3. 10	40. 3. 10	9	平川 弥三郎	37. 3. 10	38. 4. 30
				10	北川 与五郎	38. 5. 21	40. 3. 12
9	大筏 庄吉	40. 3. 12	41. 3. 8	11	永尾 九衛	40. 3. 12	41. 3. 11
10	林 甚三郎	41. 3. 11	42. 4. 30	12	山崎 源太郎	41. 3. 11	42. 4. 30
11	谷川 平三	42. 5. 20	43. 5. 10	13	西口 茂	42. 5. 20	43. 5. 14
12	北川 与五郎	43. 5. 14	44. 5. 19	14	平田 元次	43. 5. 16	44. 5. 22
13	平川 弥三郎	44. 5. 22	45. 5. 18	15	井上 八夫	44. 5. 22	45. 5. 21
14	平田 元次	45. 5. 21	46. 4. 30	16	北口 隆春	45. 5. 21	45. 12. 1
				17	上田 耕作	45. 12. 19	46. 4. 30
15	吉川 正造	S46. 5. 17	48. 5. 21	18	寺田 安雄	46. 5. 18	47. 5. 18
				19	斎藤 政人	47. 5. 18	48. 5. 24
16	井上 八夫	48. 5. 24	49. 5. 20	20	井上 輝男	48. 5. 24	49. 5. 23

代	議長	就任年月日	退任年月日	代	副議長	就任年月日	退任年月日
17	斎藤 政人	49. 5. 23	51. 5. 17	21	山下 勇	49. 5. 23	50. 4. 30
18	山下 勇	51. 5. 19	52. 5. 13	22	大谷 和夫	50. 5. 16	51. 5. 19
19	寺田 安雄	52. 5. 16	53. 5. 18	23	乾 栄助	51. 5. 19	52. 5. 16
20	中西 清太郎	53. 5. 18	54. 4. 30	24	草薙 孝	52. 5. 16	53. 5. 18
21	大谷 和夫	54. 5. 15	55. 5. 21	25	中川 松治郎	53. 5. 18	54. 4. 30
22	井上 輝男	55. 5. 21	56. 5. 19	26	今橋 澄爾	54. 5. 16	55. 5. 22
23	上田 耕作	56. 5. 19	57. 5. 18	27	堂蘭 利幸	55. 5. 23	56. 5. 19
24	草薙 孝	57. 5. 18	58. 4. 30	28	岩崎 英夫	56. 5. 19	57. 5. 18
25	京田 正	58. 5. 11	59. 5. 15	29	杉本 正好	57. 5. 18	58. 4. 30
26	岩崎 英夫	59. 5. 15	60. 5. 22	30	馬場 好弘	58. 5. 12	59. 5. 16
27	馬場 好弘	60. 5. 22	61. 5. 22	31	中川 清治	59. 5. 16	60. 6. 6
28	中川 清治	61. 5. 22	62. 4. 30	32	照喜納朝吉	60. 6. 6	61. 5. 22
29	下野 洋	62. 5. 14	63. 5. 18	33	下野 洋	61. 5. 22	62. 4. 30
30	照喜納朝吉	63. 5. 18	H 元. 5. 19	34	渡辺 敏弘	62. 5. 15	63. 5. 19
31	渡辺 敏弘	H 元. 5. 19	2. 5. 22	35	乾 数匡	63. 5. 19	H 元. 5. 22
32	乾 数匡	2. 5. 22	3. 4. 30	36	安田 勇	H 元. 5. 22	2. 5. 23
33	安田 勇	3. 5. 17	4. 5. 20	37	赤井 叶児	2. 5. 23	3. 4. 30
34	堂蘭 利幸	4. 5. 20	5. 5. 19	38	坪内 伸夫	3. 5. 20	4. 5. 21
35	平田 元次	5. 5. 19	6. 5. 18	39	坂口 勇	4. 5. 21	5. 5. 19
36	坪内 伸夫	6. 5. 18	7. 4. 30	40	吉田 亘	5. 5. 19	6. 5. 19
37	北野 志郎	7. 5. 17	8. 5. 21	41	山本 三郎	6. 5. 19	7. 4. 30
38	坂口 勇	8. 5. 21	9. 5. 21	42	加藤 陸夫	7. 5. 17	8. 5. 21
39	山本 三郎	9. 5. 21	10. 5. 19	43	平嶺 勝義	8. 5. 21	9. 5. 21
40	加藤 陸夫	10. 5. 19	11. 4. 30	44	北口 良一	9. 5. 21	10. 5. 20
41	吉田 亘	11. 5. 19	12. 5. 16	45	鮫島 和雄	10. 5. 20	11. 4. 30
42	北口 良一	12. 5. 16	13. 5. 15	46	岡本 正光	11. 5. 20	12. 5. 16
43	安田 勇	13. 5. 15	14. 5. 14	47	白井 基雄	12. 5. 16	13. 5. 16
44	岡本 正光	14. 5. 14	15. 4. 30	48	浅越 忠志	13. 5. 16	14. 5. 14
45	北野 志郎	15. 5. 14	16. 5. 19	49	入江 安夫	14. 5. 14	15. 4. 30
46	白井 基雄	16. 5. 19	17. 5. 17	50	板坂 千鶴子	15. 5. 15	16. 5. 19
47	安田 勇	17. 5. 17	18. 5. 16	51	南部 創	16. 5. 19	17. 5. 17
48	北野 志郎	18. 5. 16	19. 4. 30	52	野々下重夫	17. 5. 17	18. 5. 17
49	板坂 千鶴子	19. 5. 16	20. 5. 13	53	宮本 正一	18. 5. 17	19. 4. 30
50	南部 創	20. 5. 13	21. 5. 19	54	中谷 廣一	19. 5. 17	20. 5. 14
51	野々下重夫	21. 5. 19	22. 5. 19	55	高田 政廣	20. 5. 14	21. 5. 19
52	中谷 廣一	22. 5. 19	23. 4. 30	56	広瀬 慶輔	21. 5. 19	22. 5. 20
53	高田 政廣	23. 5. 17	24. 5. 9	57	梶本 孝志	22. 5. 20	23. 4. 30
54	宮本 正一	24. 5. 9	25. 5. 14	58	松本 順一	23. 5. 18	24. 5. 9
55	梶本 孝志	25. 5. 14	26. 5. 13	59	北川 光昭	24. 5. 9	25. 5. 14
56	南部 創	26. 5. 13	27. 4. 30	60	北川 健治	25. 5. 14	26. 5. 13
57	松本 順一	27. 5. 18	28. 5. 18	61	板東 敬治	26. 5. 13	27. 4. 30
58	北川 光昭	28. 5. 18	29. 5. 17	62	山崎 菊雄	27. 5. 18	28. 5. 18
59	北川 健治	29. 5. 17	30. 5. 16	63	住田 利博	28. 5. 18	29. 5. 18
60	板東 敬治	30. 5. 16	31. 4. 30	64	池添 義春	29. 5. 18	30. 5. 16
61	北川 光昭	R 元. 5. 21	R 3. 5. 12	65	廣岡 芳樹	30. 5. 16	31. 4. 30
62	池添 義春	3. 5. 12		66	村上 順一	R 元. 5. 21	R 2. 6. 18
				67	岡 由美	2. 6. 18	3. 5. 12
				68	井川 晃一	3. 5. 12	

8 議会運営

(1) 定例会の招集回数及び時期

定例会は毎年4回とし、3月、6月、9月及び12月に招集するのを常例とする。

(2) 一般質問・代表質問

項 目	一 般 質 問	代 表 質 問
実 施 時 期	6月、9月、12月定例会	3月定例会
所 要 日 数	3 日 間	2 日 間
質 問 時 間	1人40分以内（質問のみ） 再質問は、40分の持ち時間のうち 10分の範囲内	1人15分×会派人数（質問のみ） 再質問は、持ち時間のうち10分の 範囲内
質 問 者 数	制 限 な し	1 会 派 1 人
質 問 順 位	抽 選	多 数 会 派 順
質 問 回 数	制 限 な し	制 限 な し
通 告 期 限	一般質問日のおおむね7日前の 午後1時まで	代表質問日のおおむね7日前の 午後1時まで

(3) 傍聴

内 容 区 分	一 般 傍 聴 人	報 道 関 係 者
本 会 議	会議当日、所定の場所で、自己の住所・ 氏名を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券 の交付を受けて傍聴する。 (定員58人・内車椅子2人分)	会議当日、所定の場所で、傍聴章の交 付を受けて傍聴する。
委 員 会	委 員 長 の 許 可 制	

(4) 本会議ロビー中継

平成25年3月定例会から、開かれた議会運営の推進に資することを目的として、寝屋川市役所本庁舎ロビーにおいて、本会議のテレビ中継放送を実施している。

(5) 本会議録画配信

平成28年3月定例会から、動画共有サービス「YouTube（ユーチューブ）」を利用して、本会議の録画映像を配信している。

(6) 請願・陳情

ア 請願の処理

請願文書の配布とともに、所管の常任委員会に付託する。

イ 陳情の処理

会議前に処理した陳情は本会議初日に、会期中に受理した陳情は本会議最終日に、諸般の報告として、他の報告事件と併せて要約を文書配布する。

(7) 新型コロナウイルス感染症対策の取組

- ・ 議場の議席の間隔を空ける。
- ・ 会議出席者は発言中も含めマスクを着用する。
- ・ 議員及び説明員が登壇して発言する場合に限り、使い捨てマイクカバーを取り付けた上でマスクを外して発言することを認める。

- ・ 説明員（市職員）については、必要最小限とする。
- ・ 予算決算常任委員会については議場で行う。
- ・ 議場及び委員会室に空気清浄機を設置する。

傍聴者

- ・ 消毒液による手指の洗浄、マスクの着用及び一定の間隔をとって着席していただくことをお願いする。
- ・ 議会事務局（受付）に体温を自動検知するサーモグラフィカメラを設置し検温の協力をお願いする（37.5℃以上の熱が確認された場合は、傍聴をお断りする場合がある。）。

9 議員報酬

適用年月日	平成31年1月1日	平成26年8月1日	平成24年10月1日	平成24年4月1日	平成10年4月1日
議長	728,000 円	745,000 円	700,000 円	730,000 円	750,000 円
副議長	688,000 円	705,000 円	660,000 円	690,000 円	710,000 円
常任委員長	653,000 円	670,000 円	625,000 円	655,000 円	675,000 円
常任副委員長	648,000 円	665,000 円	620,000 円	650,000 円	670,000 円
議員	643,000 円	660,000 円	615,000 円	645,000 円	665,000 円

※平成24年4月1日から平成26年7月31日までの間及び令和2年6月1日から令和2年11月30日までの間、寝屋川市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例により、議員報酬の暫定的な減額を行った。

10 政務活動費

（平成27年4月1日から適用）

会 派 (所属議員が2人以上の場合)	所属議員数×45,000 円（月額）交付
会派に属するものの議員個人として 政務活動費の交付を受ける議員	45,000 円（月額）交付
会派に属さない議員	

※平成27年3月31日以前、70,000 円（月額）。

11 議会図書室

- (1) 面積：41.09 m²
- (2) 蔵書数：1,769 冊（令和3年12月28日現在）

12 議会広報誌（令和2年度実績）

	内 容
議会だより	年5回発行 8ページ（8・11・1・2月）4回 12ページ（5月）1回 ① 発行部数：1回平均115,000部 ② 経費：2,373,600 円 ③ 配布先：居住世帯、事業所及び関係機関
点字版議会だより	議会だより（年5回）の点字版 B5判 ① 発行部数：1回25部 ② 経費：148,500 円 ③ 配布先：視覚障害者（希望者）
声の議会だより	議会だより（年5回）のデージー化 CD ① 発行部数：1回平均38部 ② 経費：121,000 円 ③ 配布先：視覚障害者（希望者）

寝屋川市行政機構図

17部8室53課

令和3年4月1日現在

		本部		室	課・園等	主な事務	
		部					
市長	副市長			市長室	秘書課	秘書、渉外、市長の資産公開及び有功者表彰等	
				経営企画部	企画一課	総合計画、総合戦略、行政評価、人口推計・人口構成分析、市政運営方針、庁議	
					企画二課	マーケティング、広域行政、市政懇談会	
					企画三課	広報、観光、プロモーション、投資的予算の調整	
					企画四課	税の涵養に資する投資的予算の検証・調整、行財政改革、ふるさと寄附金	
					情報化推進課	情報化の推進及び電子計算処理組織	
					財務部	財政課	予算の編成及び執行の管理
				資産活用課		公有財産、庁舎管理及び市有自動車の管理	
				総務部	総務課	議会、文書管理、法規、事務改善、組織、個人情報保護、情報公開、情報提供及び統計	
					契約課	契約事務の指導、入札、契約の締結、物品の調達及び工事検査	
				人事室		人事管理、職員研修その他人材育成、労務管理、職員の給与、公務災害等	
				危機管理部		防災課	防災、消防
						監察課	防犯、いじめ・職員に関わるハラスメントへの対応
						人権・男女共同参画課	人権施策、人権啓発、男女共同参画施策及び人権擁護委員
						男女共同参画推進センター	男女共同参画社会の形成を総合的に推進するための拠点施設
						消費生活センター	市民の消費生活の安定及び向上に寄与するための施設、計量
				市民サービス部		窓口の在り方に関すること、窓口業務の改革、広聴、市民相談 市民葬儀、公園墓地、住居表示、住民基本台帳、戸籍、印鑑登録、国民年金及び一般旅券の発給 医療費の助成、国民健康保険、後期高齢者医療 市民税及び府民税の賦課、市税及び府民税に関する証明書の交付 固定資産税の賦課、固定資産の調査評価、固定資産税に関する証明書の交付 市税等の徴収及び収納、納税証明書の交付、滞納債権 シティ・ステーション	
				市民活動部	市民活動振興室	市民活動等の支援育成、住民自治活動の育成、市民活動センター、市民会館、コミュニティセンター、都市交流及び社会を明るくする運動の推進	
				環境部		環境総務課	ごみの減量・資源化施策の策定・推進、環境政策の企画・調整、環境に係る啓発等
						環境保全課	公害防止その他環境の保全、産業廃棄物に係る施策の調査・研究・企画、産業廃棄物処理業・廃棄物処理施設の許可等、産業廃棄物の適正処理の指導
						環境事業課	ごみの収集運搬業務(臨時ごみ、犬猫死体の処理を含む)、焼却施設及びごみ処理施設管理
						緑風園	し尿の収集運搬業務及び緑風園施設の管理
				健康部		保健総務課	保健衛生・地域医療・健康の企画・調整、医事及び薬事、食育の推進、自殺対策
						保健衛生課	食品衛生、環境衛生、狂犬病予防接種、鳥獣・害虫、専用水道・簡易専用水道
						保健予防課	感染症の対策・予防、精神保健、難病対策、原子爆弾被爆者の医療等
						健康づくり推進課	健康づくりの啓発、成人保健、成人の予防接種、特定健診・特定保健指導、保健福祉センター診療所
					新型コロナウイルス感染症対策室		新型コロナウイルス感染症に係る疫学的調査・健康管理・相談、新型コロナウイルス感染症対策
				福祉部		福祉総務課	地域福祉計画の推進、民生委員、戦没者追悼行事、社会福祉審議会
						指導監査課	社会福祉法人の設立認可等、指定居宅サービス事業者等・指定障害福祉サービス事業者等の指定・指導監督、社会福祉施設の指導監督
						保護課	生活保護、生活困窮者の自立支援、生活つなぎ資金及び行旅病人等
					高齢介護室		高齢者福祉施策、介護保険及び高齢者福祉センター(中央、西)
						高齢者福祉センター(東、太秦)	高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設
						障害福祉課	障害者福祉施策、障害者に対する介護給付費、訓練等給付費、自立支援医療費の支給等、すばる・北斗福祉作業所、大谷の里
				子ども部		東障害福祉センター	障害者からの相談に応じるなど障害者の福祉の向上に資するための施設
						こどもを守る課	児童福祉施策の企画・調整、子ども・子育て支援事業計画の推進、子どもに関する相談、児童虐待の防止、児童手当・児童扶養手当
						子育て支援課	子育て支援、母子保健、子どもの予防接種、あかつき園・ひばり園
						こどもセンター	子育て支援を総合的に推進する拠点施設
						子育てリフレッシュ館	子どもの遊び場の提供や一時預かりなど子育て支援及び保護者のリフレッシュのための事業を総合的に行う施設
						保育課	保育の実施、施設型給付費等の支給、私立保育所等の運営助成、認可外保育施設からの届出、市立幼稚園の入園及び退園並びに保育料の決定及び徴収等
				市立保育所		さくら、たんぽぽ、さつき、さざんか、コスモス、あざみ	
				2軸化事業本部		2軸のまちづくりの基本的な計画及び総合調整、都市計画、生産緑地、立地適正化計画	
				まちづくり推進部		まちづくり推進課	2軸のまちづくり、土地区画整理事業等に係る認可等、公的賃貸住宅等
						住宅政策課	住宅施策、空き家等対策、密集住宅地区の住環境整備
						交通政策課	交通体系の調査、研究、交通安全対策、乗合いワゴン事業、地域公共交通網形成計画、自転車駐車場等、めいわく駐車・不法駐車自転車等
					自転車の駅		自転車の安全利用に関する意識の向上及び地域交流の推進に資するための施設
				産業振興室		農業及び商工業の振興、貸農園、森林、事業者育成、労働福祉、産業振興センター	
				都市基盤整備部		道路管理課	市道の管理、交通安全施設の設置及び地籍調査
						道路建設課	都市計画街路事業、道路等の新設等の施工等及び道路政策
						高架事業課	連続立体交差事業
						審査指導課	建築確認、開発指導、都市景観等
						公園みどり課	公園の管理、公園等の設計施工及び緑化事業
						建築営繕課	市有建築物及び付帯設備の設計等
						会計室	会計管理者の権限に属する事務及び資金計画

		本部	室	課・園等	主な事務	
		部				
	上下水道事業管理者	上下水道局		経営総務課	上下水道局の人事管理、予算の編成、庁舎管理、水道料金・下水道使用料の徴収等	
				水道事業課	導水・送配水管の整備、水道施設の維持管理、水質検査等	
			下水道事業室		下水道施設の維持管理、河川等の維持管理、総合治水対策及び浸水対策、水辺環境整備及び公共下水道の雨水対策に係る企画及び総合調整	
市議会		議会事務局			市議会の会議や広報、議会活動に必要な調査・資料の収集等	
監査委員				監査事務局	監査委員が行う監査、検査及び審査	
公平委員会				公平委員会事務局	措置要求、不利益処分に対する審査請求の審査手続及び職員団体登録	
農業委員会				農業委員会事務局	農地法に基づく届出、農地の利用関係の調整、所有権の移転及び転用	
選挙管理委員会				選挙管理委員会事務局	選挙及び投票の管理、委員会の会議	
固定資産評価審査委員会					固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定	
教育委員会	教育長	学校教育部		教育政策総務課	教育行政の重要施策の企画・総合調整、教育委員会の会議、教育委員会事務局の人事管理、就学援助	
				施設給食課	学校園施設の修繕及び学校給食の企画	
				学務課	児童・生徒の転出入、教職員の人事、学校保健の企画、通学安全、幼稚園運営	
				教育指導課	学校園教育・人権教育の計画及び指導助言、教職員の研修	
				総合教育研修センター	教職員研修、教育に関する研究成果の普及、教育相談	
				市立小学校	東、西、南、北、第五、成美、明和、池田、中央、啓明、三井、木屋、木田、神田、堀溝、田井、桜、点野、和光、国松緑丘、楠根、梅が丘、宇谷、石津	
				市立中学校	第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、友呂岐、中木田	
				市立幼稚園	北、中央、南、啓明	
		社会教育部		社会教育課	生涯学習の推進、社会教育施策の進行管理、成人教育施策、エスポアール、中央公民館、学び館	
			文化スポーツ室		文化芸術振興、文化財の収集等、池の里市民交流センター、体育館等の体育・スポーツ施設、野外活動センター、地域交流センター、体育・スポーツ事業の推進	
				埋蔵文化財資料館	寝屋川市に関係する埋蔵文化財等の資料を収集、保管、展示する施設	
				中央図書館	図書館に係る企画及び運営、読書会等の開催、移動図書館、市史、市民ギャラリー	
				東図書館(分館)	図書館の分館に係る企画及び運営	
				駅前図書館(分館)	図書館の分館に係る企画及び運営	
				青少年課	地域教育、家庭教育、留守家庭児童会、青少年リーダー、青少年相談、青少年健全育成団体、成人式	

歴 代 三 役

1 市長

氏 名	就任年月日	退任年月日
白 井 幾 太 郎	昭和 26 年 5 月 3 日	昭和 30 年 4 月 30 日
平 井 義 雄	昭和 30 年 5 月 1 日	昭和 34 年 4 月 30 日
柏 原 眞 次	昭和 34 年 5 月 1 日	昭和 45 年 11 月 1 日
北 川 義 男	昭和 45 年 12 月 13 日	昭和 58 年 4 月 16 日
西 川 忠 博	昭和 58 年 5 月 29 日	平成 7 年 5 月 28 日
高 橋 茂	平成 7 年 5 月 29 日	平成 11 年 5 月 28 日
馬 場 好 弘	平成 11 年 5 月 29 日	平成 27 年 5 月 28 日
北 川 法 夫	平成 27 年 5 月 29 日	令和元年 5 月 28 日
広 瀬 慶 輔	令和元年 5 月 29 日	

2 助役・副市長

氏 名	就任年月日	退任年月日
角 樋 吉 次	S 26. 5. 3	S 26. 5. 23
小 中 義 一	26. 5. 3	30. 3. 31
柏 原 眞 次	26. 6. 1	30. 5. 12
木 下 良 一	30. 6. 1	34. 3. 10
金 藤 伝	34. 6. 20	42. 6. 19
北 川 義 男	41. 7. 28	45. 11. 16
中 東 三 男 造	45. 1. 27	49. 1. 26
中 西 健 藏	46. 2. 20	49. 3. 29
吉 川 正 造	49. 2. 15	57. 2. 14
江 田 直 介	49. 4. 1	51. 3. 31
中 島 三 博	51. 4. 20	54. 4. 19
西 川 忠 博	54. 5. 17	58. 5. 16
田 村 庄 一	57. 2. 15	61. 2. 14
乾 勤	58. 6. 17	62. 6. 16
高 橋 茂	62. 6. 19	H 6. 12. 6
近 石 登 規 雄	62. 11. 3	2. 1. 31
入 江 力 生	H 3. 10. 1	7. 9. 30
土 井 培 男	7. 7. 7	11. 7. 6
西 村 信 之	7. 10. 1	11. 9. 30
林 尚 彦	11. 7. 7	15. 7. 6
田 川 良 廣	11. 10. 1	15. 9. 30
中 西 勝 行	15. 7. 7	27. 7. 6
太 田 潤	15. 10. 1	27. 6. 18
久 本 歩	27. 6. 20	R 元 6. 19
戸 上 拓 也	27. 10. 1	H 30. 3. 30
田 頭 真 二	30. 6. 16	R 2. 3. 31
市 川 克 美	R 元 6. 20	

3 収入役

氏 名	就任年月日	退任年月日
松 本 堅 治	S 26. 5. 3	S 26. 6. 16
角 樋 吉 次	26. 6. 20	29. 3. 25
三 島 惣 太 郎	29. 3. 26	49. 3. 25
中 西 健 藏	49. 3. 30	54. 3. 31
宮 川 三 夫	54. 5. 17	58. 5. 16
竹 井 修	58. 6. 17	62. 6. 16
入 江 力 生	62. 6. 19	H 3. 9. 30
田 中 幸 雄	H 3. 10. 1	7. 9. 30
藪 田 勉	7. 10. 1	11. 9. 30
西 村 伊 一 郎	11. 10. 1	15. 9. 30
吉 岡 國 夫	15. 10. 1	19. 9. 30

※ 地方自治法改正に伴い、平成 19 年 10 月 1 日より「収入役」を廃止している。

※ 地方自治法改正に伴い、平成 19 年 4 月 1 日付けで「助役」を廃止し、「副市長」を設置している。

第 六 次 総 合 計 画 の 概 要

1 計画の位置付け

(1) まちづくりの指針

まちづくりを進めていくに当たり、本市で暮らし、働き、学ぶ市民はもちろんのこと、市外から新住民となる将来市民も含め、行政と共有すべき指針となるものである。

(2) 市政運営の指針

全市民のくらしの豊かさを更に高め、人口減少・少子高齢化の進行への対策を図るための市政運営の指針となるものである。

(3) 総合計画と総合戦略の統合

第2期市まち・ひと・しごと創生総合戦略と統合して策定し、より明確で効率的・効果的な事業推進を図る。

2 計画の構成と期間

(1) 構成

計画は、基本戦略及び実施計画で構成する。

ア 基本戦略

将来の目指すべきまちづくりの方向性（基本構想）と、それを実現するための施策（戦略プラン）を示すもので、計画期間を7年とする。

イ 実施計画

基本戦略に基づいて実施していく具体的な取組（事務事業）を示すもので、計画期間を前期3年、後期4年とする。

(2) 計画期間

令和3年度（2021年度）～令和9年度（2027年度）

3 将来像

市の新たな未来を切り拓くため、市民一人ひとりの力を結集し、従来の枠組みにとらわれな
い本市ならではの価値を創出することで、市民及び市外からの新住民に選ばれるまちを目指す
こととし、将来像を「新たな価値を創り、選ばれるまち 寝屋川 ～イノベーションの創出～」
と定める。

4 計画推進の基本姿勢

(1) 「あれもこれも」ではなく、「あれかこれか」へ（「選択と集中」の加速）

(2) ポテンシャルを最大限に活かし、更に伸ばす

(3) 市民参画によるまちづくりの深化

(4) 寝屋川水準の政策立案（本質を捉えたオンリーワンの取組）

5 まちづくりの方向性

市が実施する施策を「訴求力のある施策」「生活を支える施策」「くらしの質を高める施策」に分類し、各施策が目指す目的を明確にした上で、それぞれの施策が役割を確実に果たすことで、メリハリの効いたまちづくりを推進する。

(1) 「訴求力のある施策」の方向性

ア 子どもに最善を尽くす

- ㊦ 安心して子どもを産み、育てる環境づくり
- ㊧ 寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」
- ㊨ 子どもを全力で守り抜く

イ 誰もが住みたくなるまちをつくる

- ㊦ ポテンシャルをフル活用した都市基盤整備
- ㊧ 将来を見据えた公共施設の集約・複合化
- ㊨ 働く場の創出と多様な人材の育成・確保

ウ 命を全力で守り、豊かなくらしを実現する

- ㊦ 災害から命を守るための対策
- ㊧ 防犯力向上による体感治安の改善
- ㊨ 健康寿命の延伸

(2) 「生活を支える施策」の方向性

ア 人権を尊重し、多様性を認め合う社会づくり

イ 誰もが安心して生活でき、共に支え合う地域づくり

ウ 衛生的で快適な生活の確保

エ 環境を守り、日頃のくらしを良好に

(3) 「くらしの質を高める施策」の方向性

ア 学びによる市民文化の向上と発展

イ 豊かな自然があるくらし

ウ 地域づくり・きずなづくり

エ 市民ニーズを捉えた行政サービスの充実

オ 市民ニーズの把握・情報発信力の強化

カ 未来へつなぐ行財政運営

6 計画の進捗管理

計画を着実に推進するため、計画の進捗管理とPDCIサイクルの考え方に基づく行政評価を一体的に行うことにより、効率的かつ効果的な施策の推進を図る。

行 財 政 改 革

1 経過

平成 12 年 5 月	行財政改革大綱（平成 12 年度～21 年度）策定
平成 12 年 7 月	行財政改革第 1 期実施計画（平成 12 年度～16 年度）策定 （※第 1 期実施計画は 15 年度で終了）
平成 16 年 2 月	行財政改革第 2 期実施計画（平成 16 年度～18 年度）策定
平成 18 年 7 月	行財政改革市民懇談会意見具申
平成 19 年 2 月	行財政改革第 3 期実施計画（平成 19 年度～21 年度）策定
平成 20 年 1 月	行財政改革第 3 期実施計画【改訂版】（平成 19 年度～21 年度）策定
平成 21 年 7 月	行財政改革大綱（改訂版）策定
平成 22 年 3 月	事務事業改善計画（平成 22 年度～26 年度）策定 新アウトソーシング計画（平成 22 年度～26 年度）策定
平成 27 年 2 月	改革・改善アクションプラン（平成 27 年度～）策定
平成 29 年 1 月	経営改革・都市格向上プラン（平成 29 年度～令和元年度）策定
平成 29 年 11 月	経営改革・都市格向上プラン（改訂版）（平成 29 年度～令和元年度）策定

2 行財政改革大綱（改訂版）

- 基本目標 (1) 簡素で効率的な行財政システムの構築
(2) 市民参画の推進と行政の公正・透明性の向上

(参考)

○ 行財政改革第 1 期実施計画から第 3 期実施計画までの取組実績等

実施計画	第 1 期 (平成 12～15 年度)	第 2 期 (平成 16～18 年度)	第 3 期 (平成 19～21 年度)	合計
実施完了数	134	123	74	331
財政効果額	7, 826, 332 千円	7, 996, 558 千円	4, 434, 585 千円	20, 257, 475 千円

○ 事務事業改善計画・新アウトソーシング計画取組実績等

	事務事業改善計画 (平成 22～26 年度)	新アウトソーシング計画 (平成 22～26 年度)
実施完了数	34	11
財政効果額	874, 800 千円	2, 834, 422 千円

○ 改革・改善アクションプラン取組実績等

	改革・改善アクションプラン (平成 27～28 年度)
実施完了数	27
財政効果額	440, 597 千円

○ 経営改革・都市格向上プラン

	経営改革・都市格向上プラン (平成 29～令和元年度)
実施完了数	51
財政効果額	1, 085, 184 千円

○ 職員数の推移

(単位：人)

年 度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
職員数	2, 229	2, 159	2, 087	2, 007	1, 910	1, 841	1, 752	1, 669
削減数	—	△70	△72	△80	△97	△69	△89	△83

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
職員数	1, 598	1, 492	1, 413	1, 330	1, 274	1, 215	1, 168	1, 136
削減数	△71	△106	△79	△83	△56	△59	△47	△32

年 度	H28	H29	H30	R 1	R2	R3
職員数	1, 096	1, 083	1, 106	1, 134	1, 162	1, 165
削減数	△40	△13	—	—	—	—

各年度 4 月 1 日現在の職員数

※再任用職員等を含まない。

広 報 ・ 広 聴

市内外における市のイメージの向上を図るとともに、効果的に市民に情報を届けるため、シティプロモーションや広報活動・市民の声を聴く広聴活動を積極的に行っている。

市民と市政のパイプ役として「広報ねやがわ」「市ホームページ」「市公式アプリ」「動画配信」など、即時性や拡散性、双方向性などの媒体の特性を活かし、一層の各種情報発信を推進するとともに、満足度の高い市政の推進を目指して市民ニーズの把握に取り組んでいる。また、市民の日常生活における不安や悩みの解消を図るため、各種相談事業などを実施している。

1 広報活動

(1) 定期刊行物

平成 28 年 5 月号から「広報ねやがわ」を全面リニューアル（A4 判カラー刷り・冊子型、月 1 回発行）し、掲載内容の充実を図っている。

また、市民が読みたくなる、また読みやすい広報誌を目指し、不断にデザイン等の検討を行っている。

（令和 2 年度実績）

刊 行 物	内 容
広報ねやがわ	毎月 1 回発行（年 12 回）、A4 判 20 ページ（フルカラー） 1 回 32 ページ（フルカラー） 1 回 40 ページ（フルカラー） 3 回 44 ページ（フルカラー） 3 回 48 ページ（フルカラー） 4 回 ① 発行部数 1 回 115,000 部 ② 経費 30,535,950 円 ③ 配布先 居住世帯、事業所及び関係機関
点字広報	広報ねやがわ（12 回） B5 判 20,000 字以上 ① 発行部数 1 回 30 部 ② 経費 407,880 円 ③ 配布先 視覚障害者（希望者）
声の広報	広報ねやがわ（12 回）のデジ化CD ① 発行部数 1 回 55 部 ② 経費 613,140 円 ③ 配布先 視覚障害者（希望者）

(2) 市ホームページ（平成 11 年 1 月開設）

ホームページ管理システム（CMS）での 1 課 1 ホームページ体制により、迅速かつ適切な情報発信に努めている。

令和 3 年 7 月にはホームページの全面リニューアルを行い、アクセス集中対策、検索性の向上等を図った。

（視覚に障がいがある人や外国語を使う人等向けの主な機能）

- ・音声読み上げ機能
- ・やさしいこほんごのページ
- ・外国語翻訳機能（10 か国語に対応）
- ・多言語デジタルブックの導入

（トップページアクセス数（グーグルアナリティクス調べ））

令和 2 年度 2,129,350 件 月平均 177,446 件

令和元年度	1,057,205 件	月平均	88,100 件
平成30年度	754,772 件	月平均	62,898 件

(3) 市公式SNS

市お知らせ情報や地域情報、災害時の避難情報などを拡散性の高いSNSで配信することで、幅広い世代への情報発信の充実に努めている。

ア Facebook（フェイスブック）（平成25年11月22日開設）

令和2年度実績 掲載記事数 807 件 リーチ総数 271,416 件 フォロワー数 1,772 人

イ Twitter（ツイッター）（平成31年4月1日開設）

令和2年度実績

掲載記事数 822 件 インプレッション総数 5,100,146 件 フォロワー数 5,189 人

ウ Instagram（インスタグラム）（令和2年4月1日開設）

令和2年度実績

掲載記事数 59 件 インプレッション総数 73,071 件 フォロワー数 1,659 人

(4) 動画配信

動画投稿サイトYouTube（ユーチューブ）の活用・配信

市政情報や市の魅力を映像と音声でより分かりやすく提供するため、市職員が撮影・編集を行った動画コンテンツなどを動画投稿サイトYouTube（ユーチューブ）を活用し、配信している。

（配信本数・再生回数）

令和2年度 53 本・113,549 回

令和元年度 24 本・53,830 回

平成30年度 32 本・238,150 回

(5) 市公式アプリ「もっと寝屋川」の構築・運用

子育て世代や若者世代を始め、市民が必要とする情報を簡単に入手することができるよう、携帯端末用アプリケーションソフトの構築を進め、防災・防犯、ごみ、子育て・健康、教育、その他役立ち情報等を配信する統合型アプリとして、平成29年11月24日から運用を開始した。運用開始後、子育てリフレッシュ館の一時預かり保育の予約、健診予約システムとの連携、いじめの通報の受付、子育てリフレッシュ館のキッズ・スマイル・パークの予約など、不断に機能強化を図っている。

（インストール数）

令和2年度 45,732 件

令和元年度 24,869 件

平成30年度 15,599 件

(6) ガイドブックの発行

メインターゲットとする市外在住の子育て世代に、寝屋川市を「選んで 住んで」いただけるよう、子育て支援・教育を始めとする対外訴求力のある施策をPRするとともに、市での「暮らしのイメージ」を喚起し、市の魅力、暮らしやすさを感じてもらうため、市の魅力を掲載したガイドブック『寝屋川移住計画』を令和3年10月に発行した。

（発行部数） 20,000 部

(7) ねやがわPR大使

令和2年2月、寝屋川市を全国に広くPRすることを目的として、「ねやがわPR大使」制度を創設した。同年3月に本市在住で直木賞作家の門井慶喜氏、本市出身で芸人・芥川賞作家の又吉直樹氏が就任している。

2 広聴活動

(1) 陳情・要望

市民や各種団体等から出された、市政についての陳情・要望を受理し、関係部課と連絡調整を行っている。

令和2年度実績 受付 1,564通（うち 電子メール 1,536通）

令和元年度実績 受付 696通（うち 電子メール 661通）

平成30年度実績 受付 506通（うち 電子メール 475通）

(2) 広聴ボックス

市役所玄関ホール、保健福祉センター、4シティ・ステーションの6か所に広聴ボックスを設置し、市民から出された意見を市政運営の参考にしている。

令和2年度実績 受付 276通

令和元年度実績 受付 229通

平成30年度実績 受付 220通

(3) 各種相談

寝屋川市に在住、在職、在学の人を対象に無料で実施している。

相談種別	日 時 (祝日・年末年始を除く)	相 談 内 容	相 談 員	相談件数	
				令和2年度	令和元年度
法律相談	月～金曜日 午後1時～4時30分 第4土曜日 午前8時30分～正午	相続、借地、借家、不動産、離婚などの法的問題の相談	弁 護 士	1,582件	1,341件
人権相談	毎週 水曜日 午前9時30分 午前10時20分 午前11時10分	人権に関わる相談	人権擁護委員	7	10
行政相談	第1・3火曜日 午前10時～正午	国の行政機関などへの相談や要望	行政相談委員	2	11
登記相談	毎月 第2木曜日 午後1時～4時	登記手続などの相談	司 法 書 士	38	56
国税相談	毎月 第3木曜日 午後1時～4時 (2・3月は除く)	所得税、相続税、贈与税などの相談	税 理 士	43	43
不動産・建築相談	毎月 第2金曜日 午後2時～4時	不動産の売買、家屋の新築・増築の手続などの相談	宅地建物取引士 建 築 士	17	15
相続・遺言等相談	毎月 第3金曜日 午後1時～4時	遺産分割協議書、遺言書、離婚協議書などの相談	行 政 書 士	38	27
市政相談	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	市政についての相談や要望	市 職 員	11,394	830
合 計				13,121	2,333

(4) タウンミーティング

市長が市民と対話する中で市民から直接、地域の課題や要望を聞き取り、出された意見を市政運営に反映させることを目的として実施している。

令和2年度実績 なし（新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い中止）

自 治 体 D X

1 寝屋川市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（令和3年4月策定）

(1) 概要

人口減少・少子高齢化や本市の働き方改革などの課題解決にデジタル技術を積極的に活用して市民サービスの向上を図るため、「寝屋川市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、デジタル技術が地域社会へ浸透し、様々なサービスやデータが活用されるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の実現を目指す。

(2) 目指すべき姿

デジタル技術の活用による進化した「スマート・ねやがわ」の実現

(3) 基本方針

- ア 行政事務の効率化を支える情報基盤の整備促進
- イ 暮らしの利便性を向上させるデジタル技術の活用
- ウ 社会課題の解決、新たな価値の創出に向けたデジタル技術の活用

(4) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

2 ビジネスチャット（令和3年5月導入）

(1) 概要

職員間の業務上における効率的な情報共有等を図るため、庁内ネットワークパソコン並びに公用及び私用スマートフォンで利用できるビジネスチャットを導入した。

3 統合型内部事務システム（平成31年3月導入）

(1) 概要

内部事務に係るシステム（財務会計システム及び文書管理システム）の統合による運用の効率化、処理誤りや漏れを防ぐことによる内部統制の強化、及び電子決裁機能による意思決定の迅速化やペーパーレスの推進を図るため、統合型内部事務システムを導入した。

(2) 導入経過

- ア 平成31年4月 運用開始（文書管理システム、財務会計システム）
- イ 令和元年10月 運用開始（電子決裁、部長以下で合議なし）
- ウ 令和2年1月 運用拡大（電子決裁、部長以下で合議あり）
- エ 令和2年4月 運用拡大（電子決裁、市長決裁まで）

4 行政手続申請（電子申請）システム（令和3年9月更改）

(1) 概要

様々な行政手続を市民等がスマートフォン等を利用して行える環境を整備するため、決済機能を有する行政手続（電子申請）システムを導入しており、行政手続に係る添付書類、手数料等の有無に応じて段階的にオンライン化を推進している。

5 公共施設予約システム（平成31年4月導入）

(1) 概要

社会教育施設等の利用に係る市民サービスの向上を図るため、社会教育施設等の予約を総合的、効果的に行うことができるシステムを導入した。

(2) 対象施設

市民会館、南寝屋川公園、田井西公園、エスポール、学び館、池の里市民交流センター、
野外活動センター、市民体育館、アルカスホール

6 オンライン会議・相談（令和2年11月導入）

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国、府、事業者等の会議のほか、市民からの
婚姻、死亡、転入・転出等の各種手続の相続や妊娠期からの子育て、在宅介護等の相談につ
いても、オンラインで行うため環境整備を行った。

(2) 利用状況（令和2年度）

ア オンライン会議 109 回

イ オンライン相談 12 件

7 AI・RPA等活用（令和3年度導入）

(1) 概要

RPAとは、定型操作の自動化をすることで業務負担軽減および、時間の創出を行えるデジ
タルツールであり、AI-OCRで通常のOCR装置は読み込めない手書き情報を電子デー
タ化し、RPAを用いることで業務の自動化を図っている。

(2) 導入事務（令和3年12月時点）

留守家庭児童会延長・土曜日利用料入力業務 他 10 件

8 オープンデータ（平成30年11月導入）

(1) 概要

行政及び事業者が保有するデータを、営利・非営利問わずインターネット等を通じて容易に利
用・加工できるよう公開されたデータのこと、それらを活用することで地域の課題の解決等
が期待されている。市ホームページに情報を公開し、内容の充実を図っている。

(2) 掲載データ（令和3年12月時点）

オープンデータ一覧 他 45 件

9 メールねやがわ（平成18年1月導入）

(1) 概要

スマートフォン等を利用し、登録された方に「校区情報」「お知らせ情報」「新型コロナウイル
ス関連情報」等に関するメール一斉配信サービス「メールねやがわ」を開始した。

運用開始以降、必要に応じて配信カテゴリを追加し、情報内容の充実等を図っている。

(2) 登録件数（令和3年12月時点）

33,639 件（全体）

財 政

1 当初予算推移

(単位：千円)

年 度 区 分	令和3年度			令和2年度		
	当初予算額	構成比 (%)	対前年 度比 (%)	当初予算額	構成比 (%)	対前年 度比 (%)
一 般 会 計	90,840,000	63.2	100.9	89,987,100	63.4	104.6
国民健康保険特別会計	26,515,000	18.5	100.7	26,330,000	18.5	102.3
介護保険特別会計	22,308,000	15.5	102.5	21,756,000	15.3	100.4
後期高齢者医療特別会計	3,871,000	2.7	103.0	3,757,000	2.7	107.5
公共用地先行取得事業特別会計	101,000	0.1	100.0	101,000	0.1	11.3
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	36,000	0.0	90.0	40,000	0.0	80.0
計	143,671,000	100.0	101.2	141,971,100	100.0	103.0
水 道 事 業 会 計	5,972,000		106.9	5,588,000		95.9
下 水 道 事 業 会 計	12,916,000		98.3	13,136,000		100.3
合 計	162,559,000		101.2	160,695,100		102.5

2 一般会計予算対前年度比較

<歳入>

(単位：千円)

年 度 款 別		令和3年度 当初予算額	構成比 (%)	対前年度比 (%)	令和2年度 当初予算額
自 主 財 源	市 税	28,056,819	30.9	97.0	28,938,031
	分担金及び負担金	504,137	0.5	101.2	497,944
	使用料及び手数料	734,169	0.8	84.4	870,231
	財 産 収 入	156,030	0.2	198.4	78,633
	寄 附 金	9,940	0.0	97.1	10,240
	繰 入 金	1,066,954	1.2	216.2	493,438
	諸 収 入	3,963,639	4.4	76.8	5,164,236
	小 計	34,491,688	38.0	95.7	36,052,753
依 存 財 源	地 方 譲 与 税	330,338	0.4	90.3	365,739
	利 子 割 交 付 金	40,792	0.0	99.4	41,039
	配 当 割 交 付 金	159,885	0.2	94.1	169,910
	株式等譲渡所得割交付金	184,074	0.2	97.9	188,023
	法人事業税交付金	247,141	0.3	193.5	127,710
	地方消費税交付金	4,183,780	4.6	96.6	4,331,036
	自動車取得税交付金	10	0.0	100.0	10
	環境性能割交付金	53,126	0.0	91.2	58,253
	地方特例交付金	282,006	0.3	137.5	205,125
	地 方 交 付 税	12,450,000	13.7	106.4	11,697,100
	交通安全対策特別交付金	36,600	0.0	117.6	31,132
	国 庫 支 出 金	23,636,799	26.0	104.3	22,656,980
	府 支 出 金	7,321,761	8.1	95.2	7,691,690
	市 債	7,422,000	8.2	116.5	6,370,600
	小 計	56,348,312	62.0	104.5	53,934,347
合 計		90,840,000	100.0	100.9	89,987,100

<歳出>

(単位：千円)

年 度 款 別			令和3年度 当初予算額	構成比 (%)	対前年度比 (%)	令和2年度 当初予算額
議	会	費	438,209	0.5	98.1	446,760
総	務	費	6,369,319	7.0	103.5	6,154,488
民	生	費	48,264,152	53.1	101.2	47,681,943
衛	生	費	6,303,634	6.9	121.1	5,206,178
産	業	経 済 費	276,991	0.3	103.6	267,337
土	木	費	11,201,500	12.3	81.6	13,723,601
消	防	費	2,883,902	3.2	101.3	2,846,796
教	育	費	8,579,152	9.5	111.6	7,684,596
災	害	復 旧 費	50	0.0	100.0	50
公	債	費	6,321,090	7.0	109.9	5,754,190
諸	支	出 金	102,001	0.1	84.2	121,161
予	備	費	100,000	0.1	100.0	100,000
合 計			90,840,000	100.0	100.9	89,987,100

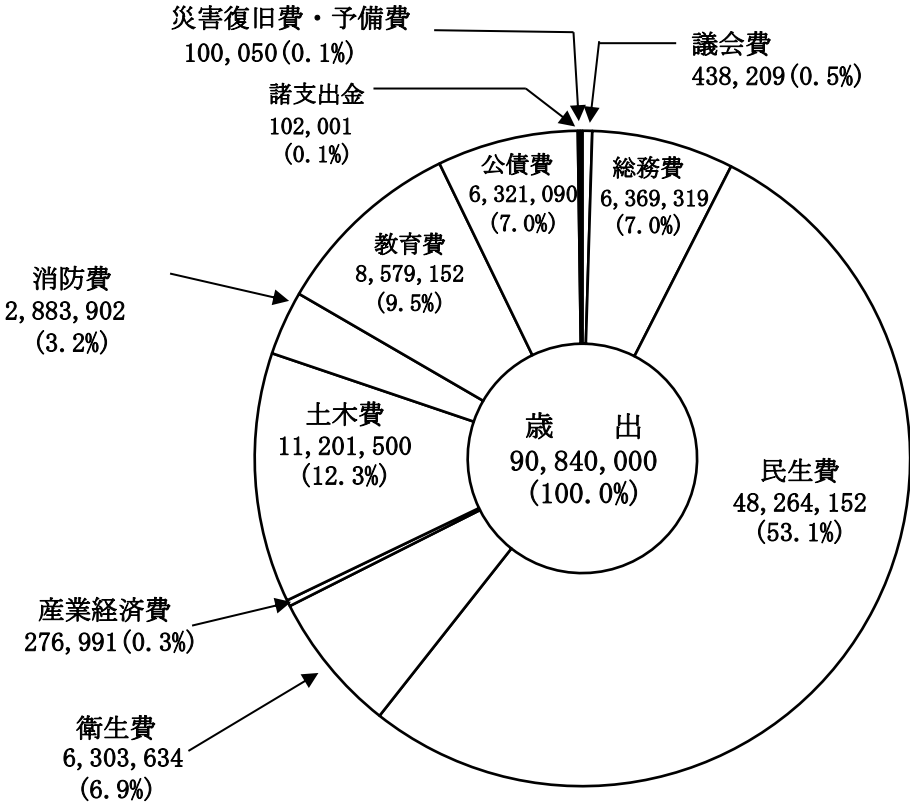
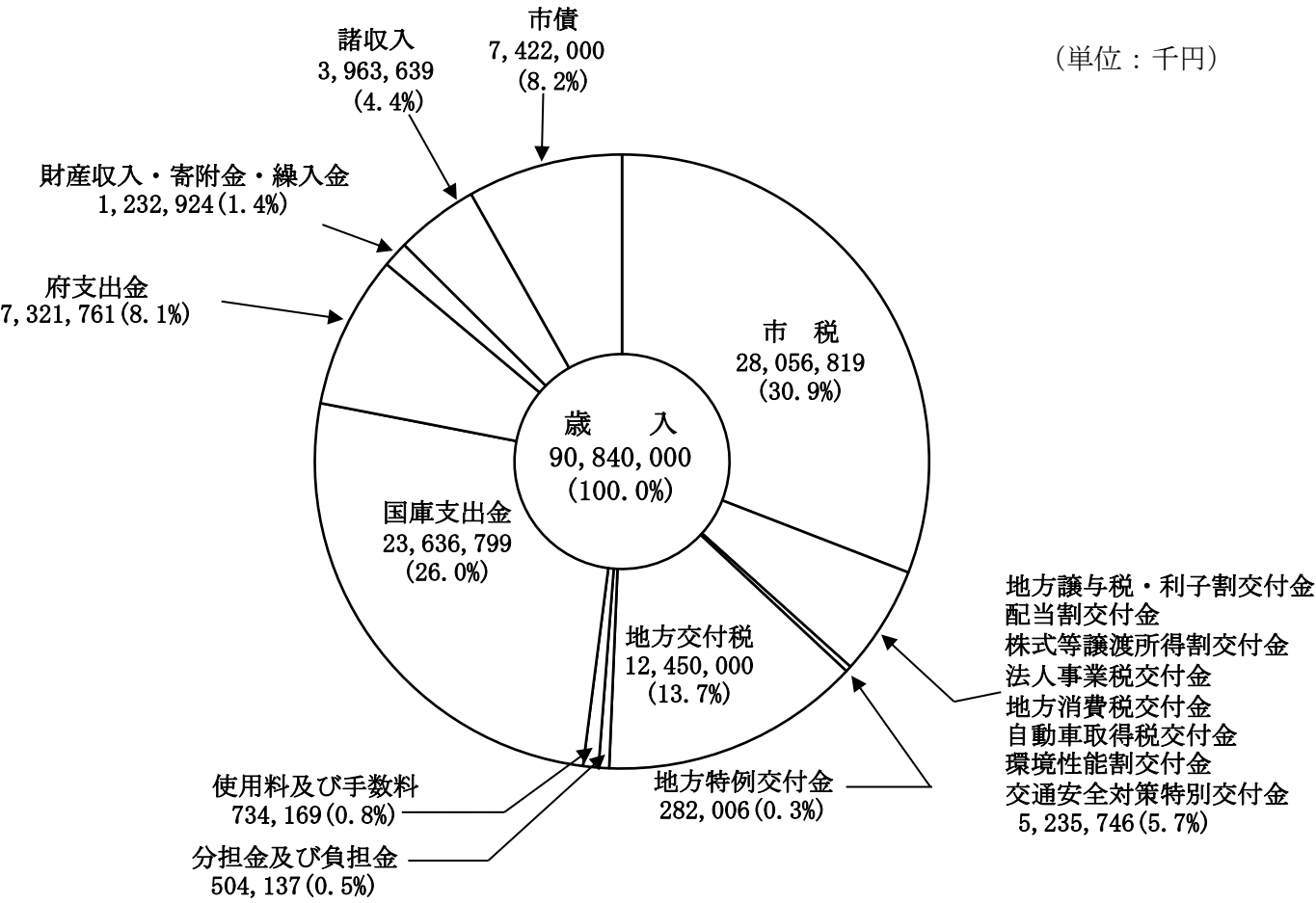
3 一般会計歳出予算性質別比較

(単位：千円)

年 度 区 分			令和3年度当初予算額		令和2年度当初予算額	
			総 額	構成比 (%)	総 額	構成比 (%)
人	件	費	12,359,411	13.6	12,718,683	14.1
物	件	費	9,021,771	9.9	8,041,919	8.9
扶	助	費	34,488,894	38.0	34,320,671	38.1
投	資	的 経 済 費	10,023,916	11.0	11,406,990	12.7
貸	付	金	25,202	0.1	11,273	0.0
公	債	費	6,321,090	7.0	5,754,180	6.4
補	助	費 等	7,835,656	8.6	7,543,498	8.4
繰	出	金	9,556,574	10.5	9,161,098	10.2
積	立	金	110,418	0.1	147,361	0.2
維	持	補 修 費	373,544	0.4	150,152	0.2
投	資	及 び 出 資 金	623,524	0.7	631,275	0.7
予	備	費	100,000	0.1	100,000	0.1
合 計			90,840,000	100.0	89,987,100	100.0

4 令和3年度一般会計当初予算款別構成図

(単位：千円)



5 一般会計決算の推移

<歳入>

(単位：千円)

年 度		令和2年度	構成比 (%)	対前年 度比 (%)	令和元年度	平成30年度
款 別						
自主財源	市 税	28,738,769	24.2	99.5	28,885,995	28,611,217
	分担金及び負担金	413,302	0.3	66.9	618,212	826,902
	使用料及び手数料	804,028	0.7	104.4	770,429	813,177
	財産収入	83,813	0.1	67.6	123,911	128,992
	寄附金	43,886	0.0	74.5	58,875	216,150
	繰入金	601,201	0.5	51.7	1,162,446	1,623,398
	繰越金	1,918,499	1.6	114.9	1,670,149	1,624,990
	諸収入	5,225,245	4.4	117.3	4,454,390	3,277,363
	小 計	37,828,743	31.8	100.2	37,744,407	37,122,189
依存財源	地方譲与税	350,976	0.3	102.2	343,468	336,758
	利子割交付金	40,584	0.0	96.8	41,924	68,881
	配当割交付金	171,871	0.1	88.9	193,381	163,947
	株式等譲渡所得割交付金	194,470	0.2	174.8	111,228	138,939
	法人事業税交付金	117,127	0.1	皆増	—	—
	地方消費税交付金	4,625,708	3.9	125.0	3,699,532	3,878,741
	自動車取得税交付金	8	0.0	0.0	97,368	182,280
	環境性能割交付金	59,966	0.1	197.8	30,310	—
	地方特例交付金	206,314	0.2	48.0	430,233	173,261
	地方交付税	13,592,654	11.4	101.2	13,426,828	12,183,996
	交通安全対策特別交付金	35,401	0.0	117.3	30,182	27,997
	国庫支出金	49,001,435	41.2	229.5	21,353,812	19,830,323
	府支出金	6,983,333	5.9	107.2	6,515,856	6,360,819
	市 債	5,680,350	4.8	108.5	5,237,700	4,704,400
	小 計	81,060,197	68.2	157.4	51,511,822	48,050,342
合 計		118,888,940	100.0	133.2	89,256,229	85,172,531

<歳出>

(単位：千円)

年 度		令和2年度	構成比 (%)	対前年 度比 (%)	令和元年度	平成30年度
款 別						
議 会 費		416,686	0.4	95.5	436,126	482,380
総 務 費		6,236,407	5.3	110.3	5,656,248	5,780,791
民 生 費		69,478,727	59.3	152.0	45,707,965	44,749,904
衛 生 費		5,483,899	4.7	127.7	4,294,885	3,987,250
産 業 経 済 費		660,315	0.6	131.8	500,838	237,648
土 木 費		10,670,627	9.1	95.9	11,121,150	9,079,510
消 防 費		2,745,064	2.3	95.8	2,864,203	2,859,284
教 育 費		9,380,931	8.0	140.3	6,684,352	6,323,004
公 債 費		5,645,705	4.8	95.6	5,905,920	6,604,169
諸 支 出 金		6,383,160	5.5	153.2	4,166,043	3,398,442
合 計		117,101,521	100.0	134.1	87,337,730	83,502,382

6 市債の目的別償還状況及び現在高（一般会計）

（単位：千円）

区分 目的別	令和元年度末 現在高	令和2年度 借入額	令和2年度元利償還額			令和2年度末 現在高
			元金	利子	計	
総務債	37,407,836	3,145,150	3,131,475	156,638	3,288,113	37,421,511
民生債	1,139,167	1,900	69,519	6,024	75,543	1,071,548
衛生債	7,993,633	349,300	374,680	20,778	395,458	7,968,253
産業経済債	72,692	3,200	4,943	546	5,489	70,949
土木債	8,360,349	1,319,100	899,215	62,059	961,274	8,780,234
消防債	54,632	—	13,197	476	13,673	41,435
教育債	6,674,179	861,700	858,394	45,842	904,236	6,677,485
合 計	61,702,488	5,680,350	5,351,423	292,363	5,643,786	62,031,415

7 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

（単位：％）

区 分	年 度	令和2年度	早期健全化基準 〔資金不足比率は 経営健全化基準〕	財政再生基準
実質赤字比率（普通会計）	—	—	11.28	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.28	30.00
実質公債費比率	△0.3	—	25.0	35.0
将来負担比率	—	—	350.0	
資金不足比率（水道事業会計）	—	—	20.0	
資金不足比率（下水道事業会計）	—	—	20.0	

8 普通会計財政指数等の推移

区 分	年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
基準財政需要額（千円）		38,309,235	36,892,413	35,332,462	35,394,639
基準財政収入額（千円）		25,192,191	23,951,775	23,869,044	24,054,759
標準財政規模（千円）		48,152,905	46,880,283	45,553,283	45,589,407
財政力指数（3か年平均）		0.661	0.668	0.679	0.679
実質収支比率（％）		3.6	4.0	3.6	3.5
経常収支比率（％）		87.4	91.3	93.4	93.6
積立金現在高（千円）		24,043,679	18,221,864	15,123,858	13,167,547
地方債現在高（千円）		62,031,415	61,702,488	62,106,416	63,476,126

9 地方交付税の状況

（単位：千円）

区 分	年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
普 通 交 付 税		13,100,826	12,908,147	11,469,038	11,311,958
基準財政需要額（ア）		38,316,861	36,892,413	35,352,963	35,394,639
基準財政収入額（イ）		25,196,459	23,951,775	23,883,925	24,054,759
交付基準額（ア）－（イ）		13,120,402	12,940,638	11,469,038	11,339,880
特 別 交 付 税		491,828	518,681	714,958	481,616
合 計		13,592,654	13,426,828	12,183,996	11,793,574

※ （ア）、（イ）は錯誤措置額を含む。

市 庁 舎

1 概要

所 在 地 寝屋川市本町1番1号及び豊野町15番10号

総敷地面積 14,214.69 m²

総延床面積 12,929.78 m²

(令和2年4月1日現在)

	延床面積 m ²	竣工日	構 造	規 模
本 館	6,038.81	昭和39年5月31日	鉄筋コンクリート造	地上3階、地下1階、 塔屋
東 館	1,426.93	昭和43年12月5日	鉄筋コンクリート造 鉄骨造	地上3階、地下1階
E V 棟	438.79	平成2年12月28日	鉄骨造	地上3階、塔屋
議 会 棟	2,840.68	平成5年7月31日	鉄筋コンクリート造 鉄骨造	地上5階、地下1階、 塔屋
別 館	596.24	昭和48年7月1日	鉄骨造	地上2階
公用車 立体駐車場	1,302.30	平成15年3月31日	鉄骨造	一層二段駐車場 (自走式)
車庫倉庫等	286.03	—	—	—
合 計	12,929.78			

2 市庁舎管理経費（令和2年度）

(1) 光熱水費及び電話使用料

区分	金額（円）
電 気	20,917,685
ガ ス	806,774
電 話	12,106,621
計	33,831,080

(2) 庁舎管理委託料

委 託 名	金 額（円）
電気設備保守点検委託	369,600
議場放送設備保守点検委託	298,650
自動ドア保守点検委託	352,000
エレベーター保守点検委託	1,755,600
清掃等委託	17,787,000
産業廃棄物雑排水収集運搬処分委託	147,686
警備委託	18,216,000
庁内案内業務委託	220,000
設備保安管理及び消防設備点検委託	4,936,800
高濃度 PCB 廃棄物運搬処分委託（運搬）	451,000
〃（処分）	45,381,644
来庁者専用駐車場等管理業務委託	4,924,950
来庁者聞取調査業務委託	88,495
計	94,929,425

公 有 財 産

1 土地及び建物

区 分		年 度		令 和 2 年 度		令 和 元 年 度	
				土 地 (㎡)	建 物 (㎡)	土 地 (㎡)	建 物 (㎡)
行 政 財 産	本 庁 舎			14,214.69	12,929.78	14,214.69	12,929.78
	行政機関 その他	シティ・ステーション		436.38	462.23	436.38	462.23
		総合センター		7,851.97	12,909.49	7,851.97	12,909.49
		そ の 他		57,306.78	35,847.88	57,306.78	35,847.88
	公共用財産	学 校		658,367.80	247,291.60	658,367.80	247,291.60
		保 育 所		19,799.87	5,993.56	19,799.87	5,993.56
		住 宅		54,154.50	24,240.98	56,370.74	25,554.92
		公 園		319,606.54	1,299.29	315,802.51	1,299.29
		墓 地		102,927.36	1,942.90	102,927.36	1,942.90
		そ の 他		109,543.92	75,211.36	109,328.51	67,140.03
	普 通 財 産			57,823.91	12,120.77	58,669.14	12,266.03
	合 計			1,402,033.72	430,249.84	1,401,075.75	423,637.71

2 保有車両一覧

(単位：台)

車 種	車種の内訳	令和2年度末	令和元年度末
乗 用 車	小型・普通乗用車	10	10
	軽乗用車	25	25
バ ス	マイクロバス	4	8
ライトバン	小型・普通ライトバン	3	3
	軽ライトバン	75	75
貨 物 車	小型トラック	4	4
	軽トラック	6	6
ダ ンプ	小型・普通ダンプ	7	7
	軽ダンプ	11	9
塵 芥 車	2tパッカー	33	33
特 殊 車	ショベル等	8	8
消防関係車	消防関係車	35	35
単 車	原動機付自転車	44	45
計		265	268

3 公共施設等総合管理計画

(1) 目的

公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を総合的かつ計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、その最適な配置を実現する。

(2) 計画期間

平成 29 年度から令和 8 年度まで

(3) 対象（計画策定時点）

ア 公共建築物：161 施設、417, 443. 94 m²

イ インフラ：道路、橋梁、公園、上水道、下水道、河川水路

ウ 土地

（ア）行政財産：1, 395, 083. 87 m²

（イ）普通財産： 67, 239. 07 m²

(4) 基本的な方針

ア 保全 ～まもる～

（ア）点検、診断等

（イ）長寿命化を前提とした維持管理、修繕、更新等

（ウ）安全確保

（エ）耐震化

イ 総量抑制 ～おさえる～

（ア）集約化・複合化・廃止

（イ）行政サービスの在り方見直し

ウ 民間活力の活用 ～いかす～

（ア）集約化・複合化を前提とした施設整備

（イ）長寿命化対策に有効な技術の活用

（ウ）設備の更新

市 税

1 市税収入状況

(単位：千円)

年 度	令和2年度		令和元年度		平成30年度	
区 分 税 目	決 算 額	構成比 (%)	決 算 額	構成比 (%)	決 算 額	構成比 (%)
市 民 税	12,901,225	44.9	13,100,372	45.4	12,996,194	45.4
個 人	11,456,435	39.9	11,311,492	39.2	11,201,850	39.1
法 人	1,444,790	5.0	1,788,880	6.2	1,794,344	6.3
固 定 資 産 税	11,251,411	39.2	11,182,599	38.7	11,021,400	38.5
土地・家屋	9,910,240	34.5	9,838,056	34.1	9,689,315	33.8
償却資産	1,052,086	3.7	1,058,007	3.6	1,044,323	3.7
交 付 金	289,085	1.0	286,536	1.0	287,762	1.0
軽 自 動 車 税	318,783	1.1	296,657	1.0	285,431	1.0
環境性能割	14,132	0.0	3,396	0.0	—	—
種別割※	304,651	1.1	293,261	1.0	285,431	1.0
市 た ば こ 税	1,492,161	5.2	1,513,773	5.2	1,478,264	5.2
入 湯 税	6,913	0.0	13,446	0.1	15,063	0.1
都 市 計 画 税	2,473,468	8.6	2,464,464	8.5	2,435,840	8.5
小 計	28,443,961	99.0	28,571,311	98.9	28,232,192	98.7
滞 納 繰 越 分	294,808	1.0	314,684	1.1	379,025	1.3
合 計	28,738,769	100.0	28,885,995	100.0	28,611,217	100.0

※令和元年度以前は、軽自動車税（税制改正により従来の軽自動車税は種別割に名称変更）

2 市税収納状況

(単位：千円)

年 度	令和2年度			令和元年度		
区 分 税 目	調 定 額	収 入 済 額	徴収率 (%)	調 定 額	収 入 済 額	徴収率 (%)
市 民 税	13,432,749	13,057,047	97.2	13,570,646	13,277,780	97.8
個 人	11,899,102	11,604,819	97.5	11,770,426	11,485,699	97.6
法 人	1,533,647	1,452,228	94.7	1,800,220	1,792,081	99.5
固 定 資 産 税	11,854,544	11,355,803	95.8	11,734,379	11,283,615	96.2
軽 自 動 車 税	355,512	327,338	92.1	340,446	307,757	90.4
市 た ば こ 税	1,492,169	1,492,161	99.9	1,513,773	1,513,773	100.0
入 湯 税	8,226	6,913	84.0	13,446	13,446	100.0
都 市 計 画 税	2,615,562	2,499,507	95.6	2,602,060	2,489,624	95.7
合 計	29,758,762	28,738,769	96.6	29,774,750	28,885,995	97.0

※滞納繰越分を含む。

3 市民1人当たり市税負担額等年度別比較

(単位：円)

年 度	令和3年度 (予算額)		令和2年度 (決算額)		令和元年度 (決算額)	
区 分 税 目	1人当たり 負 担 額	1世帯当 り負担額	1人当たり 負 担 額	1世帯当 り負担額	1人当たり 負 担 額	1世帯当 り負担額
人 口	229,654		229,654		231,189	
世 帯 数	111,052		111,052		110,299	
市 民 税	54,186	112,057	56,856	117,576	57,432	120,380
個 人	49,550	102,470	50,532	104,499	49,681	104,132
法 人	4,636	9,587	6,324	13,077	7,751	16,248
固 定 資 産 税	49,305	101,961	49,447	102,257	48,807	102,300
軽 自 動 車 税	1,458	3,015	1,425	2,948	1,331	2,790
市 た ば こ 税	6,307	13,043	6,497	13,437	6,548	13,724
入 湯 税	40	83	30	62	58	122
都 市 計 画 税	10,870	22,478	10,884	22,507	10,769	22,572
合 計	122,166	252,637	125,139	258,787	124,945	261,888

※人口及び世帯数は、毎年度末日現在。なお、令和3年度については、令和3年3月31日現在。

4 納税義務者の推移

(単位：人)

年 度 区 分		令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
市 民 税	個 人	121,984	121,453	120,224	118,888	117,601
	法 人	4,702	4,590	4,555	4,462	4,370
固 定 資 産 税	土 地	65,841	65,878	65,815	65,660	65,265
	家 屋	72,026	72,076	72,095	71,939	71,780
	償却資産	1,417	1,364	1,302	1,283	1,257
軽自動車税（種別割）		56,870	56,969	58,933	59,323	59,519
都 市 計 画 税		78,564	78,694	78,766	78,709	78,740

※法人市民税は、納税者数による。

※軽自動車税（種別割）は、課税台数による。

5 個人市民税の納税義務者及び調定額の構成

(令和2年度)

	市 民 税 額 (千 円)				納 税 義 務 者 数 (人)				
	所得割	均等割	計		所得割 のみ	均等割 のみ	所得割 均等割	計	
			金額	割合 (%)				人数	割合 (%)
特別徴収	8,907,493	289,525	9,197,018	78.9	3,540	4,118	81,931	89,589	73.4
普通徴収	2,372,969	84,779	2,457,748	21.1	4,703	2,906	24,786	32,395	26.6

※滞納繰越分を除く。

非 核 平 和

1 非核平和の推進

平和意識の高揚を図るイベント、戦争資料及び平和のバラの写真の展示等を通じて、平和を希求する意識の高揚を図っている。

- (1) 「平和のバラ」の配布及び写真展示
- (2) 平和祈念戦争資料展示
- (3) 核兵器廃絶、恒久平和の実現に向けた都市間連携
- (4) 市広報誌等による啓発

人 権 文 化

1 人権啓発の推進

人権意識の高揚を図るイベント、学習講座、啓発冊子等を通じて、人権意識の高揚を図り、人権尊重のまちづくりを推進している。

- (1) 人権啓発作品展の開催
- (2) 人権週間における啓発の実施
- (3) 啓発DVDの貸出
- (4) 「人権の花」運動の実施
- (5) 市広報誌等による啓発

2 人権擁護の推進

互いの人権を尊重する意識の高揚を図るとともに、人権の擁護・確立に向けた取組を推進している。

- (1) 人権擁護委員による人権相談の実施
- (2) 人権教室の開催

男 女 共 同 参 画

1 概要

平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国を決定する最重要課題と位置付けられた。令和2年には「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、男女共同参画社会の実現に向けた施策が展開されている。

本市においても、男女共同参画審議会における審議のほか、「男女共同参画に関する意識調査」やパブリック・コメントで、市民や事業所等のニーズ、意識及び意見等を収集し、令和3年3月に「第5期ねやがわ男女共同参画プラン」を策定した。

本プランに基づき、市民等との協働で男女共同参画施策を推進している。

2 第5期ねやがわ男女共同参画プラン

(1) 計画期間

令和3年度～令和12年度

(2) プランの目指す姿

「男女共同参画社会基本法」における基本理念と「第六次寝屋川市総合計画」で掲げる将来像を踏まえ、誰もが人権を尊重され、個性と能力を十分に発揮できる活力にあふれた豊かな男女共同参画社会をつくるとともに、多様な生き方の選択により、寝屋川市の新たな価値とイノベーションの創出を目指す。

(3) 基本目標

目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

目標Ⅱ 暮らしの安全と安心の確保

目標Ⅲ 男女共同参画を基盤とした文化の浸透

3 事業等

(1) 男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の実現に向けて、プランの策定及びプランに基づく施策の企画・推進等を行い、総合的かつ効果的な施策の実施を図る。

(2) 男女共同参画審議会

男女共同参画社会の形成の促進に関する総合施策その他の重要事項の調査、審議を行う。

(3) 男女共同参画推進センター（ふらっと ねやがわ）の運営・管理

男女共同参画社会を実現するための諸事業の推進拠点施設として位置付け、市民との協働でプランの目標を達成するよう、事業の充実を目指す。

ア 事業内容

(イ) 講座 (ロ) 相談 (ハ) 情報・資料の収集・提供

(ニ) 活動支援 (ヒ) 交流支援 (ヘ) 一時保育

イ 令和 2 年度実績

(ア) ふらっと市民セミナーの開催 23回実施

(イ) 啓発事業

男女共同参画週間（6月）

女性に対する暴力をなくす運動（11月）

(ロ) 相談事業

女性の心の悩み相談（カウンセリング）

〔面接相談〕 相談件数 延べ481件

〔電話相談〕 相談件数 延べ212件

女性のための法律相談

〔面接相談〕 相談件数 延べ 38件

男性のための悩み相談（カウンセリング）

〔電話相談〕 相談件数 延べ 19件

ウ 開所時間

月～土曜日 午前9時～午後9時

日曜日・祝日 午前9時～午後5時30分

エ 休所日

毎月第2日曜日、12月29日～翌年1月3日

都 市 提 携

1 国内友好都市提携

和歌山県 すさみ町

提携の経過

両市町は、大阪府と和歌山県との間の「ふるさと村」構想の下、過密都市として問題を抱える本市と、豊かな自然に恵まれながらも過疎地域としての問題を抱えるすさみ町とが手を結んで、相互の住民福祉の増進を目的に市制施行 25 周年を迎えたのを機に、昭和 51 年 5 月 3 日に友好都市提携を締結した。

主な交流内容

平成 16 年度からすさみ町内の多くの宿泊施設を対象に寝屋川市民宿泊補助制度を設け、また、平成 23 年 9 月には、西日本最大級のグラウンド・ゴルフ場などをオープンし、多数の市民がすさみ町を訪れ、交流が活発になっている。本市との友好交流事業としては、文化・芸術面での交流を始め、ソフトボール交流、スポーツ少年団交流やことぶき野球大会などが開催され、青少年から高齢者まで幅広い交流を実施している。

なお、平成 27 年 8 月に紀勢自動車道がすさみ南 I C まで開通され、本市からすさみ町へは車で高速道路を利用して約 2 時間 30 分、列車では J R 天王寺駅から特急で約 2 時間 20 分で結ばれている。

2 海外姉妹・友好都市提携

(1) 海外姉妹都市

ア アメリカ合衆国 バージニア州 ニューポートニューズ市

提携の経過

本市とニューポートニューズ市は昭和 56 年の市制施行 30 周年記念事業の一環として、外国都市との交流を通じて国際親善を深め、よりよい行政推進を図るため昭和 57 年 7 月 1 日に姉妹都市提携を締結した。

主な交流内容

特定非営利活動法人寝屋川市国際交流協会が中心となって市民訪問団の相互派遣・受入、周年記念式典での交流等を行っている。

イ カナダ オンタリオ州 オークビル市

提携の経過

ニューポートニューズ市と同様、昭和 56 年の市制施行 30 周年記念事業の一環として、姉妹都市提携についての協議を進め、昭和 59 年 4 月 6 日に姉妹都市提携を締結した。

主な交流内容

市内の府立 3 高校とオークビル市の姉妹校との間で、交流を深めている。

(2) 海外友好都市

中国 上海市 黄浦区

提携の経過

寝屋川市と旧盧湾^{ろわん}区(現黄浦区)とは、昭和 63 年から、大阪府が提携する上海市の紹介により交流が始まり、平成 6 年 5 月 12 日に友好都市提携を締結した。平成 23 年には合併により黄浦区となったが、平成 29 年 5 月 23 日、改めて寝屋川市と黄浦区が友好都市関係であることを確認する覚書に調印した。

主な交流内容

黄浦区へ公式訪問団、市民訪問団の派遣を行うなど、様々な分野で交流を深めている。

地 域 協 働 の 推 進

1 概 要

近年、人口減少、少子高齢化の進行や市民ニーズの複雑化・多様化などにより地域を取り巻く環境が変化している中、地域でのつながりを深め、ともに支えあい、地域の力を結集し地域の課題を地域で解決していく「地域協働」の取組が必要となっている。

本市においても、平成 20 年 4 月、「寝屋川市みんなのまち基本条例」の基本理念として、市民、議会及び行政がそれぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むこととし、平成 23 年 4 月、「寝屋川市第五次総合計画」の基本構想に「市民が主役のまちづくり」を掲げ、後期基本計画（平成 28 年度から令和 2 年度）の施策として「コミュニティの活性化と協働を推進する」ことを定めている。

また、平成 23 年 10 月に地域協働検討会議を設置、平成 24 年 7 月に「地域協働の推進に関する提言書」を受理し、パブリック・コメントの結果等を踏まえ、平成 25 年 3 月、「地域協働推進プラン」を策定し、市内の 24 小学校区で地域協働協議会の設立に向け取り組んだ。その結果、平成 27 年 4 月、市内全小学校区で地域協働協議会が設立され、地域住民が参加できる行事や防災、福祉、緑化など、地域の特色をいかした活動が行われている。

2 地域協働の取組

地域協働協議会の活動を活性化するため、地域協働基礎交付金による活動支援を実施するとともに、地域協働協議会関係者会議を開催し、各校区の取組や成果等について情報の共有を図るなど、地域協働の取組を推進している。

また、平成 29 年 4 月から、校区自主防災協議会を地域協働協議会へ統合したことにより、地域の連携が一層強化され、より充実した防災の取組を推進している。

地域協働協議会（24 小学校区）

小学校区	名 称	設 立 年 月
東	東校区地域協働協議会	平成 26 年 6 月
西	西校区地域協働協議会	平成 26 年 12 月
南	南校区地域協働協議会	平成 26 年 11 月
北	北校区地域協働協議会	平成 26 年 10 月
第五	第五校区地域協働協議会	平成 26 年 9 月
成美	成美小校区地域協働協議会	平成 26 年 3 月
明和	明和校区地域協働協議会	平成 27 年 3 月
池田	池田校区地域協働協議会	平成 26 年 11 月
中央	中央校区地域協働協議会	平成 26 年 7 月
啓明	啓明校区地域協働協議会	平成 27 年 3 月
三井	三井校区地域協働協議会	平成 27 年 4 月
木屋	木屋校区地域協働協議会	平成 26 年 11 月
木田	木田校区地域協働協議会	平成 27 年 3 月
神田	神田校区地域協働協議会	平成 26 年 10 月
堀溝	堀溝校区地域協働協議会	平成 26 年 2 月
田井	田井校区地域協働協議会	平成 26 年 4 月
桜	桜校区地域協働協議会	平成 27 年 3 月
点野	点野校区地域協働協議会	平成 27 年 2 月
和光	和光校区地域協働協議会	平成 25 年 4 月
国松緑丘	国松緑丘校区地域協働協議会	平成 26 年 11 月
楠根	楠根校区地域協働協議会	平成 26 年 9 月
梅が丘	梅が丘校区地域協働協議会	平成 27 年 2 月
宇谷	宇谷校区地域協働協議会	平成 27 年 2 月
石津	石津校区協働協議会	平成 26 年 3 月

住 民 自 治

1 住民組織

地域住民の自主的な組織である自治会は、お互いの連帯を深める親睦活動及び地域発展のため、自主的な活動並びに市政への協力を行っている。

市では、住民自治意識の高揚を図るとともに住民組織との相互協力関係の確立をめざしている。

なお、昭和 52 年度から自治会長に対し、市政協力委員の委嘱を行っている。

(1) 自治会

自治会数 200 自治会（令和 3 年 10 月 1 日現在）

(2) 連合組織

名 称 寝屋川市市政協力委員自治推進協議会

(3) 自治会のコミュニティ事業に対する補助

1 自治会当たり 年額 30,000 円＋世帯割 80 円×自治会加入世帯（限度額 120,000 円）

2 集会所施設整備及び維持促進補助

(1) 概要

集会所施設整備及び維持促進（新築、増改築等、耐震診断、地代等）、消火器具新設・改造（消火用ホース・消火器の新設・改造及びその格納箱の設置）を行った自治会に対し補助を行う。

(2) 補助金交付状況

（単位：千円）

補助対象事業		補助率	補助限度額	令和 2 年度		令和元年度		平成 30 年度	
				件数	補助額	件数	補助額	件数	補助額
の新築集会所	用地購入有り	1/2	10,000	0	0	0	0	1	10,000
	用地購入無し	1/3	7,500	0	0	2	11,571	0	0
集会所増改築等		1/3	3,000	64	6,342	60	7,353	59	10,012
集会所耐震診断等		2/3	100	0	0	1	33	0	0
集会所地代等		1/3	100	14	764	14	761	15	861
消火器具新設・改造		1/3	500	61	127	179	374	202	517

3 集会所建設資金融資あっせん事業

(1) 概要

集会所の建設資金（土地購入資金、新築資金等）の融資をあっせんし、元金は自治会が償還し、利息については、市が自治会に対し全額補助を行う。

（単位：千円）

種 別	融資限度額	利息（年）	期間	償還方法
土地購入	15,000	融資機関と協議の うえ毎年度当初に 定める率	20年以内	貸付日の属する月の 翌月から元利均等月 割償還
新築	5,000		10年以内	
増改築	2,000		5年以内	

(2) 利息補給状況

（単位：円）

区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
件 数	6自治会	6自治会	6自治会
補 給 額	945,498	1,036,760	883,515

4 市民公益活動災害補償制度

- (1) 原則として、市民5人以上で組織する団体が、無報酬で市民活動の促進と社会活動の向上のために行う事業又は活動で、その公益活動中の事故により災害を被った場合に保障する保険制度であり、傷害事故と賠償責任事故を対象としている。ただし、日帰りの事業に限る。

ア 傷害事故のとき

- ・死亡保険金 500万円（事故日から180日以内にその事故が原因で死亡したとき）
- ・後遺障害保険金 15～500万円の範囲内（ 〃 障害が生じたとき）
- ・入院保険金 1日につき2,000円（事故日から180日を限度）
- ・通院保険金 1日につき1,300円（事故日から180日の間で90日を限度）

イ 賠償責任事故のとき

てん補限度額 1人につき2,000万円で、1事故1億円（免責額1万円）

(2) 事故受付件数

期 間	件 数
R2.5.1 ～ R3.4.30	7
R1.5.1 ～ R2.4.30	15
H30.5.1 ～ H31.4.30	12

コミュニティ施設等

コミュニティセンター

市内7か所に設置し、地域住民の人たちによって運営が行われ、各種の文化、スポーツ活動等を通じて地域住民の連帯感、共同意識の醸成を図っている。

1 西北コミュニティセンター

(1) 概要	所在地	寝屋川市松屋町 20 番 30 号
	構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2階建
	延床面積	1,293.65 m ²
	開設	昭和 56 年 10 月 1 日
	運営	指定管理者（西北コミュニティセンター運営協議会）へ委託

(2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

室名 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
集会室	950	1,602	2,662
体育館	12,609	20,049	23,528
図書室	13,720	14,013	11,538
料理室	201	890	717
和室	2,419	4,401	4,953
美術工芸室	1,125	1,921	2,687
講義室	2,754	6,250	6,712
児童室	764	1,483	1,627
幼児室	282	723	722
合 計	34,824	51,332	55,146

2 南コミュニティセンター

(1) 概要	所在地	寝屋川市下木田町 16 番 50 号
	構造	鉄筋コンクリート造 3階建
	延床面積	1,303.27 m ²
	開設	昭和 58 年 4 月 1 日
	運営	指定管理者（南コミュニティセンター運営協議会）へ委託

(2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

室名 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
集会室	733	1,371	1,447
体育室	4,514	6,222	7,577
図書室	5,156	5,361	5,727
多目的室	1,101	2,226	2,396
和室	1,497	2,876	3,285
実習室	509	787	847
講義室	159	463	662
会議室	29	94	55
ゲートボール場	1,536	2,795	3,622
陶芸・ロビー	211	1,025	921
合 計	15,445	23,220	26,539

3 東北コミュニティセンター

(1) 概要	所在地	寝屋川市成田町3番3号
	構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2階建
	延床面積	1,322.20 m ²
	開設	昭和59年4月1日
	運営	指定管理者（東北コミュニティセンター運営委員会）へ委託

(2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

室名 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
集会室	1,284	2,292	2,904
体育館	7,417	10,581	11,583
図書室	11,879	14,826	12,763
料理室	520	2,170	2,722
多目的室	3,614	6,544	8,795
多目的小ホール	5,414	9,283	11,410
会議室	1,669	3,509	3,037
合 計	31,797	49,205	53,214

4 西コミュニティセンター

(1) 概要	所在地	寝屋川市葛原二丁目7番1号
	構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2階建
	延床面積	1,289.82 m ²
	開設	昭和60年11月1日
	運営	指定管理者（西コミュニティ推進委員会）へ委託

(2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

室名 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
集会室	687	2,096	1,704
体育館	10,043	14,922	15,619
料理室	258	743	795
多目的室	2,624	4,620	4,420
和室	1,033	1,825	1,689
美術工芸室	351	575	542
会議室	1,248	1,880	1,724
五部会室	89	240	234
陶芸窯室	38	90	44
合 計	16,371	26,991	26,771

5 西南コミュニティセンター

- (1) 概要
- | | |
|------|---------------------------|
| 所在地 | 寝屋川市上神田一丁目 30 番 1 号 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 2 階建 |
| 延床面積 | 1,281.57 m ² |
| 開設 | 昭和 63 年 4 月 1 日 |
| 運営 | 指定管理者（西南地区コミュニティ推進委員会）へ委託 |

- (2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

室名 \ 年 度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
集会室	1,344	2,980	3,237
体育室	8,616	14,517	15,911
図書室	4,835	5,617	4,430
料理室	87	635	958
多目的室	1,604	5,889	5,968
和室	1,203	1,983	2,303
美術工芸室	760	1,482	1,458
講義室	695	2,230	2,262
合 計	19,144	35,333	36,527

6 東コミュニティセンター

- (1) 概要
- | | |
|------|----------------------------|
| 所在地 | 寝屋川市高宮新町 32 番 2 号 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 2 階建 |
| 延床面積 | 1,261 m ² |
| 開設 | 平成 4 年 4 月 6 日 |
| 運営 | 指定管理者（東コミュニティセンター運営委員会）へ委託 |

- (2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

室名 \ 年 度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
集会室	18	9	14
体育館	7,390	13,799	16,652
幼児読書室	48	1,375	957
料理室	20	247	245
多目的室	2,030	4,824	4,362
和室	1,285	3,043	3,180
美術工芸室	351	777	1,025
会議室	907	2,597	2,907
合 計	12,049	26,671	29,342

7 南コミュニティセンター分館

- (1) 概要
- | | |
|------|----------------------------|
| 所在地 | 寝屋川市堀溝三丁目 16 番 6 号 |
| 構造 | 鉄骨造 2 階建 |
| 延床面積 | 661 m ² |
| 開設 | 平成 23 年 4 月 1 日 |
| 運営 | 指定管理者（南コミュニティセンター運営協議会）へ委託 |

- (2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

室 名 \ 年 度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
多 目 的 室	1, 284	1, 728	1, 847
会 議 室	80	28	139
和 室	77	167	235
館 庭	1, 228	1, 903	2, 206
合 計	2, 669	3, 826	4, 427

8 市民活動センター

市民活動センターは、様々な分野の N P O ・市民活動団体や、これから活動しようと考えている人たちのための拠点施設である。N P O ・市民活動の支援を通じて、市民と行政との協働によるまちづくりを進めている。

- (1) 概要
- | | |
|------|-----------------------------------|
| 所在地 | 寝屋川市秦町 41 番 1 号（市民会館 4 階） |
| 延床面積 | 555. 10 m ² |
| 開設 | 平成 14 年 10 月 1 日 |
| 運営 | 指定管理者（特定非営利活動法人寝屋川市民活動ネット・なかま）へ委託 |

- (2) 事業運営

- ア 情報収集・発信、場所等の提供
- イ 相談・コンサルティング
- ウ 交流・ネットワーク支援
- エ ボランティアコーディネート
- オ 教育・研修機能

- (3) 利用状況

- | | |
|---------|-----------|
| 令和元年度 | 25, 982 人 |
| 令和 2 年度 | 10, 508 人 |

9 市民会館

教養・文化・交流の場として、市民相互の交流を促進するとともに、福祉の増進と文化の向上を図ることを目的とした施設である。

(1) 施設の概要

所在地 寝屋川市秦町41番1号
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階建
 延床面積 11,126 m²
 開設 昭和45年5月3日
 運営 指定管理者（株式会社ケイミックスパブリックビジネス）へ委託

(2) 主な施設の内容と利用状況

区 分	面 積 (m ²)	収容人員 (人)	令和2年度実績			令和元年度実績		
			件数	回数	延人員	件数	回数	延人員
大 ホール	1,365	1,203	75	153	24,162	175	376	84,995
小 ホール	240	200	138	229	16,322	222	371	36,580
第1 会議室	180	120	158	242	15,429	199	330	23,136
第2 会議室	84	50	160	232	6,767	211	357	10,676
第3 会議室	18	10	231	345	2,134	330	542	3,295
第4 会議室	18	10	158	193	1,307	295	393	3,216
第5 会議室	24	12	171	212	1,805	312	408	3,925
第6 会議室	54	38	71	128	2,470	283	448	10,444
第7 会議室	54	38	184	309	5,795	234	395	8,395
第9 会議室	36	21	231	290	3,810	379	464	7,102
第10 会議室	36	21	261	365	4,680	338	486	6,696
第11 会議室	36	21	70	85	1,322	204	280	4,126
第12 会議室	63	(30畳)	172	199	3,986	310	392	7,754
第13 会議室	63	26	209	343	6,729	287	489	10,081
第14 会議室	63	26	115	155	2,743	124	176	3,049
特別 会議室	54	20	46	110	861	40	60	772
講 義 室	84	72	124	189	6,692	205	306	13,753
研 修 室	105	54	49	80	2,197	134	228	7,021
第1 多目的室	187	130	149	206	12,115	320	474	28,917
第2 多目的室	126	70	427	464	15,067	755	822	33,682
第3 多目的室	126	70	477	507	15,490	728	788	28,098
作 法 室	60	(17畳)	52	63	1,040	115	154	2,162
第1 音楽室	126	30	181	224	5,293	324	388	10,018
第2 音楽室	130	30	180	229	4,948	352	464	10,047
合 計			4,089	5,552	163,164	6,876	9,591	357,940

社会を明るくする運動

1 概要

市民が主体となって、コミュニティを通じた明るく住みよいまちづくりを進めるため、昭和 46 年に行政及び各種関係団体の代表者で構成する「寝屋川市社会を明るくする運動推進委員会」が組織された。（令和 3 年 4 月現在 38 団体）

また、昭和 54 年には、市内を中学校区毎（12 校区）に分けた「地区推進委員会」が発足した。

2 事業内容

「まちを明るく清潔にする運動」・「人権意識を高める運動」・「青少年の健全育成を進める運動」を重点 3 項目に定め、社明運動への理解と啓発に努めている。

また、地区推進委員会においても、地域清掃活動・違法屋外広告物除去活動の実施、各種講演会・小集会等の開催、非行防止夜間街頭パトロール等、各種啓発事業に取り組んでいる。

3 社会を明るくする運動推進委員会

（構成団体）

寝屋川市保健所公衆衛生協力会	寝屋川市市政協力委員自治推進協議会
大阪府枚方土木事務所	寝屋川地区人権擁護委員会
関西電力送配電株式会社	寝屋川市青少年指導員会
京阪電気鉄道株式会社	寝屋川市スポーツ推進委員会
京阪バス株式会社	NPO法人寝屋川市スポーツ振興連盟
西日本旅客鉄道株式会社	寝屋川市農業委員会
寝屋川消防署	寝屋川市立校園PTA協議会
寝屋川警察署	寝屋川市防犯協会
日本郵便株式会社寝屋川郵便局	寝屋川市民生委員児童委員協議会
寝屋川市工業会	寝屋川市立小学校校長会
寝屋川交通安全協会	寝屋川市立中学校校長会
寝屋川市	寝屋川市立幼稚園園長会
寝屋川市教育委員会	寝屋川市立保育所所長会
寝屋川市議会	寝屋川市老人クラブ連合会
社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会	一般社団法人寝屋川青年会議所
寝屋川市商業団体連合会	寝屋川地区保護司会
寝屋川市消費者協会	寝屋川更生保護女性会
寝屋川市消防団	寝屋川地区BBS会
寝屋川事業所人権推進連絡会	寝屋川中央ライオンズクラブ

4 具体的活動

(1) まちを明るく清潔にする運動

- ア 市内4駅前一斉清掃活動
- イ 違法屋外広告物除去活動
- ウ 空き缶等ポイ捨て防止啓発看板設置活動
- エ 「くらしと資源リサイクル」を考えるつどい

(2) 人権意識を高める運動

- ア 「くらしと人権」講演会及び映画会
- イ 各種啓発事業への参加

(3) 青少年の健全育成を進める運動

- ア 法務省主唱社明運動
- イ 「青少年を守る店」プレート掲示活動
- ウ 夜間街頭パトロール

消 防

1 管内の概況

(1) 位置及び面積

枚方寝屋川消防組合の管轄する枚方市、寝屋川市は大阪府北東部の淀川左岸に位置し、京都府と境界を接している。

面積は89.82 km²（枚方市65.12 km²、寝屋川市24.70 km²）であり、東西約10.7 km、南北約17.7 kmである。このうち市街化区域面積は63.18 km²で、約70%を占めている。

(2) 人口及び世帯数等（令和3年4月1日現在）

市 名	人 口	世 帯 数	人口密度
枚 方 市	398,283 人	182,449 世帯	6,116 人/km ²
寝屋川市	229,654 人	111,052 世帯	9,297 人/km ²
合 計	627,937 人	293,501 世帯	6,991 人/km ²

2 市予算と消防予算との比較

予 算 年 度	一般会計 当初予算			消防予算 (当初)	比 率 (当初)
令和 3 年度	枚 方 寝屋川	141,400,000 千円 90,840,000 千円		7,445,410 千円	3.2%
令和 2 年度	枚 方 寝屋川	150,800,000 千円 89,987,100 千円		7,462,939 千円	3.1 %
令和 元 年度	枚 方 寝屋川	140,400,000 千円 86,040,000 千円		7,550,826 千円	3.3 %

3 市民1人当たり等の消防予算

年 度 区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
一世帯当たりの消防予算	25,368 円	25,598 円	26,045 円
市民1人当たりの消防予算	12,455 円	11,823 円	11,906 円

※人口・世帯は、各年4月1日現在

4 組織

消防本部を枚方市新町一丁目に置き、3消防署、15消防出張所を設置している。

(1) 消防庁舎の状況

(1 本部 3 署 15 出張所)

区分 署所別	所在地 電 話	敷地面積 (㎡)	構 造 階 数	建築面積 (㎡)	建 築 年 月 日
消 防 本 部	枚方市新町一丁目 7 番 11 号 TEL 072-852-9903 (以下市外局番同じ)	1,343.1	耐火造 地上 5F	735.2 3,038.6 (延)	H28.1.22
枚方寝屋川消防組合 ・交野市消防指令セ ンター					
伊加賀分室	枚方市桜町 3 番 40 号	365.8	耐火造 地上 2F	216.1 351.7 (延)	S56.12.14
枚方消防署	枚方市大垣内町二丁目 10 番 22 号 TEL 072-852-9933(代) (以下市外局番同じ)	2,099.5	耐火造 地上 5F	587.0 2,468.9 (延)	S46.1.18
中宮 出張所	〃 池之宮三丁目 4 番 28 号 TEL 852-9832	別棟 ガレージ 兼倉庫 359.7	耐火造 地上 2F	235.6 365.9 (延)	S58.4.15
中振 〃	〃 南中振一丁目 16 番 30 号 TEL 852-9826	727.2	耐火造 地上 2F	224.1 479.97 (延)	H29.3.15
渚 〃	枚方市上野三丁目 8 番 2 号 TEL 852-9829	700.0	耐火造 地上 2F	420.1 1,250.5 (延)	H2.6.26
川越 〃	〃 茄子作北町 7 番 22 号 TEL 852-9820	477.2	耐火造 地上 4F 地下 1F	418.7 791.3 (延)	H6.3.1
枚方東消防署	枚方市津田北町二丁目 23 番 3 号 TEL 852-9999	3,255.6	耐火造 地上 2F	197.3 388.3 (延)	S53.4.1
阪 出張所	〃 牧野本町一丁目 10 番 34 号 TEL 852-9846	410.0	耐火造 地上 2F	636.9 1,991.9 (延)	S61.4.1
楠葉 〃	〃 楠葉並木二丁目 29 番 1 号 TEL 852-9849	支所の一部 使用 501.8	耐火造 地上 2F	207.1 405.1 (延)	S54.6.1
長尾 〃	〃 長尾元町二丁目 13 番 6 号 TEL 852-9843	531.3	耐火造 地上 2F	290.3 497.9 (延)	S50.5.6
氷室 〃	〃 宗谷一丁目 14 番 1 号 TEL 852-9840	474.0	耐火造 地上 2F	497.9 202.2 (延)	S56.10.24
北山 〃	〃 北山一丁目 67 番 15 号 TEL 852-9824	1,001.6	耐火造 地上 2F	421.9 253.5 (延)	S58.1.28
寝屋川消防署	寝屋川市池田二丁目 11 番 73 号 TEL 852-9966	3,260.9	耐火造 地上 2F	457.2 540.1 (延)	H13.4.1
西 出張所	〃 春日町 20 番 22 号 TEL 852-9860	306.6	耐火造 地上 2F	826.6 (延)	S46.1.18
南 〃	〃 下木田町 16 番 17 号 TEL 852-9866	421.2	耐火造 地上 2F	2,352.6 (延)	S46.1.18
明和 〃	〃 打上宮前町 2 番 3 号 TEL 852-9869	519.0	耐火造 地上 2F	170.6 346.9 (延)	S56.5.1
秦 〃	〃 秦町 2 番 5 号 TEL 852-9875	716.3	耐火造 地上 2F	235.1 426.6 (延)	S54.7.2
救急ステーション	〃 三井南町 25 番 2 号 TEL 852-9872	683.5	耐火造 地上 2F	295.5 789.1 (延)	H9.3.22
三井 〃	〃 東神田町 22 番 6 号 TEL 852-9863	555.0	耐火造 地上 4F	239.2 237.5 (延)	H25.4.1
神田 〃			耐火造 地上 1F	237.5 (延)	H25.4.1
			耐火造 地上 2F	294.0 444.0 (延)	S50.5.23
			耐火造 地上 2F	238.1 425.7 (延)	S52.6.1

※敷地面積及び延面積については、実測面積とする。

(2) 枚方寝屋川消防組合・交野市消防指令センター

寝屋川市・枚方市及び交野市全域からの119番通報の受付から、消防車両や救急車両の出動指令、管制業務を「消防情報システム」により行っている。

システムは、指令センターの機能を更に強化充実させるため、平成27年度高機能消防指令システムに更新を行い、指令課員の要求操作により発信地表示システムから通報者情報を指令台のディスプレイに表示、素早い災害地点の確定、災害種別の決定、GPS管理による直近出動隊が編成される。さらに、的確でより効率的に災害活動を行うために、通常業務から得た防火対象物・危険物施設の情報や災害活動報告、地水利情報の管理など全てのデータをオンラインで結び情報の一元化と共有化を実現している。

5 消防職員

(令和3年4月1日現在) (単位：人)

区 分	(消防 正監) 消防監	消 防 司令長	消 防 司 令	消 防 司令補	消 防 士 長	消 防 副士長	消防士	そ の 他	計
本 部	5	14	23	32	30	－	11	－	115
枚方消防署	1	8	8	11	16	－	13	1	58
中宮 〃	－	－	3	3	3	－	6	－	15
中振 〃	－	－	3	6	7	－	8	－	24
渚 〃	－	－	3	6	12	－	6	－	27
川越 〃	－	－	3	6	6	－	7	－	22
小 計	1	8	20	32	44	－	40	1	146
枚方東消防署	1	8	5	11	18	－	17	1	61
阪 出張所	－	－	3	6	6	－	9	－	24
楠葉 〃	－	－	3	6	7	1	9	－	26
長尾 〃	－	－	3	6	6	－	9	－	24
氷室 〃	－	－	3	3	3	－	6	－	15
北山 〃	－	－	3	6	6	－	9	－	24
小 計	1	8	20	38	46	1	59	1	174
寝屋川消防署	1	8	5	11	19	－	21	－	65
西 出張所	－	－	3	6	6	－	9	－	24
南 〃	－	－	3	6	6	－	9	－	24
明和 〃	－	－	3	6	8	－	7	－	24
秦 〃 救急ステーション	－	－	－	3	4	－	2	－	9
三井 〃	－	－	3	6	7	－	10	－	26
神田 〃	－	－	3	6	5	－	9	－	23
小 計	1	8	20	44	55	－	67	0	195
計	8	38	83	146	175	1	177	2	630

6 現有車両

(令和3年4月1日現在)

区 分	ポンプ車	タンク車	救助車	救急車	指揮車	はし(し)車	化学車	水槽車	査察車	その他	計
本 部					1					26	27
伊加賀分室											0
枚方消防署	3(2)		1	2(1)	1					4	11(3)
中宮出張所	1			1(1)							2(1)
中振 //	1			1						1	3
渚 //	2(1)			1		1	1			1	6(1)
川越 //	1			1						1	3
小 計	8(3)		1	6(2)	1	1	1			7	25(5)
枚方東消防署	3(2)		1	2(1)	1			1		5	13(3)
阪出張所	1			2(1)							3(1)
楠葉 //	1			1		1				1	4
長尾 //	2(1)			1							3(1)
氷室 //	1			1						1	3
北山 //	1			1						2	4
小 計	9(3)		1	8(2)	1	1		1		9	30(5)
寝屋川消防署	3(2)		1	2(1)	1	1	1			7	16(3)
西出張所	1			1							2
南 //	1			1						1	3
明和 //	1			1				1		1	4
秦 救急ステーション //	1(1)			1							2(1)
三井 //	1			1		1					3
神田 //	1			2(1)							3(1)
小 計	9(3)		1	9(2)	1	2	1	1		9	33(5)
合 計	26(9)		3	23(6)	4	4	2	2		50	115(15)

※ () 内は非常用車両及び可搬ポンプ積載車を表し、() 横の数値は非常用車両を含めた数値を表す。

※タンク車は、タンク水1,500リットル以上が該当(ミニタンク車はポンプ車欄に掲載)。

7 消防水利状況

(令和3年4月1日現在)

区分	公 設 消火栓	私 設 消火栓	貯水槽	河川・池	プール	その他	計
件 数	2,746	176	175	24	46	24	3,191

8 消防団

(1) 消防団員

(令和3年4月1日現在)

区 分	団 長	副団長	分団長	副分団長	班 長	団 員	計
定 数	1	4	7	7	33	383	435
実 数	1	4	7	7	33	319	371

(2) 消防団員報酬（年額）

(令和3年4月1日現在)

団 長	副団長	分団長	副分団長	班 長	団 員
153,000 円	95,000 円	72,000 円	45,000 円	41,000 円	24,000 円

(3) 分団別人員・消防機械力

(令和3年4月1日現在)

区 分 分団名	定 数	実 数	機 械		
			ポンプ車	可搬式小型 動力ポンプ	積 載 車
団 本 部	5	5	0	0	0
第1南分団	63	54	0	6	6
第1北分団	61	55	0	6	6
第2分団	92	91	0	7	7
第3分団	62	58	0	5	5
第4分団	62	51	0	4	4
第5分団	62	44	1	3	3
女性分団	28	13	0	0	0
計	435	371	1	31	31

防 災

1 地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定等に基づき、寝屋川市防災会議が定める計画であって、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的としている。

また、市の地域に係る防災に関する総合的防災対策の指針とし、次の5編からなっている。

(1) 総則・災害予防対策編

計画の目的を明らかにし、市及び防災関係機関の責務と災害に対して処理すべき事務を定める。また、災害の防止対策に加え、災害が発生した後の応急対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて整理し、地震災害、風水害を始め各種災害に対応するために平常時にとるべき防災活動全般について定めている。

(2) 地震災害応急対策・復旧対策編

地震発生直後からの人命救助等の活動、その後の被災者の生活支援に重点を置き、各防災関係機関に求められる活動内容や、被災者の生活再建のための各種の取組及び復興の基本方針について定めている。

(3) 風水害等応急対策・復旧対策編

風水害が発生するおそれがある場合において、被害を最小限に抑えるための警戒活動に重点を置き、災害発生直後の応急対策について、各防災関係機関に求められる活動を定めている。

(4) 南海トラフ巨大地震防災対策推進計画編

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条に基づき、南海トラフ巨大地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めている。

(5) 資料編

災害予防対策、応急対策に関する基礎的情報で、関係機関が共有すべき資料・法令・様式等について整理している。

2 防災体制の確立

本市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を迅速かつ強力に実施するため、寝屋川市地域防災計画の定めるところにより、市及び各防災関係機関は組織、体制及び職員の動員の方法等について、あらかじめ整備し、防災活動の推進を図るものとする。

また、平成26年度から災害に関する情報収集、部局間の連携の強化を図り、風水害対策の総合的な実施体制を確保することなどを目的に緊急即応体制を設置している。

(1) 災害警戒本部

災害警戒本部は、災害に関する情報収集、連絡調整を緊密にして、災害状況の把握、調査、市民の避難及び応急処理の迅速化を図るなど、災害対策本部を設置する前の活動及び被害の規模などにより、災害対策本部を設置しない場合の応急的対策と職員の動員、配備体制等に対処することを目的に設置する。

(2) 災害対策本部

災害対策本部は、情報の収集伝達体制を確立し、各種災害応急対策及び災害復旧を円滑、迅速に実施することを目的に設置する。

震度5強以上の地震を観測したときは、全職員が自宅等から本部等へ自主的に参集し、災害初期活動を実施する。

(3) 職員の動員基準

災害警戒本部及び災害対策本部の配備の時期及び内容については、災害の態様に応じて、次の基準によるものとする。

◎ 地震災害時の配備の時期及び内容

種 別		配 備 時 期	配 備 内 容
情報収集体制		1 市域で震度4以上を観測する可能性があり、防災課において必要と判断したとき。 2 緊急速報メール（エリアメール）が発信されたとき及び防災行政無線が発報されたとき。	1 防災主管課及び必要な関係課の職員をもって震度情報及び災害情報等の収集を行う。 2 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しう体制とする。
災害警戒本部	警戒配備	1 市域で震度4を観測したとき（自動設置）。 2 東海地震警戒宣言発令の報を受けたとき（自動設置）。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 4 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 市各部局がそれぞれ所掌する事務分担に応じ、突発的災害等に対し必要な災害応急対策を採り、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しう体制とする。
災害対策本部	A号配備	1 災害が拡大するおそれがあり、災害警戒本部体制で対処できないとき。 2 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	
	B号配備	1 市域で震度5弱を観測したとき（自動設置）。 2 災害が拡大するおそれがあり、A号配備で対処できないとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 数地域についての救助・救護活動を行い、またその他の地域に災害が拡大するのを防止するための災害応急対策活動に対処できる体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかにC号配備に移行しう体制とする。
	C号配備	1 市域で震度5強を観測したとき（自動設置）。 2 全市域に激甚な災害が発生したとき、若しくは災害が拡大するおそれがあり、B号配備で対処できないとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 市各部局が有する組織機能の全てをもって対処する体制とする。 2 夜間、休日等勤務時間外において、市域で震度5強以上を観測したときは、本部等あらかじめ決められた場所へ、自主的に参集し、災害初期活動を実施する体制とする。

※ 震度については、大阪管区気象台（市町村名：「寝屋川市」）の発表による。

◎ 風水害時の配備の時期及び内容

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容
気象情報等 収集体制	1 気象注意報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。 2 指定河川の洪水注意報が発表されたとき。 3 気象警報が発表されたとき。 4 台風情報により24時間以内に市域へ影響を及ぼすと認められ、危機管理監が必要と認めたとき。	1 水防・土砂災害関係課及び防災主管課の職員をもって気象情報等の収集を行う。 2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制への移行ができる体制とする。
気象情報等 収集体制	緊急即応体制 1 大雨警報又は洪水警報、暴風警報が発表され、危機管理監が必要と判断したとき。 2 市域が台風の暴風域に入ることが予想されるとき。	1 災害警戒（対策）本部が設置される前段階において、緊急即応体制職員をもって、市民等通報対応や広報パトロールなど、災害時の初動が円滑に実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制への移行ができる体制とする。
災害警戒本部	事前配備 1 市域に次の警報が1つ以上発表され、災害の発生が予測されるとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 指定河川の洪水警報 2 市域で10分間に20mm以上又は1時間に50mm以上の雨量の観測を確認したとき。 3 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 災害対策関係部局の職員をもって、災害応急活動及び情報収集連絡活動が円滑に実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。
	警戒配備 1 市域に局地的な災害が発生したとき。 2 市域に局地的な災害が予測されるとき。 3 災害救助法の適用のおそれがある災害が発生したとき。 4 災害情報により、市域及びその周辺における大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき。 5 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 市各部局がそれぞれ所掌する事務分担に応じて、突発的な災害等に対し必要な災害応急対策を採り、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。
災害対策本部	A号配備 1 数地域に災害が発生したとき。 2 災害が拡大するおそれがあり、A号配備体制で対処できないとき。 3 災害情報により、市域及びその周辺に社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき。 4 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 数地域についての救助・救護活動を行い、またその他の地域に災害が拡大するのを防止するための災害応急対策活動に対処できる体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかにC号配備に移行しうる体制とする。
	B号配備 1 全市域に激甚な災害が発生したとき、若しくは災害が拡大するおそれがあり、B号配備体制で対処できないとき。 2 特別警報が発表されたとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 市各部局が有する組織機能のすべてをもって対処する体制とする。

3 寝屋川市防災行政無線局

防災行政無線は、地震、台風等による災害が発生した場合、特に有線通信が途絶するような最悪の事態での被害情報の収集、防災活動の指示伝達や市民への災害情報の伝達を迅速的確に行うための通信情報手段とするとともに、平常時には広報活動や行政事務連絡などに幅広く利用している。

寝屋川市防災行政無線局は、本庁3階無線室に基地局（親局）をおき、移動系、固定系から構成している。

また、多様な情報伝達手段の確保の観点から、防災行政無線の放送内容を確認できる、防災行政無線電話応答サービス（Tel072-824-2037）を実施している。

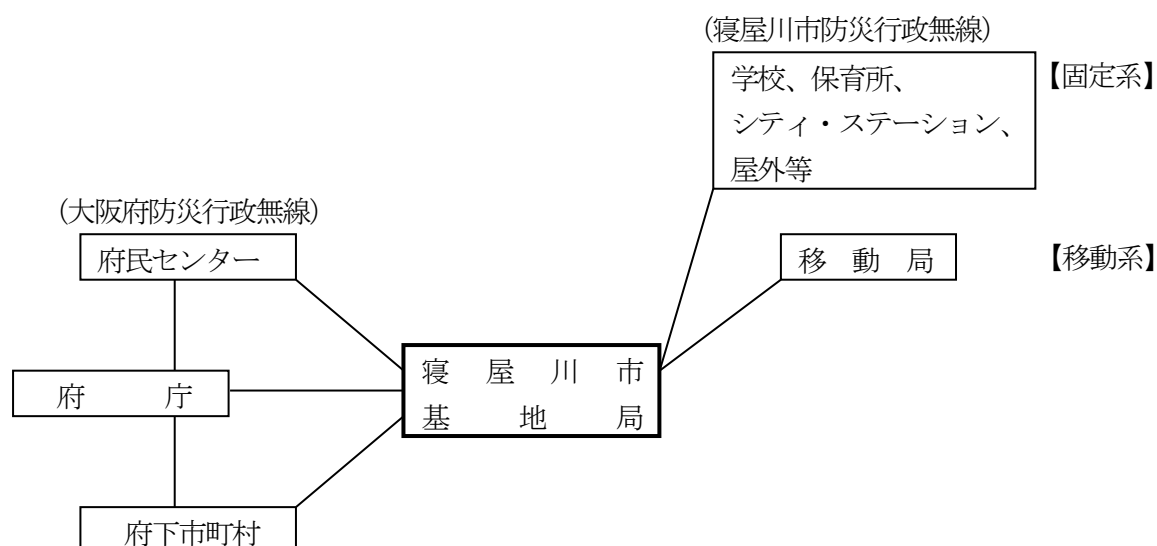
(1) 移動系（271.4875 MHz）

基地局及び携帯型無線機で複信方式の通信ができる。

災害時の情報収集をはじめ、パトロールや行政事務の連絡等に活用するが、災害警戒本部及び災害対策本部設置後は統制局の管理のもとにおかれる。

(2) 固定系（64.325 MHz）

学校や保育所、シティ・ステーションなど公共施設に戸別受信機及び文字表示器を、市役所、小・中学校の屋上、公園等に屋外受信機を設置し、市役所親局から放送方式の通信を行う。通信は一斉、グループ別選択、戸別選択の各種放送が行え、気象警報や光化学スモッグ情報、行政事務の連絡等に利用する。



4 自主防災組織の育成

自主防災組織は、地域住民が自分たちの町は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、火災その他の災害を未然に防止するため、日常から防災知識の普及、防災訓練を行うとともに、災害時には被害を防止し、又は軽減するために応急活動を行っていく組織である。市は地域住民が自主的、積極的にこの組織を結成し、効果的な活動を行うため、組織に対し、消防機関と連携して必要な指導、助言を行っている。

※自主防災組織の設立状況（令和3年4月1日現在）

地域協働協議会（防災部会） 24 組織

5 災害用物資の備蓄

大規模災害に備え、市立小中学校余裕教室等を利用し、計画的に生活必需品等の物資の分散備蓄を進めている。（災害用備蓄物資一覧表（次ページ）を参照）

6 耐震性貯水槽の設置

大規模な地震が発生した場合の飲料水及び消火用水等の確保を図るため、耐震性貯水槽（飲料水兼用 100 m³型）を設置している。

（令和3年4月1日現在）

設 置 場 所	設 置 方 法	設 置 年 月 日
市立西小学校グラウンド	地下埋設（よこ組）	平成8年3月29日
市立南小学校グラウンド	〃	平成9年3月17日
市立第八中学校グラウンド	〃	平成9年9月22日
市立第五中学校グラウンド	〃	平成10年3月18日
市立第五小学校グラウンド	〃	平成11年3月16日
市立石津小学校グラウンド	〃	平成26年3月17日
市立中央小学校グラウンド	〃	平成27年3月27日

災 害 用 備 蓄 物 資 一 覽 表

学 校 名		物資保管場所	令和3年4月1日現在																																																											
			重 要 品 目																					そ の 他 品 目													そ の 他 品 目																									
			食糧							高齢者食（おかし） （食）	粉ミルク （個）	液体ミルク （本）	使い捨て哺乳瓶 （セット）	毛布 （枚）	紙おむつ 乳児・小児用 （個）	大人用 （個）	生理用品 （個）	組立式簡易トイレ （個）	サージカルマスク （個）	トイレトベーパー （個）	保存ビスケット （缶）	簡易炊飯器 （枚）	断熱シート （枚）	日用品セツト （個）	両手鍋 （個）	ブルーシート （枚）	懐中電灯（ランタン） （個）	簡易トイレ 凝固セツト （個）	歯ブラシ （本）	エアーマット （枚）	避難所間仕切り （個）	ワイヤレスランンプ・マイク （セット）	ガスリン缶 （缶）	固形燃料 （個）	発電機 （個）	給油タンク （個）	パソコン用 Mサイズ （個）	パソコン用 Lサイズ （個）	パソコン用投光器 （台）	大型扇風機 （台）	延長ドラム （個）	延長コード （個）	テレビ用アンテナ線 （個）	特設公衆電話機 （個）	救助用資機材 （式）	簡易テント（小） （個）	簡易テント（大） （個）	折り畳み式防災用ベッド （台）	手袋1（1000入） （箱）	手袋M（1000入） （箱）	ロング手袋（50入） （箱）	フェイシャル （24人） （箱）	消毒マツト （枚）	専用消毒液（4L） （箱）	（42人・束20枚） （箱）	テラスシューズ （10人） （箱）	ハンドソープ（本体） （本）	ハンドソープ（詰替） （個）	スプレー（5L） （本）	振り子式 体温計 （個）	非常船型 体温計 （本）	手指用消毒液（1ℓ） （本）
			アルファ化米 （食）	アルファ化米 F5487-1 対応 （食）	乾パン （食）	災害パン （食）	インスタント麺 （食）	インスタント麺 うどん （食）	粉ミルク （個）																																																					
東 コミセン		梅が丘小 南館4階	1,250	650	120	600	200	100	150	2	1	0	18	480	392	162	150	6	1,400	200	100	4,000	1,100	464	216	720	20	2,200	2,000	0	10	250	1	32	228	1	4	4	1	2	2	3	6	1	3	2	50	10	10	5	5	20	5	3	4	0	20	10	10	5	4	20
		明和小 食堂横倉庫	2,800	1,400	360	1,400	350	300	350	4	1	0	36	2,850	445	162	264	30	3,100	200	100	4,000	64	108	44	40	20	5,100	2,000	50	10	250	1	32	96	1	4	4	1	2	2	3	6	1	3	2	50	10	10	5	5	20	5	3	4	0	20	10	10	5	4	20
		中央小 東館3階	3,900	1,950	480	1,950	500	400	500	5	1	0	51	1,720	690	360	450	21	4,300	200	100	4,000	1,060	540	210	40	20	6,740	1,200	0	10	250	1	32	228	1	4	4	1	2	2	3	6	1	3	2	50	10	10	5	5	20	5	3	4	0	20	10	10	5	4	20
		東小 体育館2階	4,000	2,000	540	2,000	550	400	500	6	1	0	51	2,700	604	162	465	36	4,400	200	100	4,000	64	108	44	40	20	7,200	1,800	50	10	250	1	32	96	1	4	4	1	2	2	3	6	1	3	2	50	10	10	5	5	20	5	3	4	0	20	10	10	5	4	20
		第一中 2号館中4階	3,950	2,000	540	2,000	500	400	500	5	1	0	51	1,340	690	174	450	24	4,400	0	0	0	0	0	0	50	0	7,200	400	60	0	0	0	16	0	1	0	4	1	2	0	3	6	1	3	0	50	10	10	5	5	20	5	3	4	0	20	10	10	5	4	20
		第四中 3号館2階	2,000	1,000	300	1,000	300	200	250	3	1	0	27	780	371	174	240	12	2,200	0	0	0	0	0	0	50	0	3,600	350	60	0	0	0	16	0	1	0	4	1	2	0	3	6	1	3	0	50	10	10	5	5	20	5	3	4	0	20	10	10	5	4	20
西 コミセン		桜小 階段上	3,400	1,700	420	1,700	450	350	450	5	1	0	42	1,780	551	162	390	12	3,800	0	100	4,000	64	0	0	40	20	6,200	1,600	50	10	250	1	32	0	1	4	4	1	2	2	3	6	1	3	2	50	10	10	5	5	20	5	3	4	0	20	10	10	5	4	20
		池田小 南館4階	4,000	2,000	540	2,000	550	400	500	6	1	0	51	2,340	604	162	465	30	4,400	200	100	8,000	64	108	40	40	20	7,300	3,200	50	10	250	1	32	96	1	4	4	1	2	2	3	6	1	3	2	50	10	10	5	5	20	5	3	4	0	20	10	10	5	4	20
		点野小 南館4階	3,300	1,650	420	1,650	400	350	450	5	1	0	42	1,290	584	162	375	22	3,700	200	100	4,000	1,030	792	0	40	20	6,400	1,800	50	10	250	1	32	228	1	4	4	1	2	2	3	6	1	3	2	50	10	10	5	5	20	5	3	4	0	20	10	10	5	4	20
		西小 体育館舞台下	2,800	1,400	360	1,400	400	250	350	4	1	0	36	1,200	392	162	315	24	3,100	200	100	4,000	64	108	40	40	20	5,000	1,400	50	10	250	1	32	96	1	4	4	1	2	2	3	6	1	3	2	50	10	10	5	5	20	5	3	4	0	20	10	10	5	4	20
		第二中 体育館3階	3,700	1,850	480	1,900	500	350	500	5	1	0	48	1,450	637	174	435	24	4,100	200	0	0	825	204	400	430	20	6,700	550	60	0	0	0	16	156	1	0	4	1	2	0	3	6	1	3	0	50	10	10	5	5	20	5	3	4	0	20	10	10	5	4	20
		第八中 別館3階	3,050	1,500	420	1,550	400	300	400	4	1	0	39	1,000	531	174	345	18	3,400	0	0	0	0	0	0	50	0	5,500	350	60	0	0	0	16	0	1	0	4	1	2	0	3	6	1	3	0	50	10	10	5	5	20	5	3	4	0	20	10	10	5	4	20
南 コミセン		南小 西館3階	3,200	1,600	420	1,600	400	350	400	5	1	0	42	1,250	584	0	375	36	3,600	200	100	4,000	0	192	96	40	20	5,800	1,000	0	10	250	1	32	216	1	4	4	1	2	2	3	6	1	3	2	50	10	10	5	5	20	5	3	4	0	20	10	10	5	4	20
		堀溝小 体育館1階	2,100	1,050	300	1,050	300	200	300	3	1	0	27	500	286	162	240	30	2,300	200	100	4,000	64	100	44	40	20	4,800	1,200	50	10	250	1	32	96	1	4	4	1	2	2	3	6	1	3	2	50	10	10	5	5	20	5	3	4	0	20	10	10	5	4	20
		木田小 東館4階	3,200	1,600	420	1,600	450	300	400	5	1	0	42	1,000	498	162	375	28	3,500	200	100	4,000	64	108	40	40	20	5,800	1,200	50	10	250	1	32	96	1	4	4	1	2	2	3	6	1	3	2	50	10	10	5	5	20	5	3	4	0	20	10	10	5	4	20
		楠根小 東館3階	1,400	700	180	700	200	150	200	2	1	0	18	1,000	180	162	165	24	1,600	200	100	4,000	64	108	40	40	20	1,500	1,000	50	10	250	1	32	96	1	4	4	1	2	2	3	6	1	3	2	50	10	10	5	5	20	5	3	4	0	20	10	10	5	4	20
		第七中 北館2階	2,650	1,300	360	1,350	300	300	350	4	1	0	33	1,030	477	174	300	18	3,000	200	0	0	1,000	700	0	50	20	4,800	50	60	0	228	0	16	228	1	0	4	1	2	0	3	6	1	3	0	50	10	10	5	5	20	5	3	4	0	20	10	10	5	4	20
		中木田中 体育館2階	2,300	1,150	300	1,150	300	250	300	3	1	0	30	0	477	174	270	18	2,600	0	0	0	0	0	0	50	0	4,100	350	60	0	0	0	16	0	1	0	4	1	2	0	3	6	1	3	0	50	10	10	5	5	20	5	3	4	0	20	10	10	5	4	20
東北 コミセン		三井小 西館4階	3,100	1,550	420	1,550	350	350	400	4	1	0	39	310	764	162	360	38	3,500	200	100	4,000	1,100	432	340	40	20	5,600	1,600	50	10	250	1	32	144	1	4	4	1	2	2	3	6	1	3	2	50	10	10	5	5	20	5	3	4	0	20	10	10	5	4	20
		宇谷小 南館4階	2,250	1,150	300	1,150	250	250	300	3	1	0	30	1,500	339	162	255	24	2,500	200	100	4,000	64	108	40	40	20	2,000	1,800	50	10	250	1	32	96	1	4	4	1	2	2	3	6	1	3	2	50	10	10	5	5	20	5	3	4	0	20	10	10	5	4	20
		第五小 電気室、体育館	7,150	3,550	900	3,550	950	700	900	9	1	0	90	2,970	1,188	196	555	48	7,900	200	100	4,000	64	92	40	40	20	13,000	1,700	60	10	250	1	32	96	1	4	4	1	2	2	3	6	1	3	2	50	10	10	5	5	20	5	3	4	0	20	10	10	5	4	20
		国松緑丘小 本館4階	2,050	1,050	250	1,050	300	200	250	3	1	0	27	1,500	286	162	240	12	2,300	200	100	4,000	64	100	100	80	20	2,000	1,600	50	10	250	1	32	108	1	4	4	1	2	2	3	6	1	3	2	50	10	10	5	5	20	5	3	4	0	20	10	10	5	4	20
		第六中 新南館3階	4,600	2,300	600	2,300	600	450	600	6	1	0	57	1,780	796	174	525	30	5,100	200	0	0	550	700	0	50	20	8,500	400	60	0	0	0	16	240	1	0	4	1	2	0	3	6	1	3	0	50	10	10	5	5	20	5	3	4	0	20	10	10	5	4	20
		第十中 本館3階	2,700	1,350	360	1,350	300	300	350																																																					

いじめ防止対策のアプローチ

1 アプローチ導入の経緯

全国的に重大な「いじめ問題」が繰り返され、その度に学校現場ではSOSの見逃しや初動対応の遅れなどが問題提起されている。

寝屋川市では、その再現性の高さの要因として、教育的指導の正しさを追求すればするほど、「いじめの問題」が長期化・複雑化する可能性を指摘し、「教育的アプローチの限界」という仮説に立ち、市独自のいじめ防止対策のアプローチを導入することとした。

2 アプローチ内容

(1) 「教育的アプローチ」(学校・教育委員会)

教育的指導、「いじめの予防・見守り」に専念する。

(2) 「行政的アプローチ」(市長部局)

いじめの初期段階から、被害者・加害者・保護者・学校等に積極的に関与し、調査・対応を行う。

(3) 「法的アプローチ」(外部機関)

いじめの解決に関して、被害者側が警察への告訴及び民事での訴訟を行うルートを確保するとともに、300,000円を上限に訴訟等に係る弁護士費用等を支援する。

3 「行政的アプローチ」の流れ

- (1) いじめの発生。
- (2) 学校・教育委員会からの報告、児童・生徒及び保護者等から直接、監察課へ通報・相談。
- (3) 被害者・加害者・保護者・学校等に事情聴取等の調査を迅速に行い、いじめの被害、加害者及び加害行為の特定等の事実認定を進め、いじめ是正に向けたアプローチを実施。
- (4) いじめの事実、調査内容等に基づき、「いじめ判定会議」を開催し、対応方針を決定。
- (5) 加害者への指導を始め、必要に応じて、学校・教育委員会に加害者の出席停止、クラス替えなどの実施について勧告。

4 攻めの情報収集

フリーダイヤル、市公式アプリ及び市公式LINEによるいじめの相談窓口の設置を始め、「攻めの情報収集」として、監察課が、被害者・クラスメイト等から積極的にいじめに関する情報提供を受けられるよう、毎月1回、全ての児童・生徒に対し、いじめ通報を促進するためのチラシを配布するとともに、年2回、保護者に対し市が行ういじめ防止対策を啓発するためのチラシを配布する。

なお、児童等から直接、監察課に対して、本チラシを通じ、令和元年度は12件、令和2年度は21件のいじめに関する通報・相談があった。

5 寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例

いじめが子どもたちの人権侵害に関する問題であることに鑑み、市長部局において、いじめ防止

対策に関する市独自の取組を行うため、児童等の命と尊厳を守り、いじめの防止に関し必要な事項を定めるもの。

【保護者及び地域住民の責務の明示】

市に対して、いじめに関する情報提供を行う責務を負う。

【市長の権限の明示】

- (1) いじめの防止の申出があったときに必要な調査を行うことができる。
- (2) 学校その他の市の機関に対し、以下の措置を講ずべきことを勧告することができる。
 - ア 児童等への見守り
 - イ いじめ防止の環境整備
 - ウ 訓告・別室指導その他の懲戒
 - エ 出席停止
 - オ 学級替え
 - カ 転校の相談及び支援

6 いじめ事案への対応実績（いじめの認知件数）

- (1) 平成30年度分 172件
- (2) 令和元年度分 172件
- (3) 令和2年度分 169件

情 報 提 供

市政に対する市民の理解と信頼を深め、より開かれた市政と市民参加のまちづくりを進めるため、様々な行政資料などの情報を総合的に提供する「市民情報コーナー」を平成9年10月1日から、市役所本館1階に開設している。

なお、平成10年1月からは、条例制定した情報公開制度及び個人情報保護制度に基づいて、市の公文書の公開窓口にもなっている。

1 市民情報コーナー

(1) 設置場所 寝屋川市庁舎本館1階

(2) 面積 18 m²

(3) 活動内容

ア 情報公開制度及び個人情報保護制度の総合窓口

イ 行政資料の収集、提供

ウ 有償刊行物等の販売

2 情報公開制度

情報公開制度は、市長、教育委員会等の行政機関及び議会が保有する情報を公開することにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市政の公正で効率的な執行を確保し、開かれた市政を推進するものである。

(公文書開示請求・申出の状況)

区 分 \ 年 度		令和2年度			令和元年度			平成30年度			
		請求	申出	計	請求	申出	計	請求	申出	計	
受 付 件 数		74	26	100	53	33	86	32	20	52	
処 理 状 況	開 示		33	14	47	11	9	20	11	8	19
	部 分 開 示		50	12	62	30	21	51	18	11	29
	開 示 拒 否	不 開 示	1	0	1	3	1	4	0	0	0
		存否不応答	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		不 存 在	25	5	30	15	1	16	10	2	12
	取 下 げ		3	1	4	2	4	6	0	0	0
	計		112	32	144	61	36	97	39	21	60

※1件の受付で複数の処理を含む。

3 個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の取扱い等を明らかにすること及び個人情報の開示等を請求する権利を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、市民の基本的人権の擁護に資することを目的としている。

なお、個人情報とは、個人に関する情報（氏名、住所、生年月日、職業、学歴、収入、財産等）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

（個人情報開示等請求の状況）

区 分 \ 年 度			令和2年度	令和元年度	平成30年度
開示請求受付件数			24	46	46
処 理 状 況	開 示		9	17	11
	部 分 開 示		13	23	27
	開 示 拒 否	不 開 示	0	1	2
		存否不応答	0	0	0
		不 存 在	5	9	8
	取 下 げ		0	3	1
	計		27	53	49
訂正請求受付件数			0	0	0
削除請求受付件数			0	0	1
目的外利用等中止請求受付件数			0	0	0

※1件の受付で複数の処理を含む。

契 約

1 登録業者

年 度 区 分	令和2年度		令和元年度		平成30年度	
	市 内	市 外	市 内	市 外	市 内	市 外
工 事 請 負	135	872	138	940	134	905
設計コンサル	8	623	8	623	7	586
物品・印刷・委託	219	1,727	209	1,503	226	1,854
計	362	3,222	355	3,066	367	3,345

2 契約状況

金額単位（千円）

年 度 区 分		令和2年度		令和元年度		平成30年度	
		件 数	契 約 金 額	件 数	契 約 金 額	件 数	契 約 金 額
随 意 契 約	工 事 請 負	8	5,688	5	3,050	10	6,486
	設計コンサル	0	0	0	0	0	0
	物品 ・ 印刷	19,223	1,624,531	17,934	233,149	17,662	287,533
	計	19,231	1,630,219	17,939	236,199	17,672	294,019
競 争 入 札	工 事 請 負	154	3,436,209	147	4,217,794	163	2,216,660
	設計コンサル	15	145,927	20	174,581	42	305,924
	物品 ・ 印刷	123	794,165	114	638,919	120	661,646
	計	292	4,376,301	281	5,031,294	325	3,184,230
合 計		19,523	6,006,520	18,220	5,267,493	17,997	3,478,249

3 契約事務の審査

名 称	工事業務第一契約事務審査委員会	工事業務第二契約事務審査委員会
構 成 員	副 市 長 上 下 水 道 局 長 財 務 部 長 総 務 部 長 都 市 基 盤 整 備 部 長 工 事 担 当 部 長 工 事 担 当 部 長	総 務 部 長 総務部次長（契約課担当） 総務部 契約課長 都市基盤整備部 建築営繕課長 都市基盤整備部 道路建設課長 上下水道局 経営総務課長 上下水道局 水道事業課長 工事担当室長又は課長

人 事 ・ 研 修

1 職員数

(令和3年4月1日現在)

部 局	定 数	職 員 数
市長事務部局	990	985
上下水道局	70	63
議会事務局	10	9
監査事務局	8	7
公平委員会事務局	2	1
農業委員会事務局	6	0
選挙管理委員会事務局	6	0
教育委員会事務局	165	155
合 計	1,257 人	1,220 人

※ フルタイム勤務の再任用職員等を含む。

※ 農業委員会事務局及び選挙管理委員会事務局の職員数は、市長事務部局と併任しているため、0で計上。

2 組織別職員数

(令和3年4月1日現在)

部 課 等	職員数	部 課 等	職員数	部 課 等	職員数
経営企画部	2	ねやがわシティ・ステーション	2	新型コロナウイルス感染症対策室	2
市長室秘書課	4	香里園シティ・ステーション	4	福祉部	1
企画一課	7	萱島シティ・ステーション	3	福祉総務課	8
企画二課	8	西シティ・ステーション	2	指導監査課	8
企画三課	12	東シティ・ステーション	3	保護課	64
企画四課	5	医療助成担当	5	高齢介護室	34
情報化推進課	13	国民健康保険担当	16	障害福祉課	25
財務部	1	後期高齢者医療担当	6	東障害福祉センター	2
財政課	11	税務管理担当	8	こども部	1
資産活用課	9	市民税担当	14	こどもを守る課	19
総務部	1	固定資産税担当	14	子育て支援課	43
総務課	21	徴収・納付担当	23	こどもセンター	3
契約課	8	市民活動部	1	子育てリフレッシュ館	7
人事室	20	市民活動振興室	10	保育課	21
危機管理部	2	環境部	1	保育所	119
防災課	8	環境総務課	13	2軸化事業本部	10
監察課	8	環境保全課	14	まちづくり推進部	1
人権・男女共同参画課	7	環境事業課	70	まちづくり推進課	13
消費生活センター	3	環境事業課緑風園	2	住宅政策課	11
市民サービス部	1	健康部	3	交通政策課	7
総務担当	7	保健総務課	18	産業振興室	15
窓口担当	10	保健衛生課	15	都市基盤整備部	1
市民生活担当	6	保健予防課	25	道路管理課	23
戸籍・住基担当	23	健康づくり推進課	19	道路建設課	9

部 課 等	職員数	部 課 等	職員数	部 課 等	職員数
高架事業課	10	学校教育部	3	社会教育部	1
審査指導課	13	教育政策総務課	14	社会教育課	6
公園みどり課	11	施設給食課	12	文化スポーツ室	13
建築営繕課	8	学務課	12	中央図書館	8
会計室	8	教育指導課	17	青少年課	12
議会事務局	9	総合教育研修センター	9	上下水道局	1
監査事務局	7	小学校	20	上下水道局経営総務課	20
公平委員会事務局	1	中学校	12	上下水道局水道事業課	21
農業委員会事務局	併任	幼稚園	16	上下水道局下水道事業室	21
選挙管理委員会事務局	併任				
				合 計	1,220

※ フルタイム勤務の再任用職員等を含む。

※ 教育次長、教育委員会事務局の教育監2人は、学校教育部にて計上。

※ 理事は、担当する主たる部局にて計上。

3 職員採用実績（新規採用）

	令和3年度	令和2年度	平成31年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
行政職	65人	66人	84人	75人	43人	21人
内 事 務 系	40人	39人	41人	21人	12人	12人
内 建 築 系	2人	2人	6人	5人	1人	1人
内 土 木 系	3人	5人	11人	3人	4人	2人
内 福 祉 系	3人	5人	6人	6人	9人	2人
内 医 師	—	—	1人	—	—	—
内 保 健 師	5人	5人	7人	11人	7人	4人
内 保 育 士 兼 教 員	4人	8人	12人	18人	10人	—
内 看 護 師	—	—	—	1人	—	—
内 獣 医 師	—	1人	—	3人	—	—
内 薬 剤 師	—	1人	—	5人	—	—
内 管 理 栄 養 士	—	—	—	2人	—	—
内 窓 口 専 門 職 員	8人	—	—	—	—	—

4 職員退職実績

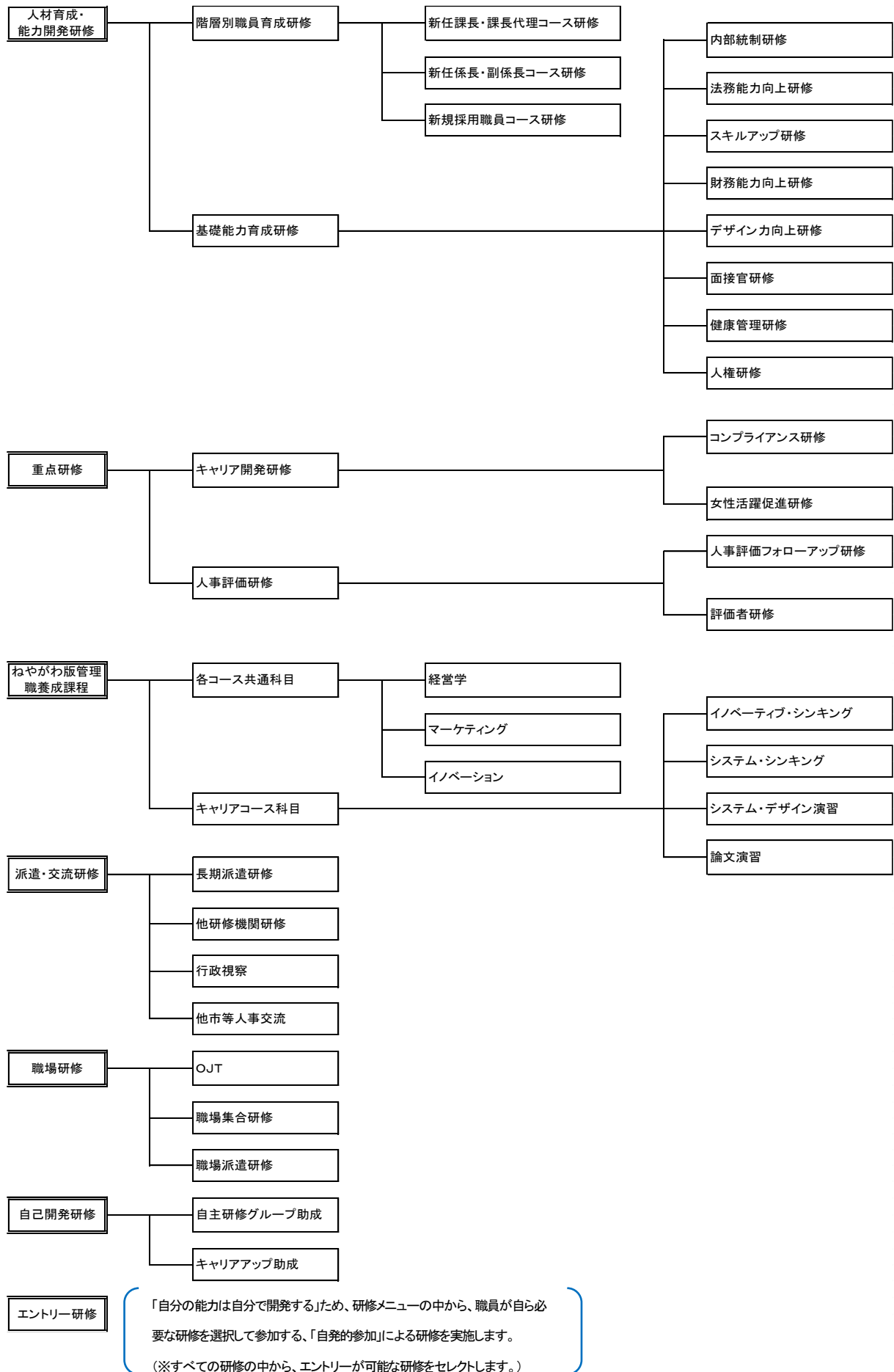
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
退職者	73人	76人	68人	56人	59人	56人
内 事 務 系	56人	44人	34人	28人	23人	39人
内 専 門 系	13人	17人	24人	19人	29人	9人
内 技 能 系	4人	15人	10人	9人	7人	8人

【参考】

事務系	以下の職務を命ぜられていない者
専門系	保育士、保育士兼教員、児童指導員、教員、養護教員、司書、体育指導員、保健福祉指導員、医師、保健師、看護師、獣医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士、栄養士、理学療法士、作業療法士の職務の者
技能系	学校の用務、給食調理、施設の用務、自動車運転、清掃作業の職務を命ぜられている者

5 研修体系

(令和3年度)



人材育成・能力開発研修	78講座127回延べ3,343人参加				
	分類	項目	内 容	回数	参加者数 (延べ)
	階層別職員育成研修	新任課長・課長代理コース研修	組織マネジメント、政策ディベート 等	11講座	11153人
		新任係長・副係長コース研修	OJT推進、実務必知 等	12講座	12113人
		新規採用職員コース研修	前期研修 基礎的知識、職場導入 等 後期研修 半年間の振り返り、実務必知 等	35講座 5講座	531,728人
	基礎能力育成研修	法務能力向上研修	法務能力向上研修（基礎編・応用編）	2講座	6145人
		統計データ活用研修	公共マーケティング・統計データ活用研修	1講座	351人
		新地方公会計・簿記実務研修	新地方公会計・簿記実務研修	1講座	10260人
		ICT能力向上研修	業務効率化推進研修	1講座	266人
		スキルアップ研修	法規専門研修	1講座	113人
		人権研修	職場で起こりやすいハラスメント事例と、その防止について LGBTの現状と未来 等	4講座	6198人
		健康管理研修	産業医による健康管理研修	2講座	235人
	ねやが養が成わ課程管理職	経営学・マーケティング・イノベーション	経営学・マーケティング・イノベーションに関する研修	3講座	21581人
重点研修	8講座17回延べ525人参加				
	分類	項目	内 容	回数	参加者数 (延べ)
	キャリア開発研修	コンプライアンス研修	コンプライアンスに関する研修	1講座	114人
		キャリア開発研修 その他	女性活躍促進研修等	6講座	14475人
	人事評価研修	人事評価者研修	人事評価者に関する研修	1講座	236人

派遣・交流研修	① 長期派遣研修	大阪府・総務省		2人
	② 他研修機関研修	大阪府都市整推進センター	3課	6人
		河北研修協議会	1講座	1人
		おおさか市町村研修研究センター	11講座	14人
		マッセO S A K A研究会	2講座	3人
職場研修	① O J T	各職場において、職場の上司・先輩が、仕事を通して必要な情報や知識・技術等を与える。		
	② 職場集合研修	各職場が職務に対する資質の向上のために、自主的に集合研修を実施する。	7課	10講座
	③ 職場派遣研修	各職場において、職務に対する資質の向上のために、自主的に外部の研修に参加する。	21課	43講座
自己開発研修	① 自主研修グループ助成（登録グループ 2グループ）			1グループ
	② キャリアアップ助成（学校就学・講座受講修了・資格取得）			14人

福 利 ・ 厚 生

1 職員の福利厚生

(1) 職員の健康管理

項 目	概 要
定 期 健 康 診 断	視力、聴力、胸部エックス線、血圧、尿検査、血液検査、腹囲測定等 身体計測、内科診察
そ の 他 健 康 診 断	じん肺作業職員健康診断、電離放射線健康診断、情報機器作業職員健康 診断、 頸肩腕障害及び手指健康診断
ストレスチェック	職業性ストレス簡易調査

(2) 厚生制度

実施主体	実 施 事 業
大阪府市町村職員 共 済 組 合	長期給付事業 老齢年金、障害年金、遺族年金 短期給付事業 保険（療養）、休業（傷病・育児・介護等）、災害給付と附加給付 福祉事業 貸付事業・・・普通、住宅、災害、特別（入学、医療等）貸付 宿泊施設・・・シティプラザ大阪施設運営 保健事業 疾病予防事業・・・人間ドック、特定健診、特定保健指導等 健康・体力づくり事業・・・法人会員制フィットネス施設利用補助、 メンタルヘルスカウンセリング事業

(3) 職員共済会事業

項 目	概 要
給 付 事 業	人間ドック補助、スポーツ施設利用料補助、介護福祉用具購入補助、 インフルエンザワクチン接種補助、給付金（退職・災害・介護）
貸 付 事 業	生活資金の貸付
文化・レクリエーション事業	福利厚生委託事業
そ の 他 の 事 業	生命保険料の給与控除事務の取扱い等

給 与

1 給料・報酬

(1) 特別職の給料

(令和3年4月1日現在)

適用年月日 区分	令和2年 12月1日	令和2年 6月1日	令和元年 8月1日	平成30年 4月1日	平成27年 10月1日	平成26年 8月1日
市長	714,000 円	612,000 円	714,000 円	1,020,000 円	980,000 円	824,000 円
副市長	870,000 円	783,000 円	870,000 円	870,000 円	865,000 円	773,000 円
教育長	770,000 円	693,000 円	770,000 円	770,000 円	770,000 円	729,000 円
上下水道事業管理者	770,000 円	693,000 円	770,000 円	770,000 円	770,000 円	729,000 円

(2) 職員の給料

(令和3年4月1日現在)

職 務	人員	平均給料月額	平均年齢	平均在職年数
理事・部長の職務	27	471,422	54 歳 10 月	27 年 10 月
次長の職務	30	430,733	52 歳 6 月	28 年 0 月
課長の職務	83	388,593	50 歳 0 月	20 年 5 月
課長代理の職務	12	348,850	42 歳 7 月	15 年 5 月
係長の職務	165	346,509	45 歳 5 月	19 年 8 月
副係長の職務	33	305,045	40 歳 3 月	16 年 7 月
そ の 他	870	267,011	41 歳 1 月	13 年 7 月
合 計	1,220	296,418	42 歳 10 月	15 年 8 月

(3) 初任給基準

(令和3年4月1日現在)

	初 任 給 基 準	
	級 ー 号給	初 任 給
高 校 卒	1 ー 1 7	165,900 円
短 大 卒	1 ー 2 5	182,200 円
大 学 卒	1 ー 3 3	195,500 円

(4) ラスパイレス指数

(各年4月1日現在)

令和2年	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年
96.9	97.2	97.7	98.2	98.1	98.8	90.0

(5) 非常勤特別職の報酬

区 分		報 酬 額 (円)	適 用 年 月 日
教 育 委 員 会	委 員	月 額 150,000	平成10年4月1日
監 査 委 員	代表委員	月 額 150,000	〃
	知識経験者	月 額 139,000	〃
	議会選出	月 額 35,000	〃
公 平 委 員 会	委 員 長	月 額 29,000	〃
	委 員	月 額 27,000	〃
固定資産評価審査委員会	委 員 長	月 額 29,000	〃
	委 員	月 額 27,000	〃
選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	月 額 45,000	〃
	委 員	月 額 32,000	〃
	補 充 員	日 額 12,000	〃
農 業 委 員 会	会 長	月 額 54,000	〃
	委 員	月 額 34,000	〃
	議会選出	月 額 26,000	〃
選 挙 長		日 額 15,000	〃
投 票 所 の 投 票 管 理 者		日 額 15,000	〃
期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者		日 額 13,000	平成15年12月1日
開 票 管 理 者		当該選挙 につき	平成10年 4月1日
選 挙 立 会 人		〃 12,000	〃
投 票 所 の 投 票 立 会 人		日 額 12,000	〃
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人		日 額 10,000	平成15年12月1日
開 票 立 会 人		当該選挙 につき	平成10年 4月1日
消 防 団	団 長	年 額 153,000	〃
	副 団 長	年 額 95,000	〃
	分 団 長	年 額 72,000	〃
	副分団長	年 額 45,000	〃
	班 長	年 額 41,000	〃
	団 員	年 額 24,000	〃
執 行 機 関 の 附 属 機 関	委 員 長	日 額 12,000	〃
	副委員長	日 額 11,000	〃
	委 員	日 額 9,000	〃
嘱託員及び これに準ずる者	(年 額)	370,000 以内	平成5年12月1日
	(月 額)	300,000 〃	〃
	(日 額)	9,000 〃	平成10年4月1日
そ の 他 の 者 (日 額)		9,000 〃	〃

2 旅費・費用弁償

(令和3年4月1日現在)

区 分	鉄 道 賃	船 賃	航 空 賃	車 賃	宿 泊 料 (1泊につき)
市長、副市長、教育長、 上下水道事業管理者	実 費	実 費	実 費	実 費	15,000 円
理事、部長、次長、課 長、課長代理、係長、 副係長	実 費	実 費	実 費	実 費	14,000 円
上記に掲げる職員以 外の職員	実 費	実 費	実 費	実 費	13,000 円

(備 考)

- 1 普通急行料金、特別急行料金又は座席指定料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの料金が必要とされる区間ごとに判断し支給する。
 - (1) 特別急行列車を運行する線路による出張で片道 100 キロメートル以上のもの
 - (2) 普通急行列車を運行する線路による出張で片道 50 キロメートル以上のもの
- 2 特別車両料金は、特別職の職員及びこれらに随行する職員が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による出張をする場合に支給する。
- 3 宿泊料は、上記の金額を上限に実費弁償とする。

選挙管理委員会

1 選挙人名簿定時登録者数

投票区 \ 年		令和3年			令和2年		
		男	女	計	男	女	計
1	大利町公民館	1,709	1,957	3,666	1,715	1,954	3,669
2	かえで保育園	1,263	1,372	2,635	1,232	1,369	2,601
3	下神田公民館	1,371	1,477	2,848	1,356	1,465	2,821
4	西小学校	2,421	2,675	5,096	2,424	2,733	5,157
5	第二中学校	2,140	2,355	4,495	2,194	2,361	4,555
6	仁和寺集会所	1,492	1,572	3,064	1,527	1,593	3,120
7	北小学校	2,642	3,092	5,734	2,690	3,133	5,823
8	香里自治会館	2,362	2,834	5,196	2,340	2,832	5,172
9	第六中学校	1,578	1,850	3,428	1,557	1,853	3,410
10	国松緑丘小学校	2,485	2,852	5,337	2,494	2,874	5,368
11	豊野町公民館	1,995	2,093	4,088	2,027	2,097	4,124
12	たちばなこども園	1,624	1,786	3,410	1,625	1,811	3,436
13	東小学校	2,486	2,653	5,139	2,489	2,663	5,152
14	堀溝小学校	2,722	2,813	5,535	2,702	2,808	5,510
15	寝屋公民館	1,460	1,680	3,140	1,482	1,704	3,186
16	第四中学校	1,722	1,893	3,615	1,702	1,854	3,556
17	打上住宅四棟集会所	2,114	2,604	4,718	2,161	2,615	4,776
18	東障害福祉センター	1,670	1,774	3,444	1,649	1,766	3,415
19	成美小学校	2,600	3,014	5,614	2,648	3,048	5,696
20	萱島まちづくりセンター	1,817	1,847	3,664	1,831	1,880	3,711
21	市立南幼稚園	2,563	2,601	5,164	2,586	2,594	5,180
22	第三中学校	2,637	2,761	5,398	2,680	2,788	5,468
23	西北コミュニティセンター	2,091	2,422	4,513	2,122	2,429	4,551
24	池田すみれこども園	2,270	2,358	4,628	2,247	2,325	4,572

25	啓 明 小 学 校	2,668	2,823	5,491	2,718	2,871	5,589
26	第 七 中 学 校	2,566	2,653	5,219	2,624	2,649	5,273
27	木 屋 小 学 校	3,271	3,489	6,760	3,283	3,489	6,772
28	第 五 中 学 校	3,031	3,271	6,302	3,053	3,317	6,370
29	中 央 小 学 校	1,348	1,569	2,917	1,372	1,574	2,946
30	木 田 小 学 校	1,107	1,192	2,299	1,135	1,208	2,343
31	さ く ら 保 育 所	1,515	1,675	3,190	1,540	1,692	3,232
32	三 井 小 学 校	1,490	1,945	3,435	1,504	1,977	3,481
33	池 田 小 学 校	2,421	2,417	4,838	2,438	2,435	4,873
34	田 井 小 学 校	2,831	3,011	5,842	2,823	3,010	5,833
35	な で し こ 保 育 園	1,490	1,634	3,124	1,469	1,595	3,064
36	総合教育研修センター	1,886	2,022	3,908	1,907	2,053	3,960
37	和 光 小 学 校	2,050	2,163	4,213	2,015	2,129	4,144
38	平 池 会 館	1,567	1,621	3,188	1,581	1,639	3,220
39	点 野 小 学 校	2,632	2,671	5,303	2,649	2,701	5,350
40	第 一 中 学 校	2,706	2,952	5,658	2,707	2,950	5,657
41	第 九 中 学 校	1,171	1,314	2,485	1,187	1,323	2,510
42	第 十 中 学 校	1,291	1,468	2,759	1,294	1,475	2,769
43	桜 小 学 校	1,359	1,369	2,728	1,361	1,362	2,723
44	ひ ま わ り 保 育 園	2,350	2,656	5,006	2,375	2,670	5,045
45	第 五 小 学 校	2,174	2,462	4,636	2,205	2,496	4,701
46	宇 谷 小 学 校	888	971	1,859	889	974	1,863
合 計		93,046	101,683	194,729	93,609	102,138	195,747

各年9月1日現在

2 有権者の推移

年 度 \ 区 分	男	女	計
令和3年度	93,046 人	101,683 人	194,729 人
令和2年度	93,609 人	102,138 人	195,747 人
令和元年度	94,157 人	102,565 人	196,722 人

各年9月1日現在

3 各種選挙の記録（寝屋川市分）

選 挙 区 分	R3. 10. 31 衆議院 議員小選 挙区	R1. 7. 21 参議院 議員 選挙区	H31. 4. 21 衆議院議 員小選挙 区（補欠）	H31. 4. 21 市長	H31. 4. 21 市議会 議員	H31. 4. 7 大阪府 知事	H31. 4. 7 大阪府 議会議員
当日 有権者数	194,317	196,450	196,699	194,319	194,319	194,548	194,524
投票者数	108,695	94,690	98,499	98,010	98,031	95,897	94,947
投票率(%)	55.94	48.20	50.08	50.44	50.45	49.29	48.81
立候補者数	4	12	4	2	34	2	3
定 数	1	4	1	1	24	1	2
最高得票数	53,999	19,935	35,183	53,056	9,509	62,023	48,482
当選 最低得票数	—	—	—	—	2,032	—	32,322
最低得票数	—	—	—	—	290	—	12,285
当選 平均得票数	—	—	—	—	3468.458	—	40,402

4 選挙党派別得票数（寝屋川市分）

選 挙 区 分		H31. 4. 21 市長・市議会議員選挙		選 挙 区 分		H31. 4. 21 市長・市議会議員選挙	
		市長	市議会議員			市長	市議会議員
大阪維新の会	得票数 率(%) 候補者	—	26,365.000 27.42 6	社会民主党	得票数 率(%) 候補者	—	725.000 0.75 1
公明党	得票数 率(%) 候補者	—	18,856.000 19.61 6	幸福実現党	得票数 率(%) 候補者	—	433.000 0.45 1
自由民主党	得票数 率(%) 候補者	—	17,859.999 18.58 6	そ の 他	得票数 率(%) 候補者	91,601 100.00 2	19,645.000 20.43 8
日本共産党	得票数 率(%) 候補者	—	10,231.000 10.64 5				
立憲民主党	得票数 率(%) 候補者	—	2,032.000 2.11 1	合 計	得票数 率(%) 候補者	91,601 100.00 2	96,146.999 100.00 34

戸 籍 ・ 住 民

1 各種登録数

(1) 住民基本台帳関係

(各年度3月31日現在)

年 度			令和2年度	令和元年度	平成30年度
区 分					
住民基本台帳	人 口	男	111,008	111,818	112,751
		女	118,646	119,370	120,144
		計	229,654	231,188	232,895
	世 帯 数		111,051	110,299	109,754

(2) 戸籍・印鑑登録関係

(各年度3月31日現在)

年 度		令和2年度	令和元年度	平成30年度
区 分				
戸 籍	本籍数 (件)	81,079	80,715	80,221
	本 籍 人 口	195,641	195,540	195,402
印 鑑 登 録		142,997	143,129	143,645

2 各種届出受理件数

(1) 住民登録関係

(単位：件)

年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
区 分			
転 入	7,926	7,442	7,070
転 出	9,166	7,987	8,152
転 居	7,805	6,592	6,853
そ の 他	14,893	16,013	14,968
計	39,790	38,034	37,043

(2) 戸籍関係

(単位：件)

区 分 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
出 生	2,054	2,072	2,237
死 亡	3,052	3,053	2,863
婚 姻	2,027	2,372	2,065
離 婚	605	655	657
養 子 縁 組	182	223	232
養 子 離 縁	77	70	62
認 知	44	66	55
転 籍	1,018	1,316	1,226
入 籍	433	515	527
分 籍	59	78	65
帰 化	32	9	30
そ の 他	521	635	555
計	10,104	11,064	10,574

3 手数料

(令和3年4月1日現在)

各 種 証 明 書	手数料（1件につき）
戸籍全部（個人）事項証明	450 円
住民票及び戸籍の附票	300 円
住民票記載事項証明	300 円
印鑑証明	300 円

4 各種証明書の取扱枚数（令和2年度）

証 明 の 種 類	戸籍・住基担当(枚)
住民票関係	
住 民 票	61,964
住 民 票（広域交付）	263
転 出 証 明	5,609
住 民 票 記 載 事 項 証 明 等	1,130
戸 籍 の 附 票	11,212
住 民 票 閲 覧	5,527
計	85,705
戸 籍 関 係	
戸 籍 全 部（個 人）事 項 証 明	23,206
除 籍 全 部（個 人）事 項 証 明 等	15,822
受 理 証 明	669
戸 籍 届 書 記 載 事 項 証 明	160
そ の 他（身 分 証 明 等）	1,554
計	41,411
印鑑証明関係	
印 鑑 証 明	30,382
計	30,382
税証明関係	
課 税 証 明	10,204
所 得 証 明	1,237
評 価 証 明	2,679
納 税 証 明	926
そ の 他（公 課 証 明 等）	1,965
計	17,011
合 計	174,509

旅 券 (パスポート)

1 概要

開始年月日 平成 25 年 1 月 7 日

発 給 対 象 日本国籍を有し、市に住民登録がある人又は市内に居住している人

申 請 市民生活担当

交 付 市民生活担当・ねやがわシティ・ステーション

※申請時に受取（交付）場所を選択

受 付 時 間

区 分	市 民 生 活 担 当	ねやがわシティ・ステーション
申 請	平日 午前 9 時 ～ 午後 4 時 30 分	—
交 付	平日 午前 9 時 ～ 午後 7 時 土曜日 午前 9 時 ～ 午後 1 時	平日 午前 9 時 ～ 午後 7 時 土曜日 午前 9 時 ～ 午後 1 時 日曜日 午前 9 時 ～ 午後 5 時

※祝日（土曜日を除く）、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休み

手 数 料

区 分	収入印紙	大阪府手数料	合 計
10 年旅券（20 歳以上）	14,000 円	2,000 円	16,000 円
5 年旅券（12 歳以上）	9,000 円	2,000 円	11,000 円
5 年旅券（12 歳未満）	4,000 円	2,000 円	6,000 円
記載事項変更（10 年・5 年）	4,000 円	2,000 円	6,000 円
査 証 欄 の 増 補	2,000 円	500 円	2,500 円

※平成 30 年 10 月、大阪府証紙の売捌きが廃止された。

2 旅券申請・交付件数（令和 2 年度）

（単位：件）

区 分	申請件数	交 付 件 数		
		市民生活担当	ねやがわ シティ・ステーション	計
10 年旅券（20 歳以上）	613	261	427	688
5 年旅券（12 歳以上）	140	89	140	229
5 年旅券（12 歳未満）	28	12	23	35
記載事項変更（10 年）	31	8	21	29
記載事項変更（5 年）	5	1	4	5
査 証 欄 の 増 補	1	0	1	1
合 計	818	371	616	987

住 居 表 示

1 住居表示整備事業

昭和 41 年の第 1 次より平成 18 年の第 14 次にわたり、市内全域の 177 町の住居表示を実施し、市の住居表示は、第 14 次をもって完了した。

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

区 分	面 積	人 口	世 帯 数	町 数
市 内 全 域	24.70k m ²	229,654 人	111,052 世帯	177 町
実施済区域	23.97k m ²	229,654 人	111,052 世帯	177 町
河 川 敷	0.73k m ²			

(住居表示の実施状況)

次別	実 施 年 月 日	実施時の面積	町 数	実施時の人口	実施時の世帯数
1	昭和 41 年 7 月 1 日	2.04k m ²	17 町	32,707 人	9,997 世帯
2	〃 42 年 7 月 1 日	2.67k m ²	19 町	31,266 人	9,781 世帯
3	〃 43 年 10 月 1 日	4.21k m ²	42 町	66,466 人	19,730 世帯
4	〃 44 年 5 月 1 日	0.78k m ²	5 町	7,429 人	2,222 世帯
5	〃 48 年 7 月 1 日	1.93k m ²	14 町	23,779 人	6,913 世帯
6	〃 50 年 7 月 1 日	0.64k m ²	6 町	11,685 人	3,343 世帯
7	〃 51 年 7 月 1 日	0.46k m ²	4 町	6,854 人	2,324 世帯
8	〃 53 年 7 月 1 日	2.38k m ²	18 町	11,532 人	3,066 世帯
9	〃 55 年 8 月 1 日	2.06k m ²	15 町	13,589 人	3,932 世帯
10	〃 56 年 6 月 1 日	0.55k m ²	3 町	2,056 人	615 世帯
11	〃 58 年 8 月 1 日	1.31k m ²	8 町	8,070 人	2,428 世帯
12	〃 62 年 8 月 1 日	0.43k m ²	2 町	4,341 人	1,189 世帯
13	平成 17 年 11 月 1 日	2.16k m ²	9 町	6,278 人	2,211 世帯
14	〃 18 年 10 月 1 日	2.35k m ²	15 町	14,245 人	5,839 世帯

葬 儀 ・ 墓 地

1 市民葬儀

市が葬儀規格と料金を規定し、その内容に沿って、市が指定した葬儀業者（「指定業者」という。）と利用する人との間で行われる葬儀のことである。

市民葬儀の特徴は、市が基本となる各プランや一定のオプション品の料金をあらかじめ明確にしているので、安心して葬儀を利用でき、業者による価格の差がない、統一した葬儀規格での安価な葬儀を提供することが可能となる。

(1) 市民葬儀の内容と料金

(平成 26 年 4 月 1 日改定)

基本プラン	家族葬プランⅠ	家族葬プランⅡ
138,270 円 (税込)	73,334 円 (税込)	49,239 円 (税込)
祭壇使用料 遺影写真 盛花 1 対 ドライアイス 棺桶 消耗品セット 寝棺用布団及び棺カバー 葬儀進行 放送設備 白布等 納棺等 火葬料金	祭壇使用料 ドライアイス 棺桶 消耗品セット 寝棺用布団及び棺カバー 納棺等 火葬料金	 ドライアイス 棺桶 消耗品セット 納棺等 火葬料金

+

+

+

霊柩自動車又は寝台車（業者届出料金等）

(2) 市民葬儀件数

年 度	基本プラン	家族葬プランⅠ	家族葬プランⅡ	合 計
令和 2 年度	115 件	68 件	198 件	381 件
令和元年度	141 件	106 件	163 件	410 件
平成 30 年度	124 件	123 件	130 件	377 件

2 火葬場

【寝屋川市立寝屋川斎場】

(1) 施設の概要

所 在 地	寝屋川市池の瀬町5番2号
建 物 構 造	鉄筋コンクリート、地下1階
敷 地 面 積	2,213.59 m ²
建 物 面 積	791.27 m ²
基 数	火葬炉 6基、動物炉 1基
開設年月日	昭和61年4月1日

(2) 利用状況

種 別 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
人 体	2,724 件	2,830 件	2,667 件
死産児等	333 件	45 件	43 件
動 物	1,542 件	1,618 件	1,604 件
合 計	4,599 件	4,493 件	4,314 件

(3) 使用料

(平成30年4月1日改定)

区 分		単 位	使 用 料	
			市 内	市 外
火葬炉	大 人	1 体	20,000 円	100,000 円
	子 供	1 体	12,000 円	60,000 円
	死産児(拾骨なし)	1 胎	3,000 円	15,000 円
	死産児(拾骨あり)	1 胎	6,000 円	30,000 円
	改葬に係る 死体又は遺骨	1 体	10,000 円	50,000 円
	人体の一部	1 個	1,000 円	5,000 円
	動物の死体	1 個	3,000 円	24,000 円
霊安室		1 時間 1 体	200 円	1,000 円

1 「市内」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 死亡者が、死亡の当時、寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されていた者である場合
- (2) 斎場の使用の許可を受ける者が、寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者であり、かつ、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条第1項の火葬の許可を受けた者である場合

- (3) 死産児にあつては、当該死産児の父又は母が寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者である場合
- (4) 動物の死体にあつては、当該動物の飼い主が、寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者である場合
- (5) 改葬に係る死体又は遺骨にあつては、申請者が、寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者である場合
- 2 「大人」とは、12歳以上の者をいい、「子供」とは、12歳未満の者をいい、「死産児」とは、妊娠4か月以上の死胎をいう。
- 3 人体の一部の「1個」とは、長さ30センチメートル、幅30センチメートル、高さ30センチメートルの箱に入るもので、医師等の証明があるものをいう。
- 4 動物の「1個」とは、長さ100センチメートル、幅55センチメートル、高さ45センチメートルの箱に入るものをいう。
- 5 動物の拾骨は、行わない。

3 公園墓地

【寝屋川市公園墓地】

所在地 寝屋川市池の瀬町5番2号
敷地面積 100,899.55 m²
開設年月日 昭和53年8月8日

(1) 管理棟

建物構造 鉄筋コンクリート、平屋建て（一部地下1階）
建物面積 689.00 m²
延床面積 483.00 m²（地上1階 413.00 m² 地下1階 70.00 m²）
施設面積 第1会堂 81.00 m²
第2会堂 39.50 m²
和室 23.00 m²

(2) 墓地

面積 30,409.01 m²
区画数 (令和3年4月1日現在)

区分	区画数
第1区	1,470区画
第2区	598区画
第3区	1,050区画
第5区	934区画
第6区	472区画
第7区	821区画
旧墓所	448区画
合計	5,793区画

墓地面積及び区画数 (令和3年4月1日現在)

面 積	寸 法	区 画 数
4 m ²	1.60m×2.5m	2,308 区画
2 m ²	1.25m×1.6m	3,037 区画
旧 墓 所		448 区画
合 計		5,793 区画

使用料及び管理料

面 積	寸 法	永代使用料	永代管理料	合 計
4 m ²	1.60m×2.5m	1,360,000 円	272,000 円	1,632,000 円
2 m ²	1.25m×1.6m	680,000 円	136,000 円	816,000 円

(3) 納骨堂

建 物 構 造 鉄筋コンクリート、地下1階

延 床 面 積 588.76 m²

開設年月日 平成19年7月1日

使用料及び管理料

区 分	納骨壇長期使用 (3段式)	納骨壇長期使用 (6段式)	納骨壇短期使用	合葬室使用
使用期間	25年	25年	5年	永年
納骨区画等	396区画	1,500区画	600体	15,000体
使用料	400,000 円	200,000 円	40,000 円	20,000 円
管理料	200,000 円	100,000 円	20,000 円	10,000 円
合 計	600,000 円	300,000 円	60,000 円	30,000 円

(4) 公園

緑地、噴水池、四阿(3か所)

駐車場(44台駐車)、散策路、暫定広場等

国 民 年 金

1 被保険者数

種 別 \ 年 度	令和2年度 (人)	対前年度比 (%)	令和元年度 (人)	平成30年度 (人)
第1号被保険者	31,316	100.29	31,225	31,452
任意加入者	290	88.68	327	333
第3号被保険者	15,133	97.48	15,523	16,119
合 計	46,739	99.28	47,075	47,904

2 支給年金額

(令和3年4月1日現在)

種 別	年 金 額
障害基礎年金	(1級) 976,125 円 (2級) 780,900 円
遺族基礎年金	1,005,600 円
老齢基礎年金	780,900 円

3 国民年金給付状況

種 別 \ 年 度	令和2年度 (人)	対前年対比 (%)	令和元年度 (人)	平成30年度 (人)
老 齢 年 金	356	82.21	433	503
通算老齢年金	386	85.20	453	545
障 害 年 金	46	92.00	50	51
寡 婦 年 金	28	112.00	25	24
合 計	816	84.91	961	1,106

4 基礎年金給付状況

種 別 \ 年 度	令和2年度 (人)	対前年対比 (%)	令和元年度 (人)	平成30年度 (人)
老 齢 基 礎 年 金	63,361	101.29	62,554	61,997
障 害 基 礎 年 金	4,165	104.17	3,998	3,899
遺 族 基 礎 年 金	365	105.49	346	359
合 計	67,891	101.48	66,898	66,255

5 福祉年金給付状況

種 別 \ 年 度	令和2年度 (人)	対前年対比 (%)	令和元年度 (人)	平成30年度 (人)
老 齢 福 祉 年 金	0	0	0	0

シティ・ステーション

1 概要

シティ・ステーションでは、住民異動の受付を始め、市民サービス部関係の各種証明書（住民票、戸籍全部（個人）事項、印鑑登録などの証明書）及び市税関係の各種証明書の交付を行っている。
※R2. 4. 1 開所時間変更 平日：午前8時～午後8時、土曜日：午前8時～午後1時（ねやがわシティ・ステーション除く）

また、国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療・子ども医療の資格の取得喪失手続、転校手続、健康手帳の交付、市税・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・水道料金・し尿くみとり料金等の納付受付、児童手当の申請受付、旅券（パスポート）の交付（ねやがわシティ・ステーションのみ）及び各種相談等の業務を行っている。

【ねやがわシティ・ステーション】

所在地 寝屋川市早子町16番11-101号（京阪寝屋川市駅南口1階）
建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
シティ・ステーション専有面積 （1階） 185.1 m²
開設年月 平成13年10月31日開設
開所時間 毎日（年末年始を除く） 午前9時～午後8時
休所日 年末年始（12月29日～1月3日）

【香里園シティ・ステーション】

所在地 寝屋川市香里南之町16番15号（JAビル香里1階）
建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階建
シティ・ステーション専有面積 （1階） 95.91 m²
開設年月 昭和30年9月開設（平成10年1月現在地へ移転）
開所時間 月曜日～金曜日 午前8時～午後8時、土曜日 午前8時～午後1時
休所日 日曜日・祝日（土曜日除く）、年末年始（12月29日～1月3日）

【萱島シティ・ステーション】

所在地 寝屋川市萱島本町19番1号（京阪萱島駅東改札口前）
建物構造 鉄骨造平屋建
シティ・ステーション専有面積 （1階） 101.10 m²
開設年月 昭和48年5月開設（昭和59年11月現在地へ移転）
開所時間 月曜日～金曜日 午前8時～午後8時、土曜日 午前8時～午後1時
休所日 日曜日・祝日（土曜日除く）、年末年始（12月29日～1月3日）

（堀溝サービス窓口）

所在地 寝屋川市堀溝三丁目10番20号
建物構造 鉄骨造平屋建
サービス窓口面積 52.65 m²
開設年月 平成14年10月開設
開所時間 月曜日～金曜日 午前10時～午後5時
休所日 土曜日・日曜日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
＊ 住民異動の受付及び転校手続は、行っていない。

【西シティ・ステーション】

所在地 寝屋川市池田西町 24 番 5 号（池の里市民交流センター 1 階）
建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 4 階建
シティ・ステーション専有面積 （1 階）64.00 m²
開設年月 昭和 52 年 11 月開設
開所時間 月曜日～金曜日 午前 8 時～午後 8 時、土曜日 午前 8 時～午後 1 時
休所日 日曜日・祝日（土曜日除く）、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

【東シティ・ステーション】

所在地 寝屋川市打上宮前町 3 番 1 号（寝屋川東ファミリータウン中 1 番館 1 階）
建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階、地上 14 階建
シティ・ステーション専有面積 （1 階）102.41 m²
開設年月 昭和 56 年 5 月開設
開所時間 月曜日～金曜日 午前 8 時～午後 8 時、土曜日 午前 8 時～午後 1 時
休所日 日曜日・祝日（土曜日除く）、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

2 業務内容

(1) 徴収金の受付

市税、国民健康保険料、水道料金、各種手数料等の納付受付

(2) 各種証明書発行

戸籍全部（個人）事項証明等、戸籍の附票、住民票、住民票記載事項証明等、印鑑証明、除籍全部（個人）事項証明書等、除籍の附票、税証明、健康手帳の交付 ※一部取次業務あり

ねやがわシティ・ステーションのみ、旅券（パスポート）の交付（平日午前 9 時～午後 7 時・土曜午前 9 時～午後 1 時・日曜午前 9 時～午後 5 時、申請は市民サービス部パスポート受付担当のみ）

(3) 各種届出等受付

住民異動届（転入・転出・転居等）、転校の手続、児童手当の受付、国民健康保険・国民年金の手続、子ども医療・後期高齢者医療の手続、し尿くみ取りの手続等の受付

※戸籍届出、印鑑登録・廃止の届出、個人番号カードに関する届出の受付業務は行っていない。

(4) キャラクターグッズ販売（ねやがわシティ・ステーションのみ）

3 業務統計

(単位：枚)

年 度 業 務			令和2年度						令和元年度
			ねや がわ	香里園	萱島	西	東	シティ・ ステーション 合計	シティ・ ステーション 合計
証 明 関 係	戸 籍	戸籍全部 (個人)事 項証明	3,157	1,990	1,455	1,080	598	8,280	9,736
		除籍全部 (個人)事 項証明等	747	371	321	170	133	1,742	1,549
		その他	296	128	122	58	61	665	508
	住 民 票	住民票	17,313	10,999	8,494	3,986	3,033	43,825	45,092
		住民票記 載事項証 明等	603	471	318	133	109	1,634	2,230
		その他	1,688	1,379	1,134	1,544	353	6,098	2,504
	通知カード再交付		7	7	1	3	2	20	264
	印鑑証明		9,558	6,893	5,017	3,045	2,238	26,751	27,888
	税証明		4,356	2,987	2,733	1,744	1,208	13,028	14,625
	合 計		37,725	25,225	19,595	11,763	7,735	102,043	104,396

※通知カードについては、令和2年5月25日に制度改正により廃止された。

(単位：件)

業 務 年 度		令和2年度						令和元年度
		ねや がわ	香里園	萱島	西	東	シティ・ ステーション 合計	シティ・ ステーション 合計
受 付 関 係	住 民 異 動 届	1,243	1,334	1,041	420	327	4,365	4,177
	国保 収納及び 得喪	8,197	5,943	7,143	1,711	2,277	25,271	28,446
	年金 得喪	139	282	145	116	51	733	746
	市税 収納	9,783	6,372	7,664	1,477	2,997	28,293	31,761
	し尿 料金収納 及び申込 受付	216	431	85	114	263	1,109	1,335
	その他受付及び 相談業務	34,265	26,258	27,916	16,764	13,289	118,492	127,235
	合 計	53,843	40,620	43,994	20,602	19,204	178,263	193,700

ねやがわシティ・ステーション 利用状況（令和2年度）

キャラクターグッズ 販売	旅券交付件数
37 人	616 人

農 業 振 興

1 現況

本市の農業は急速に都市化が進む中で、水田での稲作を中心として営まれてきた。今日、農地は宅地や工場等に取り囲まれ、その大部分は小規模なものとなっている。農家は、都市化の流れの中で早くから兼業化が進み、大部分の自給的農家と一部の都市の立地条件をいかした農家へと分化している。また、農業従事者の多くが高齢化し、後継者が少ない状況にある。

しかし、近年、新鮮で安全な農産物が求められるとともに、農業の生産基盤である農地が緑地空間、環境保全、都市災害防止などの幅広い公益的役割を果たしており、市民にとって貴重な自然資源であるとの認識も高まりつつある。また、土や生き物に触れることのできる場として、都市に残された数少ない自然として、その教育的役割も期待されている。

また、大阪府では「都市農業の担い手の育成及び確保」「農空間の保全と活用」「安全安心な農産物の生産及び供給」を柱とした条例を制定し、都市農業の推進及び農空間の保全と活用を目指している。

このような状況において、本市の農地面積は 146.7ha で、市域面積 2,470ha の 5.9%、市内農家戸数は 686 戸となっている。

(農地面積)

年 \ 区分	田	畑	合 計
令和 3 年	105.0ha	41.7ha	146.7ha

※ 令和 3 年 固定資産概要調書による。

(農家戸数)

年 \ 区分	市内農家
令和 3 年	686 戸

※令和 3 年度 経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書より

2 農業施策

(1) 農業者支援事業補助

ア 農作業用機械器具整備支援事業

都市農業の発展に取り組む農業者が農業生産等に必要な機械の整備を支援する。

イ 地元農産物直販等奨励事業

地元農産物を生産する農業者が、直販事業、学校給食事業、出荷事業を通じ、市民に新鮮で安全・安心な地元農産物を供給し、地産地消、旬産旬消が図れるよう事業活動を支援する。

⑦ 学校給食一斉導入状況

(令和2年度)

納入時期	5月、6月	6月	10月	11月～1月	11月～1月	11月～1月	1月～2月
品 目	タマネギ	ジャガイモ	サツマイモ	大根	キャベツ	白菜	精米
導入回数	12回	7回	2回	2回	2回	2回	2か月

④ 主な朝市等出荷団体

- ・九個荘農協九個荘農業研究クラブ
- ・北河内農協豊野支店朝市運営委員会
- ・北河内農協ともろぎ農業研究会販売部
- ・北河内農協寝屋農業研究クラブ
- ・北河内農協南ねや川農業研究クラブ
- ・寝屋川市地場産農産物出荷者協議会
- ・高倉とれとれ青空市場

ウ 農地景観形成推進事業

市内の農地にレンゲなどを植栽し、広く市民に開放することにより、景観に配慮した農あるまちづくりを推進し、市民と農の交流を促進する。

エ 有害鳥獣農作物被害防止対策事業

有害鳥獣による農作物の被害を防止するために必要な資材の導入を支援する。

(2) 貸農園推進事業

市民が自然に親しみ、健康で明るい市民生活の促進を図るとともに、農業経営の安定を期す。

概 要 (令和3年度)

園地提供農家数	4戸
開園地箇所数	4か所
全区画数	107区画
入園期間	令和3年3月～翌年2月
入園料	1区画 16.5㎡、年間15,000円

(3) 経営所得安定対策

水田において、大豆や米粉用米などの戦略作物や地域振興作物への作付転換を促し、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を図る。

水田活用の直接支払交付金交付農家数 (令和2年度実績) 18名

(4) 農業まつり及び農産物品評会

都市農業の役割を再認識してもらうため、地元農産物等の展示即売会を含めた農業まつり及び農産物品評会を行うことにより、農家の生産意欲の向上及び育成を図る。

(令和2年度の農業まつりについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

(令和3年度の農業まつりについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止による縮小開催のため、下記「①地元農産物の販売」のみで開催)

農業まつり	① 地元農産物の販売
	② 米消費拡大(米粉パン、おにぎり、もち、ポン菓子等の販売)
	③ 農産物加工品の販売
	④ 菊・植木・鉢物販売
	⑤ 農機具の展示
農産物品評会	① 野菜の部 ② 穀類の部

(5) 農業後継者対策事業

本市の農業は、都市化の進展に伴い、農地の減少や農業環境の悪化、高齢化等厳しい状況にあり、とりわけ農業後継者育成は急を要することから、寝屋川市農業研究クラブと共同で農業技術講習会を開催し生産性の高い収益型農業を考える。

(6) 防災協力農地登録制度の推進

災害発生時における避難空間、仮設住宅建設用地、復旧用資材置場に農地を活用するための防災協力農地の登録を推進する。

(平成15年4月1日 防災協力農地登録制度創設)

登録農家数 85人 面積 136,623㎡(令和3年10月26日時点)

(7) エコ農産物認証制度の推進

農産物をより市民に安心して購入してもらえるよう、大阪府と連携の下、栽培方法等を認証する農産物認証制度を推進し、エコ農産物の普及促進を図る。

(平成15年6月5日 エコ農産物認証制度創設)

(8) 地元野菜のトラック市

農業者と商業者の連携、地産地消を推進し、地元農産物の販路拡大を図ることにより、農業の振興に寄与するため、平成27年度から平成29年度で実施した「野菜の見本市」をリニューアルし、京阪寝屋川市駅前にて実施することで、広く市民にも地元農産物を周知し、地産地消の促進を図る。

(令和2年度、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

農 業 委 員 会

1 農業委員の構成（令和3年10月1日現在）

農業委員は、地区の推薦委員12人及び団体の推薦委員3人、公募委員1人の合計16人の委員で構成している。

委員数 ※	地区推薦	団体推薦	公募
16 人	12 人	3 人	1 人

※ 定数17人

2 部会の構成

役 員	農地調整委員会	農政企画委員会
会 長1人 副会長1人	6 人	8 人

※会長、副会長は、各委員会の構成委員になる。

3 農地調整委員会活動

(1) 農地移動

区 分 年 度	農地法第3条		農地法第4条		農地法第5条		農地法第18条	
	農地の所有権の移転及びその権利の設定		農地の転用		農地の転用に伴う所有権の移転及びその権利の設定		賃借権の解除	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
令和2年度	6	3,076	26	16,059	21	16,609	5	1,525
令和元年度	4	1,549	18	7,789	22	33,170	1	1,249
平成30年度	4	1,327	20	8,665	23	16,210	2	1,675

(2) 転用実績

区 分 年 度	工 場		住 宅		そ の 他		計	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
令和2年度	0	0	22	15,749	25	16,919	47	32,668
令和元年度	3	2,470	17	10,111	20	28,378	40	40,959
平成30年度	0	0	17	9,212	26	15,663	43	24,875

4 農政企画委員会活動（令和2年度）

(1) 令和2年8月4日

- ア 下限面積（別段の面積）設定の見直しについて
- イ 令和2年度農地パトロールの実施について
- ウ ねやがわし農業委員会だより（第87号）編集方針について
- エ 賃借料（小作料）調査について

(2) 令和3年2月19日

（新型コロナウイルスによる緊急事態宣言中により書面での開催）

- ア 令和2年度農業委員会活動実績及び令和3年度農業委員会活動計画について
- イ ねやがわし農業委員会だより（第88号）編集方針について

商 工 業 振 興

1 現況

本市の商工業は、高度経済成長期においては、近隣に所在する大企業の事業拡大、及びそれに伴う人口急増とともに発展してきたが、その依存度の高さから、近年は景気低迷による大企業の事業縮小や生産拠点の海外移転等による影響を大きく受けている。また少子高齢化に起因する消費縮小が市内商業に与える影響も深刻である。

国は、「好循環実現のための経済対策」として中小事業者向けの各種支援施策を打ち出すとともに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して地域経済の活性化を重要課題に位置付けた。

本市においても、「寝屋川市産業振興条例」を制定し、商工業者への支援施策の充実を図り、市内産業の活性化に取り組んでいる。また、商工会議所、金融機関と連携して「寝屋川市創業支援事業計画」を策定し、無料経営相談窓口の設置や創業支援セミナーを実施するなど、新規創業者の創出に努めている。

2 寝屋川市産業別事業所数及び従業者数

(平成 28 年経済センサス活動調査)

産 業 分 類	平成 28 年総数	
	事業所数	従業者数
農 業 、 林 業	4	14
漁 業	—	—
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	—	—
建 設 業	552	3,496
製 造 業	549	9,308
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	3	35
情 報 通 信 業	19	191
運 輸 業 、 郵 便 業	123	5,801
卸 売 業 、 小 売 業	1,692	15,380
金 融 業 、 保 険 業	79	1,150
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	642	2,109
学術研究、専門・技術サービス業	191	1,515
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	1,087	7,905
生活関連サービス業、娯楽業	761	3,267
教 育 、 学 習 支 援 業	240	2,650
医 療 、 福 祉	786	12,771
複 合 サ ー ビ ス 事 業	32	250
サービス業(他に分類されないもの)	336	3,554
公 務 (他 に 分 類 さ れ る も の を 除 く)	—	—
合 計	7,096	69,396

3 商工業振興施策

(1) 商業振興施策

ア 経営相談・セミナーの実施

経営支援アドバイザーによる経営相談、商業振興を目的とした各種セミナーを実施する。

イ 商業活性化総合支援事業

(ア) 商業活性化ソフト事業

商業の活性化に資する啓発活動、セール等の事業を行う商業者団体及び事業者に対し、補助を行う。

(イ) 商業活性化安全対策事業

市内商業者団体が商店街の安全安心に資する街路灯及び防犯カメラの新設事業並びに街路灯の維持管理事業に対し、補助を行う。

(ウ) 商業活性化空き店舗活用事業

商業者団体が商店街等で行う空き店舗を利用してコミュニティー施設等を運営し、集客及びイメージアップに寄与すると認められる事業、または、事業者が商店街等において生鮮食料品、生活雑貨等を販売するために新規出店する事業に対し、補助を行う。

ウ 商品券等発行事業支援

商業者連合組織が実施する商品券等発行事業に対し、補助を行う。

(2) 工業振興施策

ア 経営相談・セミナーの実施

経営支援アドバイザーによる経営相談、工業振興を目的とした各種セミナーを実施する。

イ 中小企業経営・技術支援事業

(ア) 展示会等への製品出展事業

製品、技術又は新たに製作する展示物若しくは配布資料を日本国内で行われる展示会又は見本市に出展する事業を行う市内中小企業者や企業グループ等に対し、補助を行う。

(イ) 国等補助金の申請サポート事業

国又は大阪府が実施する市内中小企業者を対象とした設備投資に対する補助額が 100 万円以上である補助事業への申請において、外部の専門機関等へ依頼して実施される事業に対し、補助を行う。

(ウ) 産学・企業間の交流促進事業

企業グループ等が寝屋川市の区域内に存する大学その他の教育機関との協働による寝屋川市における工業の振興に寄与すると認められる産学連携事業、又は、事業効率化の研究、新技術の導入等を目的とした先進地及び先進施設の視察に対し、補助を行う。

ウ モノづくりきらり企業認定事業

技術革新や経営活性化等の積極的な取組で成果を上げ、市域において中小企業者の目標となりうる企業を「寝屋川きらり企業」として認定し、認定企業の情報を市内外へ発信することにより、企業認知度の向上や技術PRの促進を支援するとともに、市立産業振興センター事業との連携を図り更なる活性化支援を行う。

(3) 産業振興施策

創業応援事業

寝屋川市内での創業希望者に対し、創業に当たって必要な経費を補助することで、地域経済の活性化及び雇用の創出を促進する。

(4) 労働施策

ア ハッピースマイル寝屋川互助会（事業所福祉共済事業）

〔加入事業所数〕 119 事業所 〔会員数〕 1,906 人（令和3年3月31日現在）

イ 地域就労支援事業

平成28年12月に大阪労働局と「雇用対策協定」を締結し、国と市が一体となって推進する雇用対策事業の一つとして「ねやがわシティ・ステーション」内に「ハローワーク枚方 職業紹介コーナー」を開設。市の「地域就労支援センター」を「ねやがわシティ・ステーション」内に併設し、就労相談や求人情報の提供サービスを行う。専門スタッフによる子育て中の方の就労支援事業「出張マザーズコーナー」を子育て世代が利用するリラット（市立子育てリフレッシュ館）で開催することにより、利用者の増加及び利便性を図る。また、ハローワーク枚方と連携し、「子育て世代の仕事探し応援事業」として、市内企業とのマッチング、セミナー等を開催することで、就労意欲のある子育て世代に対する就労支援を実施する。

(5) 金融施策

寝屋川市小規模企業事業資金融資あっせん制度（市町村連携型）

市内の小規模企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、市が窓口となり府と連携して金融機関へ融資あっせんを行い、小規模企業者の振興、発展に資する。

- ・ 融資金額及び期間 500万円以内、5年以内
- ・ 連帯保証人 個人（原則として不要）
法人（原則として法人代表者のみ必要）
組合（原則として代表理事のみ必要）
- ・ 貸付状況

（単位：千円）

区 分 年 度	申 込 み		決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額
令和2年度	4 件	14,500	3 件	8,500
令和元年度	16 件	52,220	15 件	42,220
平成30年度	18 件	66,500	17 件	57,500

4 大規模小売店舗数

店舗面積1,000㎡以上の大規模小売店 29店舗（令和3年9月30日現在）

5 産業振興センター

市内事業者への経営革新、競争力強化等の支援を通じて産業振興を図るとともに、産業経済の基盤を確立するため産業振興センターを設置している。

(1) 概要

所在地	寝屋川市東大利町2番14号
敷地面積	517.215 m ²
建築面積	266.272 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 5階建、EV棟 鉄骨造
主な施設	セミナー室 ほか

(2) 事業内容

- ア 起業その他経営全般に関する相談並びに情報の収集及び提供を行うこと。
- イ 事業経営の活性化を担う人材の育成及び市内事業者組織の育成を支援すること。
- ウ 市内事業者の労働福祉事業及び地域就労を支援すること。
- エ 市内事業者、市民、大学その他の教育機関及び行政機関の協働による産業振興を目的とした研究及び事業の推進を支援すること。
- オ その他、産業振興を図り産業経済の基盤を確立するために必要な事業

6 令和2年度地域産業緊急支援対策

- (1) 休業要請支援金（府市共同支援金）
- (2) 休業要請支援金
- (3) 事業継続支援金
- (4) デリバリー・スタートアップ支援事業
- (5) キャッシュレス決済等導入推進支援事業
- (6) 地域経済活性化事業（アプリペイによる消費喚起）
- (7) 地域経済活性化事業（シルバー世代限定プレミアム商品券）

消費生活

1 概要

今日、経済社会の急激な発展と技術革新に伴い、消費生活が豊かになった反面、商品等の品質や性能が複雑化しているため、消費者にとって商品等の選択が難しい状況にある。

また、最近の消費者を取り巻く環境は、経済のグローバル化や高度情報化に加え、少子・高齢社会への急激な移行など社会の構造が大きく変化している。

このような状況の中で、消費生活センターにおいて消費者に的確な情報を提供するとともに、消費生活相談及び苦情の処理、消費生活講座の開催、資料の展示等の事業を通して消費者保護を推進し、消費生活の安全・安心に寄与することが求められている。

2 消費生活センター

(1) 施設の概要

所在地	寝屋川市桜木町5番30号
施設の規模	軽量鉄骨造2階建て 延床面積 254.46 m ²
開設年月日	昭和50年9月8日（昭和60年9月30日新築）
開館時間	午前9時～午後5時30分（日・祝日、年末年始は休館）

(2) 事業内容

ア 消費生活相談事業

消費生活相談員による問合せ、苦情受付の業務を月曜日から土曜日まで行っている。

(相談件数)

区 分 年 度	苦 情	問合せ	総 数
令和2年度	2,258 件	230 件	2,488 件
令和元年度	1,972 件	299 件	2,271 件
平成30年度	1,983 件	259 件	2,242 件

イ 消費生活啓発事業

- (ア) 消費生活講座
- (イ) 啓発パンフレットの配布

ウ 消費生活情報提供事業

- (ア) 消費生活センター情報紙 「くらしねっと」
- (イ) 市広報紙に掲載 「くらしのメモ」
- (ウ) 展示及び資料コーナー

エ 消費生活モニター事業

市民の消費生活に関する諸問題について、消費者の意見や実態を把握し、消費者行政に反映させる。

(事業の内容)

生活関連物資販売価格調査、市の消費者行政施策に対する協力等

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止

オ 消費者団体の育成指導

カ 計量器定期検査事業

区 分 年 度	集 合 検 査		所 在 場 所 検 査	
	検査件数	検査台数	検査件数	検査台数
令和2年度	263 件	606 台	—	—
令和元年度	1 件	2 台	11 件	14 台
平成30年度	201 件	425 台	—	—

キ 消費者行政推進事業

消費者庁設立に伴い創設され、消費生活センター事業及び消費生活相談事業等の充実を図る。

ごみ減量推進

1 概要

環境の問題、とりわけ廃棄物問題は私たちの生活に身近な問題であると同時に、地球環境の保全や資源保護の観点からも緊急の課題となっている。これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通・消費・廃棄に至る各段階において、省資源やリサイクルを進めることにより資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ないいわゆる循環型社会を実現していく必要がある。

国においては、廃棄物・リサイクル対策を総合的・計画的に推進するため、「循環型社会形成推進基本法」や「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」などの個別の対策の関連法を制定するなど、循環型社会の構築に向けた法整備を行ってきた。

本市においても、ごみの発生抑制・再使用・再資源化をさらに推進するため「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」（令和3年3月）に基づき“もったいない”による4Rの深化を推進し、循環型社会の構築を目指していく。

2 基本方針

(1) “もったいない”による4Rの深化

“もったいない”を合言葉に一人一人がライフスタイルの見直しを行い、ただ減量するのではなく、資源化可能物の確実な資源化、質の高い資源化をめざしていく。

(2) 安全・安心なごみ処理の推進

排出抑制、再資源化を行った上で、なお排出されるごみについては、安全かつ安心なごみ処理を行っていく。また、適正処理を図りつつ、エネルギー回収を積極的に行い、循環型社会に寄与する「環境にやさしいごみ処理」を目指していく。

(3) 責任と役割に応じた行動の推進

市民・事業者・行政が同じ目的意識を持って、三者が有機的につながることにより、相乗効果をもたらし、「循環共生型のまち」の実現を目指していく。

3 主な事業

(1) ごみの減量・資源化の推進

ア ごみ減量マイスターの認定

市民自らが行うごみ減量に関する取組を推進し、地域の中で活動するリーダーを養成するため、ごみ減量マイスターの認定制度を設け、ごみ減量マイスター養成講座や情報交換会を定期的に開催している。

認定者数 初級 128人 中級 59人 上級 24人（令和3年3月31日現在）

イ 施設見学会

環境教育の一環として、小学4年生を対象に施設見学を実施する。啓発冊子「くらしとごみ」の配布、ビデオ上映、クリーンセンターの見学等を通して、ごみ処理の現状や環境問題について学習を行う。

また、市民の見学も随時受け付け、ごみ処理に対しての意識を喚起していく。

令和2年度 寝屋川市内の小学4年生 市立小学校 13校 850人（引率含む）市民 11人

ウ クリーンカレンダー

ごみの分別排出の徹底、ごみの減量、資源物のリサイクルの向上を図るため、本市の家庭ごみの収集日をカレンダー形式で掲載し、全世帯に配布する。

また、外国人向けに翻訳（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語）したクリーンカレンダーを発行する。

エ 転入者への啓発

本市転入者への分別排出の徹底と適正なごみ処理の啓発を行うため、市役所市民サービス部（戸籍・住基担当）及び5シティ・ステーションにおいて、転入手続の際に窓口で啓発物品（クリーンカレンダー・ごみ袋・分別啓発チラシ等）を配付する。

オ 3010（さんまるいちまる）運動の実践

冷蔵庫の収納方法・整理整頓や宴会時の食べ残し等の食品ロスの削減を図るため、3010運動コースターを作成し、市民等に配布し、食品ロス削減の協力を呼び掛ける

カ 折り畳み式箱型ネット購入費補助金の交付

ごみ集積所において、防鳥効果が高い、箱型ネットの購入費用を補助することにより、より多くのごみ集積所に箱型ネットの設置を推進し、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

キ 生ごみ堆肥化・土づくり講習会

家庭にあるポリバケツやプランター等を活用した生ごみの堆肥化についての講習会をごみ減量マイスター等と協働して実施し、家庭から出る生ごみの減量を推進する。

ク 3R促進ポスターコンクール

環境省及び3R活動推進フォーラム主催の「3R促進ポスターコンクール」に、市内小学校及び中学校から募集したポスターを出展する。

また、募集したポスターは、市役所ピロティ等で展示し、市民のごみ減量、リサイクル意識の高揚を図る。

令和2年度
市立小学校 6校 54人
市立中学校 1校 10人

(2) ごみの減量・再資源化に関する啓発・市民活動への支援

ア 資源集団回収活動報奨金の交付

自治会や子ども会などの市民団体が自主的に実施している古紙・古布などの集団回収活動に対し、その回収量に応じて報奨金を交付し、回収活動を側面から支援する一方で、再資源化に資することにより天然資源の節約とごみの減量を図っている。

登録団体数 322 団体（令和3年3月31日現在）

令和2年度資源集団回収活動報奨金 30,159,000 円 (単位：t)

支払団体数	新聞	雑誌	ダンボール	古布	牛乳パック	雑紙	アルミ缶	計
325	2,762	868	816	170	10	224	182	5,032

イ 生ごみ処理機購入費補助金の交付

家庭から排出される生ごみを自家処理することを目的とし、電気式の生ごみ処理機の購入費用の一部を補助することにより、生ごみの減量や堆肥としての有効利用の促進を図っている。

令和2年度補助金交付額

生ごみ処理機	11 台	182,600 円
--------	------	-----------

ウ 市立小中学校での雑紙・ペットボトルキャップの回収

市立小中学校において、雑紙等の回収を呼びかけ、協力のお礼として給食時にデザートを付与することにより、分別・リサイクルの意識向上を図る。

(3) ごみ減量化・リサイクル推進体制

寝屋川市ごみ減量化・リサイクル推進会議

ごみの減量とリサイクル推進のため、市民・事業者・行政の三者が一体となり、実行計画の立案、実践活動の推進、減量化・適正処理の施策への協力、その他の活動の具体的手法を検討していく。

4 ごみ処理事業の沿革

	事業の沿革
昭和 24 年 1 月	寝屋川町の清掃条例に基づき、特別清掃地域（現在の大利町商店街付近）を重点に、大八車で収集を開始
昭和 38 年 8 月	固定炉（30 t / 8 h）完成・三輪自動車による収集開始
昭和 43 年 9 月	機械炉（180 t / 24 h）完成
昭和 46 年 11 月	一般家庭ごみ、週 2 回収集開始
昭和 47 年 3 月	「寝屋川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定
昭和 48 年 6 月	破碎機（75 t / 5h）完成
昭和 55 年 9 月	全連続燃焼式機械炉・新炉（180 t / 24h × 2 基）完成
昭和 58 年 4 月	4 種分別収集開始
平成 6 年 3 月	破碎施設（破碎機 75t/5h・切断機 7t/5h・手選別装置 25t/5h）完成
〃 6 月	「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」（平成 6 年度～20 年度）策定
平成 7 年 4 月	「寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」制定 （寝屋川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正）
〃 9 月	「寝屋川市ごみ減量化・リサイクル推進会議」設置
平成 9 年 3 月	「寝屋川市ごみ減量化行動計画」策定
平成 10 年 1 月	ペットボトルモデル地区分別収集実施
平成 11 年 1 月	ペットボトル分別収集開始、透明・半透明ごみ袋によるごみ収集開始
平成 12 年 1 月	廃乾電池分別収集開始
〃 8 月	廃蛍光灯・スプレー缶の拠点収集開始
平成 13 年 2 月	プラスチック製容器包装モデル地区分別収集実施
〃 3 月	「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」（平成 13 年度～22 年度）策定
平成 14 年 1 月	プラスチック製容器包装分別収集開始
〃 3 月	「寝屋川市循環型社会実践行動計画」策定
平成 16 年 6 月	北河内 4 市リサイクル施設組合設立
平成 18 年 4 月	事業系一般廃棄物の収集運搬を委託から許可に制度変更
平成 20 年 2 月	北河内 4 市リサイクルプラザ稼動
平成 20 年 4 月	古紙・古布分別収集開始
平成 22 年 10 月	事業系一般廃棄物の分別収集を一部開始
平成 23 年 3 月	「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」（平成 23 年度～32 年度）策定
平成 24 年 3 月	「寝屋川市ごみ処理施設建設基本計画」策定
平成 26 年 4 月	事業系一般廃棄物処分手数料改定（90 円/10kg）
平成 30 年 3 月	新ごみ焼却処理施設（100 t / 24 h × 2 基）完成
平成 30 年 7 月	小型家電ボックス回収開始
平成 30 年 11 月	落葉の堆肥化開始
令和元年 5 月	小型充電式電池ボックス回収開始
令和 2 年 10 月	市立小中学校で雑紙・ペットボトルキャップの回収開始
令和 3 年 3 月	「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」（令和 3 年度～令和 12 年度）策定

環 境 政 策

1 公害苦情・陳情処理状況

(単位：件)

区 分 年 度	苦情・陳情受付件数								処 理 件 数	翌 年 度 へ 繰 越
	前年度 から 繰 越	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	その他	計		
令和2年度	7	34	11	77	11	10	15	165	146	19
令和元年度	29	32	7	64	12	21	12	177	170	7
平成30年度	25	35	10	51	9	10	7	147	118	29

2 用途地域別公害発生状況（令和2年度）

(単位：件)

公 害 別 地 域 別	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	その他	計
第一種低層住居専用地域	1		2		1		4
第一種中高層住居専用地域	8		6				14
第二種中高層住居専用地域	3	3	14	3	1	3	27
第一種住居地域	3	1	11	1	1	5	22
第二種住居地域	4	1	10	1		1	17
準住居地域		1					1
近隣商業地域	1		10		2	1	14
商業地域			7				7
準工業地域	4	4	9	6	2	2	27
工業地域			1		1		2
市街化調整区域	8		1				9
不明等	2	1	6		2	3	14
総 計	34	11	77	11	10	15	158

3 対策

(1) 大気汚染

ア 常時監視

大気汚染の状況を常時監視するため、寝屋川市役所屋上等において、二酸化窒素・オキシダント・非メタン炭化水素・全炭化水素・一酸化炭素・二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質（PM2.5）・有害大気汚染物質・風向・風速・温度・湿度について測定している。

また、第二京阪道路沿道においても、二酸化窒素・浮遊粒子状物質・風向・風速について測定している。

イ 工場・事業場に対する規制

工場・事業場に対し、大気汚染防止法等関係法令が定める規制基準に適合するよう規制・指導を行っている。

また、建築物等の解体等工事に伴うアスベストの飛散を防止するため、関係法令が定める作業基準に適合するよう規制・指導を行っている。

(2) 水質汚濁

ア 河川水路汚濁調査

河川水路の水質を把握するため、市内の9河川6水路17地点において水質調査を実施している。

イ 工場・事業場に対する規制

工場・事業場に対し、水質汚濁防止法等関係法令が定める規制基準に適合するよう規制・指導を行っている。

(3) 土壌汚染対策

土壌汚染対策法等関係法令に基づき、土地の所有者等に対し、有害物質による土壌汚染の状況の調査及び健康被害を防止するために必要な措置を講ずるよう規制・指導を行っている。

(4) 騒音・振動

ア 環境騒音測定調査

道路に面しない地域として毎年市内24地点において、道路に面する地域として5年間で市内26地点において環境騒音を測定している。

イ 騒音・振動に係る苦情の対応

苦情が発生している地域に対してパトロールを行い、騒音規制法等関係法令に基づき苦情の原因者に対して規制・指導を行っている。

(5) 産業廃棄物

産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者及び処理事業者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく規制・指導を行っている。

また、PCB廃棄物の適正処理を推進するため、保管事業者等に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく規制・指導を行っている。

4 環境保全事業

生活排水による水質汚濁等「都市・生活型」公害といわれる身近なところから地球的規模にいたるまでの環境問題は、私たち一人ひとりの暮らしや社会の仕組と大きな関わりを持っている。環境問題を市民とともに考え、環境にやさしい暮らしの実践を図るための活動に努めている。

(1) 地球温暖化対策

ア 太陽光発電システム設置補助制度

地球温暖化対策の推進事業の一環として、二酸化炭素の排出抑制に寄与するとともに、環境への負荷が少ない太陽光エネルギーの活用に対する市民の意識の高揚に資することを目的とする。

令和2年度実績

住宅用太陽光発電システム設置補助 交付件数 97 件 補助金額 11,043,000 円

自治会集会所用太陽光発電システム設置補助
交付件数 0 件 補助金額 0 円

イ グリーンカーテン事業

地球温暖化対策の一環として市公共施設で、グリーンカーテン運動に取り組んでいる。

令和2年度取組状況

市民配布 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止

保育所 6 施設 幼稚園 1 施設 小学校 23 施設 中学校 11 施設

その他公共施設 18 施設 事業所 13 箇所 計 1,396 苗

(2) 環境フェア

『「みどり・水・くらし」を考える』をサブタイトルに、日々の暮らしにおける環境問題や緑豊かなまちづくり、水資源の有効活用について、環境活動の発表、緑化相談、リサイクルマーケット等の催しを通して今日の環境問題を考える。

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(3) 親子でみる水辺の生物観察会

親子で水生生物の観察をすることにより、水質保全について考える。

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(4) 自然環境学習

寝屋川市内の身近な自然観察会を通じて、市民の皆さんに環境問題についての正しい理解と関心を高めていただく。

ア 自然観察会 ～メダカ調査～

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止

イ 自然観察会 ～水辺の生き物調査～

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止

ウ 自然観察会 ～昆虫調査～

日 時：令和2年10月4日（日）

場 所：深北緑地

エ 自然観察会 ～ドングリウォッチング～

日 時：令和2年11月8日（日）

場 所：深北緑地

オ 自然観察会 ～冬鳥を見つけよう～

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止

5 環境衛生事業

環境衛生は、市民の健康的な基盤となるものであり、衛生的な生活環境づくりを推進することが課題である。

市民の快適な生活環境を保全するために、町内清掃ごみ、不法投棄ごみの収集、空き地の環境保全の業務を行っている。

環境美化業務

(1) 空地等の適正管理指導（令和2年度文書の送付等69件）

(2) 町内清掃等塵芥処理（令和2年度）

定期清掃 273件 ・ 町内清掃 93件 ・ 不法投棄 174件

(3) 不燃性ごみ処理委託（令和2年度）

2トン車 18台

(4) 美しいまちづくりの推進（令和2年度）

啓発活動の実施（市内4駅）

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止

清 掃

1 ごみ処理

(1) ごみ収集

ごみの種類	略 説	収集頻度
可燃ごみ	生ごみ、靴、鞆、布団等を火・金曜日に収集	週 2 回
古紙・古布	新聞、ダンボール、雑誌等の紙類や古着類を収集	週 1 回
不燃ごみ	日常生活用品や陶器など燃えないごみを収集	月 2～3 回 (第 1・3・5 水曜日)
乾電池	不燃ごみ収集日に他のごみとは別袋で収集	
ライター類		
缶・びん	飲料用・食品用の空き缶・空きびん	月 2 回 (第 2・4 水曜日)
廃プラ・ ペットボトル	飲料用・酒用・みりん用・しょうゆ用のペットボトル及び 中身を消費した後、不用となるプラスチック製容器包装類 の収集	週 1 回
蛍光灯	自治会館や集会所に分別回収かごを常設しており、いつで も排出が可能	週 2 回程度
スプレー缶		
臨時ごみ	有料（重量等により金額が異なる）で予約制	随 時
犬・猫等の死体	有料（所有者が不明の場合は無料）で予約制	随 時
小型家電	携帯電話・ノートパソコン・デジタルカメラ等を市内公共 施設に設置している回収ボックスにより収集	随 時
小型充電式電池	ニカド電池・ニッケル水素電池・リチウムイオン電池を市 内公共施設に設置している回収ボックスにより収集	随 時
落葉等	落葉等	個 別

(2) ごみ処理施設

ア 施設名称 寝屋川市クリーンセンター（焼却施設）
 所在地 寝屋川市寝屋南一丁目 2 番 1 号
 完成日 平成 30 年 3 月 30 日
 処理能力 200 t/日（100 t/日×2 基）
 処理対象物 可燃ごみ
 焼却炉形式 全連続燃焼式ストーカ炉
 構造 鉄筋コンクリート造 地下 1 階、地上 6 階

イ 施設名称 寝屋川市クリーンセンター（破碎施設）
 所在地 寝屋川市寝屋南一丁目 2 番 1 号
 完成日 平成 6 年 3 月 22 日
 処理能力 破碎 75 t/日・切断 7 t/日・手選別 25 t/日
 処理対象物 粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ
 構造 鉄筋コンクリート造 6 階

(3) ごみ処理状況

区 分 年 度	平均排出量 (t/日)	平均焼却量 (t/日)	収集作業員 (人)	収集車台数 (台)	処理施設作業員 (人)
令和2年度	179	149	62	38	2
令和元年度	180	151	62	39	2
平成30年度	186	155	66	39	2

※平成30年度は、大阪府北部地震及び台風21号の影響により増加

(4) ごみ排出状況

(単位：t)

ごみの種類	収 集	令和2年度	令和元年度	平成30年度
可 燃	直 営	14,384	14,527	14,639
	委 託	17,779	18,071	18,164
	計	32,163	32,598	32,803
古紙・古布	直 営	2,178	2,008	2,075
	委 託	2,133	1,954	1,889
	計	4,311	3,962	4,059
不 燃	直 営	1,611	1,404	1,857
	委 託	1,909	1,659	1,882
	計	3,520	3,063	3,740
資 源	直 営	827	813	822
	委 託	962	939	958
	計	1,789	1,752	1,780
廃プラ・ ペットボトル	直 営	2,095	2,041	2,047
	委 託	2,226	2,195	2,215
	計	4,321	4,236	4,263
臨時ごみ	直 営	656	700	758
許 可 (事業所ごみ)	可 燃	15,921	16,902	17,535
	資源 (缶・びん)	179	206	207
そ の 他	直接搬入	2,553	2,530	2,669
合 計		65,413	65,949	67,814

※「直接搬入その他・不燃」については、蛍光灯・スプレー缶を含む。

(5) 収集対象件数

区 分 年 度	一 般 家 庭 (世帯)			事 業 所 (件)
	直 営	委 託	合 計	許 可
令和2年度	50,328	60,598	110,926	3,375
令和元年度	49,913	60,249	110,162	3,503
平成30年度	49,582	60,028	109,610	3,475

(6) ごみ処理実績

(単位 : t)

区 分 年 度	中 間 処 理				合 計
	焼 却	破 砕	資源ごみ 選別	廃プラスチック ペットボトル	
令和2年度	54,512	6,070	2,069	4,321	66,972
令和元年度	55,312	5,612	2,067	4,235	67,226
平成30年度	56,731	6,115	2,084	4,263	69,193

※破砕については、乾電池を除く。

(7) ごみ処分実績

(単位 : t)

区 分 年 度	処 分		合 計
	埋 立		
	不 燃	焼却残渣	
令和2年度	991	7, 421	8, 412
令和元年度	1, 192	7, 147	8, 339
平成30年度	1, 369	8, 254	9, 623

(8) 資源化実績状況

(単位 : t)

区 分 年 度	白 ガラス	茶 ガラス	混合 ガラス等	アルミ	缶 スチール	破碎鉄等	再生プラ
令和2年度	217	192	209	159	260	405	3,816
令和元年度	241	185	193	136	272	397	3,677
平成30年度	256	166	197	134	290	391	3,739
区 分 年 度	ペット ボトル	再 生 紙・布	小型家電	小型充電 式電池	落葉等	その他 有価物	合 計
令和2年度	268	4,034	10	—	21	249	9,840
令和元年度	303	3,701	17	(0.35)	15	244	9,381
平成30年度	296	3,930	14	—	12	218	9,643

※小型充電式電池は合計に不算入（参考値）

(9) ごみ処理手数料

(令和3年4月1日現在)

区 分	収集回数	手 数 料
一般家庭から排出されるもの	—	(無 料)
臨時に申込みがあったとき	随 時	① 収集・運搬・処分 10kg未満までごとに270円 ② 処分のみ 10kg未満までごとに130円

(10) 犬・猫等の死体収集

区 分	手 数 料
収集・運搬・処分	1個につき 1,000円
処分のみ	1個につき 500円

※処分は、焼却炉での処分となる。

2 北河内4市リサイクルプラザ

寝屋川市、枚方市、四條畷市、交野市の4市で、循環型社会を目指して、ペットボトルとプラスチック製容器包装のリサイクルに共同で取り組むため、平成16年6月1日に設立された北河内4市リサイクル施設組合により、建設が進められてきた北河内4市リサイクルプラザ（かざぐるま）が、平成20年2月1日から稼働している。

当該施設において、ペットボトルとプラスチック製容器包装を選別し、圧縮梱包した後、指定法人（公財）日本容器包装リサイクル協会へ引き渡しリサイクルしている。

(1) 施設の概要

名 称	北河内4市リサイクルプラザ（かざぐるま）
所 在 地	寝屋川市寝屋南一丁目7番1号
完 成 日	平成19年12月31日
処 理 能 力	53t/日
処 理 対 象 物	ペットボトル、プラスチック製容器包装
処 理 概 要	選別・圧縮梱包
構 造	管理棟 鉄筋コンクリート造 3階建 処理棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 4階建

3 し尿処理

し尿処理量の減少による効率的合理的処理を図るため、平成19年度より受け入れたし尿等を一次処理（前処理）した後、希釈し下水道法に基づく水質基準内で公共下水道への放流を行っている。

(1) 施設の概要

名 称	緑風園
所 在 地	寝屋川市讃良東町7番1号
完 成 日	昭和47年3月31日 (下水道放流改造工事 平成19年3月31日竣工)
処 理 能 力	34.5 kℓ/日 (生し尿：15.2 kℓ/日 + 浄化槽汚泥：19.3kℓ/日)
処 理 概 要	除さ+希釈放流

(2) し尿収集状況

区 分	1月平均稼働日数	し尿くみとり対象世帯数	1日平均収集量	バキューム車車両台数
委 託	20.3 日	242 世帯	3.3 kℓ	9 台

(3) し尿等収集処理状況

区 分 年 度	作 業 日 数	委 託 業 者 収 集		許可業者収集	収 集 総 量
		し尿くみとり対象世帯等	収 集 量	収 集 量 (浄化槽汚泥)	
令和2年度	244 日	242 世帯(378 人) 従量制 25 件	802kℓ	1,144kℓ	1,946kℓ
令和元年度 (平成31年度)	244 日	260 世帯(416 人) 従量制 26 件	878kℓ	1,328kℓ	2,206kℓ
平成30年度	245 日	287 世帯(465 人) 従量制 30 件	996kℓ	1,322kℓ	2,318kℓ

(4) し尿処理手数料

(令和3年4月1日現在)

し尿	一般家庭	定期くみ取り	月1回	基本料	1世帯につき 月額 1,000 円
				人数割	1人につき 月額 800 円
			月2回	基本料	1世帯につき 月額 1,500 円
				人数割	1人につき 月額 1,200 円
		著しく排出量の多い物又は人員によって算定し難い物		従量制	18 リットルまでごとに 400 円

健康増進

1 予防接種事業

(1) 定期予防接種

(単位：人)

年 度 予防接種	令和2年度	令和元年度	平成30年度
ロ タ ウ イ ル ス	延 1,306		
H i b (ヒ ブ)	延 6,237	延 5,784	延 6,297
小 児 用 肺 炎 球 菌	延 6,113	延 5,948	延 6,307
B 型 肝 炎	延 4,545	延 4,366	延 4,741
4 種 混 合	延 6,095	延 5,979	延 6,436
三 種 混 合	0	延 1	延 2
二 種 混 合	0	延 1	0
不 活 化 ポ リ オ	0	延 1	延 35
B C G	1,509	1,517	1,567
麻 し ん 風 し ん 混 合	3,074	3,170	3,404
麻 し ん	0	0	0
風 し ん	0	0	0
水痘 (みずぼうそう)	延 2,893	延 2,941	延 2,983
日 本 脳 炎	延 6,330	延 7,018	延 7,220
ジフテリア・破傷風2期	1,491	1,462	1,389
子 宮 頸 が ん	97	47	15
高齢者インフルエンザ	45,038	31,396	29,530
成 人 用 肺 炎 球 菌	2,168(※)	1,898	6,391
風しん (第5期) 予防接種	409	384	0

※ 令和元年度延長対象者 43 人を含む。

(2) 任意予防接種

ア 年少児のインフルエンザ

イ 高齢者肺炎球菌 (23 価)

ウ 成人麻しん風しん

2 母子保健事業

(1) 事業の概要

(令和3年10月1日現在)

*実施時期は、いずれも4月～3月 場所：市立保健福祉センター等

種 類	対 象 者	内 容	方 法 等
子育て世代包括支援センター	妊婦 子育て中の市民	・保健師・助産師が妊娠届出時に面談を行い、タブレット型PCを活用し個別の支援プランを提供する。 ・母子健康手帳の交付を行う。 ・妊娠期からの母乳相談の実施。妊娠中から何度でも助産師が母乳育児の相談に応じる。 ・保健師・助産師が切れ目なく育児の支援を行う。	平日9:00～17:30に受付（土、日、祝日を除く） 場所：市内2か所（保健福祉センター内・子育てリフレッシュ館内）
妊婦健康診査	妊婦	妊婦とおなかの赤ちゃんの健康状態の確認と経済的な負担の軽減のために妊婦健診を実施。公費負担額を1回目20,000円、2～5回目5,000円、6回目15,000円、7～10回目8,000円、11回目9,000円、12～14回目8,000円で実施。	母子健康手帳別冊に受診票を綴じ込み配付 個別健診（府内医療機関・助産所委託）
産婦健康診査	産婦	出産後の母の心身の健康の確認と経済的な負担の軽減のために実施。公費負担額を1回につき上限5,000円2回分で実施。	母子健康手帳別冊に受診票を綴じ込み配付 個別健診（府内医療機関・助産所委託）
妊婦歯科健康診査	妊婦	妊婦のむし歯・歯周病の早期発見と母子の歯科疾患予防のために実施。	母子健康手帳別冊に受診票を綴じ込み配付 個別健診（市内歯科医院委託） （自己負担：なし）
不妊に悩む方への特定不妊治療支援業務	法律上の婚姻をしている夫婦で治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦	体外受精及び顕微授精による特定不妊治療に要する費用の一部を助成。40歳未満は6回（40歳以上は通算3回） 初回治療最大30万円。 男性治療の加算（1回につき15万円まで）	指定医療機関の医師による意見書・領収書・所得証明・戸籍謄本等
不育症治療費助成事業	治療日において寝屋川市に住所を有している、法律上の婚姻をしている夫婦	不育症と診断され、その治療を受けた夫婦に上限30万円の助成を行う。	医療機関の治療費等証明書（所定様式）と領収書・診療明細書・調剤明細書と併せて申請

種 類	対 象 者	内 容	方 法 等
新生児聴覚検査	新生児（生後 28 日未満の乳児）	先天性聴覚障害の早期発見・早期療育を行うことにより、音声言語発達などの影響を最小限に抑えるため、新生児の聴覚検査事業を実施。検査機器により助成金額（上限）が異なる。AABR6,700 円、OAE3,000 円。	母子健康手帳別冊に受検票を綴じ込み配付 個別検査（府内医療機関・助産所委託）
乳児一般健康診査	乳児（1 歳未満の乳児）	乳児の心身障害の早期発見を行うとともに、乳児の健康保持増進を期するため、乳児健診を実施。	母子健康手帳別冊に受診票を綴じ込み配付 個別健診（府内医療機関委託）
乳児後期健康診査	9 か月～1 歳未満の乳児（10 か月頃が望ましい）	乳児の成長発達の確認を行うため、後期健診を実施。	4 か月児健康診査時に受診票を配付（未受診者は、後日送付） 個別健診（府内医療機関委託）
4 か 月 児 健 康 診 査	4 か月児	疾病の予防や早期発見、早期治療を図り、保護者に発達、栄養、育児の相談、保健指導を実施し、乳児の健全育成を図る。	（内容） 予診・身体計測・診察・個別相談 （回数） 毎月 2 回又は 3 回（主に第 1・（2）・3 木曜日）
1 歳 6 か月児 健 康 診 査	1 歳 8 か月児	歩行やことばの発達に重要な時期である 1 歳 8 か月児を対象に健康診査を実施し、幼児の心身の健全育成を図る。また、歯科疾患の早期発見及び予防のために歯科健診及びう蝕活動性試験を実施。	（内容） 予診・歯科診察・身体計測・診察・個別相談 （回数） 毎月 2 回又は 3 回（主に第 1・（2）・3 月曜日）
3 歳 6 か月児 健 康 診 査	3 歳 7 か月児	身体発達、精神発達の面から重要な時期である 3 歳 7 か月児に対して健康診査を実施し幼児の心身の健全育成を図る。また、歯科疾患の早期発見及び予防のために歯科健診を実施。	（内容） 尿検査・歯科診察・身体計測・診察・個別相談 （回数） 毎月 2 回又は 3 回（主に第 1・（2）・3 水曜日）
乳幼児保健歯科教室 ①歯の親子教室 ②むし歯予防教室 ③0 歳からのむし歯予防教室	① 2 歳 7 か月児 ② 1 歳 6 か月児健診の結果、個別指導が必要な幼児 ③ 妊婦、1 歳 3 か月未満児の保護者	①・②う蝕（むし歯）等の歯科疾患の予防を図り、生涯を通じた健康づくりの基礎を築くため、健診及び適切な指導を行う。また、予防処置として、希望者にフッ素塗布を実施。 ③乳幼児のむし歯予防についての講演。	①（内容） 口腔内診査・う蝕活動性試験・個別相談・指導、希望者にフッ素塗布 （回数）年 18 回 ②（内容） 個別相談・指導・フッ素塗布 （回数）毎月 1 回（主に第 3 金曜日） ③（回数）年 2 回

種 類	対 象 者	内 容	方 法 等
新生児及び未熟児 訪問指導 すこやか助産師訪 問指導	新生児等で訪問 指導が必要とさ れる者	保護者の不安解消を図り、母乳 栄養の推進と異常の早期発見、 育児について、MY CITY 助産師 （地域の助産師）が訪問指導を 行う。 令和3年度から訪問回数を2回 から4回（多胎児は7回）に拡 充。	母子健康手帳別冊に綴じ 込まれている訪問依頼票 もしくは電話で申込み （市内在職の助産師が訪 問）
低体重児の届出の 受理及び訪問指導	出生時の体重が 2,500g 未満の乳 児	保護者の不安解消を図り、乳児 の健全な発育を支援するために 行う。	母子健康手帳別冊に綴じ 込まれている低体重児出 生届で確認し、訪問
育児相談	子育てについて 相談のある保護 者	育児に関する不安や悩み等につ いて、保護者と乳幼児が心身と もに健やかに成長されるよう保 健師等が電話等で相談に応じ る。	（相談日） 平日9：00～17：30 （土、日、祝日を除く）
離乳食相談	離乳食が進みに くい乳幼児の保 護者	離乳食の始め方やすすめ方につ いての相談。	（相談日） 平日9：00～17：30 （土、日、祝日を除く）
育児教室	育児支援が必要 な乳幼児と保護 者	やりとり遊びとグループワーク を通して、乳幼児の健康の保持、 増進を図るために実施。	対象者には個別に案内
離乳食講習会	4か月～7か月 までの乳幼児を 持つ保護者	月齢に応じた離乳食のすすめ方 の講話と献立例の調理実演及び 離乳食相談を行う。	（講習日） 年12回
経過観察健康診査	乳幼児健康診査 の結果、経過観 察を必要とする 乳幼児	専門医師や心理相談員・保健師 等による健診・相談を行い、乳 幼児の健全な育成を図る。	対象者には個別に案内
産後ケア事業	生後4か月児未 満の乳児及びそ の母親	産科医療機関等で助産師等が母 親の身体的・心理的ケアを行い、 セルフケア能力を育むよう支援 する。 ＜短期入所（ショートステイ） 型、通所（デイサービス）型＞	窓口等で申請
多胎児家庭外出支 援事業	0歳児から3歳 児の多胎児を養 育する家庭	多胎児家庭の健診・外出におけ る移動支援を行うため、タクシ ー乗車券を交付する。（令和3年 度から開始）	対象者には妊娠届出時及 び出産後個別に案内
多胎児家庭交流会 （ピアサポート）	多胎児を養育す る家庭	多胎児家庭の負担感の軽減及び 不安の解消を図るため、ピアサ ポーターを中心に交流会を行 う。（令和3年度から開始）	（開催日） 年3回

(2) 母子保健事業の利用状況

ア 妊婦健康診査（医療機関委託）

年度／区分	受診者数	公費助成件数
令和2年度	2,231 人	16,575 件
令和元年度	2,323 人	17,392 件
平成30年度	2,402 人	17,737 件

イ 乳児一般健康診査（医療機関委託）

年度／区分	対象者数	受診者数
令和2年度	1,422 人	1,299 人
令和元年度	1,593 人	1,281 人
平成30年度	1,571 人	1,346 人

ウ 乳児後期健康診査（医療機関委託）

年度／区分	対象者数	受診者数
令和2年度	1,549 人	1,343 人
令和元年度	1,462 人	1,305 人
平成30年度	1,632 人	1,413 人

エ 妊娠歯科健康診査（医療機関委託）

年度／区分	対象者数	受診者数
令和2年度	1,422 人	426 人
令和元年度	1,593 人	446 人
平成30年度	1,571 人	367 人

オ 4か月児健康診査

年度／区分	実施回数	対象者数	受診者数
令和2年度	35 回	1,708 人	1,507 人
令和元年度	27 回	1,301 人	1,239 人
平成30年度	30 回	1,632 人	1,488 人

カ 1歳6か月児健康診査

年度／区分	一 般 健 康 診 査			歯 科 健 康 診 査		
	実施回数	対象者数	受診者数	実施回数	対象者数	受診者数
令和2年度	29 回	1,628 人	1,382 人	28 回	1,628 人	1,369 人
令和元年度	28 回	1,548 人	1,467 人	28 回	1,548 人	1,467 人
平成30年度	30 回	1,623 人	1,522 人	30 回	1,623 人	1,522 人

キ 3歳6か月児健康診査

年度／区分	一 般 健 康 診 査			歯 科 健 康 診 査		
	実施回数	対象者数	受診者数	実施回数	対象者数	受診者数
令和2年度	29回	1,629人	1,304人	29回	1,629人	1,304人
令和元年度	28回	1,566人	1,359人	28回	1,566人	1,359人
平成30年度	30回	1,768人	1,567人	30回	1,768人	1,567人

ク 乳幼児保健歯科教室開催事業

年度／区分	2 歳 『 歯 の 親 子 教 室 』			む し 歯 予 防 教 室		
	実施回数	対象者数	受診者数	実施回数	対象者数	受診者数
令和2年度	16回	1,491人	1,062人	8回	558人	239人
令和元年度	16回	1,437人	1,008人	11回	668人	309人
平成30年度	18回	1,671人	1,175人	12回	768人	391人
年度／区分	0歳からの むし歯予防教室					
	実施回数	参加者数				
令和2年度	2回	25人				
令和元年度	2回	67人				
平成30年度	2回	63人				

3 成人保健事業

(1) 事業の概要

事業名	対象者及び 実施時期	内 容	場所・方法など
「歯の健康展・ 市民の集い」	市 民 (6月上旬) 新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため中止	口腔衛生の啓発・普及を図るため、歯 の健康について体験学習できるイベン トを市、寝屋川市歯科医師会、市教育 委員会の共催で実施	(会場) アルカスホール
「すてきに生き くすりと健 康展」	市 民 (11月上旬)	医薬品への理解を深めるため、薬と健 康について体験学習できるイベントを 市と寝屋川市薬剤師会の共催で実施	(会場) アルカスホール
健康手帳の交付	40 歳以上の人 (年間)	検診の結果などを記録し、健康づくり に役立てることのできる手帳の交付	(交付場所) ①健康づくり推進課 ②市民サービス部 (戸籍・住基担当) ③各シティ・ステーション
自 分 で 健 康 プロデュース ～適塩生活、 始めませんか～	中高校生を除 く 15 歳以上の 人 (年間)	生活習慣病予防をテーマに、適塩の食 事について学ぶための教室を実施 4 コース (1 コース 3 日間)	(講師) 保健師、管理栄養士 (会場) 市立保健福祉センター
自 分 で 健 康 プロデュース ～今が始め時！ 糖尿病予防講座 ～	中高校生を除 く 15 歳以上の 人 (1～2月)	糖尿病予防をテーマに、正しい食事や 運動について学ぶ教室を実施 1 コース (1 コース 3 日間)	(講師) 保健師、管理栄養士、健 康運動指導士 (会場) 市立保健福祉センター
ヘルスアップ教室	中高校生を除 く 15 歳以上の 人 (年間)	生活習慣病の予防及び改善や健康増進 に関する正しい情報の活用法の普及を 図るための各種健康教室を実施	(講師) 医師、歯科医師、薬剤師、 保健師、歯科衛生士 (会場) 市立保健福祉センター
骨粗しょう症 予 防 教 室 ～骨からキレイ になる講座～	20 歳以上の女 性 (年間)	骨粗しょう症の病態を知り、予防に必 要な食事及び運動の知識を普及する教 室を実施	(講師) 保健師、管理栄養士、健 康運動指導士 (会場) 市立保健福祉センター 市立こどもセンター
健 康 相 談	市 民 (年間)	健康に関する個別の相談に応じ、必要 な指導や助言を行う。	(相談担当者) 保健師、管理栄養士
訪 問 指 導	市 民 (年間)	健康相談や受診勧奨などで、訪問指導 が必要な人に指導や助言を行う。	(訪問担当者) 保健師、管理栄養士

事業名	対象者及び 実施時期	内 容	場所・方法など
健 康 長 生 塾	30 歳以上の人 (5月～7月) 新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため中止	健康意識の高揚や生活習慣の改善志向 を踏まえ、健康で明るい暮らしを築く ために、市と寝屋川市医師会の共催で 全7回の教室を実施	(会場) 市立保健福祉センター
健康づくり健診	①15 歳から 39 歳の人 ②40 歳以上で、 生活保護世 帯の人 (年間)	問診、医師診察、身体計測、検尿、血 圧測定、血液検査 (肝機能・貧血・腎 機能など)	(健診場所) 市立保健福祉センター 自己負担 700 円
胃 が ん 検 診	40 歳以上の人 (年間)	バリウム検査	(検診場所) ①市が検診を委託してい る市内の病院、診療所 自己負担 2,000 円 ②市立保健福祉センター 自己負担 700 円
子 宮 が ん 検 診	20 歳以上の女 性で前年度に 市の子宮がん 検診を受診し ていない人 (年間)	問診、視診、内診、頸部の細胞診 体部の細胞診 (医師の判断による追加 検査) ※体部の細胞診は、市内の病院、診療 所のみで実施	(検診場所) ①市が検診を委託してい る市内の病院、診療所 ②市立保健福祉センター 自己負担 頸部 700 円、 体部 500 円
肺 が ん 検 診	40 歳以上の人 (年間)	胸部エックス線検査 ※65 歳以上の方は、結核検診を含む。	(検診場所) ①市が検診を委託してい る市内の病院 ②市立保健福祉センター 自己負担 200 円
乳 が ん 検 診	30 歳から 39 歳 の女性 (年間)	問診、視触診、超音波検査 (エコー検 査)	(検診場所) 市立保健福祉センター 自己負担 700 円
	40 歳以上の女 性で前年度に 市の乳がん検 診 (マンモグラ フィ検査) を受 診していない 人 (年間)	問診、エックス線検査 (マンモグラフ ィ検査)	(検診場所) ①市が検診を委託してい る市内の病院、診療所 ②市立保健福祉センター 自己負担 700 円

事業名	対象者及び 実施時期	内 容	場所・方法など
大腸がん検診	40歳以上の人 (年間)	免疫学的便潜血反応検査(検便) ※容器を渡し、自宅で便を採取して提出	(受付場所) ①健康づくり推進課 ②集団検診会場 ③市が検診を委託している市内の病院、診療所 自己負担 300 円
肝炎ウイルス 検 診	40歳以上で、今まで受けたことがない人 (年間)	血液検査(HBs抗原検査・HCV抗体検査) ※B型肝炎ウイルスやC型肝炎ウイルスに感染していないかを調べる。	(検診場所) 市立保健福祉センター 自己負担 1,000 円
胃がんリスク (ABC)検診	35歳から65歳で、今まで受けたことがない人 (年間)	血液検査(ピロリ菌検査・ペプシノゲン検査) ※ピロリ菌の有無や胃の萎縮度を調べる。	(検診場所) 市立保健福祉センター 自己負担 500 円
骨密度検診	30歳以上の女性 (年間)	前腕骨(手首)エックス線検査	(検診場所) 市立保健福祉センター 自己負担 200 円
がんドック セ ッ ト 検 診 (国保加入者にがんドックと特定健診を実施)	40歳以上の人 (年間)	以下の検診を同時に実施。 胃(デジタル撮影)・肺(結核)・大腸の各がん検診、 <u>肝炎ウイルス検診</u> 、 <u>胃がんリスク(ABC)検診</u> (女性は、 <u>子宮がん検診</u> 、骨密度検診を追加) ※下線付の検診は対象年齢などあり。	(検診場所) 市立保健福祉センター 自己負担 女性 2,700 円 ～4,900 円、男性 2,500 円～4,000 円
休日がん検診 (乳がん検診を実施)	40歳以上の女性で前年度に市の乳がん検診(マンモグラフィ検査)を受診していない人	問診、エックス線検査(マンモグラフィ検査)	(検診場所) 市立保健福祉センター 自己負担 700 円
がん検診 推 進 事 業	(対象者) 令和3年4月20日現在、市の住民基本台帳に記録され、令和2年4月2日から令和3年4月1日の間に次の年齢になった人 子宮頸がん検診…満20歳の女性 乳がん検診…満40歳の女性 ※対象者にクーポンを郵送 (実施時期) 令和3年6月1日～令和4年3月31日		(検診場所) ①市が検診を委託している市内の病院、診療所 ②市立保健福祉センター 自己負担なし

事業名	対象者及び 実施時期	内 容	場所・方法など
成人歯科 健康診査	節目年齢の人 (30・35・40・ 45・50・55・60・ 65・70歳) ※対象者に受 診券を郵送 (年間)	問診、虫歯・歯周病・義歯（入れ歯） などの検査、レントゲン、健診結果に 応じた指導など	(健診場所) 市が健診を委託している 市内の歯科診療所 自己負担 1,000 円 (70 歳は自己負担なし)
肝炎ウイルス 検 査	20 歳から 39 歳 で、今まで受け たことがない 人 (年間)	血液検査（HB s 抗原検査・HCV 抗 体検査） ※B型肝炎ウイルスやC型肝炎ウイル スに感染していないかを調べる。	(検査場所) 市が検査を委託している 府内の病院、診療所 自己負担なし

(2) 実施状況

(単位:人)

区 分		令和2年度		令和元年度		平成30年度	
		受診者数	要精密 検査者数	受診者数	要精密 検査者数	受診者数	要精密 検査者数
健康づくり健診		691	—	651	—	706	—
胃がん検診		3,400	178	3,835	207	4,075	326
肺がん 検診	読影	5,602	301	4,585	335	4,829	439
	喀痰	207	1	155	0	197	0
大腸がん検診		6,570	496	6,884	504	7,234	491
乳がん検診		4,874	476	3,572	268	4,057	269
子宮がん 検診	頸部	5,083	66	4,865	55	4,944	72
	体部	293	2	276	5	308	1
前立腺がん検診 (※1)		—	—	1,443	55	1,555	63
骨密度検診		2,350	751	2,632	882	2,928	1,052
胃がんリスク (ABC)検診		901	—	885	—	260	—
肝炎ウイルス検診		852	5	950	1	657	3
結核検診		2,926	212	2,359	208	2,595	261
成人歯科健康診査		3,008(※2)	—	3,062	—	3,187	—
肝炎ウイルス検査		314	0	414	1	—	—
合 計		37,071	2,488	36,568	2,521	37,532	2,977

※1 前立腺がん検診は令和元年度で終了

※2 令和元年度延長対象者25人を含む。

4 市立保健福祉センター診療所

(1) 内科・小児科・歯科

ア 開設場所 寝屋川市池田西町28番22号

イ 沿 革 昭和48年8月5日 現こどもセンターで内科、小児科で開設

平成10年4月1日 移設と同時に歯科を設置

平成22年11月1日 夕方診療開始

ウ 診療日 日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日並びに年末年始(12月30日～1月4日)

エ 診療時間 午前10時～午後5時

午後6時～午後9時(小児科のみ)

オ 利用状況

区 分		令和2年度	令和元年度	平成30年度
医 科	内 科	319人	1,198人	1,574人
	小 児 科	627人	2,802人	3,276人
歯 科		183人	359人	254人

(2) 障害者歯科

- ア 沿革 平成10年10月1日 開設
平成25年4月1日 第1・第3火曜日診療開始
- イ 診療日 毎週木曜日及び第1・第3火曜日（祝日及び年末年始除く）
- ウ 診療時間 毎週木曜日 午後1時～午後5時
第1・第3火曜日 午後1時～午後4時

エ 利用状況

区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
障 害 者 歯 科	411 人	734 人	781 人

5 北河内こども夜間救急センター

(1) 概要

- ア 開設場所 枚方市禁野本町二丁目14番16号（枚方市医師会館1階）
- イ 沿革 昭和55年7月1日 寝屋川市豊野町15番10号で開設
平成22年11月1日 枚方市禁野本町二丁目13番13号へ移設と同時に、診療時間を延長
令和3年9月1日 同市内で移設と同時に、名称を変更
- ウ 診療科目 小児科（平成19年7月1日から）
- エ 診療日 毎日
- オ 診療時間 午後9時～翌日午前6時（平成22年11月1日から）
- カ 運営形態 北河内地域の夜間における小児救急医療体制を確保するため、北河内夜間救急センター協議会を設立し、北河内ブロック内の医師会・薬剤師会の協力を得て運営している。

(2) 利用状況（令和2年度実績）

（単位：人）

区分	患者数	患者内訳							
		守口市	枚方市	寝屋川市	大東市	門真市	四條畷市	交野市	その他
小児科	2,335	53	1,353	439	93	54	86	200	57
構成比 (%)	100.00	2.27	57.95	18.80	3.98	2.31	3.68	8.57	2.44
1日平均	6.40	0.15	3.71	1.20	0.25	0.15	0.23	0.55	0.16

保 健 衛 生

1 概要

平成31年4月に中核市に移行したことに伴い、寝屋川市保健所を設置し、これまで府の保健所が担ってきた保健衛生分野における専門的な業務を実施するとともに、市立保健福祉センターに保健所すこやかステーションを開設することで、福祉部、こども部等との連携強化と各種相談・手続のワンストップ化を図り、保健衛生業務を実施している。

2 施設概要

(1) 保健所

ア 所在地	寝屋川市八坂町28番3号
イ 敷地面積	1,636.37 m ²
ウ 建築面積	829.24 m ²
エ 延床面積	1,396.86 m ²
オ 構造	鉄筋コンクリート造 地上2階建
カ 開設年月日	平成31年4月1日（昭和46年建設）
キ 主な業務	総務企画、医事薬事、食品衛生、環境衛生、動物衛生、感染症対策、新型コロナウイルス感染症対策

(2) 保健所すこやかステーション

ア 所在地	寝屋川市池田西町28番22号（市立保健福祉センター1階）
イ 延床面積	262 m ²
ウ 開設年月日	平成31年4月1日
エ 主な業務	難病対策、精神保健福祉対策、健康づくり、特定健診

3 企画関係事務

(1) 北河内保健医療協議会在宅医療懇話会及び薬事懇話会

大阪府医療計画に基づく北河内二次医療圏内における保健医療施策及び関連する福祉施策について協議する。

(2) 北河内圏域心疾患医療ネットワーク会議及び研修会

大阪府医療計画に基づき、心疾患について、北河内圏域における急性期病院と開業医との連携の推進、医療機能の役割分担と医療の質の向上を目指し、地域の人々が安心して医療を受けられること及び多職種の地域連携推進を図る。

(3) 食育推進・栄養指導

ア 栄養指導

食育推進及び健康増進をテーマにした啓発や教室を実施して、市民が健康的な食生活を実践できるよう働きかける。

イ 食環境づくり推進事業

飲食店や弁当販売店等に対し、健康に配慮された食事の提供について働きかけを行い、市民の健康づくりを支援する環境整備を推進する。

ウ 特定給食施設等指導

病院や保育所等の特定給食施設等に対して、栄養改善の見地から必要な指導を行い、給食内容の向上とともに、給食を通じた健康づくりを推進する。

(4) 健康危機事象対策

災害や感染症等の危機事象に対する備えとして、訓練の実施や危機事象発生時の市民対応に必要な防護服等の物品を整備する。

4 医事薬事

(1) 医療関係事務

病院、診療所、助産所、施術所等の許可や立入検査等を行う。

＜施設数及び病床数（令和3年3月31日現在）＞

施設数等 区分			施設数	病床数				
				一般	療養	精神	結核	計
病院			14	1,364	242	267	30	1,903
診療所	一般	有床	3	56	0	0	0	56
		無床	182	－	－	－	－	
	歯科診療所		120	0	－	－	0	
	小 計		305	56	0	0	56	
	助産所			14	－	－	－	－
施術所	あん摩マッサージ指 圧、はり、きゅう		210	－	－	－	－	－
	柔道整復		145	－	－	－	－	－
歯科技工所			27	－	－	－	－	－

(2) 医療従事者の免許申請受付及び交付事務

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の免許申請の受付や免許証の交付を行う。

(3) 医療相談

市民が適正な医療を受けることができるよう、医療に関する相談や苦情に対応する。

(4) 薬事関係事務

薬局、高度管理医療機器等販売業貸与業、毒物劇物販売業等の許可や立入検査等を行う。

＜施設数（各年度3月31日現在）＞

区分		年度	令和2年度	令和元年度
薬 局			105	99
薬 局 製 剤 製 造 販 売 業			20	21
薬 局 製 剤 製 造 業			20	21
店 舗 販 売 業			49	46
医療機器販売業・貸与業	高 度		107	97
	管 理		327	326
毒 物 劇 物 販 売 業			60	62

業 務 上 取 扱 者 (毒物及び劇物取締法第 22 条第 1 項)	0	0
---------------------------------------	---	---

(5) 薬物乱用防止等の啓発

市民一人一人の薬物乱用の問題に関する認識を高めるため啓発を行い、薬物乱用防止について正しい知識の普及を図る。

5 食品衛生

食品関係営業の許認可や各種届出事務、営業者や消費者からの各種相談（苦情や通報含む）対応及び営業施設への監視指導や検査を行い、食品による事故の防止や不良食品の排除に努める。また、営業者や市民に対する衛生教育を随時実施するとともに、広く市民に対して市広報によりノロウイルス等の感染症予防を含めた正しい食品衛生知識の普及に努める。

(1) 営業施設の状況

<施設数（各年度3月31日現在）>

区分 \ 年度	令和2年度	令和元年度
飲 食 店 営 業	2,347	2,185
菓 子 製 造 業	278	252
乳 処 理 業	0	0
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	0	0
乳 製 品 製 造 業	0	0
魚 介 類 販 売 業	172	159
魚 介 類 せ り 売 り 営 業	0	0
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業	3	4
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業	17	15
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業	2	1
喫 茶 店 営 業	223	240
あ ん 類 製 造 業	1	1
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	20	22
乳 類 販 売 業	286	276
食 肉 処 理 業	15	10
食 肉 販 売 業	196	171
食 肉 製 品 製 造 業	2	2
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業	0	0
食 用 油 脂 製 造 業	2	1
マーガリン又はショートニング製造業	0	0
み そ 製 造 業	1	1
醬 油 製 造 業	0	0
ソ ー ス 類 製 造 業	0	0
酒 類 製 造 業	0	0

豆 腐 製 造 業	6	6
納 豆 製 造 業	0	0
め ん 類 製 造 業	7	5
そ う ざ い 製 造 業	25	19
添 加 物 製 造 業	0	0
食 品 の 放 射 線 照 射 業	0	0
清 涼 飲 料 水 製 造 業	2	2
氷 雪 製 造 業	0	0
氷 雪 販 売 業	0	0
合 計	3,605	3,372

6 環境衛生

環境衛生所管事務に関する許認可及び届出に関する相談対応や、各施設への立入検査を実施し、構造設備及び衛生措置状況等の許認可及び届出事項の確認を行うとともに、水質、空気環境及び化学物質に関する検査を実施する。

(1) 施設の状況

<施設数（各年度3月31日現在）>

区分		令和2年度	令和元年度
営 業 関 係	旅 館	13	14
	興 行 場	3	3
	公 衆 浴 場	18	19
	理 容 所	176	179
	美 容 所	375	368
	ク リ ー ニ ン グ 所	86	96
民 泊 関 係	国家戦略特別区域 外国人滞在施設 経 営 事 業	2	2
	住 宅 宿 泊 事 業	1	1
水 道 関 係	専 用 水 道	9	9
	簡 易 専 用 水 道	356	359
	飲 用 井 戸		
浄 化 槽 関 係	浄 化 槽	201	203
	浄化槽保守点検業	33	24
墓 地 関 係	火 葬 場	1	1
	墓 地	36	36
	納 骨 堂	7	7
建 築 物 衛 生 関 係	特 定 建 築 物	32	31
遊 泳 場 関 係	通 年 プ ー ル	5	5
そ の 他	化 製 場	0	0

	畜舎、家禽舎	30	29
	温泉利用施設	2	2
	その他の関連施設		
合 計		1,386	1,388

(2) 家庭用品の検査

生活のために使用するあらゆる製品が「家庭用品」に該当するが、その中でも繊維製品について試買検査（実際に商品を購入して行う検査）を実施する。

7 動物衛生

ペットの終生飼養、動物の遺棄、虐待防止啓発、適正飼養等、動物の適正な取扱いについて、相談、指導及び犬猫の引取事務を行っている。

所有者不明猫対策の一環として、平成17年から実施している避妊・去勢手術費の補助金の交付事務を行っている。猫は非常に繁殖力が強く、年3回出産が可能で、一度に4～8匹生まれてくるため、所有者不明猫の繁殖及び増加を抑制し、市民の快適な生活の確保を目的に、オス1匹につき7,000円を上限、メス1匹につき10,000円を上限として、助成を行っている。

(1) 動物の愛護及び管理事務（適正飼養、終生飼養の普及啓発等）

(2) 飼い犬登録事務、狂犬病予防対策業務（浮浪犬の抑留）

飼い犬登録 12,608件（令和3年3月31日現在）

(3) 所有者不明猫対策

避妊・去勢手術費補助 オス153匹、メス213匹（令和2年度）

地域猫活動団体 4団体（令和3年3月31日現在）

(4) 鳥獣の捕獲許可業務

(5) 動物に関する相談（犬、猫、アライグマ、ヌートリア等）

8 感染症対策

(1) 感染症対策の推進

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）に基づき患者の支援及び感染拡大を防止する。

イ 感染症法に基づき感染症診査協議会を実施する。

感染症診査協議会実施回数 24回（令和2年度実績）

(2) 結核予防対策

ア 結核患者の個別支援及び接触者健診などを実施する。

イ 市内病院や学校での定期健康診断の勧告・実施報告の受付やハイリスク層などへの健診を実施する。

ウ 医療関係者や市民への結核の知識の普及や啓発を行う。

新規結核登録患者数 30件（令和2年（1月から12月）実績）

(3) エイズ・性感染症等予防対策

ア HIV・梅毒・クラミジア検査・相談への対応を行う。

イ 市内の大学でのキャンペーンや大阪府及び政令・中核市の共同での啓発活動を行う。

<実施の状況（令和2年度実績）>

検査項目	検査数
H I V 抗 原 抗 体 検 査	66
梅 毒 血 清 反 応 検 査	66
クラミジアトラコマチス抗体検査	66

(4) 風しん抗体検査事業

風しん抗体検査・相談への対応を行う。

<実施の状況（令和2年度実績）>

検査項目	検査数
風 し ん 抗 体 検 査	122

(5) 感染症発生動向調査事業

ア 感染症情報の収集、解析及び有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を推進する。

イ 感染症法に規定された感染症の発生届の受理及び積極的疫学調査を実施する。

ウ 検査機関への検体・病原体搬送を行う。

エ 定点医療機関から病原体情報の収集及び国への報告を行う。

<発生届受理の状況（令和2年度実績）>

分類名	疾病名	届出受理件数	届出取下げ件数 (再掲)
一類感染症		0	0
二類感染症	結 核	32	0
三類感染症	腸 管 出 血 性 大 腸 菌 感 染 症	4	0
四類感染症	レ ジ オ ネ ラ 症	1	0
五類感染症	ア メ ー バ 赤 痢	1	0
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	2	0
	後 天 性 免 疫 不 全 症 候 群	1	0
	侵 襲 性 肺 炎 球 菌 感 染 症	1	0
	梅 毒	1	0
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	2	0

9 難病対策

(1) 指定難病に係る医療費助成申請受付

国が指定する難病について、医療費助成を行うための受給者証を発行するため、申請書類の受付・大阪府への進達業務を実施する。

<医療費助成申請受付の状況（令和2年度実績）>

新規受付	更新受付	その他
282	13	350

(2) 難病患者地域支援対策推進事業

ア 個別支援

難病患者が地域で安心して療養生活を行えるよう、保健師等が面接、訪問により

療養相談に対応する。

イ 集団支援

難病患者及び家族を対象に専門家による講演会を開催する。

ウ 難病地域ケアシステム推進事業

地域における医療・療養ケア体制の構築を図るため、ネットワーク会議及び関係機関を対象とした研修会を開催する。

＜個別支援実施の状況（令和2年度実績）＞

相談件数	訪問件数	電話件数
333	337	1,750

(3) その他実施事業

ア 原爆被爆者援護事業

原爆被爆者に係る各種申請の受付、関係団体と連携した健診の支援を行う。

＜原爆被爆者健康診断実施の状況（令和2年度実績）＞

対象者	受診者	要精検者
295	56	11

イ 石綿（アスベスト）健康被害救済制度事業

救済給付の認定申請等の受付事務を行う。

救済給付制度申請数 2件（令和2年度実績）

10 精神保健福祉対策

(1) こころの健康、アルコールやギャンブル等の依存症、ひきこもり等に関する相談対応

ア 精神保健福祉相談、訪問指導、集団指導（ひきこもり家族交流会）

＜個別相談等実施の状況（令和2年度実績）＞

相談延べ件数	訪問延べ件数	電話相談延べ件数	他機関からの相談
3,878	594	342	121

＜ひきこもり家族交流会実施の状況（令和2年度実績）＞

実施回数	参加延べ数
3	26

イ 自殺未遂者相談支援事業

相談延べ件数 341件（令和2年度実績）

ウ 措置入院者等退院後支援事業

エ 心神喪失者等医療観察法に係るケア会議への出席

オ 普及啓発（精神保健家族教室、アルコール健康問題啓発等）

(2) その他の精神保健福祉活動

ア 寝屋川市精神保健福祉医療ネットワーク会議等の企画・連絡会議の開催

イ 関係機関職員研修等の専門教育

ウ 関係団体（断酒会等）の組織支援

エ 精神科病院実地指導

11 新型コロナウイルス感染症対策

令和2年8月30日に新型コロナウイルス感染症対策の体制強化を図るため、健康部に新型コロナウイルス感染症対策室を設置し、新型コロナウイルス感染症に係る疫学調査、健康管理及び相談に関する業務を行っている。

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止事業（令和2年度実績）

ア 相談、検査件数等

項目	実績（件）	備考
相談件数	11,299	新型コロナ受診相談センター等における相談件数
検査件数	31,519	市内医療機関及び市保健所における行政検査数
介護従事者等定期検査件数	3,425	上記「検査件数」の内数
外出困難者PCR検査件数	28	上記「検査件数」の内数
感染者数	1,323	市内居住者の発生届件数（確定例） （入院勧告件数721件）
健康観察対象者数	5,700	感染者及び濃厚接触者等に対する健康観察

イ 濃厚接触者等健康観察支援

濃厚接触者等が外出することなく生活できるよう、配食等のサポートにより負担を軽減し、感染拡大を図るとともに、自宅療養者にノブレスオキシメーターを貸与し、健康観察支援を実施する。

(ア) 配食サービス

対象	利用者数（人）	食数（食）
感染者・濃厚接触者等	2,270	54,039

(イ) 買い物支援サービス

令和2年度実績なし

ウ 感染拡大防止協力支援金

感染者、濃厚接触者及び市新型コロナウイルス感染症対策に関する対処方針に基づき2週間の学級休業等の対象となった世帯に支援金を交付し、経済的負担の軽減により健康管理等を支援した。また、感染による施設の一時閉鎖又は自主公表に協力した中小企業者等に対し支援金を交付する。

対象	支給件数（件）	支給額（円）
感染者	1,067	32,010,000
濃厚接触者	1,225	12,250,000
児童・生徒等の世帯	2,161	21,610,000
中小企業者等	65	18,650,000
自主公表	36	3,600,000

(2) 新型コロナワクチン接種の実施

国が新型コロナウイルスワクチンの予防接種を実施すると決定したことを受け、令和3年2月8日に新型コロナウイルス感染症対策室内にワクチン接種実施本部を設置し、円滑な新型コロナウイルスワクチン接種に取り組んでいる。

ア 初回接種（1・2回目接種）

令和3年3月から医療従事者向けに接種が開始された。

<実施状況（令和4年1月18日現在）>

接種回数	接種人数（人）	人口割合（%）
1 回 目 接 種	176,584	84.1
2 回 目 接 種	174,354	82.6

※全体の接種対象者 210,012 人（令和3年1月1日時点の12歳以上の人口）

イ 追加接種（3回目接種）

令和3年12月から追加接種が開始された。

国民健康保険

1 国民健康保険特別会計予算の状況

区 分 年 度	当初予算額 (円)	1人当たり (円)	一般会計からの繰入額 (円)	1人当たり (円)
令和3年度	26,515,000,000	519,484	2,494,481,000	48,872
令和2年度	26,330,000,000	516,518	2,497,650,000	48,997
令和元年度	25,740,000,000	477,719	2,665,928,000	49,478

2 国民健康保険特別会計決算の状況

区 分 年 度	令和2年度		令和元年度		平成30年度	
	(千円)	1人当たり (円)	(千円)	1人当たり (円)	(千円)	1人当たり (円)
歳 入 ②	25,986,196	497,448	26,773,693	499,668	27,600,093	488,999
一般会計繰入	2,283,394	43,711	2,361,577	44,073	2,430,712	43,066
歳 出 ①	25,372,097	485,693	26,343,360	491,637	27,058,021	479,395
差 引 ②－①	614,099	11,756	430,333	8,031	542,072	9,604

※被保険者1人当たり：年間被保険者数で除したもの。

3 保険料賦課方法

区 分 年 度	令和3年度					
	医療介護分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	賦課 割合	料 率	賦課 割合	料 率	賦課 割合	料 率
所得割	48.7%	8.53%	48.7%	2.72%	48.7%	2.52%
資産割	—	—	—	—	—	—
均等割	34.6%	27,884 円	34.6%	8,768 円	51.3%	14,756 円
平等割	16.7%	21,241 円	16.7%	6,679 円	—	—
賦課基準	前年中の 総所得金額		前年中の 総所得金額		前年中の 総所得金額	
賦課期日	4月1日		4月1日		4月1日	
賦課限度額	610,000 円		190,000 円		170,000 円	

区 分 \ 年 度	令和2年度					
	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	賦課 割合	料 率	賦課 割合	料 率	賦課 割合	料 率
所得割	50%	8.24%	50%	2.78%	50%	2.53%
資産割	—	—	—	—	—	—
均等割	35%	25,080 円	35%	7,800 円	50%	12,840 円
平等割	15%	17,340 円	15%	5,400 円	—	—
賦課基準	前年中の 総所得金額		前年中の 総所得金額		前年中の 総所得金額	
賦課期日	4 月 1 日		4 月 1 日		4 月 1 日	
賦課限度額	580,000 円		190,000 円		160,000 円	

4 保険料の軽減措置

(医療給付費分)

区 分 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
7割軽減 世 帯	11,683 世帯	12,069 世帯	12,375 世帯
〃 人 数	15,411 人	16,263 人	16,881 人
金 額	407,539,006 円	426,960,459 円	441,290,642 円
5割軽減 世 帯	5,542 世帯	5,485 世帯	5,611 世帯
〃 人 数	10,297 人	10,213 人	10,728 人
金 額	173,451,974 円	171,917,434 円	179,693,378 円
2割軽減 世 帯	3,968 世帯	4,153 世帯	4,418 世帯
〃 人 数	7,306 人	7,724 人	8,336 人
金 額	49,255,677 円	51,845,688 円	55,806,756 円
合 計	630,246,657 円	650,723,581 円	676,790,776 円

(後期高齢者支援金分)

年度 区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
7割軽減 世帯	11,683 世帯	12,069 世帯	12,375 世帯
〃 人数	15,411 人	16,263 人	16,881 人
金 額	126,803,250 円	132,845,265 円	137,303,460 円
5割軽減 世帯	5,542 世帯	5,485 世帯	5,611 世帯
〃 人数	10,297 人	10,213 人	10,728 人
金 額	53,962,725 円	53,485,275 円	55,904,175 円
2割軽減 世帯	3,968 世帯	4,153 世帯	4,418 世帯
〃 人数	7,306 人	7,724 人	8,336 人
金 額	15,323,970 円	16,129,680 円	17,361,960 円
合 計	196,089,945 円	202,460,220 円	210,569,595 円

(介護納付金分)

年度 区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
7割軽減 世帯	4,975 世帯	5,074 世帯	5,121 世帯
〃 人数	5,397 人	5,541 人	5,603 人
金 額	48,508,236 円	49,802,508 円	50,359,764 円
5割軽減 世帯	2,219 世帯	2,184 世帯	2,249 世帯
〃 人数	2,684 人	2,638 人	2,786 人
金 額	17,231,280 円	16,935,960 円	17,886,120 円
2割軽減 世帯	1,534 世帯	1,577 世帯	1,689 世帯
〃 人数	1,904 人	1,942 人	2,120 人
金 額	4,889,472 円	4,987,056 円	5,444,160 円
合 計	70,628,988 円	71,725,524 円	73,690,044 円

(介護納付金分の世帯・人数については医療給付費分の内数)

5 徴収方法

年度 区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
特 別 徴 収	11.79%	11.57%	11.44%
口 座 振 替	36.64%	36.76%	37.03%
自 主 納 付	12.92%	17.97%	19.77%
ペイジー収納	11.58%	9.95%	9.04%
コンビニ収納	27.07%	23.75%	22.72%

6 収納状況

年度 区 分		令和2年度	令和元年度	平成30年度
現 年 度 分	調 定 額	4,398,094,900 円	4,573,174,409 円	4,757,361,030 円
	収 入 済 額	4,003,322,911 円	4,100,708,461 円	4,286,337,845 円
	収 納 率	91.02%	89.67%	90.10%
滞 納 繰 越 分	調 定 額	1,643,509,093 円	1,697,509,213 円	1,862,901,982 円
	収 入 済 額	212,988,494 円	239,980,710 円	244,701,841 円
	収 納 率	12.96%	14.14%	13.14%
計	調 定 額	6,041,603,993 円	6,270,683,622 円	6,620,263,012 円
	収 入 済 額	4,216,311,405 円	4,340,689,171 円	4,531,039,686 円
	収 納 率	69.79%	69.22%	68.44%

7 国民健康保険運営協議会

(令和3年度)

委員構成	被保険者を代表する委員	4人
	保険医または保険薬剤師を代表する委員	4人
	公益を代表する委員	4人
	被用者保険等保険者を代表する委員	2人

8 被保険者の推移（年間平均）

区 分 年 度	本 市 世帯数	被保険者 世帯数	加入率 (%)	人 口	被保険者数	加入率 (%)
令和2年度	111,052	33,904	30.53	229,654	52,239	22.75
令和元年度	110,299	34,335	31.13	231,189	53,583	23.18
平成30年度	109,754	35,678	32.51	232,896	56,442	24.23

9 給付内容

区 分 \ 年 度		令和2年度	令和元年度	平成30年度
療養給付 の割合	義務教育就学前	8割	8割	8割
	義務教育就学後 70 歳未満	7割	7割	7割
	70 歳以上 75 歳未満	8割	8割（9割）	8割（9割）
	75 歳以上	7割	7割	7割
出産育児一時金		420,000 円	420,000 円	420,000 円
葬 祭 費		50,000 円	50,000 円	50,000 円

※平成26年4月1日以前に70歳になっている人は9割

10 療養給付費の給付状況

区 分 年 度	件 数	費用額 (千円)	保険者負担額 (千円)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 保険者 負担額 (円)	受診率 (%)
令和2年度	781,390	19,888,596	14,679,607	25,453	281,009	1,495.80
令和元年度	874,879	21,050,181	15,495,431	24,061	289,186	1,632.75
平成30年度	904,769	21,170,663	15,565,215	23,399	275,774	1,603.01

※保険者負担額は、事業年報C・F表（食事含む）

11 その他の保険給付費

（単位：千円）

区 分 \ 年 度	令和2年度		令和元年度		平成30年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
葬 祭 費	312	15,600	347	17,330	340	16,800
出産育児一時金	198	83,194	219	92,988	252	105,516
合 計	510	98,794	566	110,318	592	122,316

12 人間ドック・脳ドック助成事業

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	令和2年度		令和元年度		平成30年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
人間ドック	578	17,013	407	8,072	426	8,439
脳ドック	752	20,469	254	4,939	274	5,383
合計	1,330	37,482	661	13,011	700	13,822

(1) 人間ドック助成要件

- | | |
|---------------|------------------------------|
| ア 対象年齢 20 歳以上 | ウ 検査結果を特定健診へ提供することに同意できる者 |
| イ 保険料完納者等 | エ 当該年度において受診した本事業の助成を受けていない者 |

(2) 脳ドック助成要件

- | | |
|---------------|------------------------------|
| ア 対象年齢 20 歳以上 | ウ 脳疾患による治療を受けていない者 |
| イ 保険料完納者等 | エ 当該年度において受診した本事業の助成を受けていない者 |

13 出産育児一時金

(1) 出産育児一時金直接支払制度（平成21年10月1日から）

出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対し、分娩時の医療機関での現金支払いをできるだけ少なくすむように創設された制度。医療機関でこの制度を利用する旨を申し出れば、分娩後に国民健康保険から直接医療機関へ出産育児一時金が支払われる。

- | | | |
|---|------|---|
| ア | 対象者 | 世帯に属する被保険者が分娩。 |
| イ | 支給額 | 40.8 万円（ただし産科医療補償制度加入の医療機関での分娩については 1.2 万円を加算） |
| ウ | 支払方法 | （ア） 出産に係る請求額が支給額を超える場合
⇒世帯主が支給額を超えた分だけ医療機関等へ支払い
（イ） 出産に係る請求額が支給額未満の場合 |
| エ | 申請方法 | 医療機関の窓口で制度を利用する旨の申出を行う。 |

(2) 出産育児一時金受取代理制度

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払い制度の実施による負担が大きいと考えられる小規模の医療機関等であっても、妊産婦等の経済的負担の軽減を図ることができる制度。医療機関等と被保険者等との合意に基づき、医療機関等が被保険者等に代わって保険者から出産育児一時金等の受取を行う。

14 特定健診・特定保健指導事業

(1) 事業の概要

特定健康診査は、各医療保険者に義務付けられた健診で、満40歳から74歳の被保険者を対象として、生活習慣病の一次予防を目的とした健診を行う。特定保健指導では、国が定める選定基準に該当する対象者に、生活習慣を整え生活習慣病を予防するための継続した支援を行う。

(2) 事業の内容

区 分	対象者及び実施時期	内 容	場所・方法など
特定健康診査	40歳～74歳の 市の国保加入者 ※対象者に受診券を 郵送 (6月～3月)	【基本的な検査項目】 問診、医師診察、身体計測、 血圧測定、尿検査、血液検査 【詳細な検査項目】 心電図検査、眼底検査、貧 血検査 【追加項目】 心電図検査（市内取扱医療 機関で実施の場合、全員に 実施）	(健診場所) ①府内指定医療機関 ②市立保健福祉センタ ー 自己負担なし
特定保健指導	積極的支援対象者 ※対象者に個別通知 (年間)	個別指導（目標設定し、3 ～6か月間の支援を行う。 中間評価と3～6か月後評 価を実施）	(会場) 各コミュニティセンタ ー等 自己負担なし
	動機付け支援対象者 ※対象者に個別通知 (年間)	個別指導（目標設定し、各 自で実践。3か月後に評価）	

(3) 実施状況

ア 特定健康診査（法定報告値）

区 分	令和2年度
対象者数	35,363人
受診者数	12,308人
受診率	34.8%

イ 特定保健指導（法定報告値）

区 分	対象者	終了者数	実施率
積極的支援	385人	24人	6.2%
動機付け支援	1,152人	258人	22.4%
合計	1,537人	282人	18.3%

医療費の助成制度

1 ひとり親家庭医療費助成制度

(1) 対象者（所得制限あり）

18歳年齢到達後の最初の年度末までの子とその父・母または養育者

(2) 助成内容

保険給付が行われたときの自己負担分から一部自己負担金を差し引いた額を助成

(3) 助成状況

区 分 年 度	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	受診率 (%)	1件当たり 医療費 (円)	1人当たり 年間医療費 (円)
令和2年度	4,764	54,701	147,401,994	95.68	2,695	30,941
令和元年度	4,925	64,362	165,057,159	108.90	2,565	33,514
平成30年度	5,170	63,514	164,059,327	102.38	2,583	31,733

2 老人医療費助成制度（平成30年4月1日制度廃止、令和3年3月31日経過措置終了）

(1) 対象者（所得制限あり）

年 齢 65歳以上

資格要件

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による公費に該当している人
- ・ 障害者総合支援法による公費負担医療に該当している人
- ・ 特定疾患(平成26年4月1日時点)の内、国の難病としての公費負担医療に該当している人

(2) 助成内容

保険給付が行われたときの自己負担分から一部自己負担金を差し引いた額を助成

(3) 助成状況

区 分 年 度	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	受診率 (%)	1件当たり 医療費 (円)	1人当たり 年間医療費 (円)
令和2年度	837	31,169	64,210,426	310.32	2,060	76,715
令和元年度	930	40,698	75,834,482	364.68	1,863	81,542
平成30年度	2,567	94,791	245,674,887	307.72	2,592	95,705

3 障害者医療費助成制度

(1) 対象者（所得制限あり）

- ・ 身体障害者手帳１・２級を持っている人
- ・ 療育手帳Ａを持っている人
- ・ 身体障害者手帳３～６級を持ち、且つ療育手帳Ｂ１の人
- ・ 精神福祉手帳１級を持っている人
- ・ 難病受給者証を持っており且つ障害年金１級または特別児童扶養手当１級に該当する人

(2) 助成内容

保険給付が行われたときの自己負担分から一部自己負担金を差し引いた額を助成

(3) 助成状況

区 分 年 度	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	受診率 (%)	１件当たり 医療費 (円)	１人当たり 年間医療費 (円)
令和２年度	3,768	116,984	465,010,405	258.72	3,975	123,410
令和元年度	3,794	118,132	488,569,443	259.47	4,136	128,774
平成３０年度	3,879	66,157	335,788,719	142.13	5,076	86,566

4 子ども医療費助成制度

(1) 対象者

年 齢 ０歳～１８歳（１８歳年齢到達後の最初の年度末まで）

(2) 助成内容

保険給付が行われたときの自己負担分から一部自己負担金を差し引いた額を助成

(3) 助成状況

ア ０歳～６歳児（就学前児童）

区 分 年 度	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	受診率 (%)	１件当たり 医療費 (円)	１人当たり 年間医療費 (円)
令和２年度	9,716	127,178	215,207,094	109.08	1,692	22,150
令和元年度	10,033	186,180	314,091,719	154.64	1,687	31,306
平成３０年度	10,485	196,732	332,389,143	156.36	1,690	31,701

イ 小学生

区 分 年 度	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	受診率 (%)	1件当たり 医療費 (円)	1人当たり 年間医療費 (円)
令和2年度	9,879	98,473	234,362,833	83.07	2,380	23,723
令和元年度	10,027	143,908	289,291,393	119.60	2,010	28,851
平成30年度	10,175	127,968	283,895,027	104.81	2,218	27,901

ウ 中学生

区 分 年 度	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	受診率 (%)	1件当たり 医療費 (円)	1人当たり 年間医療費 (円)
令和2年度	5,057	42,070	118,064,492	69.33	2,806	23,347
令和元年度	5,092	51,225	131,503,208	83.83	2,567	25,825
平成30年度	5,161	49,365	125,847,019	79.71	2,549	24,384

エ 高校生世代

区 分 年 度	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	受診率 (%)	1件当たり 医療費 (円)	1人当たり 年間医療費 (円)
令和2年度	5,266	41,906	111,707,601	66.32	2,666	21,213
令和元年度	5,386	48,877	123,852,069	75.62	2,534	22,995
平成30年度	5,539	46,772	116,390,135	70.37	2,488	21,013

5 小児慢性特定疾病医療費助成

(1) 対象者

18歳未満の児童で「厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度」に該当する人

(18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満まで)

(2) 給付内容

保険給付が行われたときの自己負担分から、所得や疾患の状態の程度に応じた自己負担金を差し引いた額を助成

年度	助成件数 (件)	医療費助成額 (円)	1件当たり (円)
令和2年度	1,894	90,877,148	47,982
令和元年度	1,776	93,787,328	52,808

後期高齢者医療

1 後期高齢者医療特別会計予算の状況

区 分 年 度	当初予算額 (千円)	1人当たり (円)	一般会計から の繰入額(千円)	1人当たり (円)
令和3年度	3,871,000	105,190	828,616	22,517
令和2年度	3,757,000	112,724	806,220	24,190
令和元年度	3,495,000	98,506	742,473	20,927

2 後期高齢者医療特別会計決算の状況

区 分 年 度	令和2年度		令和元年度	
	(千円)	1人当たり(円)	(千円)	1人当たり(円)
歳 入 ②	3,857,956	113,100	3,566,567	105,748
一般会計繰入	806,383	23,640	736,026	21,823
歳 出 ①	3,672,046	107,650	3,390,909	100,539
差 引 ②－①	185,910	5,450	175,658	5,209

※1人当たり：年度末被保険者数で除したもの。

3 保険料賦課方法

区 分 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
所得割	10.52%	9.90%	9.90%
均等割	54,111 円	51,491 円	51,491 円
賦課基準	前年中の総所得金額	前年中の総所得金額	前年中の総所得金額
賦課期日	4月1日	4月1日	4月1日
賦課限度額	640,000 円	620,000 円	620,000 円

4 保険料の軽減措置

区 分 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
7割軽減人数	15,220 人	14,763 人	14,069 人
金 額	559,934,461 円	513,632,637 円	488,546,016 円
5割軽減人数	3,971 人	3,628 人	3,160 人
金 額	104,587,138 円	90,604,389 円	78,699,025 円
5割軽減(被扶養者)人数	152 人	184 人	832 人
金 額	3,088,864 円	3,595,835 円	20,882,137 円
2割軽減人数	4,511 人	4,343 人	3,824 人
金 額	47,722,113 円	43,626,445 円	38,146,519 円
合 計	715,332,576 円	651,459,306 円	626,273,697 円

※令和2年度 715,332,576 円のうち、 府負担分 536,499,432 円
市負担分 178,833,144 円

5 収納状況

(単位：円)

区 分 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
現年度分 (特別徴収)	調 定 額	997,038,664	918,425,442
	収 入 済 額	997,038,664	918,425,442
	収 納 率	100.00%	100.00%
現年度分 (普通徴収)	調 定 額	1,871,128,581	1,735,531,574
	収 入 済 額	1,852,148,609	1,716,221,856
	収 納 率	98.99%	98.89%
滞納繰越分	調 定 額	41,417,509	42,284,050
	収 入 済 額	12,741,628	13,310,494
	収 納 率	30.76%	31.48%
計	調 定 額	2,909,584,754	2,696,241,066
	収 入 済 額	2,861,928,901	2,647,957,792
	収 納 率	98.36%	98.21%

※収入済額は還付未済額を含む。

6 徴収方法別収納割合

年 度 区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
口座振替	49%	49%	44%
自主納付	11%	12%	18%
コンビニ収納	5%	4%	3%
年金天引き	35%	35%	35%

7 被保険者の推移

(令和3年4月1日現在)

年 度 区 分	人 口 (人)	被保険者数 (人)	加入率 (%)
令和2年度	229,654	34,111	14.85%
令和元年度	231,189	33,727	14.59%
平成30年度	232,896	32,697	14.04%

8 給付内容

区 分		年 度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
療養給付 の割合	75 歳以上、一定の障害認定のある 65 歳～74 歳		9 割	9 割	9 割
	現役並み所得者		7 割	7 割	7 割
葬 祭 費			50,000 円	50,000 円	50,000 円

生 活 保 護

1 概要

生活保護法に基づいて実施される保護は、その世帯で利用できる資産や働く能力、年金や手当などの制度等、あらゆるものを活用しても、なお生活が出来ないで困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度である。

(1) 保護の仕組み

国が定めている保護基準に、その世帯の収入が足りない場合、その利用し得る資産・能力等あらゆるものを活用しても、なおかつ不足が生じる場合、その不足分を保護費として支給するとともに、必要に応じ医療などの現物給付を行う。

(2) 保護の種類

生活扶助	衣食など日常生活に必要な扶助
住宅扶助	家屋の修理、家賃に必要な扶助
教育扶助	義務教育に必要な扶助
介護扶助	介護に必要な扶助
医療扶助	病気やケガの治療に必要な扶助
出産扶助	出産に必要な扶助
生業扶助	技能の修得や就職に必要な扶助
葬祭扶助	葬祭に必要な扶助

医療扶助・介護扶助については、現物給付、その他の扶助については、原則として現金給付を行う。

なお、保護は居宅において行われるが、状況によっては施設などに収容を委託して行う。

(3) ケースワーカー等の配置（令和3年11月1日現在）

スーパーバイザー	6人	自立支援員等	8人
ケースワーカー	52人	適正化調査員等	15人

2 生活保護状況

（各年度末現在）

区 分 年 度	人 口	被保護 世帯数	被保護 人 員	保護率
令和2年度	229,654人	5,554世帯	7,220人	31.44‰
令和元年度	231,189人	5,442世帯	7,227人	31.26‰
平成30年度	232,896人	5,396世帯	7,210人	30.96‰

3 扶助別保護状況

年 度 区 分	令和2年度（実 績）		令和元年度（実 績）		平成30年度（実 績）	
	延人員	支給金額（円）	延人員	支給金額（円）	延人員	支給金額（円）
生 活	77,227	3,938,693,903	78,507	4,007,917,277	79,249	4,137,171,702
住 宅	78,348	2,064,935,900	79,316	2,053,747,497	79,608	2,050,443,044
教 育	5,410	44,826,868	5,977	46,194,802	6,444	62,044,315
医 療	78,577	5,859,423,058	80,342	6,147,202,046	77,526	5,969,151,933
出 産	0	0	1	12,875	0	0
生 業	987	14,062,729	1,387	17,802,178	1,496	23,063,590
葬 祭	280	28,120,927	308	29,223,551	213	24,691,256
施設事務費	273	52,373,543	323	58,782,570	357	66,907,370
介 護	18,447	382,220,044	17,709	378,743,614	16,996	340,363,184
就労自立給付金	27	1,615,467	37	2,598,132	37	2,721,678
進学準備給付金	25	2,700,000	29	2,300,000	29	3,700,000
合 計	259,601	12,388,972,439	263,936	12,744,524,542	261,955	12,680,258,072

4 保護世帯類型別構成比

（各年度末現在）

年 度 世帯区分	令和2年度		令和元年度		平成30年度	
		構成比		構成比		構成比
高齢者世帯	3,160	57.2%	3,052	56.4%	3,001	56.0%
母子世帯	297	5.4%	338	6.3%	360	6.7%
傷病・障害者世帯	1,450	26.2%	1,439	26.6%	1,428	26.7%
その他の世帯	617	11.2%	581	10.6%	570	10.6%
計	5,524	100.0%	5,410	100.0%	5,359	100.0%

※停止世帯数は除く。

5 民生委員・児童委員

(1) 民生委員・児童委員活動の基本

民生委員・児童委員は、民生委員法・児童福祉法によって設置された地域住民を支援するボランティアである。これは、国が住民に委嘱して地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行うという制度で、身分は特別職の地方公務員であるが、給料は支給しないものとされ、任期は3年となっている。

民生委員・児童委員活動の基本には以下の7つのはたらきがある。

ア 相談のはたらき

地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのっている。

イ 連絡通報のはたらき

住民が、個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスや支援が得られるよう、関係行政機関、施設・団体等に連絡したり、対応を促すパイプの役割を努めている。

ウ 生活支援のはたらき

住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていく。

エ 社会調査のはたらき

担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを必要に応じて把握していく。

オ 情報提供のはたらき

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供している。

カ 調整のはたらき

住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援している。

キ 意見具申のはたらき

活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民生委員児童委員協議会をとおして関係機関などに意見を提起している。

(2) 校区别（地区別）民生委員・児童委員人員数

（令和3年4月1日現在）

校 区	人 員	校 区	人 員	校 区	人 員	校 区	人 員
中 央	20	木 屋	10	和 光	11	堀 溝	9
東	11	北	23	神 田	14	宇 谷	7
三 井	14	田 井	13	南	17	石 津	5
点 野	11	明 和	12	第 五	24	(計) 326人	
池 田	21	梅 が 丘	6	国松緑丘	12		
桜	17	成 美	19	楠 根	4		
西	12	啓 明	16	木 田	18		

委 嘱 数

326人（男76人、女250人：主任児童委員を含む。）

(3) 民生委員・児童委員活動状況

内 容 別 相 談 ・ 支 援 件 数															
年 度	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子どもの教育・学校生活	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	計
R 2	150	78	330	37	341	254	182	9	17	93	98	244	1,183	1,678	4,694
R元	259	110	211	110	1,036	282	295	19	21	130	104	242	1,843	1,340	6,002
H30	308	111	331	117	855	358	254	34	45	161	199	317	2,035	1,779	6,904

そ の 他 の 活 動 件 数							訪問 回数		連絡調整 回数		活 動 日 数
年 度	調査・実態把握	行事・事業・会議 への参加協力	地域福祉活動・ 自主活動	民児協運営・研修	証明事務	要保護児童の発見の 通告・仲介	訪問・連絡活動	その他	委員相互	その他の関係機関	
R 2	6,258	1,989	8,136	2,298	544	38	25,573	10,174	7,485	3,933	21,712
R元	4,958	6,476	12,430	5,047	667	60	27,590	10,430	9,240	4,643	29,251
H30	7,645	7,453	13,496	5,766	788	81	31,901	12,126	10,501	5,464	32,505

貸 付 制 度

1 生活つなぎ資金貸付制度

傷病、その他特別な事情により、一時的に生活困窮の状況にある世帯を対象に生活つなぎ資金を貸し付ける。

(1) 資格

- ア 生活に困窮している方
疾病、就学、出産、同居の親族の死亡、災害、一時的な失業。
- イ 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法により記録されている世帯。
- ウ 資金の貸付けを行うことによって、自立更生の効果をあげ得ると認められること。
- エ 世帯の総収入が生活保護法による基準生活費を超え、2倍以下であること。
- オ 連帯保証人を有する方等
- カ 現に世帯が資金の貸付を受けていないこと
- キ 他の者の連帯保証人になっていないこと

(2) 貸付限度額及び貸付条件

貸付限度額		200,000 円	300,000 円 (特に必要があると認めるとき)
貸 付 条 件	貸付期間	2年以内（据置期間含む）	2年10か月以内（据置期間含む）
	据置期間	4か月以内	同左
	貸付利息	無利息	同左
	返済方法	一時償還又は月賦均等償還	同左

(3) 貸付状況

区 分 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
貸付件数	10	12	13
貸付金額（円）	408,000	843,000	1,220,000

生活困窮者自立支援

1 概要

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、就労準備支援などの包括的な支援を行う。

(1) 支援の種類

本市における支援の取組は下表のとおりである。

自立相談支援	生活の困りごと全般の相談を受け、自立支援を行う。
住居確保給付金	離職などで住まいを失うおそれがある人に、家賃相当額を期限付きで支給し、安定した住居の確保と就労自立を図る。
就労準備支援	一定期間社会体験や就労の場などを提供しながら、個々に応じた支援を行う。
一時生活支援	住居のない生活困窮者に一定期間宿泊場所等の提供を行う。
子どもの学習支援	生活困窮者の子どもに対して学習支援を行い、貧困の連鎖の防止を図る。（平成28年8月から実施）
家計改善事業	家計に問題を抱える人に相談・助言・情報提供等を行い、生活の再生につなげる。

※自立相談支援及び就労準備支援については、寝屋川市社会福祉協議会に委託し実施している。

(2) 主な対象者

現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者

(3) 支援状況

区 分 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
新規相談支援件数	1,949件	418件	403件
住居確保給付金等支給者数	194人	6人	5人
就労準備支援者数	19人	20人	18人
一時生活支援者数	11人	13人	18人

高 齢 者 福 祉

1 概要

本市の高齢者人口の推移は、昭和 45 年に 6,776 人（国勢調査人口）で全人口に対する高齢者の割合が 3.3 %という若年層の非常に多い市であったが、令和 2 年 10 月 1 日現在、65 歳以上の高齢者が 68,877 人で高齢化率 29.9%となり、人口の高齢化が進行している。

このような中で、本市では、高齢者が健康で心豊かな生活を送っていただくために、高齢者保健福祉計画に基づき、各種事業を実施している。

2 高齢者人口の推移

（高齢者：65 歳以上 各年 10 月 1 日）

区 分 年	高齢者数	高齢化率 (%)	ひとり暮らし の高 齢 者 数	高齢者数比 (%)
令和 2 年	68,877 人	29.9	8,318 人	12.1
令和元年	68,753 人	29.6	8,299 人	12.1
平成 30 年	68,247 人	29.2	8,259 人	12.1

（ひとり暮らしの高齢者 各年 4 月 1 日）

3 老人クラブ

区 分 年 度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
クラブ数	117 クラブ	123 クラブ	128 クラブ
会 員 数	8,262 人	9,029 人	9,670 人

4 在宅福祉サービス

(1) 外出援助サービス事業

一般交通機関を利用することが困難なおおむね 65 歳以上の高齢者等を対象に、リフト付軽自動車を使用し、北河内圏内を範囲とした通院などの外出の援助を行っている。

区 分 年 度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
実利用者数	121 人	238 人	253 人
延利用回数	1,454 回	2,858 回	3,041 回

※外出援助サービス事業については、寝屋川市社会福祉協議会に委託し実施している。

(2) 配食サービス事業

65 歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、昼間独居の高齢者で低栄養のため栄養改善が必要な方などに対して、月曜日から金曜日の昼食・夕食の計 10 食を上限として配食するとともに、安否の確認を行っている。

年度 区分		令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
昼 食	実利用者数	—	—	44 人
	延配食数	—	—	4,632 食
夕 食	実利用者数	—	—	116 人
	延配食数	—	—	16,872 食
昼・夕両方	実利用者数	—	—	56 人
	延配食数	—	—	16,873 食
合 計	実利用者数	—	—	216 人
	延配食数	—	—	38,377 食

(3) 訪問理容・美容サービス事業

介護保険制度の要介護認定で「要介護 4 又は 5」と判定された 65 歳以上の高齢者に訪問理容・美容利用券を 1 年に 4 枚まで交付している。

年度 区分		令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
実利用者数		—	69 人	109 人
延利用回数		—	126 回	161 回

(4) 日常生活用具給付等事業

利用者負担は、世帯の生計中心者の前年分所得税額によって決定する。

生活保護世帯及び所得税非課税世帯は無料、最高は所得税額が 70,001 円以上の世帯で全額負担。全体で 7 段階に区分している。

年度 区分		令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
火災警報器(熱式)		—	—	—
自動消火器		—	—	—
電磁調理器		—	7 人	9 人
老人福祉電話		—	2 人	3 人
計		—	9 人	12 人

(5) 緊急通報システム事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者などで、心臓疾患等により日常生活に不安のある虚弱な方を対象に、緊急通報装置を設置し、緊急時にすばやく消防署に通報できるよう、システム化を図っている。

区分 \ 年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
新規設置数	78台	78台	102台
総設置数	820台	864台	888台

(6) 家族介護用品支給事業

介護保険制度の要介護認定で「要介護3・4・5」と判定された寝たきりの高齢者など（本人介護者ともに市民税非課税）を介護している家族に紙おむつなどの介護用品を支給している。

区分 \ 年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
実利用者数	187人	159人	166人

(7) 家族介護者交流事業

現在高齢者を介護している家族を対象に、日帰りのレクリエーションを通じてリフレッシュをしてもらうとともに、情報交換や交流を図っている。

区分 \ 年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
参加者数	—	48人	46人

(8) 徘徊高齢者家族支援サービス

介護保険制度の要介護認定で「要介護1以上」と判定された徘徊のおそれがある65歳以上の高齢者を介護している家族に、高齢者が徘徊したときに、早期に発見できる専用端末機を貸与している。

区分 \ 年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
実利用者数	34人	34人	29人

(9) 徘徊高齢者発見支援メール事業

市民の方々に、24時間365日態勢の支援システムへメールアドレスを登録してもらい、認知症の高齢者が徘徊したときに、携帯電話やパソコンでの徘徊情報の受信と当該高齢者の発見に役立つ情報提供に協力してもらうことにより、早期発見・保護を支援するため実施している。

区分 \ 年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
登録件数	36件	54件	13件
協力者の登録件数	5,335件	3,461件	2,462件

(10) ボランティア養成研修事業

高齢者が培ってきた知識・経験・技術などをいかして社会参加や仲間づくりができるよう、熟年ボランティアを養成する講座を開催している。

年度 区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用者数	54人	59人	40人

(11) 街かどデイハウス支援事業

介護保険制度の要介護認定で「自立」と判定された65歳以上の虚弱、又は軽度の介護が必要な高齢者に、日帰り介護サービスを提供する住民参加型非営利団体などを支援している。

年度 区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
支援箇所数	2か所	2か所	2か所

(12) 外国人高齢者給付金支給事業

年金制度上の理由により無年金のままになっている外国人高齢者に、月10,000円を支給。

年度 区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
受給者数	1人	1人	1人

(13) 運動器の機能向上プログラム

ストレッチや筋力トレーニング、バランストレーニングなどで楽しみながら生活機能の維持、改善を図る教室を開いている。

年度 区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
延利用者数	13人	373人	402人

(14) みんなで介護予防教室（令和元年度より改名）

閉じこもりがちな高齢者に対し集団で体操を行うなど介護予防を目的に教室を開いている。

年度 区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
延利用者数	108人	243人	451人

(15) 元気アップ体操サポーター養成講座

高齢者のための「元気アップ体操」を体験をとおして学び、地域の実践リーダーとして活動してもらえるボランティアを養成する講座を開催している。

年度 区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
実利用者数	14人	26人	19人

(16) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症等高齢者が、成年後見制度の利用が必要であって、親族等がいない場合、本人に代わり市が家庭裁判所に申立てを行う。

年度 区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
実利用者数	18件	21件	26件

(17) 認知症サポーター養成事業

認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守る応援者（認知症サポーター）を養成している。

年度 区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
実利用者数	211人	728人	967人

(18) 緊急シェルター事業

虐待等により緊急・一時的に分離等が必要な要援護高齢者に宿泊場所を提供している。

年度 区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用者数	3人	5人	6人
延日数	23日	47日	82日

(19) 元気アップ介護予防ポイント事業

介護予防を目的として、介護保険施設等でボランティア活動を行った高齢者に対し、その実績を基に交付金を交付している。

年度 区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
登録者数	493人	517人	493人
受入施設数	142施設	144施設	142施設
交付人数	117人	288人	309人

※元気アップ介護予防ポイント事業については、寝屋川市社会福祉協議会に委託し実施している。

(20) 買い物等外出促進事業

居住地の周辺に商業施設がないことや身体上の理由で買い物等が困難である対象者に対し、閉じこもりの予防等を図るため、移動手段を提供する。

年度 区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
実施地域	5地区	5地区	5地区

(21) 高齢者交通系 IC カード購入補助事業

高齢者へ交通系 IC カード購入費用に対する補助を行い外出を促すことで、生きがい活動や社会参加等を進め、介護予防や閉じこもり防止を図る。

年度 区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
対象者数	54,365人	54,363人	54,082人
申請件数	15,171件	13,213件	10,670件

(22) 福祉・子育て安心ほっとライン事業

高齢者福祉、障害福祉及び子育て支援に関する問合せ窓口を案内する24時間365日運用の電話窓口を設置し、市民の利便性の向上、及び高齢者、障害者及び児童の福祉の増進を図る。

年度 区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
問合せ件数	—	56件	37件

5 生きがい対策

(1) 高齢者福祉センター

高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、各種イベントや講座を実施し健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的としている。

ア 中央高齢者福祉センター

所在地	寝屋川市成田町3番6号		
敷地面積	5,020.12 m ²	延床面積	1,301.32 m ²
設立	昭和45年4月1日（旧館）・昭和50年4月1日（新館）		
構造	鉄筋コンクリート造3階建		
事業内容	(ア) 高齢者に対する生活、健康等に関する相談 (イ) 高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための事業 又はそのために必要な便宜の提供 (ウ) その他目的達成に必要な事業		

年間延利用人数

年度 区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用人数	31,089人	72,347人	68,000人

イ 東高齢者福祉センター

所在地	寝屋川市明和一丁目1番30号		
敷地面積	667.74 m ²	延床面積	583.75 m ²
設立	昭和52年4月1日		
構造	鉄筋コンクリート造2階建（一部平家建）		

事業内容 (ア) 高齢者に対する生活、健康等に関する相談
(イ) 高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための事業
又はそのために必要な便宜の提供
(ウ) その他目的達成に必要な事業

年間延利用人数

区分 \ 年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用人数	11,014人	16,129人	20,706人

ウ 太秦高齢者福祉センター

所在地 寝屋川市太秦元町14番22号
敷地面積 333.48㎡ 延床面積 238.30㎡
設立 昭和56年4月1日
構造 鉄骨造2階建
事業内容 (ア) 高齢者に対する生活、健康等に関する相談
(イ) 高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための事業
又はそのために必要な便宜の提供

年間延利用人数

区分 \ 年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用人数	2,056人	3,562人	3,638人

エ 西高齢者福祉センター

所在地 寝屋川市池田西町28番22号
敷地面積 1,750.30㎡ (保健福祉センター及び西高齢者福祉センター)
延床面積 6階 1,190.01㎡ PH1階 328.25㎡
設立 平成10年4月1日
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
地下1階地上6階PH2階
事業内容 (ア) 高齢者に対する生活、健康等に関する相談
(イ) 高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための事業
又はそのために必要な便宜の提供
(ウ) 健康づくり事業 (温水プール開放)
(エ) その他目的達成に必要な事業

年間延利用人数

年度 区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用人数	16,193人	70,063人	72,953人

(2) いきいき教室

地域の高齢者に文化的・教養的活動の場及び児童との世代間交流の場を提供し、高齢者福祉の増進を図ることを目的としている。

所在地 寝屋川市黒原橘町30番1号 和光小学校内（余裕教室の活用）
 寝屋川市堀溝三丁目10番20号 堀溝サービス窓口
 寝屋川市池田西町24番5号 池の里市民交流センター内（平成18年9月開所）
 寝屋川市明德一丁目1番1号 総合教育研修センター（平成19年4月開所）

事業内容 児童との交流会、高齢者の健康教室、相談、文化教室、趣味活動、ビデオ鑑賞、老人クラブ合同会議等

運営 地元の運営協議会等が運営している。

年間延利用人数

年度 区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用人員	和光 548人	和光 945人	和光 1,108人
	堀溝 323人	堀溝 2,280人	堀溝 2,250人
	池の里 553人	池の里 1,226人	池の里 1,199人
	明德 198人	明德 1,504人	明德 437人

(3) ゲートボール場

ゲートボール場を整備し、昭和57年度より高齢者の健康増進、相互の親睦及び交流を図っている。令和2年度末現在14か所16コート設置している。

6 施設福祉対策

(老人ホーム措置状況)

65歳以上の高齢者で、身体的、精神的、環境的事情により在宅で日常生活を送ることが困難な方を老人ホームに措置している。

年度 区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
養護	措置施設数 9施設	9施設	9施設
	措置人数 29人	28人	24人

介護保険

1 概要

高齢社会を迎えている現在、本市においても4人に1人以上が65歳以上の高齢者となっている。

また、高齢者の中でも介護や支援が必要な人の割合が大きくなる75歳以上の人が、今後は急激に増加するものと予測される。

加齢に伴い支援や介護を必要とする人が増えている中で、誰もが住み慣れた地域で“自分らしく”生活できる社会をつくる「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を展開する中で介護保険による支援を実施する。

2 居宅サービス

(1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが家庭を訪問して介護や家事の援助を行っている。

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用件数	43,161件	43,216件	40,995件
給付金額	3,612,172,403円	3,173,861,013円	2,927,124,396円

(2) 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問して、入浴の介護を行っている。

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用件数	1,153件	1,021件	1,005件
給付金額	71,258,017円	62,834,848円	63,833,210円

(3) 訪問看護

看護師等が家庭を訪問して、看護を行っている。

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用件数	25,455件	23,390件	20,123件
給付金額	1,010,227,468円	923,463,098円	792,764,077円

(4) 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問して、必要なリハビリテーションを行っている。

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用件数	965件	931件	797件
給付金額	33,073,025円	30,488,830円	27,059,655円

(5) 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問して、療養上の管理や指導を行っている。

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用件数	53,354件	49,335件	43,648件
給付金額	421,095,817円	383,903,685円	340,224,251円

(6) 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等で、入浴、食事の提供、機能訓練等を行っている。

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用件数	28,980 件	30,568 件	28,095 件
給付金額	2,121,263,655 円	2,152,988,854 円	1,995,865,399 円

(7) 通所リハビリテーション（デイケア）

老人保健施設、病院等で必要なリハビリテーションを行っている。

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用件数	13,508 件	14,623 件	12,783 件
給付金額	740,057,041 円	814,914,880 円	752,456,717 円

(8) 短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴、食事等の介護や必要な機能訓練等を行っている。

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用件数	4,772 件	5,421 件	5,701 件
給付金額	447,908,335 円	452,835,519 円	450,843,606 円

(9) 短期入所療養介護（ショートステイ）

老人保健施設、病院等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護や必要な機能訓練等を行っている。

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用件数	394 件	502 件	552 件
給付金額	31,977,562 円	43,440,551 円	47,502,403 円

(10) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

24 時間、定期巡回と随時対応による訪問介護を行っている。

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用件数	125 件	142 件	160 件
給付金額	23,952,971 円	24,788,831 円	27,711,663 円

※平成 27 年 1 月より、事業所の指定を行いサービス提供を開始

(11) 福祉用具の貸与及び購入費の支給

車椅子や特殊寝台などの福祉用具について貸与を行うほか、貸与になじまない腰掛便座や特殊尿器などについて購入費の支給を行っている。

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
貸 与	67,854 件	64,712 件	60,542 件
購 入	1,004 件	930 件	1,017 件
給付金額	857,635,971 円	796,625,116 円	761,777,024 円

(12) 住宅改修費の支給

手すりの取付けや段差解消などの小規模な住宅改修について、その費用を支給している。

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
住宅改修	998 件	1,061 件	1,119 件
給付金額	78,028,714 円	82,995,551 円	91,867,851 円

(13) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症のため介護を必要とする方の共同生活（5～9人）を通し生活介護を行っている。

※要支援1の方は利用できない。

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用件数	4,173 件	4,178 件	4,127 件
給付金額	1,101,914,546 円	1,082,406,405 円	1,062,499,220 円

(14) 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等における介護）

有料老人ホーム、ケアハウス等に入所している要介護者等について、その施設において提供されている介護等も介護保険の対象としている。

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用件数	5,790 件	5,656 件	5,510 件
給付金額	1,090,189,415 円	1,031,542,812 円	1,001,424,465 円

3 施設サービス

※要支援の方は利用できない。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活で常に介護が必要で、居宅での介護が困難な場合に入所。

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用件数	9,595 件	9,803 件	10,142 件
給付金額	2,620,396,139 円	2,612,776,564 円	2,549,791,352 円

(2) 介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定し家庭に戻れるように機能回復訓練や看護・介護を必要とする場合に入所。

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用件数	5,679 件	5,894 件	5,732 件
給付金額	1,609,868,282 円	1,611,031,389 円	1,534,784,465 円

(3) 介護療養型医療施設（療養型病床群等）

長期の療養を必要とする場合に入所。

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用件数	214 件	203 件	259 件
給付金額	52,778,375 円	72,710,392 円	93,877,249 円

4 介護予防・日常生活支援総合事業

平成 29 年度より、市が行う介護予防の取組です。

(1) 訪問型サービス（現行相当）

自宅で行う身体介護を含む日常生活の支援。

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
利用件数	1,435 件	2,379 件	5,342 件
給付金額	38,813,571 円	56,869,737 円	116,173,193 円

(2) 訪問型サービス（基準緩和）

自宅で行う生活援助のみの日常生活の支援。

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
利用件数	10,312 件	10,319 件	8,362 件
給付金額	130,689,104 円	129,773,942 円	101,712,283 円

(3) 通所型サービス（現行相当）

通所介護施設で行う身体介護を含む日常生活の支援。

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
利用件数	876 件	2,706 件	7,647 件
給付金額	23,832,443 円	75,890,192 円	211,404,260 円

(4) 通所型サービス（基準緩和）

通所介護施設で行う閉じこもり予防や自立支援を目的とした支援。

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
利用件数	6,539 件	7,470 件	3,675 件
給付金額	89,981,636 円	100,782,130 円	47,413,725 円

(5) 通所型サービス（短期集中）

通所介護施設で行う運動機能向上等を目的とした機能訓練。

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
利用件数	1,023 件	727 件	1,035 件
給付金額	20,332,580 円	14,597,740 円	11,513,137 円

障 害 者（児） 福 祉

1 障害者自立支援制度

障害者の福祉施策は、行政が利用できるサービスの内容を決定する「措置制度」からノーマライゼーションの理念に基づき、利用者が自ら選択し契約によりサービスを利用する「支援費制度」が平成 15 年度から導入された。

平成 18 年 4 月には、障害の種別にかかわらず、障害のある人の地域における自立した生活を支援するため、「障害者自立支援法」が制定され、平成 24 年 6 月には、障害のある人もない人も住み慣れた地域で共に生活するために日常生活や社会生活を総合的に支援するため「障害者総合支援法」が成立し、障害者の範囲への難病等の追加や障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが平成 25 年 4 月以降、順次実施された。

平成 30 年 4 月には、障害者総合支援法の一部改正が施行され、自立生活援助や就労定着支援などの創設、重度訪問介護の訪問先の拡大などが新たに盛り込まれた。

また、平成 31 年 4 月に、手話への理解促進・普及の取組を進めるため、手と手で心をつなぐ手話言語条例が施行された。

この間、平成 28 年 4 月には、障害者差別解消法が施行され、本市においても同法の趣旨を踏まえ、職員対応要綱を策定し、職員への研修を行うなど庁内に周知を図るとともに、市民に向けた啓発のためのリーフレットの配布や講演会の開催等に取り組んでいる。

本市が設置している障害者（児）福祉施設のうち、身体障害者福祉センター、東障害福祉センター、児童デイサービスセンター（どんぐり教室）については、市直営で運営している。また、すばる・北斗福祉作業所、短期入所施設「大谷の里」、あかつき園・ひばり園・第 2 ひばり園については、指定管理者による運営を行っている。

2 障害者施策に係る計画

平成 10 年 6 月に障害者基本法に基づく「寝屋川市障害者長期計画」を策定し、「人間性の尊重に基づく、ノーマライゼーションの社会づくり」を基本理念に、行政だけではなく、市民、企業、当事者団体等が行う全ての取組において、長期的かつ総合的な視点に立って施策を推進してきた。平成 20 年 3 月には、新たな障害者支援の基本方向となる「寝屋川市障害者長期計画（第 2 次計画）」を、平成 30 年 3 月には、「寝屋川市障害者長期計画（第 3 次計画）」を策定し、「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり」を基本理念に、障害者施策の推進に取り組んでいる。

また、障害者長期計画とも連動して障害者支援を総合的かつ計画的に推進していくために、障害者総合支援法に基づき、国の施策動向や地域のニーズを踏まえつつ、必要となるサービスの見込量と確保のための方策を明記した「寝屋川市障害福祉計画（第 1 期計画）〔平成 18～20 年度〕」を平成 19 年 3 月に、「同（第 2 期計画）〔平成 21 年～23 年度〕」を平成 21 年 3 月に、「同（第 3 期計画）〔平成 24 年～26 年度〕」を平成 24 年 3 月に、「同（第 4 期計画）〔平成 27 年～29 年度〕」を平成 27 年 3 月に、「同（第 5 期計画）〔平成 30 年～令和 2 年度〕」を平成 30 年 3 月に、さらに「同（第 6 期計画）〔令和 3 年～令和 5 年度〕」を令和 3 年 3 月に策定し、施策を推進している。

引き続き、国・府の動向や本市が目指すまちづくりの方向性を踏まえつつ、「障害者長期計画（第 3 次計画）【平成 30～令和 5 年度】」、「障害福祉計画（第 6 期計画）【令和 3～令和 5 年度】」「障害児福祉計画（第 2 期計画）【令和 3 年度～令和 5 年度】」を一体的に推進していく。

3 障害者手帳交付状況

(1) 身体障害者手帳

(障害別)

(毎年3月31日現在、単位：人)

障 害 年 度	視 覚	聴 覚	言 語	肢 体	内 部	合 計
令和2年度	513	962	98	4,879	2,737	9,189
令和元年度	513	956	96	4,898	2,676	9,139
平成30年度	507	964	100	4,992	2,656	9,219

(等級別)

等 級 年 度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
令和2年度	2,746	1,319	1,471	2,206	747	700	9,189
令和元年度	2,718	1,338	1,464	2,210	718	691	9,139
平成30年度	2,709	1,359	1,493	2,290	685	683	9,219

(2) 療育手帳

(毎年3月31日現在、単位：人)

等 級 年 度	A	B 1	B 2	合 計
令和2年度	1,155	537	1,090	2,782
令和元年度	1,132	508	1,032	2,672
平成30年度	1,066	508	963	2,537

(3) 精神保健福祉手帳

(毎年3月31日現在、単位：人)

等 級 年 度	1 級	2 級	3 級	合 計
令和2年度	160	1,530	756	2,446
令和元年度	158	1,501	726	2,385
平成30年度	162	1,461	613	2,236

4 特別障害者手当等支給状況

(単位：人、円)

区 分 \ 年 度	令和2年度		令和元年度		平成30年度	
	延人数	金 額	延人数	金 額	延人数	金 額
障害児福祉手当	1,664	24,735,300	1,698	25,073,380	1,708	25,001,830
特別障害者手当	4,422	120,829,950	4,418	119,977,980	4,401	118,467,910
福 祉 手 当 (経過措置)	74	1,099,860	97	1,432,390	96	1,405,280
計	6,160	146,665,110	6,213	146,483,750	6,205	144,875,020

5 自立支援給付事業

平成18年10月より、自立支援給付事業は介護給付事業、訓練等給付事業等からなり、障害の種別にかかわらず必要なサービスが利用できるようサービス利用の仕組みが統一された。日中活動と住まいの場の組合せなど利用者一人一人の個別支援計画に基づき利用目的に合ったサービスの選択が可能になった。

(1) 介護給付費

主に障害者が自立生活を営む上で必要な、介護の部分を支援している。

ア 居宅介護

障害者等につき、居宅において入浴、排せつ、食事、通院等の介護等を行っている。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする障害者につき、居宅における入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行っている。

ウ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等であって、居宅介護等複数のサービスを包括的にしている。

エ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行っている。

オ 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等に、外出時において移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行っている。

カ 短期入所

居宅においてその介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行っている。

キ 療養介護

医療と常時介護を必要とする障害者であって、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をしている。

ク 生活介護

常に介護を必要とする障害者に、主として昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供している。

ケ 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護を行っている。

(2) 訓練等給付費等

主に障害者が自立生活を営む上で必要な、訓練の部分を支援している。

ア 共同生活援助

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行っている。

イ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行っている。

ウ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行っている。

エ 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行っている。

オ 就労定着支援

障害者との相談を通じて生活面の課題を把握し企業や関係機関との連絡調整や課題解に向けて、指導・助言等の支援をする。

カ 自立生活援助

一人ぐらしに必要な理解力や生活力を養うために定期的な居宅訪問や対応により必要な支援を行う。

(3) 地域相談支援給付費等

ア 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保や生活に移行するための活動に関する相談等を行う。

イ 地域定着支援

居宅において、単身等の状況で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害者の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、その他便宜を行う。

(4) 計画相談支援給付費

計画相談支援・障害児相談支援

障害福祉サービスの支給決定を受けている障害者（児）等が、地域で生活していくときに必要となるさまざまなサービスなどを上手に活用するためにつくる計画で、サービス利用計画案に基づき、支給決定を行う。

(5) 障害児通所給付費等

これまでの障害児通園施設、児童デイサービスについて、障害種別ごとに分かれていた施設体系を通所支援として一元化するとともに、新たに学齢期における支援の充実を図るための放課後等デイサービス、保育所等を訪問し専門的な支援を行うための保育所等訪問支援が創設された。

自立支援給付事業等状況

年 度			令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
区 分					
介 護 給 付 費	1 居宅介護	実利用者数	627人	673人	688人
		利用時間数	139,691時間	136,059時間	142,179時間
	2 重度訪問介護	実利用者数	51人	54人	51人
		利用時間数	53,155時間	56,142時間	67,887時間
	3 重度障害者等 包括支援	実利用者数	6人	6人	7人
		利用時間数	14,462時間	15,269時間	16,056時間
	4 行動援護	実利用者数	27人	28人	22人
		利用時間数	5,136時間	5,621時間	4,682時間
	5 同行援護	実利用者数	79人	96人	99人
		利用時間数	18,183時間	23,163時間	24,512時間
	6 短期入所	実利用者数	288人	353人	336人
		利用日数	14,072日	17,556日	16,875日
	7 療養介護	実利用者数	23人	22人	24人
		利用日数	8,353日	8,052日	8,265日
	8 生活介護	実利用者数	736人	771人	755人
		利用日数	158,746日	159,626日	155,645日
	9 施設入所支援		124人	134人	136人
訓 練 等 給 付 費	10 共同生活援助	利用者数	292人	302人	272人
	11 自立訓練		83人	102人	98人
	12 自立生活援助		5 人	0 人	0 人
	13 就労移行支援		160 人	232 人	216 人
	14 就労継続支援（A・B型）		614 人	650 人	604 人
	15 就労定着支援		65 人	70 人	46 人
計 相	16 計画相談支援		1,058 人	1,158 人	1,019 人
地 相	17 地域移行支援		2 人	7 人	6 人
	18 地域定着支援		8 人	9 人	5 人
児 相	19 障害児相談支援		287 人	339 人	289 人

区 分		年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
障害児通所給付費	20 児童発達支援	実利用者数	242人	296人	316人
		利用日数	15,442日	16,141日	16,672日
	21 医療型児童発達支援	実利用者数	35人	39人	48人
		利用日数	2,580日	2,896日	3,158日
	22 放課後等デイサービス	実利用者数	540人	515人	460人
		利用日数	72,648日	70,064日	62,518日
	23 保育所等訪問支援		30回	28回	28回
	24 居宅訪問型児童発達支援		1回	0回	0回

※12、15、23については、制度改正による平成30年度からの新事業

(6) 補装具費給付事業

身体上の障害を補うために給付している。

区 分		年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
補 装 具			518 件	573 件	626 件

(7) 自立支援医療給付事業

医療については、精神通院医療、更生医療、育成医療と分かれていたが、平成18年4月より自立支援医療として一本化、支給認定のしきりや、利用者負担の仕組みなどを共通化（実施主体については、現行どおり）し、指定医療機関制度などが導入された。

（毎年3月31日現在）

区 分		年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
身体分利用者数			973人	726人	696人
精神分利用者数			4,663人	4,733人	5,036人

6 地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようサポートする事業である。いくつかの事業については、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、平成 18 年 10 月より市が主体となっている。

(1) 日常生活用具給付等事業

日常生活がより円滑に行われるために給付している。

(2) 訪問入浴サービス事業

家庭において入浴が困難な重度の身体障害者に対し、移動入浴車で家庭を訪問し、家庭において入浴サービスを行う。

(3) 自動車改造助成事業

上肢・下肢・体幹に障害のある人が、就労などに自動車が必要でハンドル・アクセル・ブレーキ装置などの改造をするとき助成を行う。

(4) コミュニケーション支援事業

聴覚・言語に障害のある人が医療機関等を利用する場合や公的な手続をする場合、懇談や参観に参加する場合、手話通訳や要約筆記で支援を行っている。

(5) 移動支援事業

単独で外出することが困難な重度の全身性・知的・精神障害者に対し、社会生活上必要な外出、社会参加のための外出等の必要なときに、ガイドヘルパーが移動のための介助、外出先の身辺の介助をしている。

(6) 日中一時支援事業

介護者や保護者が疾病等の理由により家庭において介護ができなくなった時、一時的に障害者が施設を利用して過ごすことができるサービスで、介護者等の支援を行う。なお、旧のショートステイの日帰り利用に当たる。

区 分 \ 年 度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
日常生活用具給付等事業	6,341 件	6,298 件	6,602 件
訪問入浴サービス事業	延 340 回	延 393 回	延 469 回
自動車改造助成事業	1 件	2 件	2 件
コミュニケーション支援事業	延 338 回	延 350 回	延 278 回
移動支援事業	54,937 時間	85,440 時間	91,477.35 時間
日中一時支援事業	延 3,446 回	延 3,491 回	延 2,888 回

7 在宅障害者施策事業

(1) 福祉電話の貸与・緊急通報システムの設置

ア 福祉電話

外出困難なひとり暮らしの低所得の重度身体障害者に対し、電話を貸与する。

イ 緊急通報システム

福祉電話利用者、又は、個人電話所有者で、ひとり暮らしの重度の身体障害者に対し緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。

※令和2年度末現在、福祉電話設置（5台）・緊急通報装置設置（5台）

(2) 重度障害者訪問看護利用料助成事業

居宅において療養が必要な重度障害者（児）に対し、訪問看護に係る利用料の一部について助成する。

年 度 区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
延 利 用 人 数	0 人	0 人	0 人

※重度障害者訪問看護利用料助成制度は、平成30年度から福祉医療費助成制度へ統合

(3) 重度障害者タクシー基本料金助成事業

重度障害者（児）に対して日常生活利便性、社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部（基本料金）を助成する。

年 度 区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
実 利 用 人 数	1,231 人	1,436 人	1,436 人
延 利 用 回 数	12,275 回	15,749 回	15,910 回

8 療育・自立センター

療育・自立センターには、療育部門と自立支援部門がある。

(1) 療育部門

あかつき園は、就学前の主に肢体不自由児を通園させ、専門医の診察や機能訓練などの療育と日常生活の指導、保育を行っている。また、保護者に家庭における療育について指導・助言している。

ひばり園・第2ひばり園は、就学前の主に知的障害児を通園させ、専門医の診察、療育と日常生活の指導や保育を行っている。また、保護者に家庭における療育について指導・助言している。

あかつき・ひばり歯科診療所は、上記の園に通園する児童並びに就学前障害児の歯科治療及び口腔衛生管理に関する相談指導を行っている。

あかつき・ひばり療育相談室は、就学前障害児の発達相談、栄養指導、保健指導及び療育相談を行っている。

以上三つの園、歯科診療所及び療育相談室を同一敷地内に併設し、統一運営を行い、本市の就学前障害児の総合的な療育施設として運営している。平成26年4月1日から、指定管理者制度を導入し、社会福祉法人療育・自立センターが管理運営している。

ア 施設概要

施 設 名	区 分	設 立	敷地面積	建物面積
あかつき園 (医療型児童発達支援センター)	ひばり園 (福祉型児童発達支援センター)	S48.5.1	1,050 m ²	344 m ²
第2ひばり園 (福祉型児童発達支援センター)			1,215 m ²	429 m ²
第2ひばり園 (福祉型児童発達支援センター)		S55.6.1	1,783 m ²	621 m ²

イ 定員等

(各年度3月現在) (単位：人)

施 設 名	区 分	定 員	令和2年度	令和元年度	平成30年度
あかつき園		40	31	32	36
ひばり園		40	43	45	42
第2ひばり園		40	43	47	45
あかつき・ひばり 歯科診療所 延治療人数	園 児	—	217	321	236
	外来児	—	116	73	100
あかつき・ひばり 療育相談室 延相談人数	外来相談	—	1,831	1,835	1,812
	巡回相談	—	90	82	146

(注) 巡回相談：保育所（園）及び公立幼稚園における発達相談

(2) 自立支援部門

すばる・北斗福祉作業所は、市内に在住する18歳以上の障害者を日々通わせて、障害と発達をふまえて、自立と自活を目指した生活支援及び作業指導を行っている。平成18年4月から、指定管理者制度を導入し、社会福祉法人療育・自立センターが管理運営している。

平成20年10月より、旧体系の身体障害者通所授産施設（すばる福祉作業所）及び知的障害者通所授産施設（北斗福祉作業所）から、障害者自立支援法に規定された生活介護事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業を行う新体系事業所に移行している。

平成27年3月1日に療育・自立センター内に短期入所施設「大谷の里」を開設した。「大谷の里」は、市内に在住する障害者を自宅で介護を行っている方が病気、介護のレスパイトなどの理由により介護を行うことができない場合に、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行っている。

ア 施設概要

施設名	区分	設 立	敷地面積	建物面積	作業科目
すばる・北斗福祉作業所 (障害者自立支援施設)		S61.4	5,021 m ²	1,791 m ²	生活介護 ・軽作業Ⅰ ・軽作業Ⅱ ・木工 ・園芸 就労移行 ・チャレンジⅠ 就労継続(B型) ・チャレンジⅡ
大谷の里 (短期入所施設)		H27.3		268 m ²	

イ 定員等

【旧体系】

(単位：人)

施設名	年 度	定 員	平成20年度当初
すばる福祉作業所		30	24
北斗福祉作業所		60	56

【新体系】

(単位：人)

事業名 \ 年 度	定 員	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
生活介護事業	60	63	59	52
就労移行支援事業	10	7	8	5
就労継続支援B型事業	20	18	16	21

大谷の里

(単位：人)

事業名 \ 年 度	定 員(※)	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
短期入所事業	7	118	124	125

※ 1 日当たりの定員（7 床）。 ※数字は実利用人数。

※平成 26 年度末に開所。

9 東障害福祉センター

(1) 目的

身体障害者（児）及び知的障害者（児）に対して各種の相談に応じ、必要な指導、援護を行い障害者の福祉の向上に資する。

(2) 所在地 寝屋川市明和一丁目13番23号

(3) 設立 昭和55年10月1日開所

(4) 施設内容 地域活動支援センターⅡ型

(5) 事業内容

機能回復訓練、創作的活動、スポーツ、レクリエーション、交流会

(6) 年間延利用人数

区 分 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
年 間 延 人 数	590 人	1,509 人	1,740 人	1,507 人
月 平 均	49 人	126 人	145 人	126 人
1 日 平 均	2.5 人	6.3 人	7.1 人	6.2 人

10 身体障害者福祉センター（保健福祉センター内）

室 名	面 積 (㎡)	定 員 (人)	延 利 用 者 (人)				事 業 内 容
			令和 2年度	令和 元年度	平成 30年度	平成 29年度	
身体障害者機能回復訓練室	190.66	10	1,200	1,678	1,929	1,218	機能訓練を行うことにより、障害者の身体的ハンディキャップの軽減に努める。

11 児童デイサービスセンター（どんぐり教室）

室 名	面 積 (㎡)	定員 (人)	延 利 用 者 (人)			事 業 内 容
			令和 2年度	令和 元年度	平成 30年度	
どんぐり教室	146.5	75	1,170	1,270	1,503	発達段階、興味、特性に応じた遊びを通じての保育訓練、基本的な生活習慣の確立、健康な体力づくりを行う。

※平成20年度までは定員70人、平成21年度から定員75人。

シルバー人材センター

1 概要

定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて、その豊かな経験に基づく能力を発揮し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の能力をいかした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

所在地	寝屋川市讃良東町6番1号 南寝屋川公園管理事務所
開設年月日	昭和58年9月10日
事業	1 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。 2 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、無料の職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行うこと。 3 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。 4 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。 5 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。 6 その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。
会員	市内に居住する、健康で働く意欲のあるおおむね60歳以上の者 会員 1,139人（男751人、女388人）令和3年3月31日現在
会費	1人年額 2,000 円

2 事業実績

（単位：件、人）

職 種	区 分	令和2年度		令和元年度		平成30年度	
		契約件数	就業延人員	契約件数	就業延人員	契約件数	就業延人員
専門技術		2	171	4	197	8	258
技 能		1,754	5,812	1,855	6,247	1,872	6,723
事務整理		11	333	19	368	21	270
施設管理		72	34,983	116	37,605	109	37,712
折衝外交		26	6,454	55	10,737	89	11,040
軽 作 業		1,845	82,571	2,274	89,633	2,304	92,531
サービス		56	1,823	110	1,965	101	1,817
そ の 他		0	0	0	0	0	0
計		3,766	132,147	4,433	146,752	4,504	150,351
派 遣		114	9,268	74	6,601	83	5,332
合 計		3,880	141,415	4,507	153,353	4,587	155,683

社会福祉協議会

本市社会福祉協議会は、昭和27年に設立後、昭和43年4月に社会福祉法人として認可を受け、住民ニーズに対応できる組織として充実・強化を図ってきた。平成12年施行の「社会福祉法」で社会福祉協議会は「地域福祉推進の中核的組織」と位置付けられた。

現在、校区福祉委員会を始め、組織構成会員として市政協力委員自治推進協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉施設、各種関係機関・団体など159の組織の参画を得て、地域福祉を推進するため各種事業に取り組んでいる。

近年、急速な少子高齢化の進展により社会的孤立への対応など、新たな課題への取組が求められており、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう様々な活動を行っている。

(1) 校区福祉委員会活動

地域の状況に応じた福祉活動を進めていくため、おおむね小学校区単位に、自治会、民生委員・児童委員を始め、PTA、老人クラブ、子ども会など地域の各種団体が中心となって組織されている。

誰もが安心して暮らせる地域社会を築いていくため、小地域ネットワーク活動を始め、福祉まつり、世代間交流などの各種交流事業等、きめ細かな活動を展開している。

(校区福祉委員会の状況)

区 分 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
校区福祉委員会数	24会	24会	24会
校区福祉委員数	1,382人	1,402人	1,404人

※ 小地域ネットワーク活動の内容

校区福祉委員会では、地域の一人暮らし高齢者から小さな子どもまで、誰もが安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動を進めており、「個別援助活動」や「グループ援助活動」を始め、地域住民からのニーズに対応した活動を行っている。

(個別援助活動の状況)

区 分 \ 年 度		令和2年度	令和元年度	平成30年度
見守り活動	見守り対象者数	6,484人	5,716人	6,517人
	見守り協力員数	1,105人	1,386人	1,370人
個別支援活動	支援件数	99件	164件	150件

(グループ援助活動の状況)

年 度			令和2年度	令和元年度	平成30年度
区 分					
グ ル ー プ 援 助 活 動	ふれあいサロン	実施回数	177回	924回	980回
		延参加者数	5,742人	27,370人	27,407人
	地域ミニデイ サービス	実施回数	8回	31回	36回
		延参加者数	131人	901人	1,032人
	子育てサロン	実施回数	21回	279回	276回
		延参加者数	230人	4,167人	4,487人

(2) まちかど福祉相談所拡充事業

ア まちかど福祉相談所事業

平成18年度から、順次市内6エリアに「まちかど福祉相談所」を設置し、相談員及びコミュニティソーシャルワーカーを配置することで、身近な地域で住民の持つ様々な福祉課題の解決・改善を図っている。

(相談件数)

年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
区 分			
延相談件数	169件	982件	832件

イ まちかど福祉相談所拡充事業

まちかど福祉相談所の充実・発展を目指すとともに、各校区福祉委員会で個別福祉ニーズを把握・発見する機能を高めていく事業に取り組んでいる。

市内15か所で運営するこの取組では、相談の積極的な把握を目的とした出張相談会も併せて取り組んでいる。

(3) 緊急時安否確認（かぎ預かり）事業

一人暮らし高齢者の孤立死を予防することを目的に、事前に預かった鍵を使用し安否確認を行う仕組み。平成24年度から東北コミセンエリアの4校区福祉委員会と社会福祉法人東和福祉会と協力して実施し、平成26年度から21の協力施設と校区福祉委員会等と連携・協働して実施している。

(利用状況)

年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
区 分			
利用者数	780人	758人	725人
緊急対応件数	16件	26件	21件

(4) 福祉総合相談事業

福祉、介護等の様々な相談に対し、各種社会資源の有効活用及び関係機関・団体などと連携することで、相談の解決・改善を図っている。

(相談状況)

年 度 区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
相談件数	40,061件	12,003件	11,704件

(5) 献血推進事業

傷病で血液を必要としている人のために、大阪府赤十字血液センターと連携して校区福祉委員会、市内各団体、事業所の協力の下、献血活動の推進に取り組んでいる。

(実施状況)

年 度 区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
献血実施回数	69回	77回	91回
採血数	2,517人	2,404人	2,675人

(6) 善意銀行事業

市民一人一人から寄せられた善意の金銭や物品を預かり、これらを必要とされる福祉団体、施設、個人などに払出しを行っている。

また、平成28年度より、寝屋川市社会福祉協議会地域貢献委員会加入施設から食品の預託を受けている。

(預託状況)

年 度 区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
金銭預託件数	5件	16件	19件
預託金額	362,537円	193,429円	116,462円
金銭払出件数	7件	15件	6件
払出金額	359,981円	187,349円	226,966円
物品預託件数	42件	55件	47件
物品払出件数	71件	75件	60件

(7) 生活福祉資金貸付事業

ア 福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金

低所得者、高齢者、障害者等の世帯を対象に、生業、療養、修学等に必要な資金の貸付けを行っている。

また、低所得の高齢者世帯へ不動産を担保に生活資金の貸付けを行っている。

(貸付状況)

年 度 区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
貸付件数	39件	74件	59件
貸付金額	15,629,000円	27,287,000円	37,137,000円

イ 総合支援資金・臨時特例つなぎ資金

リストラなどやむを得ない事情により生計中心者が失業した世帯に対し、再就職が決まるまでの間の生活資金の貸付けを行うことにより、世帯の自立を支援している。

(貸付状況)

年 度 区 分		令和2年度	令和元年度	平成30年度
総合支援資金	貸付件数	8件	4件	0件
	貸付金額	3,206,000円	2,017,000円	0円

ウ 緊急小口資金（旧小口生活資金）

傷病、又は生計中心者の貸金遅配・未払等により、一時的に著しい生活困窮になった世帯に10万円以内（単身世帯は5万円以内）の必要な金額の貸付けを行っている。

平成28年度より、小口生活資金から緊急小口資金に制度が変更された。

(貸付状況)

年 度 区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
貸付件数	19件	20件	16件
貸付金額	1,843,000円	1,869,000円	1,358,000円

エ 新型コロナウイルス感染症特例貸付（特例緊急小口資金・特例総合支援資金）

令和2年3月25日より、受付を開始した。

(貸付状況)

年 度 区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
貸付件数	5,160件	1件	—
貸付金額	1,931,140,000円	200,000円	—

(8) 生活緊急支援金給付事業

生活に困窮し緊急の支援が必要となった世帯に対し、「歳末たすけあい運動募金」を原資として、支援金の給付、相談援助等の支援を行っている。

(給付実績)

年 度 区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
給付件数	3件	13件	7件
給付金額	26,427円	100,467円	51,159円

(9) 赤い羽根共同募金事業

毎年10月1日から、民生委員児童委員協議会、関係機関などの協力を得て募金活動を実施している。地域福祉事業の推進を目的として、高齢者、障害者、児童を始め、全ての人が健やかに安心して生活できる社会づくりを目指して取り組んでいる。（平成26年度に寝屋川市から社会福祉協議会に事務を移管）

(募金実績)

年 度 区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
戸別募金	11,899,474円	12,268,303円	12,508,316円
事業所募金	582,850円	693,622円	693,700円
学校募金	57,074円	53,095円	124,976円
職域募金	91,646円	69,054円	59,571円
街頭募金	0円	97,769円	53,340円
バッジ募金	370,500円	370,500円	427,000円
その他	131,009円	129,319円	245,390円
計	13,132,553円	13,681,662円	14,112,293円

(10) 歳末たすけあい運動事業

住民一人一人の助け合いの精神に基づき、募金活動という形態をもって、毎年12月1日から自治会、関係機関などの協力を得て実施している。歳末たすけあい運動での募金は、福祉団体への助成や地域福祉活動に対する配分として活用している。

(募金実績)

年 度 区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
募金額	11,856,360円	12,768,786円	12,824,704円

(11) ひとり暮らし高齢者調査の実施

校区福祉委員会と民生委員児童委員協議会との共催で、65歳以上で一人暮らしをされている人の調査を行っている。

(高齢者数)

年 度 区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
ひとり暮らし 高齢者数	8,318人	8,299人	8,259人

(12) 当事者組織支援事業

ア ひとり暮らし高齢者の会への支援

一人暮らしの高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、一人暮らしであることから生じる不安、悩みなどを同じ立場の人同士で話し合い、会員相互の助け合い、関係機関・団体への働きかけなどを通じて、一人暮らし高齢者の福祉の向上を目指している。

ひとり暮らし高齢者の会は、おおむね小学校区ごとに組織されるとともに、全体の連絡会も組織され、リーダー研修会などの取組を行っている。

(会の状況)

年 度 区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
会数	6会	7会	7会
会員数	147人	187人	197人

イ 介護者の会への支援

在宅の重度の要介護高齢者を介護している家族が一人で悩むことなく、「家庭で安心して介護が続けられるように」と、介護者の会（平成27年6月から名称変更（旧老人介護者家族の会））では、コミセン地区ごとの取組を深めたり、介護経験をいかした手作り介護用品の製作、販売、介護者だよりの発行など、様々な活動に取り組んでいる。

(会の状況)

年 度 区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
正会員数	38人	40人	35人
準会員数	63人	67人	76人
賛助会員数	18人	56人	57人

※準会員 市内在住の老人介護経験者、老人介護問題に関心のある者など、会の趣旨に賛同し、活動参加を希望する者

※賛助会員 会の趣旨に賛同し、側面的に会活動を支援する個人及び団体

(13) 福祉有償運送事業

ア 移送サービス事業

公共交通機関による移動が困難な高齢者や障害者等を対象に、ボランティアグループ（レインボー）の協力を得て、リフト付車両等による移送サービスを行っている。

(利用状況)

区 分 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
実施件数	1,102件	2,248件	2,330件
延べ走行距離	21,237km	43,283km	45,084km
延べ活動ボランティア数	804人	1,348人	1,412人

イ 高齢者外出援助サービス事業

公共交通機関による移動が困難な高齢者等を対象に、市内6コミセンエリアでボランティアの協力により運営委員会を設置し、リフト付き車両により外出を援助している。

※利用状況は、外出援助サービス事業（160ページ）参照

(14) 車イス貸出し事業

けが、病気などで急に車椅子が必要になった人や、旅行、帰省などで一時的に車椅子を必要とされる人に対し、最長6か月間車椅子の貸出しを行っている（介護保険要介護2～5の認定者は除く。）。

(貸出し状況)

区 分 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
貸出し件数	219件	298件	318件

(15) 元気アップ介護予防ポイント事業

65歳以上の高齢者（介護保険第1号被保険者）が、社会参加活動を通じ自身の介護予防と地域の介護力を高めることを目的に、市内高齢者施設、障害者施設及び児童施設で入所者との話し相手、レクリエーション支援、各種作業の手伝い等を行い、その活動実績に応じてポイントを付与し、ポイント転換交付金（年10,000円限度）を交付している。

※登録状況は、元気アップ介護予防ポイント事業（164ページ）参照

(16) ボランティアセンター事業

市民による自主的・主体的なボランティア活動を推進するため、ボランティア育成研修会の開催、市民ニーズに対応したボランティア活動の需給調整などを行っている。

また、地域福祉を推進していくため、校区にボランティア部会を組織し、充実の強化を図っている。

(登録ボランティアの状況)

区 分 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
団体数	51団体	51団体	55団体
登録ボランティア数	945人	1,054人	1,249人

(校区ボランティア部会の状況)

区 分 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
校区ボランティア部会数	24部会	24部会	24部会
部会員数	631人	620人	595人

(ボランティア活動需給調整の状況)

区 分 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
件数	3件	121件	146件
参加ボランティア数	4人	834人	1,044人

(教材の貸出状況)

区 分 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
車イス	16件	30件	35件
アイマスク	0件	13件	15件
点字板	6件	8件	7件
擬似体験装具	0件	13件	15件
プロジェクター	1件	36件	87件
教材用DVD	3件	3件	—

(17) 福祉教育推進事業

小・中学校等で取り組まれる児童・生徒への福祉教育に対して、ボランティア、校区福祉委員会、小・中学校と連携を図りながら、車椅子などの教材の貸出しを行い、車イスの体験、操作方法、アイマスクを使つての視覚障害の体験などの学習を行っている。

(実施状況)

年 度 区 分		令和2年度	令和元年度	平成30年度
学校教育機関	対応件数	19件	66件	65件
	参加者数	1,157人	5,256人	5,725人
団体など	対応件数	0件	3件	4件
	参加者数	0人	95人	59人

※校区単独対応での実施分も含む。

(18) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

認知症、精神障害、知的障害などで、判断能力に不安がある人に、福祉サービスの利用援助、預貯金の出し入れなどの日常的金銭管理等を行い、日常の生活支援を行っている。

(取扱状況)

年 度 区 分		令和2年度	令和元年度	平成30年度
実利用人員		113人	113人	103人
支援回数		2,933回	3,264回	3,108回
相談件数		2,711件	2,706件	1,998件

(19) 地域包括支援センター事業

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定に必要な援助を行う包括的支援事業等を、地域において一体的に実施している。また、第三中学校区（平成20年度）、第八中学校区（平成25年度）の地域包括支援センターの運営を委託している。

(実施件数)

区 分		年 度		令和2年度		令和元年度		平成30年度	
介護予防ケアマネジメント等				0件		3件		1件	
				0件	0件	1件	2件	0件	1件
総合相談・支援				828件		987件		1,015件	
				472件	356件	628件	359件	665件	350件
権利擁護・高齢者虐待の防止・早期発見				11件		31件		24件	
				5件	6件	10件	21件	7件	17件
包括的継続的ケアマネジメントの支援				42件		62件		32件	
				23件	19件	30件	32件	7件	25件
介護予防支援事業 (予防プランの作成等)	直作成			1,095件		1,045件		1,087件	
				538件	557件	511件	534件	529件	558件
	原案委託			4,523件		4,845件		4,494件	
				2,448件	2,075件	2,596件	2,249件	2,327件	2,167件
関係者向け ニュースレターの発行	回数			6回		6回		6回	
				3回	3回	3回	3回	3回	3回
	部数			1,200部		1,200部		1,200部	
				600部	600部	600部	600部	600部	600部
地域ケア会議	個別課題解決関係			20件		28件		21件	
				10件	10件	14件	14件	8件	13件
	地域課題、地域 づくり関係等			14件		18件		20件	
				4件	10件	4件	14件	8件	12件

※ 件数は上段が合計。下段の左が第三中学校包括支援センター、右が第八中学校包括支援センターの件数。

※ 介護予防ケアマネジメントは、介護保険制度改正を受け平成29年度より要介護認定において「非該当」となった方に支援プランを作成した。

(20) 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法の施行に基づき、平成27年4月から社会福祉協議会に自立相談支援事業（必須事業）と就労準備支援事業（任意事業）を委託している。経済的困窮のほか、様々な事情で困っている世帯に対する支援を実施している。

※利用状況は、生活困窮者自立支援（159ページ）参照

(21) 救急医療情報キット普及事業

緊急時の対応に備えるため、一人暮らし高齢者に救急医療情報キットを配布し、安全・安心の確保に努めている。

（配布実績）

区 分	年 度		
	令和2年度	令和元年度	平成30年度
救急キット配布数	9,266個	9,297個	9,382個

児 童 ・ 母 子 福 祉

1 保育の必要性の認定

保育施設を利用したい場合は、保育の必要性の認定申請を行い、認定を受ける必要があります。保護者（父及び母）が次のいずれかに該当する場合、保育認定を受けることができます。

- (1) 月 64 時間以上、就労している場合（休憩時間を除く）
- (2) 妊娠中であるか出産後、間がない場合（出産予定日の前 2 か月、後 2 か月）
- (3) 疾病・負傷・障害のある場合
- (4) 同居の親族を常時介護又は看護している場合
- (5) 震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている場合
- (6) 求職活動を継続的に行っている場合
- (7) 就学している場合
- (8) 虐待やDVのおそれがある場合
- (9) 育児休業時に、すでに保育施設を利用しているお子さんがいて、継続利用が必要であると認められる場合（育児休業に係るお子さんが 2 歳になった最初の 3 月 31 日まで）
- (10) 前各号に類する状態として、市が認める事由に該当する場合

2 保育所・認定こども園

- (1) 公立保育所

（令和 3 年 4 月 1 日現在）

施設名	開所年月	面積（㎡）		利用 定員	在籍児童数（人）			職員数 （保育士）
		敷地	建物		3 歳未満	3 歳以上	合計	
さくら	S45. 4	1, 906. 0	792. 8	120	42	65	107	16
たんぽぽ	S52. 4	5, 738. 0	1, 628. 5	120	41	82	123	19
さつき	S47. 6	2, 003. 6	878. 6	150	53	87	140	19
さざんか	S49. 11	2, 108. 7	977. 8	150	54	89	143	18
コスモス	S50. 6	1, 113. 0	607. 1	90	38	58	96	13
あざみ	S54. 5	2, 216. 0	1, 092. 1	120	42	75	117	16
合 計		15, 085. 3	5, 976. 9	750	270	456	726	101

※管外受託（市外に住民票のある児童を市内の保育施設で保育すること）を除く。

(2) 私立保育所、認定こども園及び 事業所内保育事業所

(令和3年4月1日現在)

施設名	開所 年月	面積(m ²)		利用 定員	在籍児童数 (人)			職員数 (保育士、保 育教諭等)
		敷 地	建 物		3歳未満	3歳以上	合計	
豊野保育園	S23. 7	544. 0	450. 6	80	27	42	69	13
寝屋川東保育園	S26. 8	825. 1	566. 8	100	40	57	97	16
常盤学園保育所	S35. 5	815. 0	396. 8	60	16	33	49	9
国松保育園	S50. 6	687. 5	237. 5	30	20	8	28	11
寝屋川なかよし保育園	S51. 4	1, 262. 2	851. 4	110	39	68	107	19
明德保育園	〃	1, 900. 0	719. 7	100	41	64	105	19
ゆりかご保育園	S54. 4	792. 0	555. 4	90	37	69	106	20
こまどり保育園	〃	1, 299. 9	491. 0	100	40	65	105	19
打上保育園	S55. 4	2, 143. 8	791. 1	110	39	57	96	13
第2寝屋川なかよし保育園	S61. 4	1, 262. 2	373. 5	40	10	18	28	9
こっこ保育園	H17. 5	456. 6	602. 8	60	22	38	60	12
あやめ保育園	H18. 4	2, 038. 0	799. 9	140	48	78	126	23
かえで保育園	H20. 4	2, 007. 2	959. 6	140	52	73	125	20
なでしこ保育園	H22. 4	2, 459. 7	845. 2	150	59	88	147	20
しらゆり保育園	H23. 4	2, 020. 3	996. 1	140	59	83	142	24
すずらん保育園	〃	1, 989. 4	1, 009. 5	130	56	71	127	25
大阪聖母保育園	H24. 4	2, 956. 3	962. 7	110	50	58	108	16
池田すみれこども園	H26. 4	3, 487. 4	1, 515. 2	175	49	103	152	23
本町こども園	H29. 4	1, 770. 5	738. 4	116	51	71	122	25
認定こども園太陽保育園	〃	716. 7	662. 6	82	27	45	72	14
認定こども園きんもくせい保育園	〃	1, 905. 4	965. 2	114	53	74	127	18
認定こども園7かや保育園	〃	1, 066. 8	909. 8	112	39	66	105	16
認定こども園第3きんもくせい保育園	〃	1, 199. 4	782. 3	96	35	71	106	15
ねやがわ寝屋の森こども園	〃	1, 067. 8	473. 9	79	30	45	75	16
認定こども園第27かや保育園	〃	901. 2	533. 4	76	31	45	76	12
認定こども園香里幼稚園	〃	1, 838. 0	1, 736. 1	300	17	176	193	22
おひさま保育園	H29. 7	1, 107. 9	188. 2	11	9	0	9	8
認定こども園池田保育園	H30. 4	957. 7	1, 066. 0	132	51	85	136	20
認定こども園桜木保育園	〃	1, 082. 2	530. 2	86	36	57	93	14
ねやがわ成美の森こども園	〃	1, 099. 4	652. 0	112	44	72	116	20
クローバー (認定こども園きんもくせい保育園分園 結)	〃	186. 2	103. 7	19	7	0	7	4

施設名	開所年月	面積(㎡)		利用定員	在籍児童数(人)			職員数 (保育士、保育教諭等)
		敷地	建物		3歳未満	3歳以上	合計	
認定こども園やまなみ幼稚園	〃	2,093.7	1,747.6	282	13	136	149	22
認定こども園旭学園第二幼稚園	〃	8,696.0	4,376.5	200	3	117	120	15
千成ヤクルトつばめKIDS保育園	〃	347.1	156.8	5	5	0	5	4
認定こども園仁和寺保育園	H31.4	1,235.6	579.8	66	18	38	56	9
幼保連携型認定こども園神田保育園	〃	854.5	719.0	106	40	69	109	19
エルミンこども園	〃	518.4	463.9	66	28	47	75	14
認定こども園石津保育園	〃	1,437.7	1,518.0	136	53	80	133	19
認定こども園たちばなこども園	〃	2,194.0	1,184.6	156	62	87	149	29
認定こども園ひまわり保育園	R2.4	1,815.5	1,051.0	153	48	78	126	23
認定こども園ひなぎく保育園	〃	1,238.0	865.8	106	38	52	90	15
認定こども園寝屋川めぐみ園	R3.4	731.0	888.2	106	46	72	118	22
合 計		65,007.3	36,017.8	4,582	1,488	2,656	4,144	706

※認定こども園は、1号認定を含む。

※事業所内保育事業所は、地域枠のみ。

※職員数（保育士、保育教諭等）は、勤務時間が1日6時間以上かつ月20日以上の職員で、保育施設における保育士配置に係る特例により保育士とみなすことができる幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭を含む。〔施設長、副施設長（教頭）及び補助金等事業専任者を除く。〕

※管外受託（市外に住民票のある児童を市内の保育施設で保育すること）を除く。

3 保育料

（令和3年4月1日現在）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分					保育料額（月額）	
区分	定義				3歳未満児(円)	
					保育標準時間	保育短時間
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯				0	0
B階層	A階層を除き、市町村民税非課税世帯				0	0
C階層	A階層を除き、市町村民税課税世帯	1	市町村民税のうち所得割課税額が20,000円未満である世帯	母子世帯等	2,100	2,000
				一般世帯	8,400	8,200
					4,200	4,100
		2	市町村民税のうち所得割課税額が20,000円以上26,000円未満である世帯	母子世帯等	2,100	2,000
				一般世帯	10,700	10,500
					5,350	5,250

		3	市町村民税のうち所得割課税額が 26,000 円以上 48,600 円未満である世帯	母子世帯等	2,100	2,000
				一般世帯	12,300	12,000
		4	市町村民税のうち所得割課税額が 48,600 円以上 53,000 円未満である世帯	母子世帯等	6,150	6,000
				一般世帯	2,100	2,000
		5	市町村民税のうち所得割課税額が 53,000 円以上 57,700 円未満である世帯	母子世帯等	13,500	13,200
				一般世帯	6,750	6,600
		6	市町村民税のうち所得割課税額が 57,700 円以上 62,000 円未満である世帯	母子世帯等	2,100	2,000
				一般世帯	14,800	14,500
		7	市町村民税のうち所得割課税額が 62,000 円以上 72,000 円未満である世帯	母子世帯等	7,400	7,250
				一般世帯	14,800	14,500
		8	市町村民税のうち所得割課税額が 72,000 円以上 77,101 円未満である世帯	母子世帯等	7,400	7,250
				一般世帯	15,900	15,600
		9	市町村民税のうち所得割課税額が 77,101 円以上 90,000 円未満である世帯	母子世帯等	7,950	7,800
				一般世帯	2,100	2,000
		10	市町村民税のうち所得割課税額が 90,000 円以上 100,000 円未満である世帯	母子世帯等	19,900	19,500
				一般世帯	9,950	9,750
		11	市町村民税のうち所得割課税額が 100,000 円以上 120,000 円未満である世帯	母子世帯等	25,900	25,400
				一般世帯	12,950	12,700
		12	市町村民税のうち所得割課税額が 120,000 円以上 140,000 円未満である世帯	母子世帯等	30,200	29,600
				一般世帯	15,100	14,800
		13	市町村民税のうち所得割課税額が 140,000 円以上 160,000 円未満である世帯	母子世帯等	35,400	34,700
				一般世帯	17,700	17,350
		14	市町村民税のうち所得割課税額が 160,000 円以上 180,000 円未満である世帯	母子世帯等	39,000	38,300
				一般世帯	19,500	19,150
		15	市町村民税のうち所得割課税額が 180,000 円以上 230,000 円未満である世帯	母子世帯等	42,000	41,200
				一般世帯	21,000	20,600
		16	市町村民税のうち所得割課税額が 230,000 円以上 259,000 円未満である世帯	母子世帯等	45,200	44,400
				一般世帯	22,600	22,200
		17	市町村民税のうち所得割課税額が 259,000 円以上 281,000 円未満である世帯	母子世帯等	47,400	46,500
				一般世帯	23,700	23,250
		18	市町村民税のうち所得割課税額が 281,000 円以上 300,000 円未満である世帯	母子世帯等	49,600	48,700
				一般世帯	24,800	24,350
		19	市町村民税のうち所得割課税額が 300,000 円以上 328,000 円未満である世帯	母子世帯等	51,800	50,900
				一般世帯	25,900	25,450
		20	市町村民税のうち所得割課税額が 328,000 円以上 397,000 円未満である世帯	母子世帯等	54,400	53,400
				一般世帯	27,200	26,700
		21	市町村民税のうち所得割課税額が 397,000 円以上である世帯	母子世帯等	59,000	57,900
				一般世帯	29,500	28,950
				母子世帯等	62,600	61,500
				一般世帯	31,300	30,750

※保育料の階層が C1～C5 の一般世帯の場合

保護者と生計を一にする子どもを含み、在籍児童が最年長者である場合は上段、在籍児童が次年長者である場合は下段の保育料を適用。また、第3子以降の児童は無料。

※保育料の階層が C1～C8 の母子世帯等の場合

保護者と生計を一にする子どもを含み、在籍児童が最年長者である場合の額であり、在籍児童が第2子以降の場合は無料。

※保育料の階層が C6～C21（C6～C8 の母子世帯等は除く。）の世帯の場合

保護者と生計を一にする就学前児童が、保育施設又は幼稚園に在籍している場合、最年長者は上段、次年長者は下段の保育料を適用。また、第3子以降の児童は無料。

※幼児教育・保育の無償化

令和元年10月1日から保育料の無償化が開始。

※寡婦（夫）控除みなし適用（平成28年4月1日から適用）

婚姻歴の無い未婚のひとり親世帯を対象に、税法上の寡婦（夫）控除が適用されるものとみなして保育料を算定。

4 幼児教育・保育の無償化

(1) 概要

3歳児から5歳児までの子ども及び0歳児から2歳児までの市民税非課税世帯の子どもについて、令和元年10月1日から保育料が無償化されました。

(2) 施設等利用給付認定

私立幼稚園、預かり保育事業（私立幼稚園又は認定こども園（幼稚園部分））、認可外保育施設、一時保育事業、病児保育事業又はファミリー・サポート・センター事業を利用する場合、無償化の対象となるには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

5 各種手当制度等

(1) 手当制度

種類	対 象 者	給 付 金 額	対象者数
児童手当	15歳到達後最初の3月31日までの児童（中学校修了前の児童）を養育している者 ※所得制限あり 制限以上の者は特例給付	児童1人につき月額 0～3歳未満 15,000円 3歳～6年生（1子・2子） 10,000円 （3子以降） 15,000円 中学生 10,000円 特例給付（0歳～中学生） 5,000円	受給者数 15,640世帯 対象児童数 25,803人 (R3年2月末現在)
児童扶養手当	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育し、かつ以下に該当する者 ・母子家庭又は父子家庭 ・父又は母に重度の障害がある ・父母のいない児童を養育している ※所得制限あり	1子目 全部支給 月額43,160円 一部支給 所得に応じて 月額43,150～10,180円 2子目の加算額 全部支給 月額10,190円 一部支給 所得に応じて 月額10,180～5,100円 3子目以降の加算額 全部支給 月額6,110円 一部支給 所得に応じて 月額6,100～3,060円	受給者数 2,191人 (R3年3月末現在)
特別児童扶養手当	精神又は身体に（政令で規定する）障害を有する20歳未満の児童を養育している者 ※所得制限あり	児童1人につき 1級 月額52,500円 2級 月額34,970円	受給資格者数 671人 (R3年3月末現在)

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金

対象者	貸付内容	貸付件数
・母子家庭の母または児童 ・父子家庭の父または児童 ・寡婦または扶養する子 等	・修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、技能習得資金、生活資金など ・原則無利子（保証人がない場合1%）	修学資金 35件 就学支度資金 12件 技能習得資金 1件 生活資金 4件

6 こども相談

相 談 件 数			事 業 内 容
令和2年度	令和元年度	平成30年度	
1,832 (うち虐待対応 1,461)	1,791 (うち虐待対応 1,404)	1,852 (うち虐待対応 1,409)	子どもの性格や生活習慣、子育て、親子関係、発達やことばの遅れ、保育所・幼稚園・学校での生活、心身の障害など18歳未満の児童に関する相談に対応。平成17年4月から児童虐待に関する相談や通告にも対応。

7 市立子育てリフレッシュ館・リラット（RELATTO）

- (1) 目的 子育て支援に関する事業及び子どもや保護者のリフレッシュのための事業を総合的に行い、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備する。
- (2) 所在地 寝屋川市錦町8番13号
- (3) 敷地面積 1,534.21 m²
- (4) 建築面積 650.23 m²
- (5) 開設 平成30年7月21日
- (6) 構造 鉄筋コンクリート造 3階建て
- (7) 事業内容
- ア 子どもの遊び場の提供
 - イ 一時預かり事業
 - ウ 子育てについての情報交換及び保護者の交流の促進
 - エ 妊産婦及び保護者の子育て等についての相談
 - オ 子育て支援及び子どもや保護者のリフレッシュのための講座等の開催
 - カ 子育てに係る相互援助活動の促進
 - キ 子育てに係るサークル活動の支援
 - ク 子育てに関する情報の提供
- (8) 延べ利用者数等 （令和3年10月末）
- ア キッズ・スマイル・パーク（子どもの遊び場）
延べ利用者数 95,144人 会員登録数 30,000人
 - イ 一時預かり 延べ利用人数 4,867人 会員登録数 1,313人
 - ウ 講座 参加者数 19,957人（イベント参加者数を含む。）
 - エ ファミリー・サポート・センター 登録会員 894人（令和3年10月31日現在）
- (9) 講座の内容

（令和3年10月1日）

種 類	対象者	内 容	開催予定日等
プレママ教室	妊婦（妊娠5か月以上）とその家族	妊娠・出産・産後の健康管理、栄養、体操母乳等の教室	・第4水曜日開催 ・無料
パパママ教室	妊婦（妊娠5か月以上）とその家族	沐浴実習・育児物品の紹介、妊婦体験、育児についての話	・第3土曜日開催 ・無料
離乳食 クッキング	7か月～1歳児	離乳食の調理、親子での実食	・有料
親子クッキング	概ね3歳から就学前の親子	親子での調理と実食	・有料
リフレッシュ クッキング	就学前の子どもを持つ保護者	保護者のみの調理と実食	・有料

8 こどもセンター

(1) 目的

地域子育て支援拠点として、0歳児から小学校就学前までの子ども、その保護者を対象に、交流の場の提供、遊びの広場など、子育て支援に資する取組を実施する。

(2) 所在地 寝屋川市八坂町 28 番 13 号

(3) 敷地面積 722.6 m²

(4) 建築面積 890.3 m²

(5) 開設 平成 13 年 11 月 28 日

(6) 構造 鉄筋コンクリート造 3 階建て

(7) 事業内容

ア 子育てに関する相談、情報の収集、提供

イ 保護者と子どもが遊び、保護者同士の交流ができる場所の提供

ウ 保護者向けの講座、講演会の開催

エ 関係機関、団体との相互連携の促進

オ 育児サークル等の活動の育成、支援

(8) 延べ利用人員（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）

13,243 人

9 その他の地域子育て支援拠点

前記のこどもセンターのほか、以下の地域子育て支援拠点で、子育て中の親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、子育て情報の提供、講習等を行う。

名 称	所 在 地	開設年月
寝屋川めぐみ園子育て支援センター	田井町 44 番 10 号	平成 6 年 1 月開設
たんぽぽ保育所子育て支援センター	打上南町 2 番 1 号	平成 11 年 6 月開設
あやめ保育園子育て支援センター	萱島南町 12 番 3 号	平成 20 年 4 月開設
つどいの広場「ゆう」	三井が丘三丁目 7 番 3 号	平成 20 年 10 月開設
つどいの広場「そら」	高柳六丁目 13 番 5 号	平成 20 年 10 月開設
大阪聖母保育園子育て支援センター	東香里園町 9 番 6 号	平成 24 年 4 月開設
きんもくせい保育園子育て支援センター	木屋町 6 番 3 号	平成 24 年 5 月開設
つどいの広場「きしゃぼっぽ」	萱島信和町 13 番 1-103 号	平成 25 年 10 月開設
つどいの広場「はる」	葛原新町 14 番 1-103 号	平成 25 年 10 月開設
池田すみれこども園子育て支援センター	池田一丁目 20 番 15 号	平成 26 年 10 月開設
つどいの広場「こころ」	木田町 18 番 1-101 号	平成 26 年 10 月開設

10 ねやがわ子育て☆スタート応援クーポン交付事業（平成 29 年 10 月開始）

(1) 目的

子育てをしている保護者に対し、子育て支援サービスを利用するに当たって使用することができるクーポン（500 ポイント券 10 枚、200 ポイント券 25 枚、寝屋川市立子育てリフレッシュ館お楽しみ券 4 枚）を交付することにより、子育てをしている保護者に本市の子育てサービス等を体験してもらい、新たな利用を促進し一層利用してもらうことで、子育て家庭への更なる支援の充実を図る。

(2) 交付対象者

寝屋川市に住民票があり、0 歳から 3 歳に達する子どもの保護者（3 歳になって最初の 3 月 31 日まで）

(3) 対象事業

- ア 歯のフッ素塗布
- イ 子どもの一時預かり
- ウ 市の補助対象となっていない子どもの予防接種
- エ 育児援助・家事援助ヘルパー派遣
- オ RELATTO の遊びスペース・一時預かり・講座
- カ 産後ケア事業
- キ 子ども又は保護者が対象の講座 等

(4) 実績

交付件数 1,575 件

歯のフッ素塗布	11,500 円
子どもの一時預かり	329,700 円
子どもの予防接種	4,138,500 円
育児援助・家事援助	236,600 円
RELATTO	1,153,900 円
産後ケア	41,800 円
講座	121,300 円
その他	0 円

(5) その他

令和 3 年度にクーポンの新規配布を停止するとともに、令和 3 年度末をもって、本事業を廃止する。

都 市 計 画

1 用途地域等の指定状況

(令和元年 11 月 22 日現在)

区 域	用 途 地 域 の 名 称	建蔽率	容積率	面 積 (ha)		%
市 街 化 区 域	第一種低層住居専用地域	5/10	10/10	約 139	約 145	約 6.8
		6/10	15/10	約 5.9		
	第一種中高層住居専用地域	6/10	15/10	約 40	約 382	約 17.7
			20/10	約 342		
	第二種中高層住居専用地域	6/10	20/10	約 355		約 16.4
	第一種住居地域	6/10	20/10	約 410		約 19.0
	第二種住居地域	6/10	20/10	約 166		約 7.7
	準住居地域	6/10	20/10	約 19		約 0.9
	近隣商業地域	8/10	20/10	約 36	約 126	約 5.8
			30/10	約 82		
			40/10	約 2.4		
		6/10	20/10	約 6.9		
	商業地域	8/10	40/10	約 16.8	約 19	約 0.9
			60/10	約 2.1		
	準工業地域	6/10	20/10	約 523		約 24.2
工業地域	6/10	20/10	約 18		約 0.8	
(小 計)				約 2,162		100.0
市街化調整区域		6/10	20/10	約 308		
合 計				約 2,470		

地 域・地 区 名		面 積 (ha)
防火地域		約 26
準防火地域		約 2,136
高度地区	第 1 種	約 145
	第 2 種	約 737
高度利用地区		約 6.0

2 地区計画の指定状況

(令和2年2月27日現在)

地 区 名	面 積 (ha)	地 区 名	面 積 (ha)
香里三井が丘地区	約 2.8	三井南町地区	約 2.7
八幡台地区	約 5.2	寝屋南町地区	約 22.9
太秦ハイツ地区	約 4.6	梅が丘二丁目地区	約 5.6
高宮あさひ丘地区	約 13.0	宇谷地区	約 30.6
成田東町地区	約 24.2	幸町地区	約 0.8
仁和寺松下住宅地区	約 3.8	河北西町地区	約 4.0
萱島東地区	約 49.0	新家地区	約 6.9
成田西町香風台地区	約 4.0	寝屋川駅前線沿道地区	約 4.3
太秦第2ハイツ地区	約 7.6	打上新町地区	約 3.5
香里北之町・香里西之町地区	約 3.3	小路地区	約 12.5
成田東が丘地区	約 4.4	讃良東町北地区	約 5.6
高倉二丁目地区	約 1.0	香里地区	約 133.0
打上地区	約 8.0	池田・大利地区	約 66.0
対馬江大利線沿道地区	約 11.7	寝屋川公園駅前線沿道地区	約 3.1
幸町東地区	約 0.4	太秦桜が丘地区	約 1.0
合計 30 地区			約 445.5

3 都市計画道路の計画決定状況

(平成28年11月18日現在)

種 類	本 数 (本)	延 長 (m)
自動車専用道路	1	4,970
幹 線 街 路	25	44,450
区 画 街 路	6	3,800
特 殊 街 路	2	330
合 計	34	53,550

4 都市計画公園等の計画決定状況

(平成26年1月16日現在)

公園・緑地・墓園の種別		箇 所	面 積 (ha)
公 園	街 区 公 園	17	4.37
	近 隣 公 園	21	41.30
	地 区 公 園	1	4.50
	広 域 公 園	1	54.40
緑 地		3	59.00
墓 園		1	10.60
合 計		44	174.17

5 市街地開発事業

(1) 市街地再開発事業

- ア 寝屋川市駅前第一種市街地再開発事業
事業名 寝屋川市駅前第一種市街地再開発事業（アドバンスねやがわ）
施行者 寝屋川市
施行面積 約 2.1ha
都市計画決定 昭和 49 年 2 月 25 日
施行期間 昭和 47 年度～昭和 61 年度
- イ 香里園駅東地区第一種市街地再開発事業
事業名 香里園駅東地区第一種市街地再開発事業
施行者 香里園駅東地区市街地再開発組合
施行面積 約 2.6ha（寝屋川市域 約 2.3ha、枚方市域 約 0.3ha）
都市計画決定 平成 17 年 8 月 9 日
施行期間 平成 18 年度～平成 26 年度
- ウ 寝屋川市駅東地区第二種市街地再開発事業
事業名 寝屋川市駅東地区第二種市街地再開発事業
施行者 寝屋川市駅東地区再開発株式会社
施行面積 約 1.5ha
都市計画決定 平成 18 年 2 月 21 日
施行期間 平成 19 年度～平成 24 年度

(2) 土地区画整理事業

- ア 打上特定土地区画整理事業
事業名 打上特定土地区画整理事業
施行者 寝屋川市打上土地区画整理組合
施行面積 約 7.8ha
都市計画決定 平成 8 年 3 月 1 日
施行期間 平成 8 年度～平成 13 年度
- イ 寝屋南土地区画整理事業
事業名 寝屋南土地区画整理事業
施行者 寝屋川市寝屋南土地区画整理組合
施行面積 約 22.7ha
都市計画決定 平成 19 年 2 月 6 日
施行期間 平成 19 年度～平成 23 年度
- ウ 小路土地区画整理事業
事業名 小路土地区画整理事業
施行者 寝屋川市小路土地区画整理組合
施行面積 約 10.6ha
都市計画決定 平成 26 年 9 月 8 日
施行期間 平成 26 年度～平成 30 年度
- エ 打上高塚町土地区画整理事業
事業名 打上高塚町土地区画整理事業
施行者 寝屋川市打上高塚町土地区画整理組合
施行面積 約 2.6ha
都市計画決定 平成 29 年 2 月 27 日
施行期間 平成 29 年度～令和 2 年度

開 発 指 導

1 開発に関する指導要綱

(1) 目的

平成 21 年 7 月 1 日から「開発事業に関する指導要綱」を施行し、開発事業を行おうとする者を一定の基準をもって指導し、地域の特性をいかしつつ、良好な街づくりとその周辺地域との整合性を図りつつ公共公益施設の整備を行い、もって秩序ある計画的な街づくりの実現を図ることを目的とする。

(2) 適用範囲

本市域内において、開発事業を行う開発事業者に対して適用し、開発区域の実測面積 300 ㎡を区分として、開発事業協議、若しくは小規模開発事業協議を行う。

2 開発許可等の申請件数

区分 年度	開発許可申請		一般開発事業等の申請		小規模開発事業の申請		道路位置指定の申請		宅地造成等規制法の申請	
	申 請	許 可	申 請	協議済	申 請	協議済	申 請	指 定	申 請	許 可
令和 2 年度	35	35	72	46	465	459	4	4	1	1
令和元年度	39	39	92	58	484	479	5	5	4	4
平成 30 年度	31	31	100	58	456	451	5	4	8	7

3 開発審査会

都市計画法に基づく開発許可等の処分についての審査請求に対する裁決、その他同法によりその権限に属された開発許可等について議決するための地方公共団体の機関である。

(取扱件数)

区 分	年 度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
法 34-14 (市街化調整区域の開発許可)		0	0	0
令 36-1-3-ホ (市街化調整区域の建築許可)		0	0	0
法 50-1 (審査請求)		0	0	0
上記以外		0	1	0
合 計		0	1	0

4 寝屋川市景観条例

平成 14 年に景観法が制定されたことを受け、地域性をいかした良好な景観の形成を推進するため、平成 22 年 4 月に寝屋川市景観条例を制定し、同年 9 月に景観計画を施行した。

届出対象行為基準により提出される届出の受理、景観形成基準による審査、指導、助言等により良好な景観の形成を図るため規制誘導を行う。

(取扱件数)

区 分 \ 年 度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
法第 16 条第 1 項第 1 号により届出が必要な行為（建築物の建築行為等）	10	8	7
法第 16 条第 1 項第 2 号により届出が必要な行為（工作物の築造行為等）	0	1	0
法第 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為（開発行為及び準ずる行為）	19	24	27
法第 16 条第 1 項第 4 号により届出が必要な行為（その他条例で定める行為）	1	0	0
法第 16 条第 5 項により通知が必要な行為	0	0	2

建 築 指 導

1 建築確認

建築主が建築物を建築しようとする場合は、建築基準法の定めにより当該工事に着手する前に、その計画が当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受けなければならない。

(取扱件数)

(ただし、計画変更申請は除く。)

区分 \ 年度		令和2年度	令和元年度	平成30年度
交付件数	確認件数	10	6	3
	建築設備	0	0	0
	工作物	2	0	1
	適合通知	33	35	29
	建築設備	1	25	5
	工作物	0	0	0
	許可等件数	19	18	13
	検査済証交付件数	5	6	5
数	法第18条による 検査済証交付件数	11	45	44

2 建築審査会

建築基準法に規定する建築の許可申請等に伴う同意及び審査請求に対する裁決についての議決を行うと共に、特定行政庁の諮問に応じてこの法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため特定行政庁に設置された機関である。

(取扱件数)

区分 \ 年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
48条ただし書（用途地域内の建築制限）	1	0	0
56条の2（日影規制）	0	0	0
59条の2（総合設計）	0	0	0
94条（審査請求）	0	0	0
55条（絶対高さ）	0	0	0
43条（敷地等と道路との関係）	6	10	4
上記以外	1	1	0
合 計	8	11	4

3 違反建築

違反建築の対応策としては、違反建築物の早期発見に努めるとともに早期法的措置及び早期是正指導を行うことが効果的であり、建築パトロールを実施し一層の監視体制の強化を図ると共に関係機関（水道、電気、ガス）の協力を得ながら、違反建築物に対する是正指導を行う。

（違反建築物に対する是正措置）

区 分 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
違反建築物件数	9	8	8
法第9条により命令をした建築物件数	0	0	0
行政指導した建築物件数	9	8	11
法第9条第2項により通知書を出した数	0	0	0
法第9条第1項により命令を出した数	0	0	0
法第9条第7項により命令を出した数	0	0	0
法第9条第10項により命令を出した数	0	0	0
是 正 勧 告	0	0	0
是 正 さ れ た 建 築 物 件 数	6	6	6
法第9条第12項による手続をとった件数	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
告 発 件 数	0	0	0

4 耐震診断・耐震改修

市内の木造・非木造住宅・民間特定建築物（共同住宅・病院等）の耐震診断・設計・改修費用の一部を補助し、建築物の耐震診断・改修の推進を図り、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命・身体及び財産を守る。

（取扱戸数）

区 分 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
耐震診断（木造住宅）	35	59	210
〃（非木造住宅）	0	0	152
〃（特定建築物）	0	0	1
耐震設計	5	36	16
耐震改修	8	42	23

5 長期優良住宅

長期に良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅（長期優良住宅）の普及を促進し、良好な住宅ストックを将来世代に承継することを目的とし、認定基準の審査、助言、指導し認定事務を行う。

(取扱件数)

区 分 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
当初計画認定申請	117	118	87
変更計画認定申請	18	13	10
その他	3	1	0

6 建設リサイクル法

再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする建設リサイクル法による、届出及び通知の事務処理を行う。

(取扱件数)

区 分 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
建設リサイクル法届出件数	284	433	397
建設リサイクル法通知件数	67	81	54

密集住宅地区整備

1 密集住宅地区整備事業

(1) 事業の概要

市内には、高度経済成長期に建設された文化住宅、木造アパートなどが駅周辺の道路、公園等の都市基盤施設が未整備な萱島東地区、池田・大利地区、香里地区の3地区に密集しており、建物の老朽化とともに空家の増加、住環境悪化が著しくなっている。

これらの地区の住環境を改善し、防災性の向上を図っていくため、国の制度などを活用しながら、市の実情にあわせた「過密住宅地区整備要綱」を昭和59年4月に制定し（平成22年2月1日 密集住宅地区整備要綱に改正）、これに基づいて地区内の整備計画の作成と生活道路の整備、公園等の整備、木造賃貸住宅の良好な建て替え及び除却の促進などを進めている。

(2) 密集住宅地区整備

ア 整備計画区域

密集住宅地区のうち、地区住民代表による「まちづくり協議会」などを通じ、住民意向を踏まえた地区整備計画の策定を行った地区について、大臣の承認を得て指定した地区。

地 区 名		区 域	面 積	大臣承認日
寝屋川地区	萱島東地区	萱島桜園町他7町の区域	48.7ha	昭和59年4月17日
	池田・大利地区	東大利町他14町の区域	66.0ha	昭和60年2月14日
	香里地区	香里北之町他9町の区域	133.0ha	昭和61年3月19日
	その他地区	音羽町他14町の区域	8.7ha	平成19年3月29日

イ 老朽木造集合住宅の除却工事費等を補助

整備計画区域内で、老朽化が進み大規模地震時には倒壊や大火が発生する危険性がある文化住宅や木造アパートなどを対象に住宅の除却工事費と入居者移転費を平成23年7月7日より補助している。

【老朽木造集合住宅除却費等補助実績】

年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
棟 数	21	33	47

ウ 木造賃貸住宅の良好な建て替えを支援

整備計画区域内で、複数の木造賃貸住宅の地家主が共同で建て替えを行うなど市の定めた基準を満たす良好な建て替えをする場合には、事業費の一部を助成する。また、建て替えに伴い移転する居住者については、希望により府営住宅など公的住宅への入居のあっせんも行う。

エ 主要生活道路等の整備

整備計画区域では、整備計画に基づいて主要生活道路6.7m（有効幅員6m）を沿道の建築行為等に伴い順次整備するとともに、住宅の共同建て替えなどにあわせて公園の整備を進める。また、主要生活道路のうち特に狭隘で通行車輛に支障のある区間については、重点区間として積極的に整備を行った。現在、消防活動困難区域の効率的な解消を図るため、優先整備道路について老朽木造建築物の除却工事費を補助し、積極的な整備を行っている。

年度 区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
用地取得件数	6	12	13
用地取得面積(㎡)	154.30	285.52	103.99

【優先整備道路老朽木造建築物除却費補助実績】

年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
棟 数	0	1	1

(3) 木造賃貸住宅密集地区の整備

ア 東大和地区の整備

(昭和61年3月1日：事業計画大臣承認、平成2年10月22日：一部承認変更)

老朽化した木造賃貸住宅が、特に密集して住環境の悪化の著しい東大和地区(区域面積 約0.71ha)について、旧住宅・都市整備公団(現、独立行政法人都市再生機構)、地家主等による面的な建て替えとあわせて、市において生活道路、公園等を整備し、平成12年度に完了した。

(公共施設整備内容)

老朽住宅除却等	28棟	下 水 道 整 備	176m
道路整備面積	1,291㎡	公園整備面積(アベリア公園)	500㎡

(建て替え事業)

- ・住宅・都市公団と民間家主による共同建て替え 平成元年完成(全30戸)
- ・民間建て替えによる共同建て替え 2件 平成6年～7年完成(全45戸)
- ・民間建て替えによる協調建て替え 2件 平成7年～12年完成(全31戸)

イ 松屋町地区の整備 (平成8年3月29日：事業計画大臣承認)

老朽化した木造賃貸住宅が密集した松屋町地区(区域面積 約0.6ha)について、良好な建て替えを推進し、市において生活道路・公園等を整備し平成15年度に公共施設の整備を完了した。

(公共施設整備内容)

老朽住宅除却等	11棟	地区内水路改修	101m
道路整備面積	203㎡	公園整備面積(ゆうゆう広場)	356㎡

(建て替え事業)

- ・民間建て替えによる協調建て替え 5件 平成6年～11年完成(全54戸)

ウ 長栄寺町地区の整備 (平成12年3月30日：事業計画大臣承認)

老朽化した木造賃貸住宅が密集した長栄寺町地区(区域面積 約0.73ha)について、良好な建て替えの推進と市において公園等整備等を行った。

(公共施設整備内容)

老朽住宅除却等	3棟	公園整備面積(長栄寺ふれあい広場)	251㎡
---------	----	-------------------	------

エ 萱島東地区の整備

(平成8年7月1日：事業計画大臣承認、平成11年9月17日：変更承認)

萱島東地区の整備を促進するため、住宅密集地区の面的整備を重点的に推進する「特定整備地区」(約10.2ha)と大規模低利用地等の活用及び道路、公園など都市基盤施設整備を図る「(旧)拠点の開発地区」(約5.2ha)とリンケージさせた事業を進めた。

なお、平成16年度には、都市再生緊急整備地域の指定を受け、萱島桜園町において、平成18年度から大阪府住宅供給公社の施行による防災街区整備事業を実施し、防災機能を備えた建築物と公共施設の整備を図った。

(公共施設整備内容)

老朽住宅除却等	60棟	道路整備面積	3,227㎡
公園用地取得面積		1,049㎡	

(建て替え事業)

- ・民間建て替えによる共同建て替え 5件 平成9年～16年完成(全139戸)
- ・民間建て替えによる協調建て替え 4件 平成10年～21年完成(全26戸)

(旧拠点の開発地区の公共施設整備内容)

公園整備面積(いちじく公園)	525㎡
親水公園整備(からくる親水公園)	4,718㎡
緑道整備	1,128㎡

(公園の整備)

萱島あやめ公園整備(平成21年度)		2,038㎡
主な施設	複合遊具、健康遊具、耐震性貯水槽	
萱島さくら公園整備(平成25年度)		524㎡
主な施設	健康遊具、耐震性貯水槽	

公的賃貸住宅

1 市営住宅

(令和3年3月31日現在)

団地名	所在地	戸数	内 訳		建設年度
			木造	耐火造	
下 木 田	下木田町	18	—	18	昭和39・43年度
明 和	明和二丁目、打上南町	388	—	388	昭和40年～48年度
寝 屋 川 東	明和二丁目、高倉二丁目	34	—	34	平成29年度
借上打上団地	梅が丘一丁目	40	—	40	昭和51年度
借上香里三井B団地	三井が丘一丁目	※ 2	—	2	昭和45年度
借上香里三井C団地	三井が丘五丁目	※ 3	—	3	昭和45年度
借上寝屋川団地	明德一、二丁目	※ 13	—	13	昭和47年度
借上萱島リバーサイドコーポ	萱島信和町	※ 11	—	11	昭和58年度
借上コリーナ寝屋川	高倉二丁目	※ 57	—	57	平成29年度
借上サンハイツ寝屋川	昭栄町	※ 1		1	昭和63年度

※借上打上団地、借上香里三井B、C団地及び借上寝屋川団地は、大阪府住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構の住宅、萱島リバーサイドコーポ、コリーナ寝屋川及びサンハイツ寝屋川は、民間賃貸住宅を借上げている。

2 府営住宅

(令和3年3月31日現在)

団地名	所在地	戸数	内 訳		建設年度
			木造	耐火造	
寝屋川香里	美井町	66	—	66	建替昭和58・60年度
寝屋川成田東	成田東町	96	—	96	建替昭和58・61年度
寝屋川大利	大利町	80	—	80	建替昭和58年度
寝屋川春日	葛原新町 春日町	271	—	271	建替昭和63・平成4・6年度 ○都市居住更新事業
寝屋川高柳	高柳二丁目	194	—	194	建替平成1・4・5年度
寝屋川池田	池田西町	308 ※	—	308	建替昭和63・平成4・5・8年度 ○都市居住更新事業
寝屋川御幸西	御幸西町	465	—	465	建替平成4・5・9・12・14年度
寝屋川三井	三井が丘三丁目	510	—	510	昭和45年度

寝屋川 秦	三井が丘二丁目	785	—	785	昭和45年度
寝屋川 打上	梅が丘一丁目	484	—	484	昭和48年度
寝屋川 点野	点野六丁目	518	—	518	昭和48～49年度
寝屋川 仁和寺	仁和寺本町六丁目	358	—	358	昭和48・50年度
寝屋川 中木田	中木田町	121	—	121	昭和48年度
寝屋川 寝屋	寝屋新町	200	—	200	昭和52～53年度
寝屋川 河北	河北西町	302	—	302	昭和52年度
寝屋川 萱島東	萱島東三丁目	84	—	84	平成8・12年度

※寝屋川池田は公営238戸、特公賃70戸の合計308戸

3 大阪府住宅供給公社

(令和3年3月31日現在)

団地名	所在地	戸数	内 訳		建設年度
			木造	耐火造	
香里三井	三井が丘一、五丁目	925	—	925	昭和44～46年度
打上	梅が丘一丁目	380	—	380	昭和50年度
香里三井	三井が丘五丁目	47	—	47	昭和63年度
いらか	萱島東三丁目	49	—	49	平成8年度
萱島南町	萱島南町	83	—	83	平成12年度
OPH 寝屋川豊野	豊野町	56	—	56	平成19年度

4 独立行政法人 都市再生機構

(令和3年3月31日現在)

団地名	所在地	戸数	内 訳		建設年度
			木造	耐火造	
寝屋川	明德一、二丁目	1,560	—	1,560	昭和47年度
シティコート 寝屋川	東大和町	25	—	25	昭和63年度

道 路

1 市道

(毎年4月1日現在+道路台帳基礎数値)

歴 年 内 訳		令和2年		令和元年		平成30年	
		延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積
総延長 (道路敷)		m 322,107	m 2,079,771	m 319,985	m ² 2,066,569	m 317,986	m ² 2,050,965
実 延 長	道 路	309,569	1,958,867	307,006	1,938,810	305,140	1,926,889
	橋	263 橋 2,135	14,513	265 橋 2,132	14,489	265 橋 2,141	14,415
	小 計	311,704	1,842,431	309,138	1,953,299	307,281	1,941,304
重 用		6,791	76,581	6,749	76,303	6,607	72,694
未供用		3,612	29,810	4,098	36,967	4,098	36,967
舗 装	幅5.5 以上	53,906 17.29 (%)	557,230 30.24 (%)	52,982 17.14 (%)	546,916 30.01 (%)	51,901 16.89 (%)	541,929 29.90 (%)
	幅5.5 未満	256,091 82.16 (%)	1,280,460 69.50 (%)	254,449 82.31 (%)	1,270,924 69.73 (%)	253,716 82.57 (%)	1,265,902 69.84 (%)
	小 計	309,997 99.45 (%)	1,837,690 99.74 (%)	307,431 99.45 (%)	1,817,840 99.74 (%)	305,617 99.46 (%)	1,807,831 99.74 (%)
未舗装		1,707 0.55 (%)	4,741 0.26 (%)	1,707 0.55 (%)	4,743 0.26 (%)	1,664 0.54 (%)	4,609 0.26 (%)

2 道路掘削占用件数

年 度 占用物件		令和2年度		令和元年度		平成30年度	
		許可件数	構成比	許可件数	構成比	許可件数	構成比
水 道 管		181	16.4	199	17.7	180	20.5
一般地下埋設物		332	30.2	371	33.1	106	12.2
ガ ス 管		329	29.9	305	27.2	298	34.0
一般地下占用物件		—	—	—	—	—	—
電 気		139	12.6	145	12.9	161	18.3
下 水 道		81	7.4	70	6.2	78	8.8
電 話		39	3.5	32	2.9	54	6.2
計		1,101	100	1,122	100	877	100

※一般地上占用物件を含む。

3 寝屋川市道路線認定基準（内規）

(1) 目的

この基準は、寝屋川市の急激な発展と交通量の増大に伴い、新たに市道の路線認定を行う場合における必要な基準を定め、適正な市道路線網の整備の増進を図ることを目的とする。

(2) 基準

市道に認定する道路は、法令、その他特別の定めのあるものを除き一般交通の用に供している道路及び自転車専用道路等の指定ができ、かつ系統的な道路で次の各号の一に該当するものとする。

ア 路線の起点及び終点がそれぞれ公道に接している道路又は、起点もしくは終点のどちらかが公道に接し、他の一方がこれに準ずる道路に連絡していること。

イ 公共施設の相互間に連絡又は、公共施設が公道に連絡する道路であること。

ウ その他、公共の見地から市長に相当と認める道路であること。

(3) 要件

前の規定により認定しようとする道路は、原則として次の各号に掲げる要件を具備していなければならない。

ア 原則として道路幅員4m以上で道路構造令、寝屋川市開発に関する指導要綱及び関係法令に適合した舗装道であること。

イ 土地区画整理法、都市計画法及び寝屋川市開発に関する指導要綱により開発行為の完了検査済証が発行された道路。

ウ 本市において用地買収し、築造する道路。

エ 国有地であり市長が無償譲与を受けようとする道路。

オ 住宅団地を形成し、当該団地内の道路幅が4m以上で、行き止まりでなく当該道路が、排水設備、その他道路の付帯物が整備され道路敷の無償寄付された道路で市長が認証した道路。

カ その他、市長が必要と認めた道路。

(4) 施行期日

この基準は、昭和55年10月1日から施行する。

4 寝屋川市私道舗装規則（抜粋）

(1) 目的

寝屋川市の区域内に所在する私道を寝屋川市が舗装及び舗装修繕を行うことにより、私道の整備を促進し、もって、寝屋川市民の生活環境の向上及び寝屋川市における交通の安全を確保することを目的とする。

(2) 定義

ア 公道 道路法第3条に規定する道路をいう。

イ 私道 公道以外の一般の交通の用に供する道（国又は地方公共団体の所管に属するものを除く。）をいう。

ウ 舗装 アスファルト等で路面を築造することをいう。

エ 舗装修繕 舗装した路面を修繕することをいう。

オ 受益者 私道の敷地の所有権その他の権利を有する者及び当該私道の敷地に隣接する土地の所有権その他の権利を有し、当該私道により利益を受ける者をいう。

(3) 舗装の対象

次の要件に掲げる全てに該当するものとする。

ア 築造後3年以上を経過し、現に、一般の用に供していること。

イ 両端に排水設備が整備されていること。

ウ 舗装工事を行うに当たって、路面に不適当な物件が存しないこと。

エ 舗装後3年以内に、下水道工事、上水道工事等を行う予定がないこと。

(4) 市負担額

- ア 有効幅員が4 m以上のもの 5分の4
イ 有効幅員は4 m未満（次号に掲げるものを除く） 4分の3
ウ 公道から公道に接続するもので
有効幅員が4 m未満のもの（準公道を除く） 5分の4

5 私道舗装実績

区 分 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
件 数	6	2	3
延 長 (m)	267.3	189.0	291.0
面 積 (㎡)	991.2	833.2	1,325.6
補 助 額 (千円)	5,318.6	4,567.3	6,692.5

6 道路明示

区 分 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
市 道 等 明 示	211 件	159 件	211 件

7 都市計画道路事業

(1) 都市計画道路香里駅前線外1路線

ア 事業概要

※国道170号から京阪香里園駅西側駅前交通広場までの道路築造を行った。
道路延長 491.8m 幅員 18m
駅前交通広場 約 5,500 ㎡

イ 事業認可

昭和48年10月17日から平成16年3月31日

ウ 事業完了

平成16年3月31日

(2) 都市計画道路萱島堀溝線

ア 事業概要

※府道八尾枚方線から第二京阪道路までをアクセス道路として築造を行った。
道路延長 180m 幅員 18m

イ 事業認可

平成15年10月17日から平成22年3月31日

ウ 事業完了

平成22年3月20日 供用開始

(3) 都市計画道路寝屋川駅前線

ア 事業概要

※京阪寝屋川市駅へのアクセス性など周辺地域の交通環境の改善を図ると共に防災性の向上に

より周辺地域の一層の活性化を促進する目的で、景観に配慮した道路として整備を行った。
道路延長 350m 幅員 25m（市道本町幸線から大阪外環状線まで）

イ 事業認可

平成 21 年 6 月 25 日から平成 28 年 3 月 31 日

ウ 事業完了

平成 27 年 4 月 1 日 供用開始

(4) 都市計画道路対馬江大利線

ア 事業概要

※周辺地域の交通環境の改善を図ると共に防災性の向上により周辺地域の一層の活性化を促進する目的で、景観に配慮した道路として府道八尾茨木線から市道寝屋川左岸線までの延長約 1,440m を大阪府と協力して整備する。

市施行予定道路延長 850m 幅員 20m（府道木屋門真線から市道寝屋川左岸線まで）

イ 事業認可

平成 28 年 2 月 25 日から令和 7 年 3 月 31 日

ウ 進捗状況

平成 27 年度から用地買収、物件移転に着手

令和元年度より橋梁工事、令和 3 年度より道路工事を着手。

(5) 都市計画道路寝屋川公園駅前線

ア 事業概要

※JR寝屋川公園駅への交通アクセスの改善を図るとともに、児童生徒の通学の安全を確保し、周辺地域の一層の活性化を促進する目的で、景観に配慮した道路として総延長 790m のうち、未整備区間である太秦元町打上元町 1 号線から府道枚方富田林泉佐野線までの延長約 420m を、打上高塚町土地区画整理組合が実施する土地区画整理事業と協力して整備を行った。

市施行予定道路延長 133m 幅員 16m（第一工区 23m、第二工区 110m）

イ 事業認可

平成 28 年 7 月 8 日から令和 3 年 3 月 31 日

ウ 事業完了

令和 2 年 9 月 30 日 供用開始

8 地籍調査事業

(1) 概要

国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、面積等を正確に調査・測量する。

(2) 目的

災害時の早期復旧や税の公平性、土地の流動化を図る。

(3) 方針

2 軸化構想や公共事業に伴う地区を優先し、年間約 5 ha × 2 地区において進捗を図る。

(4) 実績

(令和 3 年 3 月 31 日)

調査した面積	117.8 ha
調査対象面積	2,451 ha
進捗率	約 4.8%

公園緑地

1 都市計画公園・開設 (44 公園・緑地)

(令和3年4月1日)

公園名	種別	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)
紅ヶ丘公園	街区	0.25	—
松屋町公園	〃	0.25	—
秦公園	近隣	1.60	—
太秦1号公園	〃	2.30	—
仁和寺公園	〃	1.60	—
点野公園	〃	1.20	—
打上公園	〃	2.70	—
河北公園	〃	1.40	—
小計		11.30	
大利公園	街区	0.31	0.18
池田1号公園	〃	0.97	0.96
中木田公園	〃	0.11	0.11
熱田公園	〃	0.71	0.71
成田西公園	〃	0.18	0.16
昭栄町公園	〃	0.13	0.13
太間公園	〃	0.20	0.20
まつのき公園	〃	0.17	0.17
あじさい公園	〃	0.05	0.05
さつき公園	〃	0.11	0.10
香里北さざんか公園	〃	0.10	0.10
湯屋が谷さくら公園	〃	0.13	0.13
池田けやき公園	〃	0.10	0.10
幸町公園	〃	0.40	0.40
みどりの丘さくら公園	〃	0.20	0.20
成田公園	近隣	1.60	1.44
田井西公園	〃	2.10	1.70
国松公園	〃	3.30	0.83
初本町公園	〃	2.90	0.92
高柳栄町公園	〃	1.90	0.27
池田2号公園	〃	1.10	0.19
木屋元町公園	〃	1.10	0.54
香里西公園	〃	1.10	0.64
寝屋公園	〃	1.40	0.12
太秦2号公園	〃	2.20	1.76
堀溝公園	〃	2.40	0.06
上神田公園	〃	2.30	0.16
黒原旭町公園	〃	2.60	0.37
小路明和公園	〃	3.20	2.13

萱 島 東 公 園	〃	1.30	0.32
南 寝 屋 川 公 園	地 区	4.50	4.50
友 呂 岐 緑 地	緑 道	4.50	3.82
寝 屋 川 公 園 墓 地	墓 地	10.60	7.05
寝 屋 川 公 園	府 営 公 園	54.40	32.30
深 北 緑 地	府 営 公 園	14.90	14.60
淀 川 河 川 公 園	国 営 公 園	39.60	30.90
小 計		162.87	108.32
合 計		174.17	108.32

2 その他の都市公園 (37 公園)

(令和3年4月1日)

公 園 名	開設面積(ha)	公 園 名	開設面積(ha)
1 号 三 井 公 園	0.40	太 秦 高 塚 古 墳 公 園	0.20
2 号 三 井 公 園	1.06	い ち じ く 公 園	0.05
3 号 三 井 公 園	0.11	黒 原 新 町 第 1 公 園	0.09
み は ら し 公 園	0.12	黒 原 新 町 第 2 公 園	0.11
清 水 町 第 1 公 園	0.07	萱 島 あ や め 公 園	0.20
成 美 町 公 園	0.08	寝屋川第2トンネル北緑地	0.33
成田東が丘第1公園	0.09	寝屋川第2トンネル南緑地	0.60
成田東が丘第4公園	0.08	こ み ち 公 園	0.09
池田北町第2公園	0.12	たち川くすのき公園	0.57
池田せせらぎ公園	0.15	寝屋ふるさと公園	0.71
神 田 中 央 公 園	0.12	さ くら 回 廊 緑 地	0.48
葛 原 新 町 公 園	0.05	寝屋はなみずき緑地	0.49
春日どんぐり公園	0.12	河 北 西 町 第 1 公 園	0.21
打上川治水緑地	12.68	萱 島 さ くら 公 園	0.05
高柳つばき公園	0.12	み や い け 公 園	0.27
東大利アベリア公園	0.05	小 路 中 央 公 園	0.24
梅が丘うぐいす公園	0.24	小 路 南 町 公 園	0.12
からくる親水公園	0.39	梨 の 木 公 園	0.17
御 幸 公 園	0.12	打上高塚健康公園	0.07
打上 J O Y 公 園	0.22	合 計	21.44

3 暫定使用公園 (5公園)

(令和3年4月1日)

公 園 名	種 別	暫定使用面積(ha)
打 上 公 園	近 隣	1.50
萱 島 東 公 園	〃	0.16
桜 木 町 第 2 公 園	街 区	0.08
平 池 町 第 2 公 園	〃	0.09
大 利 元 町 公 園	〃	0.09
合 計		1.92

4 公園整備計画

市内の都市計画決定をしている公園緑地は、44 公園・緑地（国・府営公園・墓地を含む）で計画面積は 174.17ha であり、その内、開設（一部開設を含む）している公園・緑地は 36 公園・緑地、面積は 108.32ha であり、計画決定に対する開設率は約 62% である。

また、その他の都市公園として 39 公園、面積 21.44ha を開設している。

なお、暫定的に広場として開放し、使用している公園は、5 公園、面積 1.92ha である。

5 緑道整備計画

地域住民に憩いと潤いを与えるため、下水道整備済の水路跡地等を活用するなど、植栽をほどこし散策路として整備を図っている。

昭和 59 年度より、整備した緑道は、黒原城内緑道、平池八坂緑道、若草緑道、木屋緑道、田井緑道、萱島本町・南町緑道、池の瀬緑道、萱島東緑道、木田出雲緑道、上神田二丁目緑道、歩行路等で、総延長 3,070m である。

緑化推進を図り、地域の環境改善を促進するなど「緑豊かなまちづくり」を図っている。

6 緑化推進事業

昭和 48 年 3 月「緑化推進都市宣言」の趣旨を踏まえ自然の潤いと花と緑のやすらぎのあるまちづくりを市民と一体になって推進するため、花と緑の緑化基金の設置を始め、公園・広場等での「健康花壇づくり」、「緑化教室の開催」「緑化相談」、地域への「緑化樹配布」などを実施している。

また、寝屋川市環境フェアを開催することにより、花と緑に対する緑化意識の高揚と普及を図るとともに、道路等公共用地の緑地を充実させる公園・緑地等植栽サポーター事業を市民自らの提案により実施し、市民との協働・協創を推進している。

民有地緑化を推進するための生垣設置及び駐車場緑化助成事業や、貴重なまちの緑を守るため、神社の境内地にある樹木で樹容が美観上すぐれた 46 本について、保存樹として指定し、管理費の一部を助成している。

7 ちびっこ老人憩いの広場

幼児に適切な遊び場を提供し、その健全な育成を図るとともに、高齢者の憩いの場に資するために、市内に 291 か所、6.94ha のちびっこ老人憩いの広場を設置している。

8 テニスコート（指定管理者 公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター）

＜南寝屋川公園＞

(1) 概要

所 在 地	寝屋川市讃良東町 6 番 1 号		
敷 地 面 積	3,021 m ²		
開設年月日	昭和 50 年 6 月 1 日		
開 設 期 間	4 月 1 日～9 月 30 日	午前 9 時～午後 7 時	
	10 月 1 日～3 月 31 日	午前 9 時～午後 5 時	
設 備	コート 4 面、男女シャワー室、ロッカー、クラブハウス		

(2) 利用料金 1 面 1 時間 500 円

(3) 利用状況

年度 区分	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
利用団体件数	2,571 件	3,330 件	3,199 件

<田井西公園>

(1) 概要

所 在 地 寝屋川市田井西町 298-1
敷 地 面 積 2,000 m²
開設年月日 平成6年4月25日
開 設 期 間 4月1日～9月30日 午前9時～午後7時
10月1日～3月31日 午前9時～午後5時
設 備 コート2面、シャワー室、ロッカー

(2) 利用料金 1面1時間 500円

(3) 利用状況

年度 区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用団体件数	1,337件	1,772件	1,628件

9 市民グラウンド（指定管理者 公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター）

(1) 概要

所 在 地 寝屋川市讃良東町6番1号
面 積 12,120 m²
開設年月日 昭和50年6月1日
開 設 期 間 ア 3月1日～5月31日 午前8時～午後9時
(ただし、日祝日は、午前9時～午後9時)
イ 6月1日～8月31日 午前7時～午後9時
(ただし、日祝日は、午前9時～午後9時)
ウ 9月1日～11月30日 午前8時～午後9時
(ただし、日祝日は、午前9時～午後9時)
エ 12月1日～2月末日 午前9時～午後9時
設 備 2面

(2) 利用料金 1面1時間 600円

(3) 夜間照明実費額 1面1時間 5,000円

(4) 利用状況

年度 区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用団体件数	960件	1,329件	1,318件

交通安全对策

本市では、昭和 37 年の交通安全都市宣言を基調に交通安全に関する正しい知識を養うための安全教育・安全運動と交通安全施設の整備、交通秩序の維持を始めとする交通環境の改善を柱に、人間優先の安全なまちづくりに努めている。

1 交通事故の推移

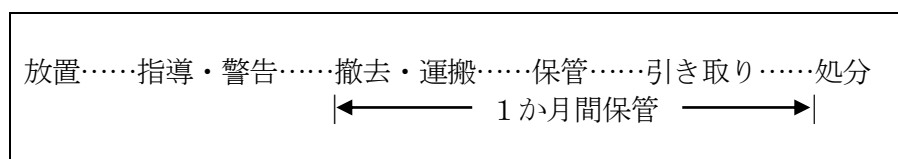
区 分 \ 暦 年	令和 2 年	令和元年	平成 30 年
人身事故件数	798 件	1,004 件	1,147 件
死 者 数	5 人	1 人	3 人
傷 者 数	948 人	1,190 人	1,350 人

2 交通安全对策主要施策

交通安全施設整備	自転車歩行者専用道整備、防護柵設置、道路反射鏡設置、道路照明灯設置、スクールゾーン等整備
放置自転車対策	駅周辺自転車駐車場整備、自転車等の放置の防止に関する条例による自転車等の適正利用の啓発・指導及び放置自転車等の撤去・処分
交通安全運動の推進	交通安全街頭指導、新入学児童安全教室、保育所・幼稚園・小学校等の交通安全教育、高齢者に対する交通安全教育、迷惑駐車追放合同パトロール、小学生等（高校生まで拡大）を対象とした自転車安全利用講習会の開催

3 放置自転車対策

(1) 撤去保管手續 (放置禁止区域)



また、放置禁止区域以外及び公営自転車駐車場内に放置された自転車等についても、注意書を取り付け、必要な場合は撤去・保管する。

なお、撤去後、自転車等の防犯登録、記名等を調査の上、判明したものについては、所有者に対して引き取り通知書（返還ハガキ）を送付する。

(2) 撤去状況（市内4駅周辺）

(単位：台)

区 分 \ 年 度		令和2年	令和元年	平成30年
寝屋川市駅	自転車	861	1,510	1,789
	バイク	24	34	12
香里園駅	自転車	411	621	780
	バイク	42	21	6
萱島駅	自転車	282	460	392
	バイク	6	4	1
寝屋川公園駅	自転車	25	114	160
	バイク	0	1	2
合 計	自転車	1,579	2,705	3,121
	バイク	72	60	21

4 自転車駐車場整備状況（公営）

公営自転車駐車場一覧表（令和3年10月1日現在）

駅名	自転車駐車場名	規模 (㎡)	収容可能台数	設置年月	運営主体	利用料金 (円)
萱島駅6か所	駅前第一	806	573	S60. 4	(公財) 自転車駐車場整備センター	1か月定期 自 2,200 3か月定期 自 6,270 一時 自 100
	駅前第二	609	392	S60. 4		1か月定期 原 3,140 3か月定期 原 8,940 1か月定期 自 2,200 3か月定期 自 6,270
	駅前第三	180	123	S60. 4		1か月定期 自 2,200 3か月定期 自 6,270
	駅前第四	160	117	H 2. 10		1か月定期 自 1,890 3か月定期 自 5,380 1か月定期 自 1,360 3か月定期 自 3,870 1か月定期 自 1,050 3か月定期 自 2,990 一時 自 100
	駅前第五	953	600	H 6. 9		1か月定期 自 1,890 3か月定期 自 5,380
	駅前第六	204	164	H11. 10		
	(小計)	2,912	1,969			
	駅西	159	134	S63. 4	アドバンス寝屋川マネジメント(株)	1か月定期 自 1,600 3か月定期 自 4,500
	駅前第一	770	824	S61. 9		1か月定期 自 2,100 3か月定期 自 6,000

寝屋川市駅6か所	駅前第二	983	729	S58. 4		屋内 1 か月定期 自 2,600 3 か月定期 自 7,500 屋外 1 か月定期 自 2,100 3 か月定期 自 6,000 一時 自 150
	駅前第三	1 階 569 2 階 526 計 1,095	1,075	H 2. 8	アドバンス寝屋川マネジメント(株)	屋内 1 か月 自 2,200 3 か月 自 6,300 屋外 1 か月 自 1,700 3 か月 自 4,800 1 か月 原 2,800 3 か月 原 7,800 1 か月 バイク 4,100 3 か月 バイク 11,400 一時 自 100 原 200 バイク 300
	駅前第四	178	163	H 7. 5		1 か月 自 2,600 3 か月 自 7,500
	駅前第六	1 階 505 2 階 298 計 803	498	H 7. 7		1 階 1 か月 自 1,400 3 か月 自 3,900 1 か月 原 2,600 3 か月 原 7,200 2 階 1 か月 自 1,200 3 か月 自 3,300 一時 自 100 屋外 1 か月 自 1,200 3 か月 自 3,300 1 か月 原 2,300 3 か月 原 6,300 1 か月 バイク 4,100 3 か月 バイク 11,400 一時 自 100 原 200 バイク 300
	(小計)	3,988	3,423			
香里園駅	駅前第三	1 ～ 3 階 1,132 計 3,396	2,618	H11. 9	(公財) 自転車駐 車場整備 センター	1 階 1 か月 自 2,410 3 か月 自 6,860 1 か月 原 3,460 3 か月 原 9,860 一時 自 150 原 200 2 階 1 か月 自 2,100 3 か月 自 6,000 3 階 3 か月 自 1,570 3 か月 自 4,470

寝屋川公園駅	駅前	1～3階 305 計 915	508	H 3. 5	(公財) 自転車駐 車場整備 センター	1階 1か月 原3,140 3か月 原8,940 一時 原 200 2階 1か月 自2,200 3か月 自6,270 1か月 原3,140 3か月 原8,940 一時 自 100 屋上 1か月 自1,050 3か月 自2,990
総合計		11,211	8,518	—	—	—

※寝屋川市駅前第五自転車駐車場については、平成28年3月31日をもって廃止。

5 自転車の駅

(1) 概要

所在地	寝屋川市太秦高塚町7番1号
構造	木造1階建て
敷地面積	2,963 m ²
開設	平成26年4月6日
開所時間	午前9時から午後5時
休所日	年末年始
施設内容	交流室、研修室、休憩所、サイクルトラック等を含む広場

(2) 使用料金

交流室・研修室	午前（午前9時から正午まで）	400 円
	午後（午後1時から午後5時まで）	550 円
変り種自転車	1回につき	100 円
普通自転車	1回につき	50 円

※ 休憩所は無料とし、変り種自転車及び普通自転車の使用料金は、1回30分の使用料とする。

(3) 利用状況

区 分 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用者数	9,953 人	12,765 人	10,711 人

6 交通安全施設

(令和2年度)

歩道	自転車歩行者専用道	防護柵	街路灯基	反射鏡基	路側帯及び中央線	スクールゾーン	S字ブロック	交差点マク	交差点改良	横断歩道	信号機
m	m	m	基	基	m	箇所	m	箇所	箇所	箇所	基
19,549.3	16,585.0	27,842.0	2,056	2,296	99,998.3	454	7,915.0	1,246	22	546	227

公 共 下 水 道

1 公共下水道事業の経過

公共下水道は、快適な生活環境づくり、公共用水域の水質保全のための基幹的施設である。

本市の公共下水道は、昭和 44 年から事業に着手し、以降年次的に計画を立て整備推進を図ってきた。また、経営・財務状況の明確化や資産管理の一層の適正化等を目的として、平成 25 年度から下水道事業に地方公営企業法を適用したところである。

行政区域面積 2,473ha のうち、下水道計画面積 2,384ha について事業認可を取得し、継続的に事業の推進に努めている。

令和 2 年度末における整備区域面積は 2,094.56ha、人口普及率では 99.7% である。

2 計画

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

全 市 域	面 積 世 帯 数 人 口	2,473 ha 111,052 世帯 229,654 人
公 共 下 水 道 計 画	計 画 決 定	2,384 ha 196,600 人
	整 備 済 区 域	2,094.56 ha 229,020 人

3 水洗便所改造資金融資あっせん制度及び助成金制度 (令和 3 年 4 月 1 日現在)

(1) 融資内容

ア 融資金額 7 万円 ～ 40 万円

イ 返済方法 36 か月元利均等償還

ウ 融資利率 1.00% (1% を超える部分を利子補給)

(2) 助成金 改造工事 1 件につき 1 万円 (大便器が 2 か所以上の場合、1 万 4 千円)

(融資金額及び助成金運用状況)

区 分 年 度	融資件数	融資金額	助 成 金	
			件 数	金 額
令和 2 年度	0 件	0 円	0 件	0 円
令和元年度	0 件	0 円	0 件	0 円
平成 30 年度	1 件	400,000 円	0 件	0 円

(水洗化の推移)

区 分 年 度	処理区域内 (水洗化可能) 総戸数 (A)	水洗化実施 総 戸 数 (B)	処理区域内 水洗化率 (B) / (A)	単 年 度 水 洗 化 戸 数
令和 2 年度	86,332 戸	85,081 戸	98.6%	458 戸
令和元年度	85,921 戸	84,623 戸	98.5%	212 戸
平成 30 年度	85,788 戸	84,411 戸	98.4%	503 戸

※戸数についてはメーター個数

4 受益者負担金

(1) 賦課対象者 公共下水道整備区域内土地所有者又は権利者

(2) 負担区と単位負担金額

(令和3年4月1日現在)

負 担 区 名	単位負担金額	負 担 区 名	単位負担金額
平 池 負 担 区	1 m ² 当たり 155 円	明 徳 負 担 区	1 m ² 当たり 460 円
木 田 負 担 区	〃 146	寝 屋 川 第 一 負 担 区	〃 460
萱 島 負 担 区	〃 190	寝 屋 川 北 負 担 区	〃 460
本 町 負 担 区	〃 357	堀 溝 負 担 区	〃 460
中 央 負 担 区	〃 410	池 田 西 負 担 区	〃 460
黒 原 負 担 区	〃 437	河 北 第 三 負 担 区	〃 460
郡 ・ 境 橋 負 担 区	〃 445	小 路 ・ 古 瀬 川 負 担 区	〃 153
楠 根 負 担 区	〃 458	古 瀬 川 第 二 負 担 区	〃 350
下 木 田 負 担 区	〃 462	寝 屋 負 担 区	〃 460
幸 負 担 区	〃 300	打 上 負 担 区	〃 460
仁 和 寺 負 担 区	〃 463	寝 屋 川 第 五 負 担 区	〃 460
新 家 負 担 区	〃 462	打上治水緑地第五負担区	〃 460
南 水 苑 負 担 区	〃 463	太 秦 第 五 負 担 区	〃 460
成 田 負 担 区	〃 447	明 徳 第 五 負 担 区	〃 460
神 田 ・ 清 水 負 担 区	〃 460	寝 屋 第 五 負 担 区	〃 460
秦 ・ 太 秦 負 担 区	〃 435	打 上 第 五 負 担 区	〃 460
国 松 負 担 区	〃 364	小路古瀬川第五負担区	〃 460
河 北 第 一 負 担 区	〃 460	古 瀬 川 第 五 負 担 区	〃 460
河 北 第 二 負 担 区	〃 460	楠 根 第 五 負 担 区	〃 460
高 柳 負 担 区	〃 460	新 家 第 五 負 担 区	〃 460
高 宮 負 担 区	〃 460	堀 溝 第 五 負 担 区	〃 460
成 田 第 二 負 担 区	〃 447	河 北 第 五 負 担 区	〃 460
寝 屋 川 西 負 担 区	〃 460	河北治水緑地第五負担区	〃 460
香里第一・第二負担区	〃 445		

5 下水道使用料（1か月分）

（令和3年4月1日現在）

区 分 汚水の種別	基 本 料 金		超 過 料 金	
	汚水量(m³)	料金(円)	汚 水 量 (m³)	1 m³当たり (円)
一 般 汚 水	8まで	652	9 ～ 20	128
			21 ～ 30	157
			31 ～ 50	194
			51 ～ 100	216
			101 ～ 200	247
			201 ～ 300	268
			301 ～ 500	284
			501 ～ 1000	290
			1001 以上	296
浴 場 汚 水	1 m³につき			29

※上記の基本料金と超過料金の合計額に消費税等相当額が加算される。

（1円未満の端数は切捨てる。）

6 下水道事業会計決算

（単位：千円）

年度 区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
収益的収入額	5,506,797	5,561,891	5,666,707
収益的支出額	5,173,997	5,296,663	5,172,347
資本的収入額	5,340,921	5,117,773	4,877,446
資本的支出額	7,155,543	7,125,585	7,013,222

（注）収益的収支は税抜き、資本的収支は税込み。

7 河川の一覧

(令和3年4月1日現在)

区 分	河川名	区 域			市内 延長 (m)
		自		至	
淀川水系 一級河川	淀 川	左	大阪府・京都府界	大阪湾	3,650
		右	〃	〃	
寝屋川水系 一級河川	寝屋川	左	寝屋川市池の瀬町4番3号先	大川への合流点	8,770
		右	寝屋川市池の瀬町5番2号先	〃	
	南前川	左	寝屋川市境橋町28番2号先	寝屋川への合流点	1,334
		右	寝屋川市境橋町27番5号先	〃	
	打上川	左	寝屋川市打上元町1番21号先	〃	2,800
		右	寝屋川市大谷町1番22号先	〃	
	たち川	左	寝屋川市大谷町16番28号先	〃	1,326
		右	寝屋川市大谷町17番11号先	〃	
	讃良川	左	四條畷市岡山四丁目5番8号先	〃	2,365
		右	寝屋川市高倉一丁目10番50号先	〃	
	岡部川	左	四條畷市大字中野39番地先	讃良川への合流点	474
		右	四條畷市岡山東一丁目1番16号先	〃	
	清滝川	左	四條畷市清滝中町2番35号先	寝屋川への合流点	400
		右	四條畷市清滝中町4番58号先	〃	
	江蟬川	左	四條畷市雁屋北町1番1号先	〃	410
		右	四條畷市江瀬美町26番10号先	〃	
	古 川	左	寝屋川市御幸西町25番41号先	〃	480
		右	守口市大久保五丁目27番8号先	〃	
	寝屋川 導水路	左	寝屋川市太間町18番1号	〃	1,743
		右	〃	〃	

寝屋川北部流域下水道

<計画概要>

区分		流域名	寝屋川北部流域
区域面積			6,917 ha
処理人口			618,900 人
施設の 内容	幹線延長		93,900 m
	ポンプ場	9か所	菊水 太平 桑才 萱島 茨田 氷野 枚方中継 寝屋川中継 深野北
	処理場	2か所	鴻池水みらいセンター・なわて水みらいセンター
事業主体			大阪府
関係市			大阪市 守口市 門真市 寝屋川市 枚方市 東大阪市 大東市 四條畷市 交野市
主要河川			寝屋川・古川・岡部川・西三荘水路

* 参考

	流域全体	鴻池水みらいセンター	なわて水みらいセンター
計画処理能力	329,810 m ³ /日	186,000 m ³ /日	143,810 m ³ /日
現況処理能力	369,000 m ³ /日	331,000 m ³ /日	38,000 m ³ /日

水 道

1 沿革

寝屋川市の水道事業は、市制が施行される以前の昭和 24 年に始まり、市域の拡大や急激な人口の増加に対応して、6 期（昭和 26 年度～平成 11 年度）にわたる拡張事業を施工した結果、現在では、給水人口約 27 万人、1 日最大給水量 129,000 m³の能力を有するに至った。

また、水道水の安定給水に向けて 6 期（昭和 51 年度～平成 17 年度）にわたる施設等整備事業を行うとともに、常に事業の効率化を図り、業務の民間委託などによる人件費の削減や施設の有効活用を行うなど、これまで健全な事業運営に努めてきた。

平成 18 年 3 月には、水道事業の長期的な方向性を示す「寝屋川市水道ビジョン」（平成 18 年度～令和 7 年度）を策定し、現在は、「寝屋川市水道ビジョン第 4 期実施計画」における目標達成に向けた各事業の推進を図るとともに、安全で良質な水道水の安定供給に努めている。

また、平成 25 年度から水道事業と下水道事業の組織を統合し、新たに上下水道局が発足した。組織統合に伴い、水道と下水道に共通している類似業務について、経営コストの削減等上下水道の連携強化による市民サービスの一層の向上に努めていく。

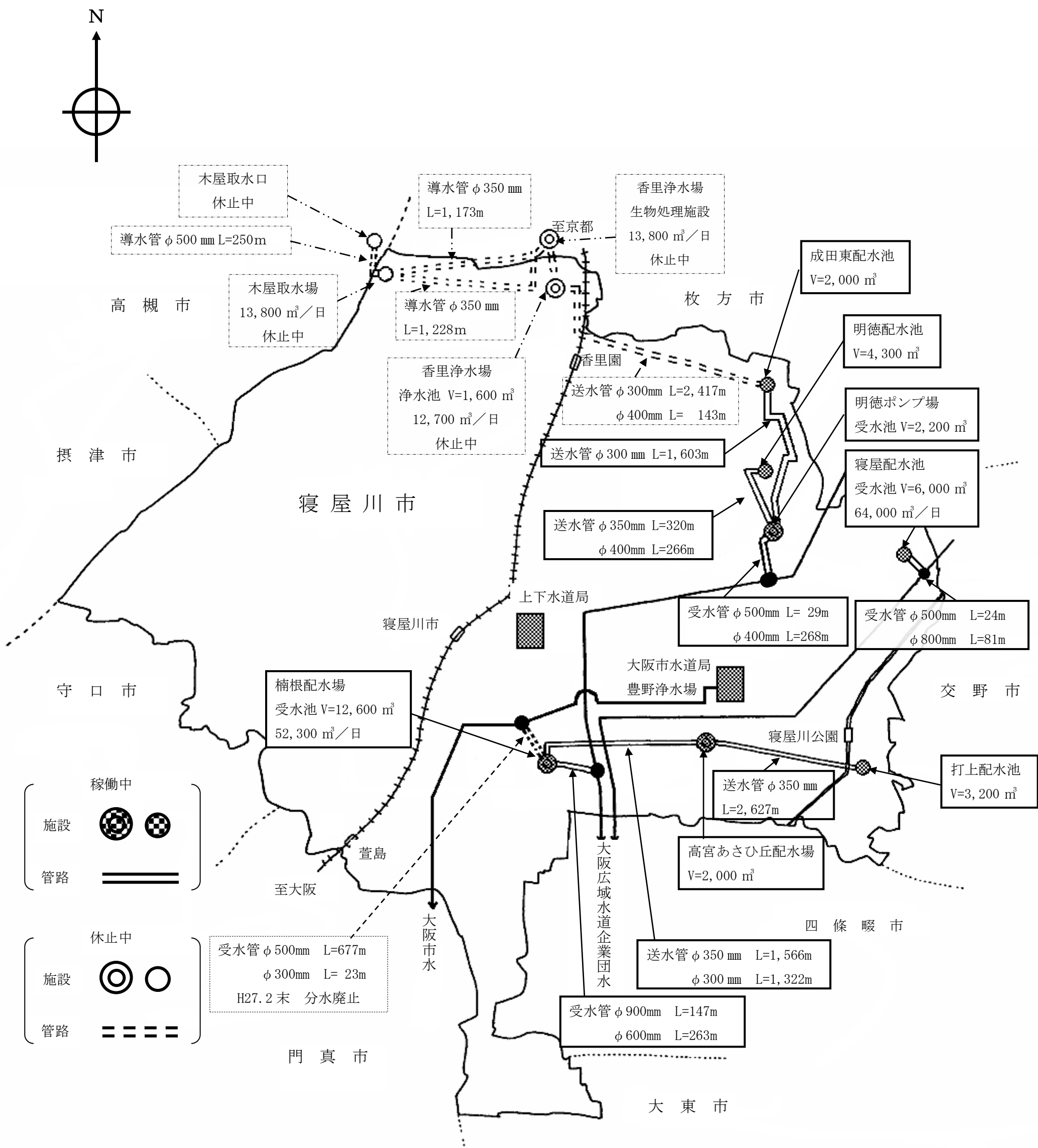
2 水道事業会計決算

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
収 益 的 収 入 額	3,838,620	3,815,667	3,872,397
収 益 的 支 出 額	3,402,056	3,607,980	3,567,810
資 本 的 収 入 額	532,296	609,932	462,726
資 本 的 支 出 額	1,451,674	1,523,184	1,409,610

(注) 収益的収支は税抜き、資本的収支は税込み。

3 施設位置図



4 給配水の状況

区 分 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
行政区域内人口（人）	229,654	231,189	232,896
給水人口（人）	229,654	231,189	232,896
普及率（％）	100.0	100.0	100.0
給水戸数（戸）	111,052	110,299	109,754
年間配水量（ m^3 ）	24,399,675	23,917,422	23,912,571
1日最大配水量（ m^3 ）	74,517	72,207	72,087
1人1日最大配水量（ ℓ ）	324	312	310
1日平均配水量（ m^3 ）	66,848	65,348	65,514
1人1日平均配水量（ ℓ ）	291	283	281
配水管総延長（m）	607,321	607,469	606,835
送水管総延長（m）	10,632	10,632	10,632
導水管総延長（m）	4,361	4,361	4,361
消火栓数（基）	2,731	2,731	2,731

5 配水量の内訳

区 分 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
※自己水	配水量（ m^3 ）	—	—
	比率（％）	—	—
大阪広域水道企業団水	配水量（ m^3 ）	24,399,675	23,917,422
	比率（％）	100.0	100.0
	受水単価（円）	79.2	77.76
合 計（ m^3 ）	24,399,675	23,917,422	23,912,571

※自己水系機能は平成27年3月末から休止中。

（注）単価は税込み。

6 給配水量

(1) 年間配水量及び有収率

区 分 \ 年 度		令和2年度	令和元年度	平成30年度
年 間 総 配 水 量 (m ³)		24,399,675	23,917,422	23,912,571
年間有効 水 量	有収水量 (m ³)	23,406,153	23,152,781	23,390,217
	無収水量 (m ³)	17,237	17,908	17,121
	計	23,423,390	23,170,689	23,407,338
無 効 水 量 (m ³)		976,285	746,733	505,233
有 収 率 (%)		95.9	96.8	97.8

(2) 月別配水量

月	令和2年度 配水量 (m ³)	一日最大配水量 (m ³)	一日平均配水量 (m ³)	令和元年度 配水量 (m ³)
4	1,974,565	68,593	65,819	1,945,661
5	2,055,840	70,028	66,317	2,026,415
6	2,009,661	69,886	66,989	1,963,012
7	2,047,188	68,873	66,038	2,048,602
8	2,124,680	70,365	68,538	2,032,576
9	2,003,467	69,373	66,782	1,949,884
10	2,085,049	69,558	67,260	1,996,065
11	2,015,348	68,890	67,178	1,957,715
12	2,115,634	74,517	68,246	2,041,739
1	2,084,865	69,805	67,254	2,013,412
2	1,857,528	67,760	66,340	1,903,199
3	2,025,850	67,495	65,350	2,039,142
計	24,399,675	—	—	23,917,422

7 用途別給水量及び料金収入

(1) 用途別給水量

区 分 \ 年 度	令和2年度		令和元年度		平成30年度	
	水 量(m ³)	比率(%)	水 量(m ³)	比率(%)	水 量(m ³)	比率(%)
一 般 用	22,263,209	95.1	21,892,400	94.5	22,102,140	94.5
公衆浴場用	61,283	0.3	64,328	0.3	70,553	0.3
特定施設用	1,024,782	4.3	1,125,144	4.9	1,162,437	5.0
臨 時 用	38,447	0.2	51,134	0.2	33,249	0.1
家 事 共 用	18,432	0.1	19,775	0.1	21,838	0.1
計	23,406,153	100	23,152,781	100	23,390,217	100

(2) 用途別料金収入

(単位：円)

区 分 \ 年 度	令和2年度		令和元年度		平成30年度	
	金 額	比率(%)	金 額	比率(%)	金 額	比率(%)
一 般 用	3,023,523,808	89.7	3,425,242,346	89.7	3,440,697,550	89.7
公衆浴場用	4,387,136	0.1	5,476,031	0.1	5,995,601	0.2
特定施設用	317,741,922	9.4	353,555,976	9.3	364,040,928	9.5
臨 時 用	21,460,114	0.7	29,063,228	0.8	18,828,066	0.5
家 事 共 用	3,552,255	0.1	4,005,595	0.1	4,458,628	0.1
計	3,370,665,235	100	3,817,343,176	100	3,834,020,773	100

(注) 金額は税込み。

8 加入金

(令和3年4月1日現在)

メーターの口径	加 入 金
20 ミリメートル以下	180,953 円
25 ミリメートル	304,762 円
40 〃	952,381 円
50 〃	1,619,048 円
75 〃	4,380,953 円
100 〃	9,047,620 円
150 〃	24,761,905 円
200 ミリメートル以上	管理者がその都度定める額

※上記の表の額に消費税等相当額が加算される。(1円未満の端数は切捨てる。)

9 水道料金

1 か月分

(令和3年4月1日現在)

区 分 用 途	基 本 料 金		超 過 料 金	
	水 量(m ³)	料 金 (円)	水 量(m ³)	1 m ³ 当たり (円)
一 般 用	10 まで	964	11 ～ 20	140
			21 ～ 30	183
			31 ～ 50	202
			51 ～ 100	258
			101 ～ 200	272
			201 ～ 300	299
			301 ～ 500	347
			501 ～ 1,000	356
			1,001 以上	369
特 定 施 設 用	50 まで	7,500	51 ～ 300	253
			301 以上	343
公 衆 浴 場 用	400 まで	26,229	401 ～ 1,000	80
			1,001 ～ 3,000	94
			3,001 ～ 5,000	167
			5,001 ～ 10,000	202
			10,001 ～ 15,000	251
			15,001 以上	302
臨 時 用	1 まで	472	2 以上	515
家 事 共 用	10 まで	1,132	11 ～ 200	189
			201 ～ 400	239
			401 以上	282

※上記の基本料金と超過料金の合計額に消費税等相当額が加算される。

(1円未満の端数は切捨てる。)

学 校 教 育

1 学校数

(令和3年5月1日現在)

区 分	府 立	公立大学法人	市 立	私 立	合 計
大 学				2	2
短 期 大 学					0
高等専門学校		1			1
高 等 学 校	3			2	5
支 援 学 校	1				1
中 学 校			12	2	14
小 学 校			24	1	25
幼 稚 園			4	5	9

※支援学校（小学部・中学部・高等部）

2 児童・生徒数等の推移

(各年5月1日現在)

区 分 年 度	小 学 校 （ 市 立 ）			中 学 校 （ 市 立 ）			幼 稚 園 （ 市 立 ）		
	校数	児童数	教員数	校数	生徒数	教員数	園数	園児数	教員数
令和3年度	24	10,443	679	12	5,375	390	4	94	26
令和2年度	24	10,715	686	12	5,278	379	4	119	26
令和元年度	24	10,973	656	12	5,307	362	5	176	31

3 教育費児童生徒1人当たりの市負担経費

(当初予算額)

区 分 年 度	小 学 校		中 学 校		幼 稚 園 ※	
	予 算 額	1人当たり	予 算 額	1人当たり	予 算 額	1人当たり
	千円	円	千円	円	千円	円
令和3年度	2,551,559	244,332	1,638,551	304,847	671,685	482,533
令和2年度	1,859,365	173,529	1,664,018	315,274	781,154	505,601
令和元年度	1,713,349	156,142	1,142,922	215,361	669,556	383,260

※私立幼稚園児等への補助金を含む。

4 中学校卒業者の進路

(各年5月1日現在)

区 分	卒業生数	進学した者	進学も就職もした者	職業訓練校その他
令和2年度	1,705 人	1,694 人(99.40%)	0 人(0%)	11 人(0.65%)
令和元年度	1,808 人	1,779 人(98.40%)	0 人(0%)	29 人(1.60%)
平成30年度	1,870 人	1,841 人(98.45%)	0 人(0%)	29 人(1.55%)

5 高等学校進学状況（全日制）

(令和3年5月1日現在)

区 分		入 学 者						計
		普 通 科	総合学科	商 業 科	農 業 科	工 業 科	そ の 他	
大 阪 府	公 立	688	131	6	1	66	127	1,019
	国 立	0	0	0	0	0	0	0
	私 立	402	0	0	0	46	16	464
他 府 県		58	48	0	0	0	1	5
計		1,199	1,138	131	6	1	113	148

6 学校施設一覧（令和3年5月1日現在）

(1) 小学校

（単位：人、㎡）

区分 学校名	開設年月日	児童数	学級	教室数		教員	学校敷地	運動場	校舎面積	屋内運動場	
				普通	特別					構	面積
東 小	M 6. 1. 25	635	24	26	6	37	14,654	5,485	5,004	R	890
西 小	M36. 4. 14	270	14	19	9	21	12,120	4,151	4,568	R	900
南 小	M 5. 6. 15	431	18	20	9	29	15,017	6,606	4,936	S	823
北 小	M 7. 10. 1	623	25	27	5	39	13,933	3,581	4,943	S	835
第 五 小	S27. 4. 1	1,181	40	42	9	53	24,772	5,845	6,758	S	823
成 美 小	S35. 4. 1	355	16	20	6	23	12,446	4,590	3,879	R	718
明 和 小	T10. 10. 1	329	17	21	12	27	27,655	12,730	6,282	S	825
池 田 小	S41. 4. 1	477	23	26	11	32	14,422	5,196	6,254	S	823
中 央 小	S42. 4. 1	534	22	26	8	31	16,171	6,296	5,537	R	869
啓 明 小	S42. 4. 1	323	18	27	11	28	17,177	7,176	5,992	S	823
三 井 小	S44. 4. 1	299	15	20	11	23	18,418	5,261	6,094	S	823
木 屋 小	S44. 4. 1	564	25	27	8	33	15,561	5,864	5,065	S	823
木 田 小	S44. 4. 1	374	17	27	10	26	16,913	6,964	5,633	S	823
神 田 小	S44. 4. 1	378	19	24	7	26	15,868	6,662	4,663	S	823
堀 溝 小	S45. 4. 1	337	16	18	7	24	16,406	7,699	4,136	S	823
田 井 小	S45. 4. 1	395	18	25	12	27	18,758	7,981	5,942	S	823
桜 小	S46. 4. 1	351	17	23	13	26	17,458	7,648	5,174	S	823
点 野 小	S48. 4. 1	425	19	27	11	26	17,456	5,762	6,479	S	825
和 光 小	S48. 4. 1	707	30	30	8	44	16,739	7,471	5,991	S	823
国松緑丘小	S50. 4. 1	319	18	23	8	27	17,960	5,812	4,771	S	823
楠 根 小	S51. 4. 1	170	10	16	8	14	17,959	6,945	3,914	S	822
梅が丘小	S52. 4. 1	326	15	23	10	22	20,074	5,683	5,003	S	822
宇 谷 小	S56. 4. 1	378	16	18	8	22	22,201	8,145	3,849	S	825
石 津 小	S57. 4. 1	262	16	16	6	19	14,527	7,473	3,339	R	837
合 計		10,443	468	571	213	679	414,665	157,026	124,206		19,867

※学校敷地は運動場を含む。

※R…鉄筋コンクリート造

※S…鉄骨造

(2) 中学校

(単位:㎡)

区分 学校名	開設年月日	生徒数	学級	教室数		教員数	学校敷地	運動場	校舎面積	屋内運動場	
				普通	特別					構	面積
一 中	S22. 4. 21	503	19	23	15	35	19,792	7,931	6,565	R	947
二 中	S28. 4. 1	459	15	20	18	33	15,105	5,700	5,895	R	1,167
三 中	S36. 4. 1	580	19	25	17	36	18,810	8,554	5,957	R	943
四 中	S22. 4. 21	279	11	24	15	27	24,987	11,755	6,285	S	946
五 中	S44. 4. 1	640	25	25	12	46	18,679	10,588	5,814	R	917
六 中	S46. 4. 1	700	22	27	17	43	20,933	8,058	6,810	R	927
七 中	S47. 4. 1	335	11	19	14	23	16,813	7,610	5,544	S	1,013
八 中	S52. 4. 1	410	16	23	17	32	21,244	12,760	6,303	R	929
九 中	S53. 4. 1	354	14	22	15	29	23,463	11,407	5,750	R	930
十 中	S54. 4. 1	415	15	23	15	32	17,304	6,751	5,495	R	928
友呂岐中	S58. 4. 1	426	16	18	14	30	16,529	8,201	5,087	R	989
中木田中	S59. 4. 1	274	10	17	20	24	18,974	8,683	6,244	S	993
合 計		5,375	193	266	189	390	232,633	107,998	71,749		11,629

※学校敷地は運動場を含む。

※R…鉄筋コンクリート造

※S…鉄骨造

(3) 幼稚園

(単位:㎡)

区分 園名	開設年月日	学級数			園児数			教室数		教員数	敷地 面積	園舎 面積
		4歳	5歳	計	4歳	5歳	計	保育	遊戯			
北 幼	S31. 4. 1	1	1	2	26	20	46	6	1	7	2,356	1,015
中 央 幼	S43. 4. 1	1	1	2	4	13	17	5	1	7	2,079	657
南 幼	S44. 4. 1	1	1	2	1	7	8	7	1	5	2,337	686
啓 明 幼	S51. 4. 1	1	1	2	10	13	23	6	1	7	1,505	967
合 計		4	4	8	41	53	94	24	4	26	8,277	3,325

7 学校給食

(1) 小学校実施状況

区分 年度	学 校 数		児童数	給 食 費		年 間 実施回数	調理員数
				月 額	1食当たり		
令和3年度	小学校	24	10,443人	3,700円 8月1,200円	220.52円	190回	44(24)人
令和2年度	小学校	24	10,715人	3,700円	211.42円	175回	44(21)人
令和元年度	小学校	24	10,973人	3,700円 8月1,200円	222.87円	188回	45(20)人

※24校中15校で学校給食調理業務の民間委託を実施 ()は会計年度任用職員

※4月・5月給食実施無し(令和2年度)

(2) 中学校実施状況

区分 年度	学 校 数		生徒数	給 食 費		年 間 実施回数
				月 額	1食当たり	
令和3年度	中学校	12	5,375人	4,300円 8月1,400円	278円	175回
令和2年度	中学校	12	5,278人	4,300円	261円	165回
令和元年度	中学校	12	5,307人	4,300円 8月1,400円	278円	175回

※全中学校で民間調理場を活用した給食調理業務を実施

※4月・5月給食実施無し(令和2年度)

8 学校保健

(1) 健康診断(令和元年度)

(児童・生徒)

項 目		実 施 者 (人)		
		小 学 校	中 学 校	計
結核予防対策	直 接 撮 影	14	4	18
心臓病対策(心電図)		1,648	1,678	3,326
腎臓病対策(尿検査)		11,050	5,665	16,715

(教職員)

項 目	概 要
定期健康診断	視力、聴力、胸部エックス線、血圧、尿検査、血液検査等
そ の 他	頸肩腕検診(支援学級担当教員) B型肝炎予防接種等(養護教諭)・ストレスチェック

9 就学奨励

(1) 義務教育就学援助費

(目的)

経済的理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施に資する。

(認定基準)

保護者及び世帯員の前年の総所得金額が、認定基準額以下の者を認定する。

(認定人員)

年 度	令和3年度 (10月末見込)		令和2年度		令和元年度	
学 校	人員(人)	認定率(%)	人員(人)	認定率(%)	人員(人)	認定率(%)
小学校	2,130	20.4	2,111	19.7	2,250	20.5
中学校	1,297	24.1	1,252	23.7	1,231	23.2
合 計	3,427	21.7	3,363	21.0	3,481	21.4

(2) 特別支援教育就学奨励費

(目的)

小学校及び中学校の特別支援学級への就学の特殊事情を考慮し、その就学に係る保護者等の経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興を図る。

(認定基準)

保護者及び世帯員の前年の総所得額が、認定基準額以下の者を認定する。

(認定人員)

年度 学校	令和3年度 (12月末見込)		令和2年度		令和元年度	
	人員(人)	認定率(%)	人員(人)	認定率(%)	人員(人)	認定率(%)
小学校	398	50.0	406	54.0	363	51.3
中学校	123	47.7	111	52.2	95	49.0
合 計	521	49.5	517	53.6	458	50.8

人 権 教 育

本市では、平成12年3月に「人権教育のための国連10年」寝屋川市行動計画の策定を終え、平成19年12月に「人権尊重のまちづくり条例」を制定し、市民一人一人の人権が尊重され、希望に満ちて暮らすことのできるまちづくりを目指している。

本教育委員会としても、教育活動全体を通じて、子ども一人一人が心身ともに成長過程にあることを十分留意した上で、主体的な思考力、判断力、行動力を養うとともに、人間関係を築く能力やコミュニケーションの技能、他人の立場に立って考えられるような想像力を培うなど、豊かな人間性・社会性を育み、人権感覚を身に付けることができるよう、人権教育を積極的に推進している。更に、人権教育の推進に当たっては、互いに違いを認め合い、命を大切にする心や自尊感情を育むための総合的な取組を全ての教育活動を通じて行うとともに、ジェンダー平等、障害者、在日外国人、性的マイノリティ等の様々な人権問題の解決に向け、指導の工夫・改善を行いながら、計画的・総合的に推進する。指導者が人権尊重の理念について十分認識し、一人一人が自らの大切さが認められていることを実感できるような環境のもと、個性を尊重し、多様性を認め合い、共生する心を育てるなど、これまでの取組の成果を踏まえるとともに、今後は、国際的な視野に立って、異なる文化、習慣、価値観などを認め合い、自ら積極的に考え、主体的に判断し、行動する力の育成を目指している。

【研修関係】

- 1 校長・教頭・園長研修会
- 2 人権教育研修講座
- 3 新任教員研修会
- 4 幼稚園教員研修会
- 5 小中学校・生徒指導研修会
- 6 女性問題講座
- 7 青少年指導員学習会
- 8 各単位PTA研修会
- 9 成人教育講座

【啓発関係】

- 1 視聴覚教材及び機材の充実
- 2 各校園に研修用図書等の配付
- 3 人権に関する作品展示の実施
- 4 人権啓発推進の研修会

【団体育成事業】

- 1 研究団体の研究推進助成

【進路保障関係】

- 1 各種奨励金の支給事務、奨学金制度に係る情報提供等

総合教育研修センター

総合教育研修センターは、市立幼・小・中学校園の教職員の研修、教育に関する調査・研究、不登校児童生徒の支援、教育相談などの教育支援、幼児・児童・生徒の英語力向上に向けた英語村の実施等、本市教育の振興と教職員の資質向上を目的とする施設である。

1 施設概要

- (1) 所在地 寝屋川市明德一丁目1番1号
- (2) 電話 072 (822) 2126
- (3) 構造 鉄骨コンクリート造4階建
- (4) 敷地面積 14,183 m²
- (5) 建築面積 延2,962 m²
- (6) 施設内容
 - 1階 地域活動室
 - 2階 事務室、登校支援教室、プレイルーム、図書室・教科書センター、研修室3
 - 3階 実習室、研修室2、ICT教室、英語ルーム
 - 4階 多目的室、研修室1、英語ルーム、大研修室
- (7) 開館時間 午前9時～午後5時30分
- (8) 休館日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
年末年始（12月29日～翌年1月3日まで）

2 事業概要

- (1) 教職員の研修
 - ア キャリア別研修
初任者研修、2～9年経験者研修、10年経験者研修、常勤講師研修等
 - イ 教育課題別研修
ディベート教育研修、秋田の教育研修、ICT活用研修、情報教育研修、人権教育研修、支援教育研修、生徒指導研修、学校安全研修、組織マネジメント研修、メンタルヘルス研修等
 - ウ 専門性向上研修
小・中学校授業づくり研修（全教科・領域）、管理職研修、養護教諭研修、栄養教諭研修、学校事務職員研修、道徳教育推進教師研修、少人数教育推進人材・学力向上支援人材研修等
 - エ 寝屋川方式推進事業
 - オ 大阪府教育センターにおける教員研修の受講事務
 - カ 寝屋川教育フォーラム
- (2) 教育に関する調査・研究活動
 - ア 重点研究による調査・研究
 - (7) 学校教育に関する専門的、技術的事項の研究
 - (4) 市立幼・小・中学校園教員の代表による調査・研究
 - (7) 教育研究冊子の発刊
 - イ 総合教育研修センター研究協力校の設置
 - ウ 学習到達度調査の実施

(3) 教育支援センター事業

ア 教育相談（さわやかライン）

子どもの学習・行動・性格などの悩みの相談の実施

電話相談は、月曜日～金曜日の午前9時～午後5時 電話番号 822-7830 なやみゼロ

（令和2年度の教育相談）

主 訴	件数	対 象	件数
身体・性格・行動に関するもの	21	幼 児	4
不登校に関するもの	102	小学生	90
学業・進路に関するもの	9	中学生	114
友人関係に関するもの	11	高校生	8
発達に関するもの	27	その他	2
学校との関係に関するもの	20	計	218
養育者と子の関係に関するもの	14		
保護者間の関係に関するもの	9		
その他	5		
計	218		

イ 登校支援教室

不登校の児童生徒への支援活動として、登校支援教室を運営

ウ 学生相談員の派遣

家庭で生活することが多く、家族以外の人との交流が少ない児童生徒に対して学生相談員を家庭に派遣

エ 子ども専用フリーダイヤル電話相談

子どもたちが気軽に直接電話相談ができるよう電話相談案内カードを小学3年生以上の児童生徒に配布し、子ども専用フリーダイヤルの相談窓口を開設

オ 教育相談連続講座

不登校など子どもの教育について悩んでいる保護者・市民を対象に、講演会やグループカウンセリングなどの講座を開設

(4) 英語村（英語力向上プラン）事業

ア 就学前英語村

幼稚園、保育所（園）、認定こども園の5歳児に、楽しい英語体験を実施

イ 小、中学校英語村

小中学生に授業と関連した実践的な英語体験を実施

社 会 教 育

〈社会教育の重点目標〉

- 1 青少年の健全育成を推進する
- 2 生涯学習を充実する
- 3 文化の振興を図る
- 4 スポーツ活動を推進する

青少年の健全育成を推進する

《地域のネットワークづくり》

1 地域教育

- (1) 市内12中学校区に設立された地域教育協議会（すこやかネット）の自主的な企画・運営を推進するため、次の施策に取り組む。
 - ア 各地域教育協議会（すこやかネット）活動の支援と情報交換
 - イ 研修会や交流会の情報提供及び参加促進
 - ウ 学校支援地域本部事業を活用し、学校支援ボランティア活動を推進

〈令和2年度 各地域教育協議会の主な活動〉

各地域教育協議会（すこやかネット）では、地域の子どもから大人までが参加するフェスティバル（舞台発表、展示発表、模擬店など）を始め、あいさつ運動、講演会、パトロール、地域一斉清掃などの事業を実施するとともに、年に3回程度、広報誌を発行した。また、府の補助事業である「学校支援地域本部事業」において、地域住民が学校支援ボランティア活動に参加し、地域の教育力の向上を目指した。

地域教育協議会（12中学校区）	延べ参加者数	12,216人
学校支援地域本部事業 ボランティア	延べ参加者数	105,448人

- (2) 子どもの安全見守り隊
全24小学校区で子どもの安全見守り隊を結成し、子どもの安全確保の取組を実施
登録者数 4,295人
- (3) 地域パトロールカー事業
全24小学校に配置された地域パトロールカーを活用して、各校区の子どもの安全見守り隊や運転ボランティアによる巡回パトロールを行い、子どもの安全確保を図る。
- (4) 「こども110番の家」の旗
地域の家庭や店舗・企業が「こども110番の家」の旗などを掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に子どもの安全確保を図る。
協力軒数 3,319軒

《家庭教育力の向上》

1 家庭教育推進事業

- (1) ねやがわ子どもフォーラム2021
日 時 令和3年2月13日（土）
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となる。
平成27年度から実行委員会において「元気子どもフォーラム」を名称変更。
- (2) 家庭教育サポートチーム
学校教育経験者等でサポートチームを構成。平成30年度から、市立全24小学校に一人ずつ（計24人）派遣。子育てに不安や悩みを抱える家庭に対し、訪問・相談活動を実施し、家庭教育を支援する。
訪問回数 2,390回、相談件数 4,166件、児童対応 8,922回
- (3) 家庭教育学級
実施回数 13回、延受講者数 311人、場所 コミュニティセンター、市立小学校等

2 CAP（子どもへの暴力防止）プログラム（令和2年度より監察課へ移管）

市立全24小学校3年生及び6年生に実施

《青少年リーダー組織の強化》

1 青少年リーダー育成事業

- (1) 寝屋川リーダーズ （令和2年度）

名 称	対 象	開催数	延受講者数
寝屋川リーダーズ小学生クラブ	小学校4～6年生	7回	203人
寝屋川リーダーズ中高生クラブ	中学生以上18歳未満	8回	87人
寝屋川リーダーズユースクラブ	18歳以上30歳程度	8回	78人
ユースリーダー実習実績		188回	465人

- (2) 青年交流事業
青年祭
「人の輪・青少年のネットワークづくり」を目指し、青年が舞台でのダンス、楽器演奏といったパフォーマンスや、写真や絵画等の作品を披露し、交流することを目的としている。
令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の為中止となった。
（8月11日の第3回実行委員会で中止を決定）
- (3) 青少年の居場所（スマイル、ハピネス）
中学生以上（30歳まで）の青少年が自由に集い交流できる場として開設し、コーディネーターとスタッフで利用者に対応している。
スマイル開室日数 246日 利用者数 11,117人
ハピネス開室日数 249日 利用者数 3,800人
- (4) 成人式
目 的 明日の寝屋川市を担う新成人の前途を祝福し、社会人としての自覚と市民意識の高揚のため開催する。

日 時 令和3年1月11日（月・祝）
会 場 寝屋川市各市立12中学校体育館及び中央小学校体育館
参 加 者 男 831人、女 809人、計 1,640人
(対 象 者 男 1,237人、女 1,153人、計 2,390人)

《放課後の居場所の充実》

1 子どもの居場所づくり（放課後子供教室）への支援

全24小学校等を活用して、子どもたちの居場所を整備し、地域の大人の教育力を結集して、子どもたちの放課後や週末における学習や文化・スポーツなど様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援する。

放課後子供教室の開催状況

年間実施総回数 2,570回

子どもの参加延べ人数 80,761人

大人・スタッフ等の参加延べ人数 8,245人 合計 89,006人

《青少年の健全育成団体との体制づくり》

1 青少年指導員会

団体の説明については、260ページ参照。

2 青少年の健全育成を推進する事業

(1) 中学生の主張事業

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の為、発表会は中止となった。（優秀作品13点、入選作品13点の選考は行った。作品応募数 1,938作品）

(2) 青少年育成促進事業

12中学校区において、青少年指導員による体験活動などを実施し、地域コミュニティの向上及び青少年の健全育成を図る。

参加者数 591人

(3) 青少年育成啓発事業（オアシス運動啓発活動）

うちわ 1,000本等を配布

公共施設にて啓発活動を実施

《留守家庭児童会の運営》

1 留守家庭児童会

(1) 運営目的

留守家庭児童会は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、学校の放課後及び長期休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としている。

(2) 事業概要

昭和45年度に3校（池田小・中央小・啓明小）において開設

平成13年に全24小学校において留守家庭児童会を運営

ア 対象児童

寝屋川市に住所を有する、放課後及び学校の休業日に健全な育成を必要とする小学校に就学している児童で、イの入会基準を満たす児童

イ 入会基準

(ア) 保護者が労働等で1か月に15日以上、年間を通じて児童の健全な育成を必要としていること

(イ) 入会児童を保護者、又は保護者に代わる大人が必ず送迎できること

ウ 開所時間

(ア) 学校課業日 放課後から午後7時まで

(イ) 学校休業日 午前9時から午後7時まで

エ 休会日

(ア) 日曜日、祝日

(イ) 年末年始(12月29日から1月3日)

(3) 留守家庭児童会 入会児童数

(令和3年5月1日現在)

留守家庭児童会名	定員 (定数)	クラブ数	指導員数 (任期付短時間勤務職員)	児童数	開設年月日
中央小留守家庭児童会	120	4	4	118	S45. 9. 1
池田小留守家庭児童会	105	2	4	92	〃
啓明小留守家庭児童会	80	1	3	66	〃
北小留守家庭児童会	150	2	6	131	S46. 4. 1
木田小留守家庭児童会	105	2	3	82	S47. 4. 1
神田小留守家庭児童会	130	2	4	109	S47. 9. 1
木屋小留守家庭児童会	120	2	4	106	S48. 4. 1
西小留守家庭児童会	50	1	2	34	〃
三井小留守家庭児童会	50	1	2	39	〃
桜小留守家庭児童会	80	1	3	63	S49. 4. 1
田井小留守家庭児童会	105	2	4	86	〃
成美小留守家庭児童会	115	2	4	93	〃
南小留守家庭児童会	105	2	4	86	S51. 4. 1
国松緑丘小留守家庭児童会	80	1	3	66	S54. 7. 1
楠根小留守家庭児童会	50	1	2	36	S55. 4. 1
東小留守家庭児童会	170	2	6	149	S56. 4. 1
和光小留守家庭児童会	115	2	4	97	S57. 4. 1
堀溝小留守家庭児童会	105	1	3	89	S58. 4. 1
点野小留守家庭児童会	100	2	3	73	S59. 4. 1
梅が丘小留守家庭児童会	60	1	2	51	S60. 4. 1
宇谷小留守家庭児童会	115	1	4	99	S62. 4. 1
第五小留守家庭児童会	265	4	9	247	H 5. 7. 1
明和小留守家庭児童会	115	1	4	92	H11. 4. 1
石津小留守家庭児童会	60	1	2	45	H13. 9. 1
計	2, 550	41	89	2, 149	

生涯学習を充実する

《学習活動の充実》

1 社会教育委員会議

昭和32年4月に設置。社会教育について、教育委員会の諮問機関として研究・調査等会議を開催し、寝屋川市の社会教育行政全般について意見を聴取している。

委員数 15人（学校教育・社会教育関係者、家庭教育活動者、学識経験者）

2 各種事業

(1) まちのせんせい活用事業（令和2年度実績）

まちのせんせい延登録者 134人

まちのせんせい派遣（依頼件数）24件（延派遣者数）14人

(2) 成人教育講座

講座の開設

（令和2年度）

名 称	回 数	対 象	延受講者数
成人教育講座	4	市内在住、在職、在学の成人	79人

(2) 日本語よみかき学級

学習日時 毎水曜日 昼・夜 各44回（令和2年度実績 昼32回・夜 31回）

受講者数（登録者数）33人（延べ受講者数）316人

内 容 日常生活における日本語のよみかきを必要とする市民に対し、習得の機会を提供するために開設している。

3 学び館

児童から高齢者に至るまでの世代間の交流を推進し、人と人とのふれあいを図るとともに、社会教育関係団体の活動の場所及び市民の自主学習、自主活動の場所を提供する。

(1) 概要

所在地	寝屋川市明和一丁目13番23号
構造	鉄筋コンクリート造3階建て地下1階
延床面積	1,377.40 m ²
開設日	平成28年4月1日
指定管理者	特定非営利活動法人 笑顔（平成28年4月1日から指定管理者制度を導入）
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間
開館時間	午前9時～午後9時（日曜日・祝日は、午後5時30分まで）
休館日	第3日曜日、12月29日から翌年の1月3日まで
施設内容	事務室、自習室、図書室、講習室、音楽室、学習室、和室、茶室、料理室、多目的室

(2) 貸し館施設内容

室名	面積 (m ²)	定員 (人)	室名	面積 (m ²)	定員 (人)
講習室	58.32	15	料理室	61.77	16
学習室	61.77	25	和室	50.08	16
音楽室	60.73	16	茶室	32.51	10
多目的室	230.04	200			

(3) 利用状況

区 分 \ 年 度		令和2年度	令和元年度	平成30年度
生涯学習事業	青少年健全育成講座 （子ども向け講座）	3,759人	5,739人	6,433人
	青少年健全育成成人講座 （大人向け講座）	1,071人	1,932人	1,846人
	世代間交流事業	5,949人	13,087人	9,699人
貸し館等		4,987人	10,934人	15,627人
合 計		15,766人	31,692人	33,605人

4 エスポアール

児童から高齢者に至るまでの世代間の交流を推進し、人と人とのふれあいを通じて地域における交流を深めるとともに、社会教育関係団体や市民の自主学習、自主活動の場所を提供する。

(1) 概要

所在地	寝屋川市錦町21番3号
構造	鉄筋コンクリート造2階建
延床面積	2,819.49 m ² (1階 1,544.33 m ² 2階 1,275.16 m ²)
開設日	平成5年12月1日
指定管理者	特定非営利活動法人 和 (平成21年4月1日から指定管理者制度を導入)
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間
開館時間	午前9時～午後9時(日曜日・祝日は、午後5時30分まで)
休館日	第3日曜日、12月29日から翌年の1月3日まで
施設内容	第1学習室、第2学習室、軽スポーツ室、静養室、 ふれあいの部屋1、ふれあいの部屋2、多目的ホール、第1講義室、 第2講義室、和室、図工室、音楽室(1)、音楽室(2)、料理室、 集会室、第1会議室、第2会議室、さくらホール、事務室、準備室

(2) 貸し館施設内容

室名	面積(m ²)	定員(人)	室名	面積(m ²)	定員(人)
第1学習室	96	50	和室	73	30
第2学習室	48	30	図工室	61	25
軽スポーツ室	110	60	音楽室(1)	60	20
静養室	71	20	音楽室(2)	76	30
ふれあいの部屋1	48	30	料理室	67	30
ふれあいの部屋2	41	25	集会室	71	30
多目的ホール	175	156	第1会議室	27	12
第1講義室	67	60	第2会議室	36	16
第2講義室	70	60			

(3) 利用状況

区 分 \ 年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
青少年成人事業	3,013人	4,764人	6,780人
児童健全育成事業	20,841人	45,962人	98,585人
親子ふれあい事業	641人	2,245人	3,247人
世代間交流事業	34人	6,070人	9,476人
子育て支援事業	338人	413人	607人
貸し館等	36,992人	78,381人	105,911人
合 計	61,859人	137,835人	224,606人

※世代間交流事業にフェットエスポアールも含む。

《図書館の充実》

1 図書館

図書館は、市民の学習に役立つ資料や情報を提供する施設であり、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造にかかわる場である。

いつでも、どこでも、だれでもが、必要とする知識や情報をどこまでも追求することができ、それによって自ら課題を解決できる場所として利用できるような図書館を目指している。

そのため、全ての市民が利用しやすい「役立つ図書館」となるよう館外貸出、団体貸出、移動図書館、点字・録音図書の貸出、調査、相談、予約サービス、相互貸借を行っており、令和2年度よりＩＣゲート・自動貸出機・自動返却機・図書除菌機等も設置した。また、平成30年6月に発生した大阪府北部地震により閉館となった中央図書館に代わり、令和3年8月に寝屋川市駅前アドバンスねやがわ一号館4階に新しく中央図書館が開館した。そのほか、講座・講演会、読書の普及活動などの各種行事を行っている。また、令和2年10月より市内特定郵便局窓口及び市内シティステーションで図書の受取り・返却できる図書配送事業を実施した。そのほか、学校図書館との連携や子どもの読書環境の整備などにも積極的に取り組んでいる。

歴史関連事業としては、これまでに調査・収集した歴史資料を適切に保存し、地域の歴史に関する史料の調査・収集を継続して行うとともに、得られた歴史情報を提供していくことにより、郷土資料の充実・活用を図る。

(1) 中央図書館

ア 概要

所在地	寝屋川市早子町23番1-401号（アドバンスねやがわ一号館4階）
構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造6階建、地下2階
延床面積	2,184.82㎡
開設日	令和3年8月5日
開館時間	午前10時～午後9時 (ただし、土・日曜日・祝日は、午前10時～午後8時)
休館日	毎週月曜日、年末年始、特別整理期間

イ 主な施設

閲覧室・絵本コーナー・カフェスペース・マルチルームなど

(2) 東図書館

ア 概要

所在地	寝屋川市秦町41番1号（市民会館内3階）
構造	鉄筋コンクリート造4階建
延床面積	543.76㎡
開設日	昭和45年5月3日
開館時間	午前9時30分～午後6時30分 (ただし、土・日曜日・祝日は、午前9時30分～午後5時)
休館日	毎月第2月曜日、年末年始、特別整理期間

イ 主な施設

閲覧室・子ども図書室・集会室など

(3) 寝屋川市駅前図書館 (Carrel - キャレル)

ア 概 要

所 在 地	寝屋川市早子町23番2 (アドバンスねやがわ二号館3階)
構 造	鉄筋コンクリート造12階建、地下2階
延床面積	1,226.08 m ²
開 設 日	平成25年4月1日
開館時間	午前10時～午後9時
休 館 日	毎月第3木曜日、年末年始、特別整理期間

イ 施設

(7) 駅前図書館

閲覧室・児童コーナー・インターネットコーナーなど

(イ) 市民ギャラリー

第1展示室 (54.8m²) ・第2展示室 (76.1m²) ・控室など

(4) 中央図書館分室

分室名	開 館	開 館 時 間
西 北	水曜日	午後1時～午後4時30分
	土・日曜日・祝日の水曜日	午前10時～午後4時 (12時～13時休室)
南	〃	〃
東 北	〃	〃
西 南	〃	〃
西	〃	〃

※令和3年4月より西分室を開設

(5) 移動図書館

車両台数1台、駐車場数31か所

(6) 蔵書数

(令和3年3月31日現在)

種 類	蔵書数	備 考
一 般 書	352,227冊	AV・点字書含む
児 童 書	195,937冊	—
合 計	548,164冊	—

新 聞	中央図書館 2種	東図書館 13種	駅前図書館 12種
雑 誌	中央図書館 82種	東図書館 102種	駅前図書館 134種

※中央図書館の数値は、中央図書館が臨時図書室として開室しているときの数値です。

(7) 登録者数

(令和3年3月31日現在)

個人登録	団体登録		その他	
	学校園所	その他	点字・録音図書	協力館
146,344	29	22	(60)	11

【備考】 () は個人登録のうち数

(8) 貸出状況

(単位：冊)

区 分	中央図書館	東図書館	駅前図書館	分 室	移動図書館	配送	合 計
令和2年度	122,092	184,205	268,110	117,147	12,182	1,832	705,568
令和元年度	138,833	224,954	350,315	135,320	17,088	—	866,510
平成30年度	197,738	233,616	396,681	131,865	17,730	—	977,630

※令和元年度、2年度の中央図書館の数値は、中央図書館が臨時図書室として開室しているときの数値です。

※貸出冊数には団体貸出を含みます。

※令和2年度の配送は令和2年10月～令和3年3月までの状況です。

(9) 歴史情報の収集・保管・提供事業

市域の歴史に関する史料を調査・収集・保存し、得られた歴史情報を様々な形で市民に情報提供・公開する。

ア 市域の歴史に関する史料を調査し、収集する。

イ 収集した史料を適正に維持保存する。

ウ 史料を分析研究し、様々な形の歴史情報にする。

エ 市域に関する史料を閲覧公開する。

オ 市域に関する歴史情報を市民に提供する。

カ 寝屋川市史等の販売、アフターケアを行う。

《関係機関・団体との協働》

1 社会教育関係団体

(令和2年度)

団 体 名	会員数	内 容	主 な 事 業
寝屋川市立校園PTA協議会	約24,100人 40単位 PTA	成人教育、生活指導、広報活動の3専門委員会を設置し、PTA活動を専門的に研究、討議を行い、子どもの健全育成を目指して、連携をとりながら意欲的な活動を行っている。	・単位PTA相互の情報交換 ・会員相互の研修会 ・バレーボール親善交流会 ・ドッジボール親善交流会 ・市PTA大会（成人教育講座） ・生活指導研修会 ・北河内・大阪府PTAとの連携 ※新型コロナウイルス感染症により未実施事業あり
寝屋川市文化連盟	約500人	華道、茶道、陶芸、書法、俳画、映像、写真、謡曲、邦楽、きもの着付、日本舞踊、アートフラワー、民舞連合会、(川柳)の計14団体からなり、市民文化の向上に寄与している。	文化連盟や各加盟団体の例会、機関紙「たちばな」の発行を始めとする幅広い活動を進めている。 友好都市との文化交流や寝屋川文化芸術祭への積極的な参加。
寝屋川市音楽連盟	約450人	市民コーラス・合奏など4団体で構成。音楽文化の向上、市民の自主活動の促進に寄与している。	寝屋川文化芸術祭や寝屋川ミュージックデーへの積極的な参加や加盟団体のコンサートの後援。
寝屋川市音楽団	18人	ジャズ演奏を通じて地域の音楽文化の振興に寄与している。	市内外でのコンサートで活動。
寝屋川市青少年指導員会	120人	啓発活動や地域での体験交流活動、パトロール活動など、様々な活動を通して青少年の健全育成を図っている。	「中学生の主張」発表会や青少年育成促進事業、オアシス運動推進活動などの青少年育成市民啓発事業。
一般社団法人寝屋川青年会議所	約140人	20歳から40歳までの青年により組織され、明るい豊かな社会を築くため、教育やスポーツ等を通じて郷土への愛着心や道徳心を育み、青少年の健全育成に取り組んでいる。	・わんぱく相撲 ・鯉のぼりフェスタ ・ねやキッズタウン ・公開例会（講演会） 他 ※新型コロナウイルス感染症により未実施事業あり
特定非営利活動法人寝屋川市スポーツ振興連盟 (昭和34年旧体育連盟として設立)	6,153人	市民で構成された市内25スポーツ団体が結集し、本市競技スポーツ・生涯スポーツの推進を目指している。 また、市民体育館指定管理者として市民の健康の保持増進及び体力の向上にも努めている。 淀川河川グラウンドの管理運営も受託。	・寝屋川チャンピオンカップ ・寝屋川市民体育大会 ・寝屋川ハーフマラソン ・エンジョイフェスタinねやがわ
スポーツ推進委員会 (昭和32年5人委嘱)	24人 (2年任期)	スポーツ基本法第32条に規定され、社会的に信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有する者を市町村教育委員会が非常勤として委嘱している者で構成された団体。	・市民ウォーキング ・寝屋川ハーフマラソン ・エンジョイフェスタinねやがわ ・全国・近畿各種研修会

文化の振興を図る

《文化・芸術活動の促進》

1 文化振興条例と文化振興会議

文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現を目指すため、平成22年4月1日に文化振興条例を施行した。

また、条例に基づき文化振興会議を設置し、寝屋川市の文化振興に関する重要事項について意見を聴取している。

委員数 7人（学識経験者、関係団体の代表者、市民）

2 文化事業

（令和2年度）

事業名	実施月日	内 容	参加人数等
寝屋川ミュージックデー （市民会館）	7月12日	市内の中学校・高校・高専・大学の吹奏楽部が一堂に会し、音楽活動を通じた交流と演奏技術の向上を図る。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
寝屋川文化芸術祭 （市民会館、初本町公園、さわやかロード、中央小学校、アルカスホール）	10月31日～11月1日 （文化芸術月間：11月）	様々な文化・芸術活動の紹介・体験、市民の日頃の活動の成果発表など、文化・芸術活動を体験できる機会を市民に提供すると共に、世代間交流を積極的に図り、文化芸術活動の継承、普及推進を図る。また、令和元年度からは11月を寝屋川文化芸術月間と位置づけ、同月に行われる市内の文化芸術イベントの周知を行うことで、市民の文化芸術に対する意識の高揚を図った。	寝屋川文化芸術祭は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 文化芸術月間イベント 件数 5件
囲碁・将棋活動推進事業 （市民会館・各小学校）	指導者研修会：6月20日 学校への指導者派遣：7月～2月（4小学校、計23回） プロ棋士との交流イベント：8月2日、10月4日、12月6日、3月7日 小中学生囲碁・将棋大会：9月20日、3月14日	囲碁・将棋を通じて礼儀礼節、社会マナー教育、伝統文化の伝承や世代間交流を図る。	延べ参加者数 698人

《文化の鑑賞などの機会の充実》

1 地域交流センター（アルカスホール）

市民の文化活動及び交流の場の提供を行うとともに、市民のふれあいを通じたにぎわいを創出する場として平成23年4月1日に開館した。

(1) 概要

所在地	寝屋川市早子町12番21号
構造	鉄筋コンクリート造地下1階地上4階
敷地面積	1,747.23㎡
延床面積	3,360.28㎡
建築面積	1,103.24㎡
開設日	平成23年4月1日（平成23年3月1日購入）
指定管理者	株式会社アステム（平成23年4月1日から指定管理者制度を導入）
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間
開館時間	午前9時～午後10時
休館日	12月29日から翌年1月3日まで
施設内容	
ア メインホール	客席数359席
	メインホール1階席 224席・車椅子スペース4席
	メインホール2階席 124席・親子室7席
イ 屋内その他	
	楽屋1・楽屋2・会議室1・会議室2・スタジオ・ギャラリー・フリースペース
ウ 自転車駐車場	
	自転車68台・原動機付自転車10台

(2) 利用状況（室別利用者数）

【単位：人】

	令和2年度			令和元年度			平成30年度		
	平日	土日祝	計	平日	土日祝	計	平日	土日祝	計
メインホール	5,491	7,017	12,508	21,347	32,245	53,592	17,858	33,958	51,816
ギャラリー等 その他施設	6,799	4,885	11,684	18,410	21,572	39,982	18,719	23,862	42,581
合 計	12,290	11,902	24,192	39,757	53,817	93,574	36,577	57,820	94,397

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月8日～5月31日まで休館、
令和3年1月14日～2月28日まで一部休館。

2 池の里市民交流センター

市民の文化・スポーツ活動等の振興を図り、市民への社会教育活動の場を提供する。

(1) 概要

所在地	寝屋川市池田西町24番5号
構造	鉄筋コンクリート造4階建（旧校舎棟） 鉄筋コンクリート造3階建（旧体育館棟）
敷地面積	9,831.69㎡
延床面積	5,104.39㎡
グラウンド面積	2,396.57㎡（サブグラウンド 960.42㎡を含む）
開設日	平成18年9月20日
開館時間	午前9時～午後9時
休館日	第4月曜日 (ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合は、その翌日) 12月29日から翌年1月3日まで

施設内容

- ア 体育施設（アリーナ・グラウンド・サブグラウンド）
- イ 多目的室（7室）

(2) 利用状況

ア 多目的室（令和2年度以降）

【単位：人】

室名 年度	多目的 室1	多目的 室2	多目的 室3	多目的 室4	多目的 室5	多目的 室6	多目的 室7	合 計
令和2年度	3,371	3,918	5,671	2,983	4,190	4,020	4,387	28,540

多目的室（令和元年度（平成31年度）まで）

【単位：人】

室名 年度	多目的 室1	多目的 室2	多目的 室3	多目的 室4	多目的 室5	多目的 室6	多目的 室7	合 計
令和元年度	5,695	5,050	7,843	7,233	6,513	3,764	4,128	40,226
平成30年度	7,199	6,117	6,806	9,519	6,362	8,114		44,117

イ 体育施設（区分別利用者数）

【単位：人】

区 分 年 度	団体利用	個人利用	合計
令和2年度	15,615	252	15,867
令和元年度	33,804	164	33,968
平成30年度	46,973	100	47,073

※令和元年度3月および令和2年度4・5月、1月14日～2月28日は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館

《文化財の収集・保存及び公開・活用》

1 文化財

(1) 文化財保護審議会

寝屋川市文化財保護条例に基づき、市内の文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査、審議する。

委員数 5 人（学識経験者）

(2) 指定及び登録文化財

(令和 3 年 9 月 30 日現在)

種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
国指定史跡	石宝殿古墳	打上元町1875番地の1	S48. 5. 10
〃	高宮廃寺跡	高宮二丁目15番1号	S55. 5. 13
国登録有形文化財	聖母女学院校舎	美井町18番10号	H 9. 5. 29
〃	平池家住宅 主屋・長屋門	平池町12番7号	R3. 6. 24
府指定史跡	寝屋川古墳	寝屋川公園2370番地	H 5. 11. 24
府指定天然記念物	神田天満宮のくすのき	上神田二丁目2番2号	S47. 3. 31
〃	春日神社のスダジイの社叢	国松町20番4号	S56. 6. 1
市指定史跡	太秦高塚古墳	太秦高塚町358番地他	H 9. 11. 3
〃	伝・秦河勝の墓	川勝町2番	〃
市指定有形文化財 ・彫刻	秋玄寺十三仏板碑	高宮二丁目8番18号	〃
〃	大念寺十三仏板碑（小）	堀溝二丁目9番4号	〃
〃	大念寺十三仏板碑（大）	〃	〃
市指定有形文化財 ・考古資料	蔵骨器	長栄寺町6番4号	〃
市指定有形文化財 ・工芸品	正法寺梵鐘	寝屋一丁目10番1号	H10. 11. 3
〃	大念寺梵鐘	堀溝二丁目9番4号	〃
〃	正立寺梵鐘	黒原城内町16番17号	〃
市指定有形文化財 ・建造物	喜多家墓所 五輪塔（地輪）	池田二丁目7番31号	〃
市指定有形文化財 ・考古資料	讃良川遺跡出土 土製耳飾り（耳栓）	打上宮前町3番1号 市立埋蔵文化財資料館	H11. 11. 3
〃	高宮八丁遺跡出土勾玉	〃	〃

種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
〃	長保寺遺跡出土古代船	〃	〃
〃	高宮遺跡出土 墨書銘曲物桶	〃	〃
市指定有形文化財 ・彫刻	明光寺十三仏板碑	打上元町31番6号	H12. 11. 3
市指定有形文化財 ・考古資料	明光寺雷神石	〃	〃
〃	高宮八丁遺跡出土櫓	市立埋蔵文化財資料館	〃
〃	高宮八丁遺跡出土貯蔵穴	〃	〃
〃	長保寺遺跡出土子持勾玉	〃	〃
〃	太秦古墳群出土鹿の埴輪	〃	〃
市指定有形文化財 ・彫刻	木造聖観音坐像	下神田町17番5号 法安寺	H15. 11. 3
市指定有形文化財 ・絵画	絹本着色方便法身尊像	太間町11番16号 西正寺	〃
〃	八相涅槃図	下神田町17番5号 法安寺	H16. 11. 3
市指定無形民俗文化財	三井のお弓行事	三井地区	H19. 11. 3
市指定有形文化財 ・建造物	菅原神社本殿	池田中町31番13号	H23. 11. 3

2 寝屋川市立埋蔵文化財資料館

寝屋川市に關係する埋蔵文化財等の資料を収集、保管し、展示して市民の利用に供し、もって市民文化の向上を図る。

(1) 概要

所在地	寝屋川市打上宮前町3番1号（寝屋川東ファミリータウン中1番館1階）
建物	鉄筋コンクリート造、陸屋根、地上14階、地下1階建の1階部分
面積	158.83㎡
開設日	昭和56年5月1日
開館時間	午前9時～午後5時15分
休館日	月曜日及び火曜日 12月29日～1月3日まで、及び特別展示等準備期間（年間7日以内で、教育委員会が定める日）は、休館とする。
施設内容	展示室、学習室、作業室、収蔵庫、事務室

(2) 入館者数

年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
入館者数	1,392人	2,508人	2,793人

※令和元年度3月および令和2年度4・5月、1月14日～2月28日は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館

3 太秦高塚古墳公園

平成13年度に、5世紀後半築造の太秦高塚古墳（市指定史跡）を整備し、古墳公園として広く市民に公開し、憩いと学習の場を提供している。

《地域文化資源の活用》

1 ネットワークサイン・ルート環境整備

市内に点在する史跡や文化財、公園、緑地等のネットワークルートに設置されている説明・誘導サインの修繕を計画的に行う。

2 新寝屋川八景の周知・活用

新寝屋川八景のパンフレットの活用や絵はがき・クリアファイルの配布により、市民へ周知し郷土愛を深め、「ふるさと 寝屋川」の継承に努める。

スポーツ活動を推進する

市民一人一人が日常生活の中で、生涯にわたりスポーツに親しむことは、健康の保持増進と体力の向上に役立つだけでなく、明るく豊かで生きがいある生活を営む上で極めて重要であり、適切な体育・スポーツ活動を継続的に実施できるよう施策を推進する。

《スポーツ指導者の養成・活用》

1 スポーツ指導者の育成と活用

各種研修会等を実施し、指導者の育成と資質の向上を図り、活動の場づくりに努める。

(1) 各種研修会・講習会

事業名	内 容	令和2年度	令和元年度	平成30年度
スポーツ振興連盟 種目別講習会	競技種目別講習会	317人	973人	1,136人
スポーツインストラクター養成講習会	本市独自のスポーツ指導に関する資格認定講習	26人		13人
スポーツ指導者研修会	スポーツ指導者を対象とした研修会		25人(第2回目は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)	

※種目別講習会について令和2年度・令和元年度は新型コロナウイルスのため参加人数減少。

(2) スポーツ推進委員の委嘱とスポーツ推進委員会の活動の促進

スポーツ基本法に基づき、市民スポーツの推進役として24人のスポーツ推進委員を委嘱している。

委嘱を受けた委員は、委員会を組織し、各種事業の推進を図っている。

(3) スポーツリーダーズバンクの設置

スポーツインストラクター養成講習会を修了し、スポーツリーダーズバンクに登録した者が、本市のスポーツリーダーとして、地域・職場・学校からのスポーツ指導者の要請に応じて、専門的な指導を行っている。また、平成16年度より各種スポーツ教室を開講し、市民スポーツの振興に力を注いでいる。

令和3年3月31日現在の登録総数：272人 令和2年度延派遣人数：21人

2 社会体育団体

特定非営利活動法人 寝屋川市スポーツ振興連盟

25団体が加盟し、市民体育大会の運営及び種目別春季・秋季大会、寝屋川市長杯、各協会・連盟会長杯等の競技スポーツ大会の開催、種目別審判講習会・技術講習会・教室等を実施している。

※ 陸上競技協会、ソフトテニス協会、テニス協会、卓球協会、剣道協会、柔道連盟、軟式野球連盟、空手道連盟、民踊協会、ラグビーフットボール協会、バレーボール連盟、ソフトボール協会、バドミントン協会、ゲートボール協会、インディアカ協会、グラウンド・ゴルフ協会、少林寺拳法連盟、サッカー協会、レスリング協会、バウンドテニス協会、バスケットボール協会、スポーツ少年団、ソフトバレーボール連盟、池の里クラブ、ダンス連盟

令和2年度 6,153人登録

《施設の整備・充実》

1 市民体育館

市民の体育及びスポーツの振興を図るとともに、青少年の健全育成並びに市民の体位向上に資するために設置し、市民スポーツの拠点として市民の利用に供している。

(1) 概要

所在地	寝屋川市下木田町16番16号
構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造、地下1階地上3階、塔屋
敷地面積	8,415.60 m ² 延床面積 7239.78m ²
開設日	昭和49年10月10日（リニューアルオープン 平成8年4月1日）
指定管理者	特定非営利活動法人 寝屋川市スポーツ振興連盟 (平成20年4月1日から指定管理者制度を導入)
指定期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間
開館時間	午前9時～午後9時
休館日	毎月第3火曜日 (ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日) 12月29日から翌年1月3日まで

使用種別と申込方法

団体使用	10人以上の者で構成される団体を対象に、2か月前の1日～14日の間に申込みをし、15日に抽選（以後は、空き状況に応じて随時受付）
個人使用	個人を対象に、使用当日に先着順で受付

(2) 利用状況

区 分 \ 年 度	団体利用	個人利用	合 計
令和2年度	66,645人	28,600人	95,245人
令和元年度	112,364人	52,140人	164,504人
平成30年度	130,057人	55,463人	185,520人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月5日～6月14日、令和3年1月14日～2月28日まで休館。

(3) オープス・スポーツ施設情報システム

登録総件数 3,991件（令和3年3月31日現在）

2 野外活動センター

野外活動を始め、その他社会教育に係る学習の場を提供し、生涯学習の振興のため市民の利用に供している。

(1) 概要

所在地	四條畷市大字下田原2237
総面積	19,929 m ²
開設日	昭和47年7月
指定管理者	特定非営利活動法人 ナック（NAC） (平成17年4月1日から指定管理者制度を導入)
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間
収容人員	宿泊・日帰り 250人
休所日	毎月（7月及び8月を除く）第3火曜日（ただし、その日が国民の祝日に当たるときは、その翌日） 年末年始（12月28日～翌年1月4日）
申込方法	利用日の2か月前の1日～14日の間に申込みをし、15日に抽選。以降は、空き状況に応じて随時受付（10日前まで）
施設内容	管理棟、ロッジ（8人用5棟、20人用1棟、30人用1棟、40人用2棟、80人用1棟）、工作室、天体ドーム、自然学習室、野鳥観察小屋、屋外ステージ、キャンプファイヤー場、アスレチック、散策道、炊事場、シャワー室、トイレ

(2) 利用状況

区 分 年 度		団 体		ファミリー		合 計
		日帰り	宿泊	日帰り	宿泊	
令和2年度	利用者数	2,255人	907人	2,406人	1,543人	7,081人
	利用団体数	75件	39件	266件	242件	622件
令和元年度	利用者数	9,451人	6,141人	1,209人	811人	17,612人
	利用団体数	315件	227件	208件	151件	901件
平成30年度	利用者数	13,608人	6,759人	1,650人	1,237人	23,254人
	利用団体数	467件	257件	297件	234件	1,255件

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月8日～5月31日、令和3年1月14日～2月28日まで休館。

(3) 公共施設予約システム

登録総件数 3,731件（令和3年3月31日現在）

新しい予約システムを導入した平成31年4月からカウント

3 淀川河川グランド

野球・ソフトボールグランド 4面

少年野球場 1面

多目的広場（ラグビー場） 1面

《スポーツ・レクリエーション活動の充実》

1 大会及び行事

名 称	実施月	令和2年度	令和元年度	平成30年度
市民体育大会	7月～3月	3,071人	6,068人	6,248人
北河内地区総合体育大会	5月～7月	新型コロナウイルス感染症拡大を受け、開催中止	369人	369人
大阪府総合体育大会	8月～10月	新型コロナウイルス感染症拡大を受け、開催中止	80人	184人
三島・北河内地区対抗柔道大会	11月	新型コロナウイルス感染症拡大を受け、開催中止	11人	12人
北河内地区駅伝競走大会	2月	新型コロナウイルス感染症拡大を受け、開催中止	42人	39人
大阪府市町村対抗駅伝競走大会	2月	新型コロナウイルス感染症拡大を受け、開催中止	37人	36人
市民ウォーキング	9月・3月	9月は新型コロナウイルス感染症拡大を受け中止 3月 98人	9月は強風、3月は新型コロナウイルス感染症拡大を受け中止	285人
エンジョイフェスタ in ねやがわ	10月	新型コロナウイルス感染症拡大を受け、開催中止	雨天中止	30,408人
寝屋川ハーフマラソン	2月	新型コロナウイルス感染症拡大を受け、開催中止	新型コロナウイルス感染症拡大を受け、開催中止	5,680人

2 スポーツ教室

市民の健康の保持増進のため、寝屋川市教育委員会、市民体育館指定管理者、スポーツ振興連盟傘下団体及び総合型地域スポーツクラブ池の里クラブ等が主催し、2歳から高齢者を対象とした各種スポーツ教室を通年で開催している。

《学校体育施設などの開放》

1 一般開放スポーツ施設

- (1) 小・中学校体育施設開放
36小・中学校体育館、運動場
- (2) 中学校夜間照明
第一・第三・第五・第八・中木田中学校
- (3) 府立高校等学校開放
高等学校及び府立大学工業高等専門学校のグラウンド4校、テニスコート2校
- (4) パナソニックスポーツセンター
テニスコート

官公署と施設一覧表

(令和3年12月現在)

名 称	所 在 地	電 話
寝屋川市役所	本町1番1号	(824) 1181
西北コミュニティセンター	松屋町20番30号	(833) 0120
南コミュニティセンター	下木田町16番50号	(821) 0301
東北コミュニティセンター	成田町3番3号	(832) 3791
西コミュニティセンター	葛原二丁目7番1号	(838) 1524
西南コミュニティセンター	上神田一丁目30番1号	(838) 2322
東コミュニティセンター	高宮新町32番2号	(820) 2281
男女共同参画推進センター	東大利町2番14号 (産業振興センター5階)	(800) 5789
市民活動センター	秦町41番1号 (市民会館4階)	(812) 1116
消費生活センター	桜木町5番30号	(828) 0428 (事務) (828) 0397 (相談)
市民会館	秦町41番1号	(823) 1221
ねやがわシティ・ステーション	早子町16番11-101号 (京阪寝屋川市駅南口1階)	(801) 1071
香里園シティ・ステーション	香里南之町16番15号 (JAビル香里1階)	(832) 4131
萱島シティ・ステーション	萱島本町19番1号 (京阪萱島駅東改札口前)	(823) 6962
堀溝サービス窓口	堀溝三丁目10番20号	(811) 5571
西シティ・ステーション	池田西町24番5号 (池の里市民交流センター1階)	(838) 0324
東シティ・ステーション	打上宮前町3番1号 (寝屋川東ファミリータウン中1番館1階)	(822) 3380
産業振興センター (にぎわい創造館)	東大利町2番14号	(828) 0751
クリーンセンター	寝屋南一丁目2番1号	(824) 0911 (820) 7400 (収集)
緑風園	讃良東町7番1号	(823) 7758
中央高齢者福祉センター	成田町3番6号	(832) 0050
東高齢者福祉センター	明和一丁目1番30号	(822) 3961
太秦高齢者福祉センター	太秦元町14番22号	(822) 0350
西高齢者福祉センター	池田西町28番22号 (保健福祉センター内)	(838) 1441
東障害福祉センター	明和一丁目13番23号	(823) 8525
あかつき・ひばり・第2ひばり園	大谷町6番1号	(823) 6287
すばる・北斗福祉作業所	大谷町7番1号	(824) 4664
大谷の里	大谷町7番1号	(820) 6106
子育てリフレッシュ館 (RELATTO・リラット)	錦町8番13号	(800) 3862
こどもセンター	八坂町28番13号	(839) 8815
南寝屋川公園管理事務所	讃良東町6番1号	(824) 6262
市民テニスコート・市民グラウンド	〃	〃
公園墓地管理事務所 (墓地・納骨堂)	池の瀬町5番2号	(823) 5699
寝屋川斎場	〃	(831) 2131
自転車の駅	太秦高塚町7番1号	(824) 2250

名 称	所 在 地	電 話
上下水道局	本町 15 番 1 号	(824) 1181
教育委員会	本町 1 番 1 号	(824) 1181
総合教育研修センター	明德一丁目 1 番 1 号	(822) 2126
埋蔵文化財資料館	打上宮前町 3 番 1 号	(822) 3381
エスポアール	錦町 21 番 3 号	(828) 4141
市民体育館	下木田町 16 番 16 号	(824) 5858
野外活動センター	四條畷市下田原 2237	(0743) 78-1910
中央図書館	早子町 23 番 1 号 (アドバンスねやがわ一号館 4 階)	(800) 3711
東図書館	秦町 41 番 1 号 (市民会館内)	(823) 0661
寝屋川市駅前図書館 (キャレル)	早子町 23 番 2 号 (アドバンスねやがわ二号館内)	(811) 5544
駅前図書館		
市民ギャラリー		
池の里市民交流センター	池田西町 24 番 5 号	(838) 0188
青少年の居場所 (スマイル)	〃	(838) 0195
(ハピネス)	八坂町 28 番 13 号 (こどもセンター内)	(827) 4531
地域交流センター (アルカスホール)	早子町 12 番 21 号	(821) 1240
学び館	明和一丁目 13 番 23 号	(822) 3311
保健所	八坂町 28 番 3 号	(829) 7771
保健所すこやかステーション	池田西町 28 番 22 号 (保健福祉センター内)	(812) 2361
保健福祉センター等	池田西町 28 番 22 号	(838) 0134
福祉事務所	池田西町 28 番 22 号及び 24 番 5 号	(824) 1181
シルバー人材センター	讃良東町 6 番 1 号	(803) 7185
社会福祉協議会	池田西町 24 番 5 号	(838) 0400
保健福祉センター診療所	池田西町 28 番 22 号	(828) 3931
子育て世代包括支援センター	池田西町 28 番 22 号 (保健福祉センター内)	(812) 2213
	錦町 8 番 13 号 (子育てリフレッシュ館内)	(800) 3863
北河内夜間救急センター	枚方市禁野本町二丁目 13 番 13 号	(840) 7555
保育所		
市立 さくら保育所	対馬江西町 15 番 16 号	(829) 0540
たんぽぽ保育所	打上南町 2 番 1 号	(823) 2433
さつき保育所	三井が丘四丁目 10 番 1 号	(823) 7141
さざんか保育所	寿町 15 番 6 号	(834) 1555
コスモス保育所	長栄寺町 22 番 13 号	(828) 9111
あざみ保育所	下木田町 16 番 53 号	(823) 1367
私立 豊野保育園	豊野町 2 番 36 号	(821) 2150
寝屋川東保育園	秦町 34 番 11 号	(821) 0533
常盤学園保育所	小路南町 16 番 13 号	(824) 5055
国松保育園	国松町 39 番 3 号	(821) 6123
寝屋川なかよし保育園	長栄寺町 6 番 18 号	(829) 0948
明德保育園	明德二丁目 11 番 18 号	(822) 0841
ゆりかご保育園	点野四丁目 1 番 32 号	(827) 5555
こまどり保育園	仁和寺本町三丁目 12 番 20 号	(838) 1515
打上保育園	梅が丘一丁目 5 番 35 号	(821) 1129
第 2 寝屋川なかよし保育園	長栄寺町 6 番 18 号	(829) 0948
こっこ保育園	中木田町 13 番 5 号	(820) 3939
あやめ保育園	萱島南町 12 番 3 号	(822) 1318

名 称	所 在 地	電 話
かえで保育園	中神田町2番2号	(829)8218
なでしこ保育園	美井元町28番3号	(832)3777
しらゆり保育園	堀溝北町25番1号	(822)3935
すずらん保育園	高柳五丁目28番1号	(827)5544
大阪聖母保育園	東香里園町9番6号	(802)5610
認定こども園		
池田すみれこども園	池田一丁目20番15号	(828)5733
本町こども園	本町13番3号	(823)1212
太陽保育園	高柳四丁目6番23号	(827)1291
きんもくせい保育園	木屋町6番3号	(833)1717
アカシヤ保育園	石津南町13番10号	(827)2324
第3きんもくせい保育園	河北西町18番1号	(822)0707
ねやがわ寝屋の森こども園	寝屋一丁目19番10号	(822)0045
第2アカシヤ保育園	打上宮前町6番26号	(825)1922
香里幼稚園	東香里園町31番3号	(832)5241
池田保育園	池田本町4番10号	(827)3456
桜木保育園	桜木町6番11号	(829)5921
ねやがわ成美の森こども園	錦町21番6号	(827)1330
旭学園第二幼稚園	黒原旭町5番5号	(826)2485
やまなみ幼稚園	梅が丘一丁目5番1号	(821)0864
仁和寺保育園	仁和寺本町六丁目7番2号	(827)8060
神田保育園	上神田一丁目26番27号	(838)0234
エルミンこども園	黒原橋町14番23号	(838)0415
石津保育園	石津東町20番20号	(829)0800
たちばなこども園	木田町2番8号	(821)0126
ひまわり保育園	松屋町12番10号	(831)4764
ひなぎく保育園	木田元宮一丁目13番12号	(824)3886
寝屋川めぐみ園	緑町13番20号	(833)0020
待機児童保育施設		
クローバー(きんもくせい保育園 分園 結)	成田西町15番12号	(831)3030
事業所内保育事業所		
おひさま保育園	宇谷町1番36号	(824)1005
千成ヤクルトつばめKIDS 保育園	木田町29番62号	(803)8963
認可外保育施設		
みつばち保育園	香里新町22番3号 サンネツ 208	(802)0155
くるみ保育園	早子町13番10号 よしみビル2階	(811)0101
企業主導型保育施設		
でゅっか保育園	八坂町11番3号	(812)1322
茶屋寝屋川大利保育園	大利元町4番7号	(839)0305
ねやがわこの木保育園	東大利町11番11号	(826)1022
くすのき保育園	萱島本町20番4号 FRONT F 彩都6階	(812)1085
みんなのほいくえん	豊野町15番1号	(812)3775
みんなのほいくえん香里園	香里南之町21番20号	(813)7650
病児保育所		
つくし	川勝町9番1号	(823)1621

名 称	所 在 地	電 話
みなみ 幼稚園	長栄寺町6番38号	(828)4150
市立 北幼稚園	寿町57番3号	(831)4875
中央幼稚園	初町19番1号	(822)7270
南幼稚園	下木田町6番1号	(822)7425
啓明幼稚園	高柳六丁目18番1号	(828)9789
私立 成田幼稚園	成田町10番8号	(833)2028
寝屋川幼稚園	大利町32番33号	(829)4152
恵愛幼稚園	田井町24番5号	(831)1308
太秦幼稚園	高宮あさひ丘2番2号	(822)2280
三井中央幼稚園	三井が丘二丁目5番3号	(823)6300
小学校		
市立 東小学校	太秦元町2番1号	(825)9001
西小学校	高柳三丁目1番27号	(838)9757
南小学校	下木田町16番15号	(825)9007
北小学校	寿町57番29号	(835)9291
第五小学校	成田西町2番3号	(835)9294
成美小学校	錦町23番45号	(838)9760
明和小学校	打上高塚町4番1号	(825)9004
池田小学校	池田二丁目1番7号	(838)9751
中央小学校	初町1番25号	(825)9002
啓明小学校	高柳六丁目3番1号	(838)9761
三井小学校	三井が丘三丁目7番3号	(835)9297
木屋小学校	豊里町19番22号	(835)9311
木田小学校	木田元宮一丁目17番1号	(825)9010
神田小学校	東神田町27番1号	(838)9754
堀溝小学校	堀溝三丁目10番8号	(825)9008
田井小学校	田井西町9番1号	(838)9292
桜小学校	池田新町3番23号	(838)9752
点野小学校	点野五丁目26番1号	(838)9758
和光小学校	黒原橘町30番1号	(838)9755
国松緑丘小学校	国松町47番1号	(825)9295
楠根小学校	楠根南町21番1号	(825)9011
梅が丘小学校	梅が丘二丁目10番1号	(825)9005
宇谷小学校	宇谷町8番1号	(825)9298
石津小学校	石津元町8番1号	(838)9312
私立 香里ヌヴェール学院小学校	美井町18番10号	(831)8451
中学校		
市立 第一中学校	高宮新町32番1号	(825)9000
第二中学校	池田西町27番7号	(838)9750
第三中学校	田井町17番3号	(835)9290
第四中学校	打上新町4番1号	(825)9003
第五中学校	上神田二丁目8番1号	(838)9753
第六中学校	成田町3番6号	(835)9293
第七中学校	讃良東町1番1号	(825)9006
第八中学校	点野五丁目28番1号	(838)9756

名 称	所 在 地	電 話
第九中学校	高柳四丁目 16 番 16 号	(838) 9759
第十中学校	成田南町 20 番 7 号	(835) 9296
友呂岐中学校	日新町 2 番 25 号	(835) 9310
中木田中学校	中木田町 7 番 1 号	(825) 9009
私立 香里ヌヴェール学院中学校	美井町 18 番 10 号	(831) 8452
同志社香里中学校	三井南町 15 番 1 号	(831) 0285
高等学校		
府立 寝屋川高等学校	本町 15 番 64 号	(821) 0546
北かわち阜が丘高等学校	寝屋北町 1 番 1 号	(822) 2241
西寝屋川高等学校	葛原二丁目 19 番 1 号	(828) 6700
私立 同志社香里高等学校	三井南町 15 番 1 号	(831) 0285
香里ヌヴェール学院高等学校	美井町 18 番 10 号	(831) 1381
高等専門学校		
府立 府立大学工業高等専門学校	幸町 26 番 12 号	(821) 6401
大学		
私立 大阪電気通信大学	初町 18 番 8 号	(824) 1131
摂南大学	池田中町 17 番 8 号	(839) 9102
支援学校		
府立 寝屋川支援学校	寝屋川公園 2100 番地	(824) 1024
アドバンス寝屋川マネジメント株式会社	早子町 23 番 2-217 号	(823) 3751
北河内 4 市リサイクル施設組合	寝屋南一丁目 7 番 1 号	(823) 2038
寝屋川警察署	豊野町 26 番 26 号	(823) 1234
枚方寝屋川消防組合・消防本部	枚方市新町一丁目 7 番 11 号	(852) 9903
寝屋川消防署	池田二丁目 11 番 73 号	(852) 9966
西出張所	春日町 20 番 22 号	(852) 9860
南出張所	下木田町 16 番 17 号	(852) 9866
明和出張所	打上宮前町 2 番 3 号	(852) 9869
秦出張所	秦町 2 番 5 号	(852) 9875
三井出張所	三井南町 25 番 2 号	(852) 9872
神田出張所	東神田町 22 番 6 号	(852) 9863
国土交通省近畿地方整備局	桜木町 20 番 5 号	(828) 7025
淀川河川事務所寝屋川浄化揚水機場		
近畿運輸局大阪運輸支局	高宮栄町 12 番 1 号	(821) 9176
淀川河川公園太間サービスセンター	太間町 7 番 31 号	(838) 0888
大阪府枚方土木事務所太間排水機場	太間町 18 番 1 号	(829) 7557
大阪府枚方土木事務所門真工区	堀溝一丁目 1 番 15 号	(820) 0851
大阪府東部流域下水道事務所萱島工区	東神田町 37 番 1 号	(839) 5975
大阪府中央子ども家庭センター	八坂町 28 番 5 号	(828) 0161
大阪府生物多様性センター	木屋元町 10 番 4 号	(833) 2770
大阪府寝屋川公園管理事務所	寝屋川公園 1707 番地	(824) 8800
大阪市水道局豊野浄水場	太秦高塚町 1 番 1 号	(823) 2321
寝屋川郵便局	初町 4 番 5 号	(820) 2609

令和4年2月

ねやがわ市政概要

編集・発行 寝屋川市議会事務局
寝屋川市本町1番1号
TEL 072 (824) 0010 (直通)
FAX 072 (822) 0910
